| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 本地人 | 四、〇五八、八六七 | 二一、六八二、八五五 | 四、〇一三、〇九六 | 二一、九五〇、七一六 |
| 其他の内地人 | 六 | 三一 | — | — |
| 外國人 | 九、九〇〇 | 四三、一一八 | 一〇、三六四 | 四九、八一五 |
| 合計 | 四、一二七、一一七 | 二二、三五五、四八五 | 四、一二七、三〇五 | 二二、六三三、五五一 |

## 國語を解する本島人

| | 朝鮮人總數 | 國語を解する者 | 人口千ニ付 |
|---|---|---|---|
| 大正二年 | 一五、一六九、九二三 | 九二、二六一 | 六、〇八 |
| 同一二年 | 一七、四四六、七一三 | 七一二、二六七 | 四〇、八〇 |
| 昭和三年 | 一八、六六七、三三四 | 一、二九〇、三四一 | 六九、一一 |
| 同八年 | 二〇、二〇五、五九一 | 一、五七八、一二一 | 七八、一〇 |
| 同一三年 | 二一、九五〇、七一六 | 二、七一七、八〇七 | 一二三、八一 |

## 世帯・人口概數

昭和十年朝鮮國勢調査

| | 世帯 | 總數 | 男 | 女 |
|---|---|---|---|---|
| 全鮮 | 四、二九七、八〇五 | 二二、八九九、〇三八 | 一一、六六二、九四〇 | 一一、二三六、〇九五 |
| 京畿道 | 四五九、八五七 | 二、四五一、六九一 | 一、二六三、八六九 | 一、一八七、八二八 |
| 忠清北道 | 一七五、六九五 | 九五九、四九〇 | 四九一、一五八 | 四六八、三三九 |
| 忠清南道 | 二八〇、三三〇 | 一、五三六、八二五 | 七八二、五九七 | 七五四、二二八 |
| 全羅北道 | 三〇八、四四四 | 一、六〇七、二三六 | 八二三、九六四 | 七八三、二七二 |
| 全羅南道 | 四九八、五七二 | 二、五〇八、三四六 | 一、二五六、一七二 | 一、二五二、一七四 |
| 慶尚北道 | 四七八、一三四 | 二、五六五、三五一 | 一、二九六、九四四 | 一、二六八、四〇七 |
| 慶尚南道 | 四四二、一一三 | 二、二四八、三二八 | 一、一二九、五四五 | 一、一一八、七八三 |
| 黄海道 | 三三三、〇一六 | 一、六七四、三二四 | 八四五、四八一 | 八二八、八四三 |
| 平安南道 | 三三七、六〇一 | 一、四六九、六三一 | 七三九、三二七 | 七三〇、三〇四 |
| 平安北道 | 三〇六、一一〇 | 一、七一〇、五五二 | 八七〇、九九三 | 八三九、五五九 |
| 江原道 | 二九六、七九四 | 一、六〇五、三七四 | 八三一、九〇六 | 七七三、四六八 |
| 咸鏡南道 | 二九八、九三三 | 一、七二一、六七六 | 八八五、四一〇 | 八三六、二六六 |
| 咸鏡北道 | 一五五、五三五 | 八五三、八六四 | 四四五、三八四 | 四〇七、五三三 |

## 耕地面積（各年末）

| | 昭和十年（千町歩） | 昭和十一年（千町歩） | 昭和十二年（千町歩） |
|---|---|---|---|
| 田（畑） | 二、七〇七 | 二、七三九 | 二、七六九 |
| 畓（田） | 一、七九三 | 一、六八九 | 一、七五六 |
| 火田 | 四一八 | 四三七 | 四三七 |
| 合計 | 四、九一八 | 四、八六五 | 四、九六二 |

## 農業者戸口

| | 昭和十一年（戸） | 昭和十二年（戸） |
|---|---|---|
| 總數 | 三、〇五九、五〇三 | 三、〇五八、七五五 |
| 本地人 | 三、〇四八、六一四 | 三、〇四七、〇一九 |
| 內地人 | 八、〇四一 | 七、六三七 |
| 滿洲國人及支那人 | 二、八五八 | 二、〇九八 |
| 自作 | 五四六、三三七 | 五四九、五八五 |
| 自作兼小作 | 七三七、八四九 ◎七四、七一七 | 七三七、七八二 ◎七二、九一九 |
| 小作 | 一、五八三、六三三 ×二八、八六八 | 一、五八一、四二八 ×二七、〇四一 |

（備考）本表中◎印は火田民を、×印は被用者を示す。

## 主要農産物

| | 昭和十二年（石） | 昭和十三年（石） |
|---|---|---|
| 粳米 | 二六、〇四〇、六六九 | 二三、四八四、八六七 |
| 糯米 | 四四三、二六五 | 三六七、二六七 |



| | | |
|---|---|---|
| 陸米 | 三四三、〇一六 | 二六六、七四〇 |
| 大麥 | 九、七九五、三三〇 | |
| 小麥 | 二、〇三〇、八七五 | |
| 裸麥 | 二、七七一、八七八 | |
| 粟 | — | |
| 稗 | — | |
| 大豆 | 四、三六二、六八八 | |
| 小豆 | 八八九、六五一 | |
| 大麻 | 四、七九四、五三一貫 | 四、三五五、一三〇貫 |
| 陸地棉 | 八九、三九三、四七四斤 | 〇八三、一九八斤 |
| 在來棉 | 四七、九八二、七二八 | 三〇、二八七、〇二三 |

## 特用作物生産高（昭和十三年）

（調査月報に據る）

| | 作付反別（町） | 收穫高（貫） |
|---|---|---|
| 大麻 | 二三、一〇九 | 四、二五五、一三〇 |
| 苧麻 | 九三八 | 八八、六二七 |
| 青麻 | 一九二 | 三〇、六四五 |
| 黄麻 | 三 | 八七〇 |
| 亜麻 | 三、六八四 | 一、〇八三、九二八 |
| 楮 | 七、三八八 | 一、七五八、四八五 |
| 莞草 | 三、九六一 | 一、二七三、〇五一 |
| 胡麻 | 九、五六三 | 三五五、七五七 |
| 荏 | 一一、七九二 | 四五五、六〇三 |
| 菴麻 | 一、五六六 | 八、一一九 |
| 亜麻種子 | 三、六七九 | 五五、七六六 |
| 杞柳 | 一三三 | 一〇三、六二八 |
| 除虫菊 | 一四九 | 一七、六〇八 |
| 薄荷 | 一、四〇五 | 七六一、〇三一 |

## 主要都市人口（昭和十二年末）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 京城府 | 七〇六、三九六 | 仁川府 | 一〇二、四七三 |
| 開城府 | 五六、五九五 | 太田府 | 四〇、〇〇一 |
| 群山府 | 四三、八五一 | 全州府 | 四二、五三〇 |
| 木浦府 | 六三、四五七 | 光州府 | 五七、四六一 |
| 大邱府 | 一一〇、八六六 | 釜山府 | 二二三、一四二 |
| 馬山府 | 三三、四一一 | 平壌府 | 一八五、四一九 |
| 鎮南浦府 | 四八、八三八 | 新義州府 | 五一、三四七 |
| 元山府 | 六三、九九六 | 咸興府 | 六一、四三〇 |
| 清津府 | 六六、九五八 | 羅津府 | 二四、五〇八 |

## 林野面積

| | 昭和十一年末（ヘクタール） | 昭和十二年末（町） |
|---|---|---|
| 總數 | 一六、二四〇、四六六 | 一六、三二一、八七六 |
| 國有林 | 五、六五七、六三八 | 五、五三八、九三八 |
| 公有林 | 九二八、四九六 | 九八三、五五八 |
| 私有林 | 九、七五四、三四二 | 九、七九九、三八〇 |

## 林産額（昭和十二年）

（單位千圓）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 用材 | 二三、八九一 | 竹材 | 四二八 |
| 薪 | 三〇、六五三 | 枝葉（燃料） | 二三、八四七 |
| 其他林産燃料 | 二三、一七八 | 綠肥 | 二、七四二 |
| 堆肥原料 | 一六、五三〇 | 飼料 | 五、六九七 |
| 木炭 | 三、六八七 | 種實 | 二、五一四 |
| 筍 | 一六 | 菌蕈 | 二四四 |
| 漆液 | 三三 | 松脂 | 一 |
| アベマキ樹皮 | 一六二 | | |
| 山野菜 | 五六三 | 藥草 | 六四 |
| 染料 | 七 | 五倍子 | 一三 |
| 土石類 | 一、八二六 | 其他 | 二三 |
| 合計 | 一三八、七〇九 | | |

## 家畜及家禽（單位頭）

| 種類 | 昭和十年 | 同十一年 | 同十二年 |
|---|---|---|---|
| 牛 | 一、六七九、四四〇 | 一、七〇二、九七九 | 一、七一三、二四九 |
| 馬 | 五三、六〇八 | 五一、五六〇 | 五〇、八九三 |
| 驢 | 四、三六九 | 三、九九七 | 三、三五五 |
| 騾 | 一、二六九 | 一、〇六五 | 九九七 |
| 豚 | 一、六一六、四〇八 | 一、五七三、五九〇 | 一、六二三、〇九一 |
| 緬羊 | 九、三八八 | 一二、一四三 | 一九、九五二 |

社長 井坂孝

# 東京瓦斯株式會社

東京市麴町區丸ノ内一ノ六


## 婚姻及離婚數（昭和十二年）

| | 婚姻 | 離婚 |
|---|---|---|
| 朝鮮 | 一二六、九一七 | 五、一六二 |
| 臺灣 | 四八、六七二 | 三、四五九 |
| 樺太 | 二、七〇七 | 一八五 |
| 關東州 | 六、一五三 | 一四三 |
| 南洋 | 四六二 | 一五一 |

## 出生、死亡數（昭和十二年）

| | 出生 | 死亡 | 自然增加 |
|---|---|---|---|
| 朝鮮 | 六四三、四九八 | 三九六、七四〇 | 二四六、七五八 |
| 臺灣 | 二四七、六六六 | 一〇九、〇九六 | 一三八、五七〇 |
| 樺太 | 一二、三八七 | 五、九二四 | 六、四六三 |
| 關東州 | 二八、一一四 | 二〇、三〇六 | …… |
| 南洋 | 四、〇四〇 | 一、八一七 | 二、二二三 |

## 青年學校又は青年訓練所調（十二年四月末現在）

| 地方別 | 校數又は所數 | 職員數 | 生徒數 | 經費總額 |
|---|---|---|---|---|
| 朝鮮 | 八四 | 六四四 | 三、五九四 | 七〇、四一四圓 |
| 臺灣 | 三一 | 三〇三 | 二、二五一 | 九九、三八〇 |
| 樺太 | 五一 | 四四四 | 三、六四六 | 三一、八一五 |
| 內地 | 一六、八一〇 | 一七六、六七三 | 二、一三五、二〇六 | 二九、二〇九、五七四 |
| 總計 | 一六、九七六 | 一七八、〇六四 | 二、一四四、六九七 | 二九、四一一、一八三 |

## 朝鮮

### 位置

| 方位 | 地名 | 經緯度 | |
|---|---|---|---|
| 極東 | 慶尙北道鬱陵島竹島 | 東經 | 一三〇・五六度分 |
| 極西 | 平安北道馬鞍島西端 | 同 | 一二四・一一 |
| 極南 | 全羅南道濟州島馬羅島 | 北緯 | 三三・〇六 |
| 極北 | 咸鏡北道柔浦面 | 同 | 四三・〇〇 |

## 道行政區劃（昭和十二年末）

| 道 | 面積 | 府 | 郡島 | 邑面 |
|---|---|---|---|---|
| 京畿道 | 一二、八二〇・八八方粁 | 三 | 二〇 | 二三七 |
| 忠淸北道 | 七、四一八・三八 | — | 一〇 | 一〇六 |
| 忠淸南道 | 八、一〇六・四四 | 一 | 一四 | 一七四 |
| 全羅北道 | 八、五五二・三九 | 二 | 一四 | 一七六 |
| 全羅南道 | 一三、八八七・三七 | 二 | 二二 | 二五二 |
| 慶尙北道 | 一八、九八八・八三 | 一 | 二三 | 二五六 |
| 慶尙南道 | 一二、三〇四・五八 | 二 | 一九 | 二四五 |
| 黃海道 | 一六、七三七・六六 | — | 一七 | 二一九 |
| 平安南道 | 一四、九三九・二五 | 二 | 一四 | 一四二 |
| 平安北道 | 二八、四四四・五〇 | 一 | 一九 | 一七八 |
| 江原道 | 二六、二六二・九九 | — | 二一 | 一七六 |
| 咸鏡南道 | 三一、九七八・四一 | 二 | 一六 | 一三一 |
| 咸鏡北道 | 二〇、三四六・七六 | 二 | 一一 | 七八 |
| 總計 | 二二〇、七八八・四四 | 一八 | 二二〇 | 二、一〇〇 |

## 人口累年比較

| | 戶數 | 總數 | 男 | 女 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和八年 | 三、九五二、〇四九 | 二〇、七九一、三二一 | 一〇、五八一、五四一 | 一〇、二〇九、七八〇 |
| 九年 | 四、〇一〇、六〇六 | 二一、一二五、八二七 | 一〇、七四四、四三九 | 一〇、三八一、三八八 |
| 十年 | 四、一四二、九七六 | 二一、八九一、一八〇 | 一一、一一六、一四四 | 一〇、七七五、〇三六 |
| | ×四、二九〇、八〇三 | 二二、八九八、六九五 | 一一、六六二、六四〇 | 一一、二三六、〇五五 |
| 十一年 | 四、一七八、九二九 | 二二、〇四七、八三六 | 一一、二〇五、九四〇 | 一〇、八四一、八九六 |

十二年 四、二二七、一一七 二二、三五五、四八五

（備考）×印は國勢調査概數。國勢調査分の戶數欄は世帶數。

## 現住人口

| | 昭和十二年末 戶數 | 昭和十二年末 人口 | 昭和十三年末 戶數 | 昭和十三年末 人口 |
|---|---|---|---|---|
| 內地人 | 一五八、三四四 | 六二九、四八一 | 一五八、八四三 | 六三三、三二〇 |

資本金貳億壹千六百八拾萬圓

# 日本電力株式會社

社長 池尾芳藏

目品業營

精工舍製各種時計
歐米各種時計
貴金屬・裝身具
ダイヤモンド・眞珠
內外各種美術工藝品
金銀器・硝子、陶漆器
照明器具・皮革製品
喫煙具・萬年筆
眼鏡及双眼鏡
寫眞機・ラヂオ
蓄音器・レコード
測量、製圖用諸器械

東京銀座四丁目

# 服部時計店

支店…大阪博勞町四丁目角

伸銅共販株式會社指定商

東京銅板問屋

東京眞鍮地銅問屋

合資會社

# 市川商店

東京市神田區東福田町二番地

電話浪花(67)〔三八七三番
　　〔五四三三番

振替口座東京一一〇六九九



品製ムゴ用刷印

金陽

ゴムローラー

ゴムプランケット

東京市品川區東大崎五丁目三三四番地

株式會社

# 金陽社

電話大崎(49)〔五一一四番
　　〔五一一五番

振替東京七六八二六番

分工場

大阪府此花區恩貴島南之町一八六番

電話土佐堀三四五九番

日本石油株式會社
スタンダードヴァキウム石油會社 專屬特約販賣店

旭力印機械油製造發賣元

登錄商標

# 龜岡商會

店主 龜岡豐二

本店 東京市京橋區銀座西五丁目三番地
電話銀座(57)一三五〇・一三五一番

支店 北海道小樽市色內町三丁目九番地
電話 三一五八・二〇七九

倉庫 東京市京橋區西八丁堀四丁目六番地
電話京橋(56)三〇二一・四

明治三十五年創業



創業明治拾五年

# 高橋庄製作所

東京市神田區錦町一ノ七

合資會社 代表者 高橋庄次郎

電話 神田(25)長〇四八一番・〇四八二番

豐島區西巢鴨町一ノ二九二〇
電話大塚(86)六六九三番

高崎、新潟、函館、札幌、豐原

工場
支店

印刷用木具
罫輪廓
自働鑄造機
及諸材料

樺太は沿岸を寒暖二種の海流に洗はれ、近くアジア大陸の影響をも受けてゐる。即ち暖流に洗はるゝ南西沿岸部は比較的溫暖であり、寒流の影響を受くる北東海岸は寒冷であり、中部は山脈に圍まれて大陸的氣候を呈し寒暑の差が甚しい。

關東州は遼東半島の尖端に位し東は黃海に西は渤海に瀕し、鐵道附屬地は大連、新京間、安東、奉天間、旅順線、營口線の鐵道用地及市街地である。滿洲の氣象は沿海一帶の地に於て多少海洋の影響を受けるも概して大陸的氣候の特色を現はし、冬期に於ては比較的溫暖なる關東州附近においても零下二十度前後に下ることがある。

南洋群島は全管內悉く熱帶圏內にありて四季の別なく、謂はゆる常夏の國である。

## 住民

朝鮮の住民は朝鮮人に次いで內地人多數を占め、外國人は昭和十二年末(以下同じ)において四萬三千餘、臺灣人は僅かに三十一名を算するのみである。

臺灣は本島人に次いで內地人、中華民國人、朝鮮人、中華民國以外の外國人といふ順位で、本島人は更に漢人種平埔族、高砂族とより成り更に漢人種も福建族、廣東族に大別され本島住民中の九割四分餘を占めてゐる。蕃族は本島內に於ける最も古い種族で生蕃、化蕃と熟蕃の三種とし、その生蕃と化蕃を通じて更に七種族に分類せられる。タイヤル族、サイセツト族、ツオヴ族ブヌン族、パイワン族、アミ族、ヤミ族のそれである。

樺太は內地人、朝鮮人、土着人、外國人の順序で、土着人の主なるものはアイヌ人これに次いでオロツコ、ニクブン、キーリン、サンダー、ヤクーツでヤクーツの如きは僅かに三名に過ぎない。

關東州及附屬地は滿洲人、內地人、朝鮮人及び其他の外國人。

南洋は島民、內地人、外國人の順序である。また島民は人種學上總稱してミクロネシア族と呼ばるゝものが最も多きを占めてゐるが一定はしてゐない。寧ろ數種族の混血せるものであるらしく、而かも同一群島內に在る島嶼にして猶種族の異るほど複雜したものである。大別すればカナカ族とチヤモロ族の二種族で、カナカはミクロネシア族の一部チヤモロはカナカ族と白人との混血であるらしいといはれてゐる。



## 面積（單位方粁）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 朝鮮 | 三三〇、七八八・四四 | 臺灣 | 三五、九六一・二一 |
| 樺太 | 三六、〇八九・七七 | 關東州 | 三、七五七・四七 |
| 南洋 | 二、一四八・八〇 | （內地） | 三八二、五四五・四二 |

## 現在戶口（昭和十二年末）

| | 戶數 | 人口 男 | 人口 女 |
|---|---|---|---|
| 朝鮮 | 四、三三三、一一七 | 一一、三五二、〇五六 | 一一、〇〇三、四二九 |
| 臺灣 | 九六八、五一九 | 二、八六一、八五〇 | 二、七四七、一九二 |
| 樺太 | 六三、三四九 | 一七六、一四九 | 一五〇、七九七 |
| 南洋 | 二五、四九六 | 六二、八六二 | 五〇、四一五 |
| 關東州及附屬地 | 三〇二、八四五 | 一、〇三八、四一〇 | 七〇九、五四七 |

## 現在人口種別（昭和十二年）

| | 本地人 | 內地人 | 其他の本邦人 | 外國人 |
|---|---|---|---|---|
| 朝鮮 | 二一、六八二、八五五 | 六二九、四八一 | 三一 | 四三、一一八 |
| 臺灣 | 五、二六一、四〇四 | 二九八、二八〇 | 一、九八五 | 四六、三七三 |
| 樺太 | 一、七四六 | 三一八、三二一 | 六、五九二 | 二八七 |
| 南洋 | 五〇、八四九 | 六一、七二三 | 五八二 | 一二三 |
| 關東州 | 一、三二〇、〇〇六 | 八九一、一〇〇 | 三四、三〇五 | 二、五四六 |

（備考）關東州は鐵道附屬地を含む

【本校の特色】
○學歷年齡の如何を問はず男子、女子、誰方でも入學出來ます
○新クラスは毎月始めに開講致しますから何時でも入學出來ます
○本校は各科三ヶ月の短期間で修業出來ます
○教材は本校特輯「井上英會話テキスト」を無料で差上げます
○教師は內外人斯界一流者二十數名の豪華陣

校長
井上通信英語學校長
元成蹊高校教授
元法政大學教授
井上當藏

井上英會話スクール

學則送呈
要三錢

英語は立身出世の武器

（特設）英文タイプライター科
リーディング・クラース
東京市麴町區有樂町一丁目十四番地
（帝國ホテル横・東寶並ビ）
電話銀座（57）四四八二番

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 浴場 | 一五二 | 三〇七 | 一七六 | 三一一 |
| 煙突 | 九一七 | 六九六 | 一、〇一六 | 六一五 |
| 汽車煙突 | 一三 | 二〇 | 三 | 二三 |
| 焜爐 | 一八三 | 九〇 | 一九九 | 一〇二 |
| 煖爐 | 一七一 | 三八三 | 二〇六 | 三五九 |
| 炬燵行火 | 六四七 | 六三五 | 五三一 | 四三三 |
| 洋燈 | 二一 | 八七 | 一七 | 一一三 |
| 火鉢 | 二八三 | 二三三 | 二五五 | 二一〇 |
| 取灰 | 三四〇 | 一、〇二六 | 三四七 | 一、〇二〇 |
| 吸殼 | 六二一 | 三九四 | 五九二 | 三三五 |
| 燐寸 | 一三三 | 一九〇 | 一四一 | 一五八 |
| 蠟燭 | 一〇一 | 一六五 | 一六五 | 一九〇 |
| 弄火 | 二七一 | 九八五 | 三三九 | 一、〇九五 |
| 殘火不仕末 | 一三四 | 三三一 | 一八五 | 三四三 |
| 焚火 | 四五七 | 九〇〇 | 三五八 | 九〇九 |
| 火消壺 | 七〇 | 六九 | 八二 | 五九 |
| 提灯 | 八二 | 四七五 | 八七 | 四六〇 |
| 火藥類爆發 | 六 | 一三 | 一二 | 七 |
| 藥品 | 三八 | 七 | 五〇 | 八 |
| 乾燥場 | 一四六 | 二〇二 | 一五八 | 一二八 |
| ガソリン | 二三八 | 二六 | 二四三 | 一七 |
| 油類 | 二三二 | 四一 | 二九五 | 五三 |
| セルロイド | 五三 | 七 | 五八 | 六 |
| 電氣 | 四七九 | 一〇九 | 五〇〇 | 一三一 |
| 瓦斯 | 七六 | 一三 | 六九 | 一一 |
| 自然發火 | 六二 | 五三 | 七四 | 六三 |
| 機械摩擦 | 一二九 | 四一 | 一一八 | 五二 |
| 雷火 | 三〇 | 一三四 | 三二 | 一七〇 |
| 其の他 | 五一〇 | 六七二 | 五三九 | 五九八 |
| 放火 | 五二一 | 五二一 | 四二四 | 四九八 |
| 不明 | 六四七 | 四七五 | 五五五 | 三四五 |
| 合計 | 八、一三六 | 九、九八九 | 八、三三四 | 九、四七九 |

（第十四回警察統計報告）

## 自殺手段別（昭和十二年中）

| 手段別 | 既遂 男 | 既遂 女 | 未遂 男 | 未遂 女 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 縊れて | 二三〇 | 一二五 | 一 | 一 | 三五七 |
| 入水して | 二〇四 | 一五五 | 一七 | 一四 | 三九〇 |
| 自刄して | 二七 | 一三 | 三〇 | 五 | 七五 |
| 銃器又は火藥類で | 三 | — | — | — | 三 |
| 毒劇物服用 | 四二七 | 一九四 | 二七九 | 二三〇 | 一、一三〇 |
| 猫イラズ | 七八 | 九一 | 七五 | 六四 | 三〇八 |
| 汽車に轢かれて | 一九 | 一〇 | — | 一 | 三〇 |
| 電車に轢かれて | 六九 | 三二 | 四 | 三 | 一〇八 |
| 瓦斯窒息にて | 二〇 | 一五 | 九 | 一二 | 五六 |
| 高所より飛降 | 二四 | — | 六 | 一 | 三一 |
| 其の他 | 四四 | 一六 | 一五七 | 三八 | 二五五 |
| 總計 | 一、一三四 | 六四二 | 五七八 | 三六九 | 二、七二三 |

尙本表以外に外國人（滿洲國人）の入水者一人あり。（本表以下二表警視廳統計）

## 家出人收容所收容者（昭和十二年）

| 原因別 | 男 | 女 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 家庭不和 | 一〇八 | 五六 | 一六四 |
| 生活難 | 四三 | 六 | 四九 |
| 戀愛關係 | 一四 | 二一 | 三五 |
| 厭世悲觀 | 四四 | 七 | 五一 |
| 性行不良 | 一五七 | 三七 | 一九四 |
| 誘拐 | 七 | 五 | 一二 |
| 都會憧憬 | 五一三 | 九四 | 六〇七 |
| 拐帶 | 一〇四 | 七 | 一一一 |
| 其の他 | 一、三〇〇 | 二一三 | 一、五一三 |
| 總計 | 二、二八九 | 四五二 | 二、七四一 |

## 保護少年（昭和十二年中）

| | 男 | 女 |
|---|---|---|
| 犯罪行爲を爲したるもの | 一四四 | 八 |
| 犯罪行爲を爲す惧れあるもの | 二二三 | 二〇 |
| 總計 | 三六七 | 二八 |
| 上掲中感化院收容要否 收容を必要とするもの | 一六 | 七 |
| 上掲中感化院收容要否 收容を必要とせざるもの | 三五一 | 二一 |

# 外地

## 外地の法制

◎**朝鮮に施行すべき法令に關する法律**（明治四十四年法律第三十號）

第一條　朝鮮に於ては法律を要する事項は朝鮮總督の命令を以て之を規定することを得

第二條　前條の命令は內閣總理大臣を經て勅裁を請ふべし

第三條　臨時緊急を要する場合に於て朝鮮總督は直ちに第一條の命令を發することを得

前項の命令は發布後直に勅裁を請ふべし若し勅裁を得ざるときは朝鮮總督は直に其の命令の將來に向つて效力なきことを公布すべし

第四條　法律の全部又は一部を朝鮮に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第五條　第一條の命令は第四條に依り朝鮮に施行したる法律及特に朝鮮に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ず

第六條　第一條の命令は制令と稱す

◎**臺灣に施行すべき法令に關する法律**（大正十年法律第三號）

第一條　法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

前項の場合に於て官廳又は公署の職權、法律上の期間其の他の事項に關し臺灣特殊の事情に因り特例を設くる必要あるものに付ては勅令を以て別段の規定を爲すことを得

第二條　臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの又は前條の規定に依り難きものに關しては臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り臺灣總督の命令を以て之を規定することを得

第三條　前條の命令は主務大臣を經て勅裁を請ふべし

第四條　臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は前條の規定に依らず直に第二條の命令を發することを得（以下略）

◎**樺太に施行すべき法令に關する法律**（明治四十年法律第二十五號）

法律の全部又は一部を樺太に施行するを要するものは勅令を以て之を定む但し左の事項に關しては勅令を以て特別の規定を設くることを得

一、土人に關すること
二、行政官廳又は公署の職權に關すること
三、法律上の期間に關すること
四、裁判所又は裁判長が職權を以て選任し又は選定する辯護人、訴訟代理人又は訴訟承繼人に關すること

## 氣候・風土

外地に於ける氣候風土を一瞥すれば**朝鮮**は大陸續きのため北方部は概して大陸性氣候で寒暖の差が甚しく、從つて冬期の寒氣は極めて嚴しく、又夏期は內地に比して更に高溫である。然し南方部は內地と同樣で氣候は一般に溫和である。

**臺灣**は北回歸線が島の中央部を橫斷して居るので當然亞熱帶に屬し、從つて冬でも高山の外は降雪なく結霜することも極めて稀に、氣溫の氷點下に降つたことは領臺後僅か二回を數ふるに過ぎない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 料理屋 | 六一、一〇七 | 六二、二九八 | 六一、七四二 |
| 待合茶屋 | 三、三八一 | 三、七〇一 | 三、六七六 |
| カフエー・バー | 三六、二〇二 | 三四、九七一 | 三三、八一三 |
| カフエー・バー女給 | 一〇九、三三五 | 一一一、七〇〇 | 一一一、二八四 |
| 藝妓置屋 | 二一、六二三 | 二三、〇五二 | 二三、三四一 |
| 酌婦 | 八三、六三一 | 八五、六八五 | 八五、六九九 |
| 浴場 | 二一、三九一 | 二一、三五一 | 二〇、九八七 |
| 鑛泉浴場 | 三、一六五 | 三、三二一 | 三、〇〇一 |
| 省令に依る案内業 | 三二六 | 三〇五 | 三一六 |
| 飲食店 | 一五六、二一一 | 一五六、九一八 | 一五八、二三六 |
| 紹介周旋業 | 一一、一七五 | 一〇、一九三 | 一〇、七四四 |
| 印判業 | 一〇、四一六 | 一〇、三二五 | 一〇、六三八 |
| 信用告知業 | 一、七四三 | 一、五五八 | 二、四六三 |
| 印刷業 | 一四、八六〇 | 一五、四六四 | 一五、六三二 |
| 理髪業 | 七五、九四四 | 七六、四五五 | 七六、七六六 |
| 女髪業 | 五一、一五四 | 四八、三八三 | 四五、九二〇 |
| 遊船業 | 一二六 | 九五 | 一八九 |
| 遊戯場 | 二三、七九四 | 二三、一一六 | 二四、一六二 |
| 麻雀倶樂部 | 四、九二三 | 四、四一六 | 三、八九四 |
| 牛馬商 | 六五、七〇三 | 六五、三二一 | 六五、八九八 |
| 貸席 | 一、七四七 | 一、七三八 | 一、七五八 |
| 土木建築請負業 | 三八、八二三 | 四三、二四八 | ― |
| 回漕業 | 一三、三〇七 | 一三、〇六四 | ― |
| 荷馬車營業 | 一四三、九七七 | 一三七、七四七 | 一三七、五三五 |
| 貸自動車業 | 二八、九七二 | 三一、八〇三 | 三二、五三四 |
| 沖賣業 | 四、八五四 | 四、八五五 | 四、九九五 |
| 行政代書 | 一八、四四〇 | 一九、〇五六 | 二〇、五七五 |
| 自轉車營業 | 四〇、八五〇 | 四一、二一六 | 四一、八四七 |
| 乘合自動車業 | 三、四二三 | 三、一三六 | 二、八五八 |
| 乘合馬車營業 | 一、〇三〇 | 九二九 | 八三二 |
| 人力車營業者 | 一四、九二六 | 一三、三八九 | 一〇、六五二 |
| 人力車曳子 | 一三、三三一 | 一一、九九六 | 一一、三〇〇 |
| 電氣事業 | 九五九 | 一、〇六〇 | 一、〇四八 |
| 瓦斯事業 | 一四五 | 一五三 | 一六二 |
| 工場法適用工場 | 九〇、〇六五 | 九八、五八一 | 一〇七、六八九 |
| 銃砲 製造業 | 五一八 | 五三八 | 五六六 |
| 銃砲 販賣業 | 六〇五 | 五九四 | 五八七 |
| 火藥類 甲種販賣業 | 七七五 | 七五六 | 七九九 |
| 火藥類 乙種販賣業 | 二四 | 四三 | 四三 |
| 火藥類 製造業 | 二六五 | 二六八 | 三〇六 |
| 壓縮瓦斯又液化瓦斯 製造業 | 一一七 | 一七〇 | 三六五 |
| 壓縮瓦斯又液化瓦斯 販賣業 | 四、六八七 | 四、七三六 | 四、九六九 |
| 壓縮瓦斯又液化瓦斯 貯藏業 | 一五四 | 一六五 | 一九二 |

## 映畫檢閱件數(昭和十二年中)

| 種目別 | 日本映畫 | 外國映畫 | 總計 |
|---|---|---|---|
| 寫實 | 二六、〇六九 | 一、八五一 | 二七、九二〇 |
| 實體畫 劇 現代物 | 五、五〇八 | 一、五八六 | 七、〇九四 |
| 實體畫 劇 時代物 | 四、三二三 | 一八六 | 四、五〇九 |
| 實體畫 計 | 三五、九〇〇 | 三、六二三 | 三九、五二三 |
| 描畫 | 一、一四五 | 五三一 | 一、六七六 |
| 混合畫 | 二五八 | 一〇三 | 三六一 |
| 合計 | 三七、三〇三 | 四、二五七 | 四一、五六〇 |

## 有料興業映畫觀覽者

| 興行場種類別 | 大人 | 小人 |
|---|---|---|
| 常設館 | 二〇三、三六九、九九五 | 四三、九四六、八三五 |
| 常設館以外の興業場 | 二五、〇三七、三〇九 | 九、〇三三、一九四 |
| 假設興行場 | 一〇、五九〇、七九五 | 五、七九一、八八〇 |
| 合計 | 二三六、二八八、〇九九 | 五七、七六〇、九〇九 |

(第十四回警察統計報告)

## 遊廓(各年末)

| 種別 | 昭和十 | 昭和十一 | 昭和十二 |
|---|---|---|---|
| 貸座敷免許地 | 四六八 ×三四 | 四六八 ×三九 | 四五七 ×四四 |
| 貸座敷營業地 | 九、五二六 | 九、三八六 | 九、二三八 |
| 引手茶屋 | 五九 | 五七 | 五五 |
| 娼妓 | 四五、八三七 | 四七、〇七八 | 四七、二一七 |
| 傭人 男 | 五、三三三 | 五、三五九 | 五、〇〇八 |
| 傭人 女 | 二三、七七六 | 二三、一九五 | 二三、二二六 |
| 遊客(年中) | 二七、二七八、一〇六 | 二八、〇六三、四五一 | 三〇、八一八、九八一 |

(備考) ×印は貸座敷許可地にして貸座敷營業者なきものである。



## 藝妓年齢別人數(各年末)

| 年齢 | 昭和九 | 同十 | 同十一 | 同十二 |
|---|---|---|---|---|
| 一四未滿 | 四六八 | 八〇 | 九六 | 一、三七三 |
| 一四—一六 | 三、七八一 | 一三、七三四 | 一五、〇八七 | 一五、四〇三 |
| 一七—一九 | 一七、九九二 | 一八、五九四 | 二〇、四六一 | 二一、一八二 |
| 二〇—二四 | 二〇、一五四 | 二〇、四六三 | 二〇、三七九 | 一九、九二四 |
| 二五—二九 | 一一、五三〇 | 一一、六一四 | 一一、五七五 | 一〇、七九二 |
| 三〇—三四 | 五、四九三 | 五、七九八 | 六、一六五 | 五、九三三 |
| 三五—三九 | 二、三九三 | 二、六三一 | 二、九三一 | 三、〇三九 |
| 四〇—四四 | 一、三三五 | 一、五一三 | 一、三六八 | 一、五六六 |
| 四五—四九 | 二三〇 | 二六〇 | 三八六 | 四一六 |
| 五〇—五四 | 一〇四 | 一〇六 | 一六六 | 一六二 |
| 五五—五九 | 四〇 | 三七 | 六一 | 六一 |
| 六〇—六四 | 二四 | 二三 | 二七 | 二三 |
| 六五—七〇 | 四 | 二 | 七 | 六 |
| 計 | 七三、五三八 | 七四、八五五 | 七八、六九九 | 七九、八六八 |

## 行政執行處分

| | 檢束 男 | 檢束 女 | 假留置 |
|---|---|---|---|
| 昭和七年 | 九二三、五四六 | 五九、三一八 | 一、〇三八 |
| 同八年 | 一、三三〇、三六九 | 七〇、七八一 | 一、二八一 |
| 同九年 | 一、三六一、八三六 | 六七、八二〇 | 一、〇八〇 |
| 同十年 | 一、五八〇、八八四 | 六一、四九三 | 八、二〇五 |
| 同十一年 | 一、六二〇、一二九 | 六五、六〇一 | 八〇 |
| 同十二年 | 一、五八〇、九一七 | 六〇、六〇九 | 八四 |

(備考) 本表は行政執行法第一條に依る救護を要するもの及び公定を害する虞れありと認められたものである。

## 交通事故被害數

| | 件數 | 死 | 傷 |
|---|---|---|---|
| 昭和十二年中 | 五五、九五八 | 三、六三三 | 四三、八六一 |
| 同十一年中 | 五九、四四四 | 三、四八四 | 四五、三三三 |
| 同十年中 | 六六、四一五 | 三、五四九 | 四九、三二七 |
| 同九年中 | 六九、三四二 | 三、三二六 | 五〇、二〇四 |
| 同八年中 | 六四、六四三 | 二、九二一 | 四六、九五九 |
| 同七年中 | 七一、三三一 | 二、八〇一 | 四九、二五九 |

## 遺失拾得物(昭和十二年)

| | 通貨(圓) | 物品(點) |
|---|---|---|
| 遺失 | 三、九三三、二二四 | 九〇四、六五九 |
| 拾得 | 一、八七九、六〇五 | 一、五五八、五〇五 |
| 處分 遺失者に還付 | 一、〇六六、六三五 | 二九九、一四四 |
| 處分 拾得者に下付 | 六〇三、一一一 | 八七三、八三五 |
| 處分 國庫歸屬 | 九三、六二四 | 二五一、五六三 |
| 處分 其の他 | 三、二四四 | 九、九四〇 |

## 火災度數

| 燒失世帶 | 昭和九 | 同十 | 同十一 | 同十二 |
|---|---|---|---|---|
| 五百以上 | 一 | 一 | ― | ― |
| 百以上 | 七 | 七 | 四 | 五 |
| 五十以上 | 一〇 | 八 | 五 | 九 |
| 二十以上 | 五六 | 六八 | 五五 | 四七 |
| 十以上 | 一八七 | 一二七 | 一三九 | 一一九 |
| 二以上 | 一、九九八 | 一、七七二 | 一、九〇六 | 一、七八九 |
| 一以上 | 七、二九二 | 六、七九二 | 七、五四〇 | 六、九二一 |
| 一未滿 | 九、〇三五 | 八、七〇〇 | 八、四七八 | 八、九五六 |
| 計 | 一八、五八五 | 一七、四六六 | 一八、三三五 | 一七、八四六 |

(備考) 燒失世帶は火災の大小を示す。直ちに消止めたるものは含ます。

## 火災の損害額

| | 昭和十一年 | 同十二年 |
|---|---|---|
| 燒失世帶數 | 一八、〇六二 | 一七、四九六 |
| 損害見積額(圓) | 四七、三七七、五八六 | 四九、八四八、六六一 |
| 平均一世帶損害見積額(圓) | 二、六一四 | 二、八五〇 |
| 死傷人員 死 | 四五三 | 五八九 |
| 死傷人員 傷 | 三、〇四四 | 三、〇二六 |

## 火災原因

| | 昭和十一年 市街地 | 昭和十一年 村落地 | 昭和十二年 市街地 | 昭和十二年 村落地 |
|---|---|---|---|---|
| 竈 | 四〇三 | 七三二 | 四五一 | 六六七 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 愛媛 | 一七 | — | 三三四 ×四 | 五 余一 | 二五 | 七三七 |
| 高知 | 一五 | — | 二一五 ×一五 | 四 | 〇 余七 | 四八五 |
| 福岡 | 四〇 | 二 | 七五七 ×一三三 | 一五 余一 | 五八 余四 | 二、八〇〇 |
| 佐賀 | 一五 | — | 二一一 ×六 | 四 余一 | 二〇 余四 | 五四〇 |
| 長崎 | 三一 | 一 | 三四五 ×一六 | 六 | 三七 余八 | 八七一 |
| 熊本 | 三一 | — | 三六九 ×五 | 五 余一 | 三三 | 九〇四 |
| 大分 | 一九 | — | 三一六 ×一 | 五 | 二四 余四 | 七三九 |
| 宮崎 | 一三 | — | 一九〇 | 五 余一 | 二四 余四 | 五七三 |
| 鹿兒島 | 三五 | — | 四〇八 | 五 | 二九 余三 | 九一二 |
| 沖縄 | 九 | — | 一三二 ×四 | 四 余一 | 一五 | 二三四 |
| 合計 | 一、二〇五 | 一七 | 一八、九一三 ×五五九 | 四三三 余一三 | 一、六七五 余一四八 | 六六、八八三 余四一 |

△警察官署及警察官吏累年比較

| | 警察署 | 水上署 | 派出所 | 警視 | 警部 | 警部補巡査 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和十一年 | 一、二〇三 | 二三 | 一八、九八四 ×五五六 ・八 | 三五一 余三 | 一、六〇七 余一二〇 | 六三、六七三 余九七 |
| 同十年 | 一、二〇一 | 二四 | 一八、九二三 ×五四五 ・八 | 三四六 余二 | 一、五四八 余一五三 | 六三、二二〇 余四五 |
| 同九年 | 一、二〇〇 | 二四 | 一八、八五六 ×五六八 | 三三九 | 一、五四六 余一四〇 | 六七、五六四 |
| 同八年 | 一、一九九 | 二四 | 一八、六六六 ×四一〇 | 三三九 | 一、五四四 余二六八 | 六〇、四四三 |
| 同七年 | 一、二〇九 | 二三 | 一八、七六六 ×五一七 | 三一七 | 一、五四四 余三五八 | 六一、二八七 |
| 同六年 | 一、二〇八 | 二三 | 一八、五八四 ×四六九 | 三〇七 | 一、五〇四 余二五九 | 六〇、三四四 |

（備考）×印は請願に依るもの、・印は警部補出張所、余は余任者。第十四回警察統計報告より。



## 全國內地對警視廳諸統計の對照

（昭和十二年中、同年度中又は同年末）

| 事項 | 全國 | 警視廳 | 全國對警視廳割合 |
|---|---|---|---|
| 面積 | 方粁 三八二、五四五・四三 | 二、一四四・八〇 | % 〇・六 |
| 世帶（十年國勢調査） | 一三、四九九、四八三 | 一、二八二、七〇三 | 九・五 |
| 人口（十年國勢調査） | 六九、二五四、一四八 | 六、三六九、九一九 | 九・二 |
| 警視以下警察官定員 | 七二、一四〇 | 一五、三六八 | 二一・三 |
| 警視以下警察官現員 | 六九、八〇〇 | 一五、一三七 | 二一・七 |
| 警察署數 | 一、二二三 | 八九 | 七・三 |
| 派出所（除請願）數 | 四、七〇四 | 八一五 | 一七・三 |
| 巡査駐在所數 | 一四、一一一 | 四五三 | 三・二 |
| 內務省廳府縣連絡警話通話數 | 二二、五五五 | 二六、五五五 | 一二・五 |
| 巡査志願者 | 六〇、〇二六 | 一〇、七五五 | 一七・九 |
| 巡査採用者 | 九、九五九 | 一、八六一 | 一八・七 |
| 警察費豫算 | 九九、二八九、三九三圓 | 二六、五八一、六三四圓 | 二六・六 |
| 警部補巡査費 | 七八、七〇〇、一六五圓 | 二一、五八五、二八〇圓 | 二七・四 |
| 警察共濟組合員 | 七八、〇七一 | 一八、一九六 | 二三・三 |
| 共濟組合救濟人員 | 七六、九四〇 | 二〇、三九三 | 二六・五 |
| 同救濟金額 | 一、六七七、八〇三 | 四三三、五九七 | 二五・八 |
| 質屋數 | 一三、〇六四 | 一、六四三 | 一三・六 |
| 古物屋 | 三二五、六八四 | 三四、一一三 | 一〇・五 |
| 旅館 | 四八、〇七三 | 一、六五〇 | 三・四 |
| 下宿 | 一三、七〇七 | 二、五一七 | 一八・四 |
| 簡易旅館 | 一一、四七九 | 四六一 | 四・〇 |
| 料理屋 | 六一、七四二 | 八九三 | 一・四 |
| 飲食店 | 一五八、二三六 | 三一、六六八 | 二〇・〇 |
| カフェー、バー | 三二、八一三 | 八、六九五 | 二六・五 |
| カフェー、バー女給 | 一一一、二八四 | 三〇、〇七七 | 二七・〇 |
| 待合茶屋 | 三、六七六 | 二、五九六 | 七〇・六 |
| 藝妓屋 | 二二、五四一 | 四、三四一 | 一九・三 |
| 藝妓 | 七九、八六八 | 一三、三五三 | 一五・五 |
| 貸座敷免許地 | 四三七 | 一〇 | 二・三 |
| 貸座敷營業者 | 九、二三八 | 八〇九 | 八・八 |
| 娼妓 | 四七、二一七 | 七、二〇七 | 一五・三 |
| 引手茶屋 | 五五 | 四六 | 八三・六 |
| 常設劇場 | 一、九二〇 | 三二 | 一・七 |
| 常設活動寫眞館 | 一、六二〇 | 二五九 | 一六・〇 |
| 常設寄席 | 四四五 | 一〇九 | 二四・五 |
| 常設觀覽物 | 七九 | 七 | 八・九 |
| 麻雀遊技場 | 三、八九四 | 九九四 | 二五・五 |
| 其他遊戯場 | 二四、一六二 | 三、五五九 | 一四・七 |
| 浴場 | 二〇、九八七 | 二、九二五 | 一三・九 |
| 剃髮 | 七六、七六六 | 九、一四九 | 一一・九 |
| 結髮 | 四五、九二〇 | 五、一一七 | 一一・一 |
| 交通事故件數 | 五五、九五八 | 二一、二七七 | 三八・〇 |
| 交通事故死者 | 三、六三三 | 四六七 | 一二・九 |
| 交通事故傷者 | 四三、八六一 | 一四、三三四 | 三二・七 |
| 遺失物件數 | 五八八、四六七 | 一二〇、〇八九 | 二〇・四 |
| 拾得物件數 | 八七五、五七七 | 三四一、三五八 | 三九・〇 |
| 火災度數 | 一七、八四六 | 一、七六三 | 九・九 |
| 火災損害見積 | 四九、八四八、六六一 | 五、二六〇、六二八 | 一〇・六 |
| 火災による死者 | 五八九 | 五八 | 九・八 |
| 火災による傷者 | 三、〇二六 | 四二三 | 一四・〇 |
| 刑法犯發生件數 | 一、三二一、六九七 | 一五三、一六四 | 一一・一 |
| 同檢擧件數 | 一、〇九四、八六九 | 八七、三〇八 | 八・〇 |

備考　警察費豫算、警部補巡査費、は昭和十三年四月一日現在豫算。%は小數點第二位以下四捨五入。



## 警察取締に屬する營業者

（各年末）

| | 昭和十 | 昭和十一 | 昭和十二 |
|---|---|---|---|
| 質屋 | 一三、五八五 | 一三、二〇三 | 一三、〇六四 |
| 古物商 | 二九四、二九七 | 三〇八、九六八 | 三二五、六八四 |
| 旅人宿 | 四八、六七六 | 四七、七三六 | 四八、〇七三 |
| 下宿 | 一一、九一六 | 一二、六二六 | 一三、七〇七 |
| 木賃宿 | 一三、九五四 | 一二、一六三 | 一一、四七九 |

二十七、水火災其の他の事變に際し制止を肯ぜずして其の現場に立入り若は其の場所より退去せず又は官吏より援助の求を受けたるに拘らず傍觀して之に應ぜざる者
二十八、濫に他人の標燈又は社寺、道路公園其の他公衆用の常燈を消したる者
二十九、他人の田野、園圃に於て菜果を採摘し又は花卉を採折したる者
三十、使用者にして勞役者に對し故なく其の自由を妨げ又は苛酷の取扱を爲したる者
三十一、濫に他人の身邊に立塞がり又は追隨したる者
三十二、他人の身體物件又は之に害を及ぼすべき場所に對し物件を拋澆し又は放射したる者
三十三、神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其の他之に類せる物を汚瀆したる者
三十四、人の死屍又は死胎を隱匿し又は他物に紛はしく擬裝したる者
三十五、一定の食物に他物を混じて不正の利を圖りたる者
三十六、不熟の果物、腐敗の肉類、其の他健康を害すべき食物を營利の用に供したる者
三十七、濫に該人の繫ぎたる舟筏、牛馬其の他の獸類を解放したる者

第三條　左の各號の一に該當する者は二十圓未滿の科料に處す
一、許可なくして人の死屍又は死胎を解剖し又は之れが保存を爲したる者
二、公衆の目に觸るべき場所に於て粗褐裸程し又は臀部、股部を露はし其の他醜體を爲したる者
三、街路に於て屎尿を爲し又は爲さしめたる者
四、濫に銃砲の發射を爲し又は火藥其の他劇發發すべき物を玩びたる者
五、家屋其の他の建造物若は引火し易き物の近傍又は山野に於て濫に火を焚く者
六、石灰其の他自然發火の虞ある物の取扱を怠にしたる者
七、開業の產婆故なく姙婦、產婦の招きに應ぜざる者
八、故なく官公署の召喚に應ぜざる者
九、炮煮、洗滌、剝皮等を要ぜず其の儘食用に供すべき飲食物に監蓋を設けず店頭に陳列したる者
十、濫に禽獸の死屍又は汚穢物を棄擲し又は之れが取除の義務を怠りたる者
十一、監置に係る精神病者の督護を怠り屋外に徘徊せしめたる者
十二、濫に犬其の他の獸類を嗾し又は驚逸せしめたる者
十三、狂犬、猛獸等の繫鎖を怠り逸走せしめたる者
十四、公衆の目に觸るべき場所に於て牛馬の動物を虐待したる者
十五、濫に他人の家屋其の他の工作物を汚瀆し若は之に貼紙を爲し又は他人の標札、招牌、賣貸家札其の他榜標の類を汚瀆し若は撤去したる者
十六、橋梁又は堤防を損壞するの虞ある場所に舟筏を繫ぎたる者
十七、通路なき他人の田圃を通行し又は之に牛馬諸車を牽入れたる者

第四條　本令に規定したる違反行爲を教唆し又は幇助したる者は各本條に照し之を罰す但し情狀に依り其の刑を免除することを得

＊　＊　＊　＊



## 警察官署及び警察官吏

（昭和十二年末）

| | 警察署 | 水上署 | 派出所駐在所立番所 | 警視 | 警部 | 警部及巡補査 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 六〇 | 三 | 八四三 | 一七 | 八八 | 二、一三七 |
| | | | ×四二 | | | |
| 青森 | 二〇 | 一 | 二一六 | 五 | 二三 | 六一九 |
| | | | ×一 | | 兼五 | 兼五 |
| 岩手 | 一七 | — | 二七〇 | 四 | 二四 | 五七三 |
| | | | ×七 | | | |
| 宮城 | 二〇 | 一 | 二七九 | 五 | 二九 | 七三一 |
| | | | ×二 | 兼二 | 兼六 | |
| 秋田 | 二一 | — | 二五九 | 四 | 二三 | 六五八 |
| 山形 | 一三 | — | 三三八 | 六 | 二二 | 七四八 |
| | | | ×四 | 兼三 | | |
| 福島 | 二九 | — | 四一三 | 六 | 三二 | 九六七 |
| | | | ×二一 | 兼一 | 兼四 | |
| 茨城 | 二六 | — | 四一八 | 五 | 二一 | 九四四 |
| | | | ×一六 | | 兼六 | 兼一 |
| 栃木 | 一七 | — | 三六九 | 六 | 二三 | 八六一 |
| | | | ×二一 | | 兼三 | |
| 群馬 | 一九 | — | 三二一 | 六 | 二六 | 八〇三 |
| | | | ×二 | | 兼二 | |
| 埼玉 | 二七 | — | 四九〇 | 七 | 三二 | 九七七 |
| | | | ×三 | | | |
| 千葉 | 二九 | — | 四六七 | 七 | 三二 | 九九五 |
| | | | ×四 | | 兼九 | |
| 東京 | 八八 | 一 | 一、三四一 | 七八 | 一八六 | 一四、六八九 |
| | | | ×八四 | | | |
| 神奈川 | 三〇 | 一 | 四七〇 | 一七 | 五二 | 二、二八五 |
| | | | ×一三 | | 兼二 | |
| 新潟 | 四二 | — | 五一〇 | 八 | 四一 | 一、三一七 |
| | | | | | 兼五 | |
| 富山 | 二三 | 一 | 二六八 | 四 | 二五 | 六七〇 |
| | | | ×三 | 兼一 | 兼四 | 兼二 |
| 石川 | 一六 | — | 二五四 | 五 | 二二 | 五三二 |
| | | | ×三 | | | |
| 福井 | 一三 | — | 二〇一 | 四 | 二三 | 五六三 |
| | | | ×一 | | | |
| 山梨 | 一四 | — | 一九九 | 四 | 一九 | 五三八 |
| | | | | 兼一 | 兼一 | |
| 長野 | 二九 | — | 四九〇 | 七 | 三六 | 一、一三一 |
| | | | ×六 | | 兼六 | 兼二 |
| 岐阜 | 二一 | — | 三二八 | 五 | 三〇 | 八八〇 |
| 靜岡 | 二五 | 一 | 四八二 | 八 | 三二 | 一、二三八 |
| | | | ×五 | | 兼六 | |
| 愛知 | 二三 | — | 七五九 | 一四 | 四八 | 二、八九六 |
| | | | ×一七 | | | 兼一七 |
| 三重 | 二八 | — | 三九四 | 六 | 三一 | 九三九 |
| | | | ×一〇 | | 兼六 | |
| 滋賀 | 一八 | — | 二二一 | 四 | 二四 | 六一一 |
| | | | ×三 | | 兼三 | 兼四 |
| 京都 | 二六 | — | 四六二 | 一四 | 四四 | 二、一〇〇 |
| | | | ×七 | | | 兼七 |
| 大阪 | 五九 | 三 | 九四一 | 三二 | 九一 | 七、〇〇八 |
| | | | ×四二 | | 兼二〇 | |
| 兵庫 | 五五 | 一 | 九〇二 | 一八 | 七五 | 三、一〇四 |
| | | | ×三六 | | 兼六 | |
| 奈良 | 一八 | — | 二一八 | 四 | 二二 | 五二九 |
| | | | ×八 | 兼一 | 兼七 | 兼三 |
| 和歌山 | 一九 | — | 二八二 | 四 | 二四 | 六五二 |
| | | | ×五 | | 兼一 | |
| 鳥取 | 一二 | — | 一八九 | 四 | 一七 | 三三一 |
| 島根 | 一九 | — | 二七三 | 四 | 二六 | 五七四 |
| | | | ×一 | | | |
| 岡山 | 二三 | — | 四六五 | 七 | 二九 | 九七二 |
| | | | | 兼一 | 兼四 | |
| 廣島 | 三六 | — | 五一〇 | 九 | 四二 | 一、三二七 |
| | | | ×三 | | | |
| 山口 | 二八 | 一 | 三〇一 | 七 | 三二 | 九九九 |
| | | | ×一四 | | 兼六 | |
| 德島 | 一三 | — | 二七一 | 四 | 一九 | 五三〇 |
| | | | ×一 | | 兼七 | |
| 香川 | 一七 | — | 二一〇 | 五 | 二二 | 五四三 |

| 禁錮刑 | | | |
|---|---|---|---|
| 無期 | — | — | — |
| 十五年以上 | 五 | — | 五 |
| 十五年未滿 | 六 | — | 六 |
| 十年以下 | 九 | — | 九 |
| 五年以下 | 一 | — | 一 |
| 三年以下 | 五 | — | 五 |
| 二年以下 | 八 | — | 八 |
| 一年以下 | 一〇 | — | 一〇 |
| 六月以下 | 一五 | — | 一五 |
| 三月以下 | 二一 | — | 二一 |
| 計 | 八〇 | — | 八〇 |
| 拘留刑 | 五三 | 三 | 五六 |
| 合計 | 四四、二一六 | 六一六 | 四四、八三二 |

## 受刑者罪名別（昭和十四年五月末日現在在監者）

| 罪名 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 竊盜 | 二六、〇七六 | 二三九 | 二六、三一五 |
| 强盜 | 三、三二二 | 三 | 三、二二五 |
| 賭及富籤 | 六九八 | 七 | 七〇五 |
| 詐欺及恐喝 | 四、五九八 | 六〇 | 四、六五八 |
| 横領 | 一、五一七 | — | 一、五一七 |
| 贓物に關する者 | 二九九 | 一 | 三〇〇 |
| 通貨僞造 | 七三 | — | 七三 |
| 文書印章有價證券僞造 | 四六九 | 八 | 四七七 |
| 僞證及誣告 | 一四 | — | 一四 |
| 瀆職 | 二八 | — | 二八 |
| 傷害 | 一、一二〇 | 九 | 一、一二九 |
| 殺人 | 二、三二一 | 八九 | 二、四一〇 |
| 嬰兒殺 | 二七 | 一八 | 四五 |
| 墮胎 | 一〇 | 五 | 一五 |
| 猥褻姦淫及重婚 | 六九二 | 六 | 六九八 |
| 逃走犯人藏匿及證憑湮滅 | 三 | — | 三 |
| 皇室に對する罪 | 一〇 | — | 一〇 |
| 公務執行妨害 | 二三 | — | 二三 |
| 騷擾 | 一 | — | 一 |
| 放火 | 一、五三〇 | 一六〇 | 一、六九〇 |
| 住居を侵す罪 | 三四一 | — | 三四一 |
| 略取及誘拐 | 二二三 | 二 | 二二五 |
| 其他 | 一四二 | 一 | 一四三 |
| 計 | 四三、四三七 | 六〇八 | 四四、〇四五 |
| 陸海軍刑法 | 一〇五 | — | 一〇五 |
| 兵役法 | — | — | — |
| 森林法 | 一一 | — | 一一 |
| 選擧法 | 一三 | — | 一三 |
| 新聞紙法及出版法 | 三 | — | 三 |
| 治安警察法 | — | — | — |
| 治安維持法 | 二一七 | 四 | 二二一 |
| 暴力行爲等取締處罰規程 | 四二 | — | 四二 |
| 爆發物取締罰則 | 一五 | — | 一五 |
| 銃砲火藥取締規則 | 四 | — | 四 |
| 警察犯處罰令 | 四五 | 三 | 四八 |
| 廳府府令及警察令 | 七 | — | 七 |
| 其の他 | 三一七 | 一 | 三一八 |
| 計 | 七七九 | 八 | 七八七 |
| 總計 | 四四、二一六 | 六一六 | 四四、八三二 |

# 警察

## 警察犯處罰令（明治四十一年內務省令大正八年改正）

警察署長または分署長はその管轄區域內に於ける左記犯罪に該當するものを卽決處罰することを得

第一條　左の各號の一に該當する者は三十日未滿の拘留に處す

一、故なく人の居住若は看守せざる邸宅建造物及船舶內に潛伏したる者

二、密淫賣を爲し又は其の媒合若は容止を爲したる者

三、一定の住居又は生業なくして諸方に徘徊する者

四、故なく面會を强制し又は强談威迫の行爲を爲したる者

第二條　左の各號の一に該當する者は三十日未滿の拘留又は二十圓未滿の科料に處す

一、合力、喜捨を强請し又は强て物品の購買を求めたる者

二、乞丐を爲し又は爲さしめたる者

三、濫に寄附を强請し又は收利の目的を以て强て物品、入場券等を配付したる者

四、入札の妨害を爲し又は共同入札を强請し若は落札人に對し其の事業又は利益の分配若は金品を强請したる者

五、他人の業務に對し惡戲又は妨害を爲したる者

六、新聞紙、雜誌其の他の方法を以て誇大又は虛僞の廣告を爲し不正の利を圖りたる者

七、新聞紙、雜誌其の他の出版物の購讀又は廣告掲載に付强て其の申込を求めたる者

八、申込なき新聞紙、雜誌其の他の出版物を配付し又は申込なき廣告を爲し其の代料を請求したる者

九、祭事、祝儀又は其の行列に對し惡戲又は妨害を爲したる者

十、自己占有の場所內に老幼、不具又は疾病の爲め扶助を要する者若は人の死屍、死胎あることを知りて速に警察官に申告せざる者

前項の死屍、死胎に對し警察官吏の指揮なきに其の現場を變更したる者

十一、公衆の自由に交通し得る場所に於て喧噪し、横臥し又は泥醉して徘徊したる者

十二、公衆の自由に交通し得る場所に於て濫に車馬舟筏其の他の物件を置き又は交通の妨害となるべき行爲を爲したる者

十三、公衆の自由に交通し得る場所に於て危險の虞あるとき點燈其の他豫防の裝置を爲すの義務を怠りたる者

十四、劇場、寄席其の他公衆會同の場所に於て會衆の妨害を爲したる者

十五、雜沓の場所に於て制止を肯ぜず混雜を增すの行爲を爲したる者

十六、人を誑惑せしむべき流言浮說又は報を爲したる者

十七、妄に吉凶禍福を說き又は祈禱符呪を爲し若は守札類を授與して人を惑はしたる者

十八、病者に對し禁厭、祈禱、符呪等を爲し又は神符、神水等を與へ醫療を妨げたる者

十九、濫に催眠術を施したる者

二十、官職、位記、勳爵、學位を詐り又は法令の定むる服飾、記章を僭用し若は之に類似のものを使用したる者

二十一、官公署に對し不實の申述を爲し又は其の義務ある者にして故なく申述を肯ぜざる者

二十二、人の飲用に供する淨水を汚穢し又は其の使用を妨げ若は其の水路に障碍を爲したる者

二十三、河川溝渠又は下水路の疏通を妨ぐべき行爲を爲したる者

二十四、自己又は他人の身體に刺文したる者

二十五、出入を禁止したる場所に濫に出入したる者

二十六、官公署の榜示し若は官公署の指揮に依り榜示せる禁條を犯し又は其の設置による榜標を汚瀆し若は撤去したる者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 溢水水利に關する罪 | 一九三 | 一六六 | 二一一 |
| 放火罪 | 一,九六五 | 一,六六八 | 一,四一九 |
| 失火罪 | 一三,七三五 | 一一,七四一 | 一〇,八二一 |
| 第九章其他の罪 | 三六 | 一一三 | 三五 |
| 往來を妨害する罪 | 八七〇 | 七四六 | 八二九 |
| 住居を侵す罪 | 一〇,五五九 | 一〇,四八七 | 九,六二一 |
| 秘密を侵す罪 | 一〇九 | 五九 | 六三 |
| 阿片煙に關する罪 | 七五 | 三六 | 四一 |
| 飲料水に關する罪 | 六三 | 四四 | 三八 |
| 通貨僞造の罪 | 三,一七三 | 一,〇〇五 | 九四六 |
| 文書僞造の罪 | 一七,六八二 | 一八,六四六 | 一三,四一八 |
| 有價證券僞造の罪 | 一,八三七 | 三,七〇六 | 一,一九四 |
| 印章僞造の罪 | 三,四〇一 | 五,八五五 | 二,九一五 |
| 僞證の罪 | 三七〇 | 三九四 | 三〇八 |
| 誣告の罪 | 八〇九 | 六一八 | 六三三 |
| 猥褻姦淫重婚の罪 | 四,四〇三 | 四,三五〇 | 三,五六二 |
| 普通賭博罪 | 三六,六三一 | 三六,二五九 | 三〇,八八六 |
| 常習賭博罪 | 八,九八一 | 八,五三八 | 九,一三六 |
| 富籤罪 | 九 | 三八 | 九 |
| 禮拜所墳墓に關する罪 | 三七一 | 二七九 | 三三三 |
| 職權濫用の罪 | 一一六 | 一三〇 | 二四〇 |
| 賄賂罪 | 三,一八〇 | 五,六四七 | 二,五一四 |
| 殺人罪 | 七九七 | 八九五 | 七七六 |
| 嬰兒殺罪 | 二九三 | 二七七 | 二三六 |
| 殺人未遂罪 | 一,一七一 | 一,〇七七 | 一,〇一三 |
| 自殺に關する罪 | 一八〇 | 二一〇 | 一八一 |
| 傷害罪 | 二八,九九八 | 二七,二八六 | 二五,〇八三 |
| 傷害致死罪 | 三七六 | 三八九 | 四〇三 |
| 單純暴行罪 | 一,五六〇 | 一,二八一 | 一,〇五五 |
| 過失傷害罪 | 一,二三六 | 一,四〇四 | 一,四九三 |
| 過失傷害致死罪 | 四〇七 | 三,八二三 | 三,六七三 |
| 業務上過失傷害致死罪 | 一六,四三五 | 一五,七三六 | 一六,四一七 |
| 墮胎罪 | 一,〇七六 | 九八七 | 四九二 |
| 遺棄罪 | 三七一 | 三四四 | 三〇五 |
| 逮捕監禁の罪 | 二四〇 | 二二一 | 一三〇 |
| 脅迫の罪 | 三,五五一 | 三,〇〇七 | 二,三二九 |
| 略取誘拐の罪 | 一,四五〇 | 一,三三〇 | 一,〇四〇 |
| 名譽に關する罪 | 一,七六〇 | 一,五六四 | 一,一七六 |
| 信用業務に關する罪 | 八九八 | 七四五 | 五四九 |
| 竊盜罪 | 四九八,四六八 | 四六九,三八八 | 四三六,四〇九 |
| 强盜罪 | 二,〇四五 | 一,七五五 | 一,五九八 |
| 詐欺罪 | 四三三,八八七 | 二九二,五九八 | 二六二,六二一 |
| 背任罪 | 九,八五三 | 五,五六三 | 七,六一四 |
| 恐喝罪 | 三六,三二六 | 一五,九三四 | 一〇,四九四 |
| 横領罪 | 七六,三三八 | 六三,五六〇 | 五〇,〇五〇 |
| 業務上横領罪 | 二〇八,六六九 | 一六四,五四八 | 一五四,七五六 |
| 第三十八章其他の罪 | 三,二〇三 | 二,八九二 | 三,〇一八 |
| 贓物に關する罪 | 一八,四二七 | 一八,〇七四 | 一,四三三 |
| 毀棄隱匿罪 | 二,七三八 | 二,三一八 | 二,〇九三 |
| 合計 | 一,四六四,九八九 | 一,三二二,六五三 | 一,〇九四,八六九 |

## 起訴猶豫者刑執行猶豫者の再犯（昭和十三年）

| 種別 | | 再犯者 男 | 女 | 計 | 保護者の有無 有 | 無 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 舊處分 起訴猶豫 | 新處分 起訴 | 五五三 | 五 | 五五八 | 一九九 | 三五九 | 五五八 |
| | 不起訴 | 一,四八〇 | 六一 | 一,五四一 | 五九三 | 九四八 | 一,五四一 |
| 刑執行猶豫 | 起訴 | 六三 | — | 六三 | 二六 | 三七 | 六三 |
| | 不起訴 | 六五 | 一 | 六六 | 二七 | 三九 | 六六 |
| 計 | 起訴 | 六一六 | 五 | 六二一 | 二二五 | 三九六 | 六二一 |
| | 不起訴 | 一,五四五 | 六二 | 一,六〇七 | 六二〇 | 九八七 | 一,六〇七 |



## 棄兒（警視廳）

| | | 昭和十年 | 十一年 | 十二年 | 十三年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 生存しありし者 | 男 | 二三 | 二九 | 二五 | 二三 |
| | 女 | 二七 | 三二 | 一六 | 一二 |
| 死亡しありし者 | 男 | — | — | 一 | — |
| | 女 | — | — | — | 一 |
| 總計 | 男 | 二三 | 二九 | 二六 | 二三 |
| | 女 | 二七 | 三二 | 一六 | 一三 |
| | 計 | 五〇 | 六一 | 四二 | 三六 |

## 女子就縛者累年表（警視廳調）

| | 十年 | 十一年 | 十二年 | 十三年 |
|---|---|---|---|---|
| 放火 | 二七 | 二三 | 二三 | 一四 |
| 失火 | 一三九 | 一四六 | 一四〇 | 一六五 |
| 姦通 | 一九 | 一七 | 二三 | 一七 |
| 賭博 | 一,六二六 | 一,五四一 | 一,三三五 | 一,六四八 |
| 過失致死 | 一五四 | 一六四 | 一三〇 | 一〇八 |
| 墮胎 | 七四 | 二九 | 二八 | 一六 |
| 竊盜、詐欺、横領 | 一,七七九 | 一,六六一 | 一,三〇一 | 一,六三〇 |

## 竊盜の晝夜別（昭和十三年警視廳調）

| | 晝 | 夜 |
|---|---|---|
| 鼠 | 八三八 | 六一七 |
| 部郷師 | 三四 | 三二 |
| 源氏師 | 六九二 | 二五〇 |
| 萬引 | 三,八四四 | 九四一 |
| 板の間 | 七三〇 | 一,一三三 |
| 目見得 | 七六二 | 四七九 |
| 掏摸 | 一,四一八 | 七九六 |
| 其の他 | 三,五九九 | 二,六九一 |
| 土藏破 | 三 | 二七 |
| 金庫破 | — | 五 |
| 錠前破 | 九 | 四六 |
| 忍 | 八三七 | 八,一〇七 |
| 空巣 | 八,七一三 | 三,四六五 |
| 搔拂 | 三三,八五五 | 二八,二〇六 |
| 置引 | 一,〇四七 | 五六三 |
| 計 | 五六,三九一 | 四七,三七八 |

## 在刑務所人員

| 種別 | | 昭和十三年五月末 | 昭和十四年五月末 |
|---|---|---|---|
| 受刑者 | | 四八,八一六 | 四四,八三三 |
| 刑事被疑者 | | 一八一 | 二三八 |
| 被告人 | | 三,六一五 | 三,八六八 |
| 勞役場留置者 | | 四〇七 | 二七六 |
| 乳兒 | | 七 | 五 |
| 總計 | 男 | 五二,二二五 | 四八,四六六 |
| | 女 | 八〇一 | 七五三 |
| | 計 | 五三,〇二六 | 四九,二一九 |

外國人を國籍により區別すれば左の如くである。（昭和十四年五月末）

| 國籍 | 受刑者 | 刑事被疑者 | 被告人 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 中華民國(男) | 四二 | — | 五 | 四七 |
| 滿洲國(男) | 二 | — | — | 二 |
| ロシア(男) | 一 | — | 一 | 二 |
| 其他 | 一 | — | — | 一 |
| 總計(男) | 四六 | — | 六 | 五二 |

## 受刑者刑名別（昭和十四年五月末日現在）

| 刑名刑期 | | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 無期 | | 五三六 | 一三 | 五四九 |
| 懲役刑 | 十五年以上 | 四四三 | 二 | 四四五 |
| | 十五年未滿 | 四三八 | 六 | 四四四 |
| | 十年以下 | 四,六三〇 | 七二 | 四,七〇二 |
| | 五年以下 | 七,九〇六 | 一一五 | 八,〇二一 |
| | 三年以下 | 八,七三二 | 一三七 | 八,八六九 |
| | 二年以下 | 一〇,七六八 | 一〇七 | 一〇,八七五 |
| | 一年以下 | 八,六二七 | 一一六 | 八,七四三 |
| | 六月以下 | 一,六三三 | 二九 | 一,六六二 |
| | 三月以下 | 三七一 | 七 | 三七八 |
| 計 | | 四四,〇八三 | 六一三 | 四四,六九六 |

温泉(早大)6 青木(慶應)(得點)日大八、文理六、日大六 ▲鎗(慶應)日大八、文理六、早大六(決勝)(文理)3 田辺(文理)一 四辺(文理)一 四米(文理)(決勝)(文理)3 分九秒七 ▲高飛1 竹互(工大)(一七秒七 ▲四百米中障

◇八百米1高岡(東洋大)二分九秒七 ▲高飛1 竹互(工大)(一七秒七 ▲四百米中障

◇第三節

帝大九日 ▲一萬米1 一分一七秒 ▲三千米1 八分一〇秒 ▲五千米1 一五分三〇秒 ▲十粁1 三一分一〇秒 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)四九米七〇 ▲棒高跳1 佐久間(慶應)三米七〇 ▲鎗投1 佐久間(慶應)三四米七〇 ▲八百米1 下川(法政)二分一五秒 ▲四百米1 金(法政)五四秒 ▲二百米1 入(慶應)二三秒 ▲砲丸(慶應)一 吉峰(慶大)五米 ▲走幅跳1 吉峰(慶大)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒 ▲棒高跳1 佐久間(慶應)三米七〇 ▲鎗投1 佐久間(慶應)四九米七〇 ▲八百米1 下川(法政)二分一五秒 ▲四百米1 金(法政)五四秒 ▲二百米1 入(慶應)二三秒 ▲砲丸(慶應)一 吉峰(慶大)五米 ▲走幅跳1 吉峰(慶大)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第四節

3 大阪4 山崎(京城)三一、六

1 山下(京城)三一、六(得點)2 高橋(早大)一一、六

◇四百米中障碍1 山中(日學)六〇秒五 ▲高飛1 八(慶應)六 ▲棒高跳1 佐久間(慶應)三米七〇 ▲鎗投1 佐久間(慶應)四九米七〇 ▲八百米1 下川(法政)二分一五秒 ▲四百米1 金(法政)五四秒 ▲二百米1 入(慶應)二三秒 ▲砲丸(慶應)一 吉峰(慶大)五米 ▲走幅跳1 吉峰(慶大)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第五節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第六節

1 山下(京城)三一、六(得點)2 高橋(早大)一一、六

◇四百米中障碍1 山中(日學)六〇秒五 ▲高飛1 八(慶應)六 ▲棒高跳1 佐久間(慶應)三米七〇 ▲鎗投1 佐久間(慶應)四九米七〇 ▲八百米1 下川(法政)二分一五秒 ▲四百米1 金(法政)五四秒 ▲二百米1 入(慶應)二三秒 ▲砲丸(慶應)一 吉峰(慶大)五米 ▲走幅跳1 吉峰(慶大)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第七節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第八節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第九節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第十節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第十一節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第十二節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第十三節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第十四節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒

◇第十五節

帝大9 鑫太五・七秒 ▲棒高跳1 八(慶應)六 ▲走幅跳1 佐久間(慶應)六米三四 ▲三段跳1 吉峰(慶大)一三米 ▲走高跳1 田村(慶應)五三米 ▲円盤投1 吉峰(慶大)五〇米 ▲四百米リレー 慶應(吉峰、小田、佐藤、金)三分二七秒



◇第二節

◇砲丸投1 佐藤(京城)一二米一五 ▲高跳1 金(京城)一米八五 ▲四百米1 金(京城)一米八(決勝)一分四秒(文理)3 田辺(文理)一 四米(文理)(決勝)(文理)3 分九秒七 ▲高飛1 竹互(工大)(一七秒七 ▲四百米中障碍1 川村

1中村(青學)六三秒二▼棒高跳1關口(横高商)三米二〇▼鐵鎚投1鈴木(拓大)二九米一二▼一萬米1池中(東洋大)三六分四六秒六▼百米1大澤(大正大)一一秒四▼四百米1中村(青學)五四秒六▼槍投1關口(工大)四五米九〇▼走幅跳(大正大)六米三〇◇總得點1大正大五七2東北學院五〇・三分ノ一3東洋大四四點4横商專三九5東商三六・六分ノ一6拓大三五7青學三〇・二分ノ一

# 水上

## 全日本選手權大會

昭和十三年度日本選手權水上競技大會は八月十九日から三日間甲子園プールに於て舉行、男子二百米と三百米に新井が日本新記錄を、百米平泳で葉室が日本タイ記錄を、女子五十米背泳で伊藤孃が日本新記錄を、會田孃が日本タイ記錄を出した、決勝記錄は次の通り。

◇男子競泳▼百米自由形1佐々木猛(日大)六〇秒〇2鶴岡(立大)一分二秒四3小柳(中京)一分三秒〇4太田(都島工)5横林(臺灣鐵道)6宮木(臺灣遞信)▼二百米自由形1新井茂雄(立大)二分一〇秒六(日本新記錄)2宮本(多度津中)二分一五秒八3佐々木(日大)二分一九秒四4宮木(臺灣遞信)5小柳(中京商)6鵜藤(立大)▼四百米自由形1新井茂雄(立大)四分四七秒〇2天野(日大)四分四七秒四3宮本(多度津中)四分五六秒六4越戸(日大)5馬場(日大)6栗原(日大)＝新井は途中三百米の正式時計に三分三〇秒八の日本新記錄を出す(日本記錄は根上の三分三二秒)▼千五百米自由形1天野富勝(日大)一九分一九秒二2本間(立大)二〇分一〇秒四3越戸(日大)二〇分〇五秒二4栗原(日大)5淺野(中京商)6片山(三田)▼五十背泳1兒島泰彥(三田)三一秒〇2谷口(日大)三二秒〇3坂本(立大)三二秒四4明(日立鑛山)5河野(日大)6門屋(立大)▼百米背泳1兒島泰彥(三田)一分九秒一2谷口(日大)一分一一秒〇3坂本(立大)一分一一秒二4河野(日大)5松本(松山商)6門屋(立大)▼百米平泳1葉室鐵夫(日大)一分一三秒〇(日本タイ記錄)2小池(靜浦)一分一七秒〇3伊藤(昭和鑛業)4長久(三田)5葉室弟(日大)▼二百米平泳1葉室鐵夫(日大)二分四二秒二2大油(立大)二分四六秒六3田畑(京二商)二分五二秒〇4長久(三田)5松原(耐久中)6田口(日大)◇女子競泳▼百米自由形1谷口美代子(京二高女)一分一六秒六2飯島(東府六女)一分一六秒六3吉田(女子體專)一分一七秒四4松村(山口女出)5井上(愛知一女)6宅間(羽衣高女)▼二百米自由形1三浦はる(横濱水協)二分五一秒〇2谷口(二條高女)二分五一秒〇3宅間(羽衣高女)二分五一秒二4古田(女子體專)5立松品子(椙山女學園)6村岡(大阪十合)▼四百米自由形1三浦はる(横濱水協)六分一秒四2村岡(大阪十合)六分一三秒八3三嶋(土肥高女)六分一四秒四4立松品子(椙山女學園)5坂口(中泉高女)6梶田(愛知淑德)▼五十米背泳1會田昌子(廣島市女)三九秒四(日本タイ記錄)2伊藤(中泉高女)三九秒六3山本(愛知淑德高女)三九秒八4北島(椙山女)5山根(四條畷高女)6畝川(土肥高女)伊藤さとしは第一豫選で三九秒〇の日本新記錄を出す▼百米背泳1伊藤さとし(中泉高女)一分二六秒2山本(愛知淑德)一分二八秒二3飯島(東京府六女)一分二九秒六4會田(廣島高女)5北島(椙山女學園出)6畝川(土肥高女出)▼百米平泳1中山絹子(德島高女出)一分三二秒二3南里(神戸二女)一分三三秒〇4後藤(臺北一女)5山澤(臺中高女)6梶岡(土肥高女出)▼二百米平泳1中山絹子(德島高女出)三分二〇秒四2野中(東府高女)三分二一秒3大川(東府高女)三分二三秒四4梶岡(土肥高女出)5南里(神戸二女)6後藤(臺北一女)





## 全國高校水上大會

全國帝大水上競技聯盟主催、第十一回全國高校水上競技大會の決勝は昭和十三年七月卅、卅一兩日京大プール(廿五米)で擧行結局六高が優勝した。

◇競泳の部▼百米1荒玉(六高)一分三秒三2竹尾(成城)3岡田(八高)▼二百米1岡田(八高)二分二五秒六2荒玉(六高)3堀内(山口)▼四百米1大河内(八高)五分一〇秒三2田淵(五高)3高見(六高)▼八百米1田淵(五高)一〇分五一秒五2大河内(八高)3高見(六高)▼百米背泳1佐々(廣島)一分一五秒三2山藤(廣島)3熊野(山口)▼二百米背泳1佐々(廣島)二分四七秒五2栗野(八高)3熊野(山口)▼百米平泳1中島(六高)一分二〇秒八2熊野(廣島)3篠井(六高)▼二百米平泳1中島(六高)二分五九秒四2熊野(廣島)3古川(六高)▼二百米繼泳1廣島(熊谷、山藤、河上、佐々)一分五五秒五2六高3山口▼八百米繼泳1六高(北澤、中路、高見、荒玉)九分五二秒七(大會新)2八高3山口4五高5成城6廣島(各校得點)1六高六九點2八高六一點五3廣島四九點4山口三五點五5五高二九點6成城一九點

# 水球競技

## 全日本選手權大會

昭和十三年度日本選手權水上競技大會は八月十九日から三日間甲子園プールで行はれたが、水球競技の成績は次の通りで慶應A組が優勝した。

◇第一次試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 關西學院 | 5 | 3—1 | 2—3 | 4 | 帝大俱 |
| 慶應B | 1 | 0—0 | 1—0 | 0 | 今宮中 |
| 慶應A | | 棄權 | | | 京三中 |
| 稻泳會 | 3 | 2—0 | 1—0 | 0 | 茨木中 |

準優勝試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 關西學院 | 4 | 2—0 | 2—0 | 0 | 慶應B |
| 慶應A組 | 11 | 6—0 | 5—0 | 0 | 稻泳會 |

第三位決定試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 稻泳會 | 3 | 1—0 | 2—0 | 0 | 慶應B組 |

優勝試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 慶應A組 | 2 | 0—0 | 2—1 | 1 | 關西學院大學 |

| 〔關學大〕 | | 〔慶應A〕 |
|---|---|---|
| 恩田 | FW | 和田 |
| 矢住 | FW | 名取 |
| 崎山 | FW | 松木 |
| 田崎 | HB | 石原 |
| 島田 | FB | 大前 |
| 庄田 | FB | 中村 |
| 谷川 | GK | 岡田 |
| 11 | FT | 12 |
| 0 | CT | 1 |
| 3 | GT | 2 |

## 全日本中等水上大會

・第十二回日本中等學校選手權水上競技大會は昭和十三年八月六、七兩日神宮プールで擧行、中京商業伊都中學は接戰を演じたが伊都中學は平均した得點力を示して僅か二點の差をもつて優勝した。

▼百米1重山孝(加治木中)一分二秒六2小柳(中京商)一分二秒六3繩津(靜岡中)一分三秒四4牧野(伊都中)5白山(灘中)6山下(濱一中)▼二百米1宮本茂(多度津中)二分一六秒六2小柳(中京商)二分一九秒四3小

部(京二商)二分二三秒▼四百米1宮本茂(多度中)四分五六秒2岩田(岐阜商)五分六秒六3小倉(和歌山商)五分一〇秒二▼八百米1牟田守榮(高知商)一〇分三八秒八2岩田(岐阜商)一〇分四一秒八3村山(伊都市)一〇分四四秒二▼百米背泳1妙中要藏(伊都中)一分一三秒二2松本(松山商)一分一四秒3長谷川(函館商)一分一四秒八▼二百米背泳1松本進(松山商)二分三九秒八2妙中(伊都中)二分四〇秒八3谷口(廣島二中)▼百米平泳1田畑三郎(京二商)一分一七秒八(大會新記錄)2松田(城東商)一分一九秒八3深野(早實)一分二〇秒六▼二百米平泳1田畑三郎(京二商)二分五四秒四2松原(耐久中)二分五六秒3吉田(和歌山商)三分〇秒▼二百米繼泳1中京商(水野、服部、武智、小柳)一分五七秒2沼津中一分五七秒3伊都中一分五七秒4臼杵中5高知商6靜岡中▼八百米繼泳1岐阜商(田中、小坂井、宮川、岩田)九分四三秒六2中京商業九分四四秒3伊都中九分四九秒四4臼杵中5濱松一中6沼津中

◇飛込競技▲飛板飛込1久原欣次(第三神港商)八五點八六(規定四七點七七、選擇三八點九)2二井(第三神商)▼高飛込1宮秋利厚(茨木中)三四點五八2久保(第三神商)(各校得點)1伊都中三〇點2中京商二八3京二商十八點4岐阜商一七點5多度津中一四點6濱松一中一三點7松山商一二點8高知商一一點9和歌山商一〇點10耐久中八點11加治木中七點12沼津中、臼杵中、早實、廣島二中各六點13靜岡中、函館商、中泉農、城東商各五點14袋井商、灘中各三點15津島中、濱松農各一點

## 飛込競技

### 全日本選手權

昭和十三年度日本選手權水上競技大會は八月十九日から三日間甲子園プールで行はれたが、飛込競技の成績は次の通りである

◇男子飛板飛込1柴原恒雄(日大)一四四點九二(規定六〇點〇二)2小柳(稻泳會)一三八點五二(規定六〇點四七)3久保(第三神港商)一一〇點七八(規定四八點〇〇)4高濱(同)一一〇點二六(規定五一點四五)5井上(福井高工)一〇一點三四(規定四六點八八)6北田(慶大)九六點三六(規定四七點二四)

◇男子高飛込1柴原恒雄(日大)一〇八點七四(規定四四點〇八)2小柳(稻泳會)一〇三點七七(規定四六點七五)3瓶子(稻泳會)九五點二六(規定四四點五四)4細谷(日大)七五點二六5矢野(慶大)七五點〇四6奥田(明大)六八點一一

◇女子飛板飛込1大澤政代(三省堂)八八點九五(規定五一點九五)2大澤禮子(美津濃)八六點七八(規定四二點一四)3横山(關西女子倶)七七點八五(規定四〇點八七)4立松(相山女學園)七六點一六(規定三四點四〇)5田中(わかば倶)七四點八六(規定三五點二二)6島崎(無所屬)六二點九二(規定四八點八四)

◇女子高飛込1大澤禮子(美津濃)三三點六六2田中(わかば倶)三二點八二3横山(關西女子倶)三二點七一4立松(相山女學園)三一點八二5大澤政代(三省堂)三〇點六二5林(無所屬)三〇點三〇

### 全國學生選手權

第十七回日本學生水上選手權競技大會の飛込競技は昭和十三年九月十六日から三日間神宮プールで擧行、早大が優勝した。

◇飛板飛込1小柳富男(早大)一四九點八八2柴原(日大)一三七點五六3北田(慶大)一一二點〇4毛利(日大)一〇八點六八5加茂(早大)一〇三點二四6森(日大)九八點九七◇高飛込1小柳富男(早)(規定四八點一一總得點一一二點九一)2柴原(日)(五一點八二、一〇九點九八)3矢野(慶)三八點七〇、八二點四一)4細谷(日)5北田(慶)6奥島(慶)◇混合飛込1加茂正美(早)(規定三九點五一、總點六九點五)2佐藤(慶)(三八點二〇、六八點六九)3毛利(日)(三四點六四、六七點七六)4永原(日)5矢野(慶)6森(明)(總得點)1早大四二點2日大三九點3慶應二九點

### 日本女子中等選手權

第三回全日本女子中等學校選手權全國一般女子水上競技大會は昭和十三年八月廿七、八兩日名古屋振甫プールで擧行、女子中等の部は相山女學園が優勝した。

◇女子中等の部▼五十米1辻村喜代子(京府二)三四秒四2立松京(相山)3岩橋(相山)▼百米1宅間美惠(羽衣)一分一四秒八2飯島(東府六)3谷口(京二條)▼四百米1宅間美惠(羽衣)五分五九秒二2立松品(相山)3永田(苫津)▼百米平泳1野中喜美子(東京府四)一分三一秒四2後藤(臺北第一)3宮坂(相山)▼二百米平泳1野中喜美子三分二〇秒四2後藤(臺北第一)3奥田(京府二)▼五十米背泳1伊藤さとし(中泉)四〇秒二2山本(淑德)3北畑(相山)▼百米背泳1伊藤さとし(中泉)一分二六秒2山本(淑德)3新美(相山)▼二百米繼泳1相山(岩崎佐和子、立松京子、立松品子、木村繁子)二分一九秒八2中泉高女3愛知淑德▼三百米混繼泳1中泉(伊藤さとし、飯澤すま子、坂口よし)四分二三秒二2相山女學園3愛知淑德4京都二條5愛知縣一6土肥高女▼初等高飛込1光永和子(常盤松)二四點九五2立松文(相山)二四點八四(各校得點)1相山女學園四七2淑德高女三三3中泉高女二九4京府一九5羽衣高女一四、東京府四一四7京二條一〇7臺北第一一〇9愛知縣一六10苫津學園五10東京府六、五12土肥高女三13平塚高女二14臺中高女一

◇一般の部▼百米1小枝蔦子(津山高女)一分一六秒六(大會新)2古田(女子體專)一分一七秒二(大會新)3三浦(ゆかり會)▼二百米1古田つね子(女子體專)二分五一秒八2村岡(大阪そこう)3高橋(伊東小學)▼四百米1三浦はる(ゆかり會)六分三秒四2村岡(大阪そこう)3北島(相山)▼二百米平泳1中山絹子(德島高女)三分一七秒八2南里(兵庫縣二)3山澤(臺中高女倶)▼百米背泳1北島靜子(相山)一分三二秒2廣田(兵庫縣二)3伊藤(淑德)

## 女子水上競技諸大會

### 女子水上體育大會

女子水上體育大會は文部、厚生兩省、日本水上聯盟後援のもとに昭和十三年八月卅日明治神宮プールで擧行。

東西對抗五百米繼泳1東軍(古田、岩橋立松京、飯島、三浦)六分二七秒六2西軍(宅間、岸田、谷口、松村、村岡)▼女兒五百米繼泳(各校混合一組十名)1第八組七分五八秒二2第五組▼女兒五百米平泳繼泳(各校混合一組十名)1第二組九分三六秒2第三組▼東西對抗千米平泳繼泳1西軍(南里、大川、奥田、梶岡、中山)一六分五七秒四2東軍(野中、宮坂、蔭山、玉置、原)▼女兒五百米背泳繼泳(各校混合一組十名)1第二組一〇分四三秒2第三組▼東軍(飯島、北畑、北島、新見、伊藤)七分三一秒六2西軍(雪田、廣田、山根、有賀、畝川)▼水球わかば會3—0横濱水協

### 關西學生水上大會

第十六回關西學生水上競技大會は昭和十三年九月三、四日の兩日寶塚プールで擧行第一部は高松高商、第二部は昭和高商が優

優した。

◇第一部▼五十米1長谷川(高松高商)二七秒四2矢住(關學)3吉田(關大)▼百米1長谷川(高松高商)一分二秒二2岩崎(立命大)3吉田(關大)▼二百米1岩崎(立命大)二分二三秒八2庄田(關學)3船倉(高松高商)▼四百米1船倉(高松高商)五分一三秒二2抱(高松高商)3谷村(高松高商)▼八百米1谷村(高松高商)一〇分五三秒〇2抱(高松高商)3上野(關大)▼五十米背泳1中西(關大)三三秒二2部坂(神商大)3石田(立命大)▼百米背泳1中西(關大)一分一四秒六2部城(同大)3石田(立命大)▼百米平泳1野口(高松高商)一分一七秒四〔大會新記錄〕2田崎(關學)3清水(同大)▼二百米平泳1野口(高松高商)二分五八秒四2田崎(關學)3田中(關學)▼二百米纖泳1關學(森本、庄田、矢住、串田)一分五二秒八2高松3關大▼八百米纖泳1高松高商(谷村、船倉、長谷川、抱)九分五〇秒〇2關學3關大4同大5立命6神商大〔各校得點〕1高松高商八三點2關學七一點3關大四七點4立命三〇點5同大二七點6神商大一四點7大商大一點

◇第二部▼五十米1田邊(神戸商船)二九秒六2內海(大藥)3渡邊(昭和高商)▼百米1宇津(大高醫)一分八秒八▼二百米1北村(三高)二分二七秒四▼四百米1岩本(昭和高商)五分五一秒四▼八百米1小田島政義(中大)一一分二一秒四2西田(關東學)3河野(關東學)4遠藤(文大)5遠藤(商船)6鈴木(東大)▼五十米背泳1苗村(大高)一分一七秒八2興津(文大)3仁科(中大)4和田(文大)5高橋(中大)6田中(東大)▼百米背泳1本間竹志(文大)一分一四秒二2興津(文大)3仁科(中大)4和田(文大)5高野(中大)6田中(東大)▼百米平泳1加藤琢平(商船)一分二一秒六2近藤(中大)3稻垣(中大)4井出(拓大)5黒野(拓大)6尾崎(商大)▼二百米平泳1稻垣太郎(中大)三分二秒四2近藤(中大)3加藤(商船)4朴(東大)5井出(中大)6尾崎(商大)▼二百米纖泳1法大(大竹、大川、三鴨、藤田)一分五五秒〇2東大3中大4拓大5文理大6慈大▲八百米纖泳1東大(中島、瀧藤、横尾、關師)一〇分二〇秒八2中大3文大4拓大5商船6關東學院▼總得點1中大六四點2文理大四二點3東大三六點4法大二八點5拓大二八點6關東學院一九點7商船一五點8商大九點9慈大一點



◇第二部▼五十米1影島理(青學)二七秒八2竹尾(成城)3島森(水產)▼百米1竹尾快助(成城)一分四秒〇2影島(青學)3島森(水產)▼四百米1蓮原敏行(水產)五分五五秒〇2永山(水產)3牛村(東商)▼八百米1永山高行(水產)一二分二一秒六2山口(成城)3吉岡(日醫大)▼五十米背泳1渡邊貢(水產)一分一八秒〇2小菅(青學)3望月(日醫大)▼百米平泳1守田謙三(成城)一分二三秒四2藤本(水產)3三井田(國大)▼二百米平泳1藤本東陽之助(水產)三分一五秒八2三井田(國大)3高橋(日醫大)▼二百米纖泳1水產(島森、眞庭、內藤、鈴木)二分一秒二2成城3橫商專▼八百米纖泳1水產一分〇2成城3橫專▼總得點1水產八六點2成城五〇點3青學三〇點4橫專二六點5日醫大二六點6國大一五點7東商九點

◇第三部▼五十米中村隆男(橫高商)二八秒四▼百米中村隆男(橫高商)一分五秒二▼二百米安田幸次郎(橫高商)二分三六秒二▼四百米酒井久隆(橫高商)五分四六秒六▼八百米酒井久隆(橫高商)一二分一〇秒六▼五十米背泳上川內洋六(橫高商)三六秒二▼百米背泳上川內洋六(橫高商)一分二三秒〇▼百米平泳諸橋又藏(東高)一分二八秒四▼二百米平泳錦織晉(東高)三分六秒二▼二百米纖泳橫濱高商一分五七秒六▼八百米纖泳橫濱高商一〇分三七秒二▼總得點1橫濱高商八三點2東高四六點3一五點5府高一四點6巢鴨高商一一點7橫專一〇點8明藥九點9大倉八點

**全國中等水球**

日本學生水上競技聯盟主催、日本中等學校水球選手權大會は昭和十三年八月廿八日甲子園プールにおいて參加四チームによつて擧行、今宮中學が優勝した。

◇準決勝戰

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今宮中 | 2 | 1—0<br>0—1<br>1—0 | 1 | 京都三中 |
| 茨木中 | 3 | 1—0<br>2—0 | 0 | 早稻田實業 |

◇三位決定戰

| | | | |
|---|---|---|---|
| 早稻田實業 | 2 | 1—0<br>1—0 | 0 | 京都三中 |

◇決勝戰

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今宮中 | 3 | 1—1<br>2—0 | 1 | 茨木中 |

**全日本學生水上選手權**

第十七回日本學生水上選手權競技會は昭和十三年九月十六日から三日間神宮プールで擧行、競泳の部は日、早、慶、立の混戰が期待されてゐたところ、慶大は各種目に豫想以上の得點を集めて初めて覇權を握り飛込競技は早大が優勝した。

◇競泳五十米1宮崎康二(慶)二六秒六2佐々木(日)二六秒八3長谷川(高松)二六秒八4井上(慶)5高尾(慶)6柴原(日)▼百米1新井茂雄(立)五八秒四2佐々木(日)五八秒八3杉浦(早)一分一秒四4宮崎(慶)5鷲谷(日)6壺田(早)▼二百米1新井茂雄(立)二分一二秒〇〔大會新記錄〕2鷲谷(日)二分一七秒〇3杉浦(早)二分一八秒六4杉田弘(慶)5鵜藤(立)6新間(早)▼四百米1高橋六3牧野(早)四分五二秒〇4寺田(慶)5栗原(日)6城戶(日)▼八百米1天野富勝(日)一〇分四秒二2高橋(慶)一〇分五秒二3牧野(早)一〇分一四秒六4寺田(慶)5片山(慶)6栗原(日)▼五十米背泳1兒島泰彥(慶)三一秒〇2谷口(日)三一秒八3吉田(早)三二秒〇4坂本(立)5河野(日)6奥田(早)▼百米背泳1兒島泰彥(慶)一分八秒八〔大會新記錄〕2吉田(早)一分一〇秒四3谷

口(早)一分一一秒〇4坂本(立)5河野(日)6平賀(立)▼百米平泳1葉室鐵夫(日)一分一三秒〇(日本タイ記録ならびに大會新記録)2小池(慶)一分一三秒二〔大會新記録〕3山田(早)一分一五秒二4長久(慶)5古川(早)6小林(早)　▼二百米平泳1葉室鐵夫(日)二分四二秒八〔大會新記録〕2小池(慶)二分四三秒〇〔大會新記録〕3大浦(立)二分四八秒六4古川(早)5長久(慶)6野田(明)　▼二百米繼泳1慶大(井上、宮崎、小池、小島)一分四七秒〇2立大(新井、坂本、本田、鶴岡)一分四八秒六3日大(柴原、佐々木、河野、鷲谷)一分四九秒四4早大5關學大6高松高商　▼八百米繼泳1立數(新井、本間、岩切、鶴藤)九分一一秒八2早大(杉田、新間、牧野、杉浦)九分一四秒八3慶應(高橋、寺田、渡邊、島本)九分一五秒八4日大5高松高商6關學大　▼各校得點1慶應七點2日大六八點3早大四九點4立數三九點5高松高商六點6關學四點7明大一點8岐阜商業〇點

## 水球

關東學生水球聯盟の昭和十三年度秋季リーグ戰は九月卅日から三日間神宮プールで擧行。

◇第一次試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 拓大 | 4(0—0、4—0)0 | 青學 | | | |
| 日大 | 15(7—0、8—0)0 | 中大 | | | |
| 文大 | 6(3—1、3—2)3 | 商大 | | | |
| 東高 | 5(1—1、4—0)1 | 立大 | | | |
| 東大 | 6(3—1、3—0)1 | 成城 | | | |
| 慶大 | 19(8—0、11—0)0 | 慈大 | | | |
| 明大 | 29(16—0、13—0)0 | 國大 | | | |
| 早大 | 15(9—0、6—0)0 | 一高 | | | |

◇第二次試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 慶大 | 8(4—2、4—0)2 | 東大 | | | |
| 東高 | 8(3—0、5—0)0 | 拓大 | | | |
| 日大 | 棄權 | 文大 | | | |
| 早大 | 10(4—0、6—0)0 | 明大 | | | |

◇準優勝試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 早大 | 4(2—0、2—0)0 | 日大 | | | |
| 慶大 | 14(7—1、7—1)2 | 東高 | | | |

◇優勝試合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 慶大 | 3(1—2、2—0)2 | 早大 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 慶應 | 本田取 | 原 | 村前 | 田 | | |
| 慶 | 松和名 | 石 | 中大 | 岡 | | |
| | FW | HB | FB | GK | | |
| 大 | 野間川 | 田 | 田野 | 島 | | |
| 早 | 小新越 | 奥 | 壺河 | 川 | | |
| | 33 | FT | 38 | | | |
| | 0 | TT | T | | | |
| | 3 | FC | G | | | |
| | 0 | | | | | |

◇三位決定試合

日大 6(3—0、3—0)0 東高

## 水上合同試練記錄會

わが水上陣合同練習は昭和十四年四月五日から東大プールで行はれてゐたが廿日午後四時から試練記錄會を行ひ數々の好記錄を收めて無事終了した主なる成績左の通り

◇百米自由形1新井茂雄(立)五八秒四2杉田(早)一分二秒六3杉浦(早)一分二秒3◇二百米自由形1吉田喜一(早)二分一八秒六2鵜飼(立)二分一九秒四3宮本(早)二分二一秒四

◇四百米自由形1馬場止(日)五分五秒四2本間(立)五分七秒六3越戸(日)五分八秒四4岩田(岐阜商業出)五分九秒六

◇二百米平泳1葉室鐵夫(日)二分四一秒八2大浦(立)二分四六秒〇3山田(早)二分五六秒四

◇百米背泳1兒島泰彥(慶)一分九秒四2谷口(日)一分十秒二3平賀(立)一分一三秒二

## 早慶對抗水上

第十三回早慶對抗水上競技會は六月四日明治神宮プールで擧行、早大は結局廿二對一七で優勝、飛込では小柳を有する早大が



勝ち、リーグの覇權もかけた水球では慶大依然無敵ぶりを發揮して優勝した。

◇競泳▼四百米自由形1高橋弘(慶)四分四八秒〔大會新記錄〕2田中(早)四分五七秒二3片山(慶)▼二百米平泳1長久俊三(慶)二分五一秒二2古川(早)二分五一秒四3山田(早)二分五七秒▼百米自由形1杉浦重雄(早)一分一秒四2吉田(早)一分一秒六3井上(慶)一分二秒▼百米背泳1兒島泰彥(慶)一分八秒八　2吉田(早)一分九秒四　3妙中(慶)　一分一四秒　▼二百米自由形1高橋弘(慶)二分一六秒四2杉浦(早)二分一六秒四3島本(慶)二分一八秒▼千五百米自由形1田中英作(早)一九分三一秒八〔大會新記錄〕2宇田(早)二〇分四秒四3片山(慶)二〇分六秒四▲八百米繼泳1早大(宮本、吉田、田中、杉浦)九分七秒八〔大會新記錄〕2慶大九分一七秒

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 慶 | 4 | 3 | 1 | 4 | 4 | 1 | 0 | 17 |
| 表 | 米平米背米米繼 | | | | | | | | |
| 點 | 百米　米百百米 | | | | | | | | |
| 得 | 四二百百二千八 | | | | | | | | |
| | 早 | 2 | 3 | 5 | 2 | 2 | 5 | 3 | 22 |



◇飛込▼飛板飛込1小柳富男(早)一二九・〇六　2久保(早)一一八・一(慶)一〇五・六七4水原(早)一〇三・五三▼高飛込1小柳富男(早)一〇六・八九2矢野(慶)九一・一三3北田(慶)八六・六八4久保(早)八四・四五▼水球慶應七點早大四點

◇神宮プール開き

神宮プール開きは五月廿八日行はれたがこの日まづ午前九時半、水上聯盟田畑、遊泳聯盟原岡兩氏以下六名の代表が明治神宮に參拜、同十一時から水泳場式典を執行し正午から演技と競技とを行つた。

◇男子競泳一等記錄▼二百米自由形〔A〕越戸優一(日)二分三三秒〔B〕本間俊夫(立)二分二一秒二▼二百米平泳大浦誠一郎(立)三分八秒▼百米自由形佐々木猛(日)一分一秒六▼百米背泳平賀玉(立)一分一三秒八

◇女子繼泳▼百米自由形三浦ハナ(橫濱水協)一分二〇秒▼百米平泳中山絹子(女子體專)一分卅八秒　▼五十米背泳伊東さとし(女子體專)四一秒二

### 中部中學水上

第五回中部日本中等學校水上競技大會は昭和十四年五月廿八日八高プールで擧行、小牧中學が優勝した。

▼得點1小牧五八點2掛川五三點3津中四九點4岐二、一五點5豐二、一〇點▼百米1神谷五郎作(掛川)一分六秒一　2倉地(小牧)▼四百米1神谷五郎作(掛川)五分一六秒五2倉地(小牧)▼八百米1勝田清和(津)一一分五五秒七2今駒(掛川)▼百米背泳1和田登(掛川)一分二〇秒六2小崎(津)▼二百米繼泳1小牧中(長谷川、石黒、水越、倉地)二分〇秒四〔大會新記錄〕2掛川中▼二百米平泳1戶田正昭(小牧)三分一〇秒三2德田(津)▼八百米繼泳1小牧中(近藤、長谷川、長谷川、倉地)一〇分三五秒五〔大會新記錄〕2掛川中

## ボート

### 全日本エイト選手權

全日本選手權競漕大會は昭和十三年九月廿四、五兩日東京尾久荒川二千米コースで擧行、成績次の通り(括弧內は平水換算タイム)

◇第一豫選▼A1東大(獨漕)六分五秒七(六分五〇秒)▼B1東京商大六分三秒〇(六

分四七秒)2同志社高商差一艇身半▼C1慶應六分四秒五(六分四九秒五)2早大差一艇身三分ノ一▼D1東京商大專六分五秒(六分四九秒)2日本醫大差一艇身三分ノ一3一高差更に半艇身

◇收者復活戰▼A1同志社高商タイムなし一高は途中コースを侵してオミツト▼B1早大六分一四秒四(六分二七秒)日本醫大差一艇身三分ノ一

◇準決勝▼A1東京商大五分五二秒(六分三二秒)2早大差一艇身半、3東大差更に一艇身半▼B1慶應五分五一秒一(六分三五秒)2東京商大專二艇身弱3同志社高商差更に一艇身弱

◇決勝1東京商大六分一〇秒(六分四二秒)2慶大差半艇身

田谷中藤　武島非田
柴岩田齋　洪濱飯衣山
舵整7654332舳
藤越野藤生川原端鹿
工塚平佐萩黒石田角

◇フォア準決勝▼A1拓大六分三六秒(七分二八秒)2大倉高商差一一秒五▼B1東京商大豫科六分三四秒八(七分二六秒)2慶大差一四秒▼決勝1東京商大豫科六分五八秒七(七分三五)2拓大差八秒

◇舵手なしフォア▼決勝1日大六分五七秒(七分三〇秒)2東京外語差四分の三艇身

◇舵手なしペア▼決勝1東大淡青會七分四九秒四2大倉高商差三二秒七

◇舵手付ペア▼決勝1東京外語八分二八秒2早大差二尺

◇スカル(二千米)▼決勝1南光裕(關西樂水會)八分六秒2高橋卓郎(早大)差一二秒

◇ダブルスカル▼決勝1石井、木下(東口倶)七分五六秒2淺野、濱口(淡青會)差六秒

◇スカル少年(千米)▼決勝1木下保(東口倶)四分一〇秒2藤江(關西)差十九秒

◇スカル女子決勝1日比谷辰子(逗子)四分四六秒五2東敦子(同)差一五秒

◇固定席

日本漕艇協會主催東海漕艇協會主管第十四回固定席艇日本選手權競漕大會は昭和十三年八月廿一日名古屋市外庄内川明德橋附近千三百米コースで擧行。

◇中等學校決勝

1青森中學五分五七秒八2函館商業

◇一般の部決勝

1靜水會五分五七秒二

**關西選手權競漕**

第十一回滑座席艇關西選手權大會は昭和十三年九月三、四日の兩日瀬田川コースで擧行、決勝成績次の通り。

◇ダブルスカル西光、根岸(須磨樂水會)六分五九秒八(獨漕)▼シュニアスカル藤江清一四分二一秒五▼O・B三才歳以上スカル西恩寺二郎四分一四秒四▼O・B四才歳以上スカル眞野恒太郎五分五四秒五▼女子スカル藤山澄子四分五四秒▼一般スカル西光裕七分四〇秒六(堀井禮三途中棄權)▼一般フォア1須磨樂水會六分四七秒二2神戸商大艇差三秒一▼エイト1同志社高商五分三九秒四2京都帝大艇差一秒二

**關東選手權競漕**

第十二回固定席艇關東選手權兼全日本選手權關東豫選並にエイトO・B選手權競漕會は昭和十三年八月十四日向島千三百米コースにおいて擧行、決勝記錄次の如し。

◇エイトO・B1三田漕艇倶三分一五秒2商大四神會差二艇身◇中等固定席艇1新潟中五分四秒2慶普三分ノ二艇身3横濱商大差◇一般固定席1靜水會四分四一秒五2



東京電氣マツダ端艇部大差

**尾久排戰レガツタ**

尾久ボートレースは昭和十三年八月廿一日尾久千米コースで擧行。

◇フォア1拓大三分三七秒2商大◇エイト▼三組1外語三分一八秒八2千葉醫大▼四組1商大專三分一六秒五▼五組1商大三分一〇秒三▼六組1一高三分二七秒五

**關東學生選手權競漕**

關東學生選手權競漕大會は昭和十三年九月三、四日兩日東京尾久小臺橋下流二千米コースで擧行、エイトでは商大が優勝し、五回目の制覇を遂げた、フォアも商大スカルは森(日醫大)が優勝した。スカル決勝1森俵太郎(日醫大)八分一〇秒2高橋(早大)差半艇身3山下(拓大)差大差

◇フォア準決勝

A1商大六分三七秒2慶大八艇身▼B1明大六分四六秒五2工大大差

◇決勝

1商大六分四九秒五(平水換算八分三秒)2明大艇差四艇身

◇エイト準決勝

A組1商大五分五八秒2大倉高商大差▼B組1早大五分五六秒五2一高半艇身

◇決勝

1商大五分五九秒五2早大一艇身强

**全國高專選手權競漕**

第十一回全國高專選手權大會は昭和十三年七月卅、卅一の兩日瀬田川千三百米コースで擧行、四高と明治專門が優勝した。

◇高校の部

◇準決勝

A組1松江五分廿七秒六2大阪(差四秒五)▼B組1四高五分十五秒六2廣島(差一七秒六)

◇決勝

1四高五分一六秒2松江(差二六秒)

◇專門學校の部

◇準決勝

A1明治專門五分廿三秒四2京城醫專(差二秒)▼B1明治專門五分一七秒2長崎高商(差一〇秒五)

◇決勝

1明治專門五分二八秒六2横濱專門(差二秒五)

**一高對三高**

第十五回一高對三高競漕戰は昭和十三年八月十三日瀬田川鐵橋釜谷間三千二百米コースで擧行、一高大勝し結局十三勝二敗の成績となつた。

1一高八分五二秒2三高艇差三七秒

**全國中等選手權**

第三六回全國中等學校競漕大會は八月七日琵琶湖上柳ヶ崎千三百米コースで擧行。

◇一部決勝

1長濱農五分二八秒2彦根中(差一三秒四)

◇二部決勝

1福岡師五分一九秒2滋賀師(差一秒五)

**早慶ボートレース**

第十一回早慶對抗ボート・レースは昭和十四年四廿九日午後四時發艇梶原渡——尾竹橋間、三千二百米の下航コースで審判瀬田、君塚兩氏判定宮崎氏の下に擧行、早慶對抗レースに先立つて兩OB及び新人レースが荒川、尾久のコースで行はれOBレースは二つ共慶應が勝つたが新人は三艇身の差で早大勝つ、續いて慶應が南岸近き第一コース、早大第二コースでスタートは切られた。早大はスタートを鋭く滑り出し慶應の緩調子を早くも壓へ遂に五百米で水を開けてそのまゝゴールへ突入豫想を裏切り快勝した。

1早大九分五六秒2慶大(差二艇身强)

〔慶大〕
田谷中武　山島廿田
柴岩田濱　洪　小飯美山
舵整七六五四三二舳

〔早大〕
尾田藤下卓賀部富代
松山後森　橋　高志岡　橋　高松

17貫700平均體重18貫300
5尺80　平均身長　5尺80

◇對抗OBレース
1慶應OB三分二二秒2早大OB差一艇身弱
◇OBレース（千米卅歳以上）
1慶應OB三分四一秒2早大OB差二尺
◇新人對抗レース（二千二百米）
1早大六分五六秒2慶應差三艇身
◇四大學レガッタ
第九回尾久四大學レガッタは昭和十四年五月五、六日尾久尾竹橋、小臺橋間二千米コースで擧行。
◇文大對工大1文大六分一九秒五2工大艇差一七秒五
◇拓大對日醫大1拓大六分六秒〇2日醫大艇差半艇身
◇日醫大對工大1日醫大六分二九秒〇2工大艇差一八秒
◇拓大對文大1拓大六分一三秒〇2文大艇差一一秒
◇拓大對工大1拓大六分一三秒四2工大艇差一八秒六
◇日醫大對文大1日醫大六分九秒六2文理大差三艇身強▼成績1拓大三戰三勝2日醫大二勝一敗3文理大一勝二敗4工大全敗
◇明大對日大漕艇
第四回明大對日大對抗競漕會は昭和十四年五月廿一日向島鐘ヶ淵東武鐵橋間二哩コース下向で擧行、レースは終始日大リードで進められ言問橋では約七艇身差となりゴール直前に進んだ時日大艇浸水甚しく遂に沈沒するに至り明大拔いて勝つた。
1明大一三分四二秒

## ヨット

### 全日本選手權大會

第六回十二呎級ヨット選手權大會は昭和十三年七月廿四日横濱新山下町沖假ハーバー・コースにおいて擧行第一、第二の兩競操とも藤村優勝して選手權を獲得した。

〔第一競操〕（風速十二米1藤村五四分一七秒2村瀬、宮下、小林、森田（九州）三選手は轉覆して失格す〔第二競操〕（風速一〇米）1藤村一時二分四六秒2小林3森田、村瀬失格、宮下棄權▼順位1藤村紀雄（關東代表早大OB）一〇點2村瀬（中部代表早大OB）小林（大阪代表阪大）四點4森田（九州代表）三點4宮下（關東代表慶應）〇點

全日本ヨット・スター級競技會は昭和十三年七月卅一日相州葉山日蔭茶屋で擧行、〔第一競操〕1バリフー二時間五六分一一秒（明星失格、トライアングル途中棄權）〔第二競操〕1バリフー四九分四一秒二2明星3トライアングル▼順位1バリフー2明星二點3トライアングル一點

### 國內五米

第六回國內五米級關東選手權大會は昭和十三年七月十日横濱山下町オリムピックヨット假コースで擧行參加七艇成績左の通り
▼順位1トリトン四世（大村、關根、平松＝VSC）二〇點2アサミドリ（平田、鈴木＝YSC）一九點3キリン（吉川、大河原小山田＝YSC））一四點4足速（早大）一二點5翼（NYK）八點6はやかぜ（TSC）七點7蘭陵王（東大）四點

### 國際スター級大會

國際スター級ヨットレースは昭和十三年八月八日葉山沖、鐙摺、稻村崎、菜島間の八千米三角コースにおいて擧行、結局財部兄弟艇のバレイフー號が優勝した、〔第一競操〕（二周）1ハレイフー艇（財部兄弟）一時三七分二〇秒2明星艇（古屋兄弟）〔第二競操〕（一周）1バレイフー艇三九分五五秒2明星艇

### 全國學生選手權

第六回全日本インターカレッヂ・ヨット競技大會は昭和十三年七月廿二、廿三兩日横濱新山下町沖假ハーバー・コースで擧行慶應が優勝した。
◇順位1慶應一六〇點2早大一五五點3九大一一四點4京大七九點5阪大七七點

### 早慶對抗ヨット

第五回早慶對抗ヨット競技會は慶應三勝早大一勝、しかも慶應二連覇の後をうけて昭和十四年五月十三、十四兩日横濱オリムピック假ハーバー沖六千米コースで擧行。

早大 126（32402727 — 23152828）94 慶大

◇第一回戰1村瀬、高原（早）三九分二一秒2田原、吉田（早）三九分五五秒3和田、古谷（慶）四〇分一五秒4中村、今川（慶）四〇分四〇秒5平松、大內（慶）6永田、高木（早）7長坂、岩眞（慶）8山內、鹽田（慶）9氷元、堀（早）10宮川、原▼得點慶應二八點早大二七點◇第二回戰1村瀬、高原（早）四三分一三秒2和田、古谷（慶）四五分一四秒3中村、今川（慶）四五分二四秒4平松、大內（慶）5田原、吉田（早）6堀內（早）7原、高木（早）8長坂、岩眞（慶）9堀江、永田（早）10岡野、有坂（慶）▼得點慶應二八點早大二七點◇第三回戰1堀內、永元（早）三時間三四分三〇秒2田原、原（早）三時間三六分一八秒3宮川、高木（早）三時間三九分三六秒4堀江、永田（早）5村瀬、高原（早）6平松長坂（慶）7和田、古谷（慶）8山內、鹽田（慶）9中村、平松精（慶）10岡野、尾山（慶）▼得點早大四〇點慶應一五點◇第四回戰1村瀬、兩角（早）三一分五九秒2堀內、永元（早）三二分五四秒3和田、古谷（慶）三三分二五秒4中村、平松精（慶）5宮川、高木（早）6平松、尾山（慶）7田原、原（早）8堀江、永田（早）9長坂、岡野（慶）10山內、鹽田（慶）▼得點早大三二慶應二三

### 中部日本クラブ對抗

昭和十四年五月七日名古屋港外千鳥ヶ濱海岸三千米三角コースで開催。
1三菱發動機一四點2東海ヨット倶十點3三菱航空機八點4名古屋YMCA七點5名古屋帝大六點

### 關西學生ヨット

（五月廿八日、琵琶湖）1同大五三點2京大五一點3關學三三點4阪大一五點

## スケート

### 日滿對抗氷上大會

滿鐵創業卅周年記念日滿對抗氷上競技會は昭和十四年二月四、五兩日奉天國際リンクで擧行、スピード競技では男子の部は四十九點對四十一點で滿洲勝ち、女子の部は四十六點對四十四點で日本勝ち、ホッケーは三對一で日本敗退した。

【男子の部】
〔五百メートル〕1山下（日）四四秒七2安部

（満）3林（満）
〔千五百メートル〕1張（日）二分三三秒四2朴（満）3山下（日）
〔五千メートル〕1張（日）九分三一秒五2朴（満）3松元（満）
〔一萬メートル〕1張（日）一八分四一秒七〔満洲並満洲國際新記録〕2朴（満）3松本（満）
〔二千メートル繼走〕1満洲三分四秒一〔満洲新記録〕2日本三分五秒一〔満洲國際新記録〕

【女子の部】
〔三百メートル〕1江島（満）六分六秒2汾陽（満）3中川（日）
〔五百メートル〕1中川（日）五一秒八〔日満タイ記録〕2綱手（満）3坂本（日）
〔千メートル〕1江島（満）一分四八秒三〔日本並満洲新記録〕2中川（日）一分四九秒〔日本並満洲新記録〕3大高（日）
〔五千メートル〕1江島（満）一〇分一一秒八〔日本並満洲新記録〕2汾陽3中川（日）
〔千六百メートル繼走〕1日本二分四六秒四〔日本新記録〕2満洲二分四八秒八〔日本新記録〕

ホツケー（満鐵球場）

## 満洲 3——1 日本

**日満親善氷上競技**

日満親善氷上競技新京大會は一月廿八、九兩日兒玉公園スケート場で擧行、日本軍は男女とも壓倒的勝利を博した。

【男子の部】
〔五百メートル〕1山下（日）四四秒六〔満洲新記録〕2高林（日）四四秒七〔満洲新記録〕3林（満）
〔千五百メートル〕1南洞（日）二分三四秒三2林（満）3金（日）
〔三千メートル〕1片（満）五分二八秒五2泉山（日）3張（日）
〔五千メートル〕1張（日）九分三二秒二2安達（満）3尹（日）
〔二千メートル繼走〕1日本三分六秒三2満洲

【女子の部】
〔五百メートル〕1中川（日）五二秒六2坂本（日）3中村（満）
〔千メートル〕1中川（日）一分四九秒六2坂本（日）3中村（満）
〔千五百メートル〕1大高（日）三分一秒二2北澤（日）3工藤（満）
〔三千メートル〕1大高（日）六分二七秒六2野澤（日）3峰下（満）
〔千六百メートル繼走〕1日本二分五一秒六2満洲

氷上ホツケー

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日本 | 3 | (1—0 / 2—0 / 0—1) | 1 満洲 |

## 全日本氷上選手權大會

第十回全日本氷上選手權大會は昭和十四年一月十七、八兩日上諏訪鰥の海に於て、ホツケー競技は一月廿日から三日間山王、芝浦兩リンクに於て行はれたが、スピードは男子明大泉山、女子北海道中川嬢、ホツケーは立敎大學、フイギュア男子は神戸の神田、女子は稻田悦子嬢が夫々優勝した。

**スピード競技**

◇男子の部
〔五百メートル〕1高林（明大）四四秒2山下（早大）四四秒八3中村（早大）四五秒一
〔千五百メートル〕1南洞（早大）二分二七秒三2金（明大）二分三〇秒一3中村（早大）二分三〇秒七
〔五千メートル〕1張（明大）八分四七秒〔日本新記録〕2古屋（岡谷工）八分五三秒五3伊（明大）八分五三秒八



〔一萬メートル〕1泉山（明大）二〇分一〇秒六2張（明大）二〇分三七秒三3金（朝鮮）二〇分五八秒六

▼成績順位（減點法）1泉山（明大）二一一點〇七三2南洞（早大）二一三點八七〇3張（明大）二一四點二三二4金（朝鮮）二一五點七七六5金（明大）二一五點八〇三

◇女子の部
〔五百メートル〕1中川（北海道）五一秒九2坂本（同）五三秒九3大高（同）五四秒三
〔千メートル〕1中川（北海道）一分四八秒四（日本新記録）2大高（同）一分五五秒五3坂本（同）一分五六秒五
〔三千メートル〕1中川（北海道）五分五五秒六〔日本新記録〕2坂本（同）六分九秒三3大高（同）六分一〇秒九
〔五千メートル〕1大高（北海道）一〇分五八秒一2野澤（同）一〇分五九秒三中川（同）一〇分五九秒七

▼成績順位（減點法）1中川二三四點七八六2大高二三九點六七七3坂本二四一點八〇〇4野澤二四六點一一七5北澤二四六點三七二

## ホツケー競技

◇準決勝

早　大　2（2—0 / 0—0 / 0—0）0　慶　大
立　敎　1（1—0 / 0—0 / 0—0）0　明　大

◇決勝

立　敎　4（1—1 / 2—1 / 1—1）3　早　大

## フイギユア競技

◇男子の部

| 順位點 | | |
|---|---|---|
| 1 | 神　田（神戸） | 六 |
| 2 | 有　坂（明大） | 九 |
| 3 | 小豆島（大阪） | 一六 |
| 4 | 伊　賀（大阪） | 二二 |
| 5 | 小　林（明大） | 二三 |
| 6 | 島　川（稻門） | 三〇 |

◇女子の部

| 順位點 | | |
|---|---|---|
| 1 | 稻　田（大阪） | 五 |
| 2 | 中　村（大阪） | 一〇 |
| 3 | 矢　野（東京） | 一五 |

**全國學生氷上選手權大會**

第十四回全國學生氷上選手權大會は昭和十四年一月六日から五日間、スピード競技は上諏訪鰥ノ海、ホツケー及びフイギユアは芝浦スケート場に於て擧行され、明大はスピード及びフイギユアに優勝して綜合選手權を獲得、ホツケーは立敎が優勝した。

**綜合選手權成績**

1明大、2立敎、3早大、4慶應

スピード競技
〔五百メートル〕1山下（早大）四四秒九〔學生新記録〕2崔（明大）3高林（明大）
〔千五百メートル〕1安（明大）二分三三秒九2崔（明大）3李（明大）
〔五千メートル〕1張（明大）九分二一秒2尹（明大）3泉山（明大）
〔一萬メートル〕1張（明治）一八分五八秒2尹（明大）3金（明大）
〔二千メートル繼走〕1早大三分三秒五〔學生大會新記録〕2明大三分三秒八〔學生大會タイ記録〕3慶大

**ホツケー競技**

◇準決勝

立　大　9（2—1 / 2—0 / 5—0）1　慶　大
早　大　6（3—0 / 2—1 / 1—0）2　明　大

◇決勝

立大 3（2—1、0—1、1—0）2 早大

## 武道

### 全國高專柔道

四帝大主催の昭和十三年度全國高專柔道大會は七月十四日から擧行、各地豫選を行ひ代表者の決勝試合は京大に於て行はれ關學高商が優勝した。

◇東京帝大豫選

▼準決勝試合

横濱商專（不戰二人）商大豫科

拓大豫科（不戰勝）

▼決勝試合

拓大豫科（不戰二人）横濱商專

◇京都帝大豫選

▼準決勝試合

關學高商（不戰一人）松山高校

同志社高商（不戰四人）岐阜藥專

▼決勝試合

關學高商（不戰一人）同志社高商

◇九州帝大豫選

▼準決勝試合

長崎高商 10—8 福岡高商

大分高商 10—8 九醫

▼決勝試合

長崎高商（不戰一人）大分高商

◇四地方代表者試合

▼準決勝試合

關學高商（不戰六人）長崎高商

◇東北帝大豫選

▼準優勝試合

東北學院（不戰一人）北大豫科

二高（不戰勝）

▼優勝試合

東北學院（不戰二人）二高

拓大豫科（不戰二人）東北學院

▼決勝試合

關學高商（不戰五人）拓大豫科

### 全國中等柔道

國士館主催 國士館主催第二回全國中等學校柔道大會は七月廿四日國士館道場で擧行、豐原中學が決勝で新潟商業を破つて優勝す。

▼準優勝試合

新潟商業（代表者勝）酒田中學

豐原中學 2—1 韮山中學

▼優勝試合

豐原中學 2—0 新潟商業

なほ同館主催、第二回全國中等學校學年別柔道大會は同十月卅日國士館道場で擧行優勝試合成績左の如し。

▼五年生決勝試合

野邊地中 3—0 指宿中

▼四年生決勝試合

豐島師範 1—0 國士館中

▼三學生決勝試合

豐島師範 2—0 國士館中

▼二年生決勝試合

青山師範 2—1 國士館中

講道館主催第四回全國中等學校柔道優勝大會は昭和十三年七月廿九、卅日小石川講道館で擧行、長岡中學が優勝した。

▼準決勝試合

長岡中學 1—0 新潟商業

秋田中學 1—0 崇德中學

▼決勝試合

長岡中學 2—1 秋田中學

### 全國高專劍道

東京、京都、東北、九州の各帝大主催全國高等專門學校劍道大會は次の通りである

京都帝大主催 七月十九日から京大道場で擧行、高校の部は五高、專門の部は同文書院が優勝した。

◇高等學校の部

▼準決勝試合

六高（大將同志）四高

▼決勝試合

五高（大將同志）六高

◇專門學校の部

▼準決勝試合

同文書院（不戰一人）鹿兒島高商

彥根高商（不戰一人）明治專門

▼決勝試合

同文書院（不戰一人）彥根高商

東京帝大主催 七月廿一日から廿四日まで東大道場で擧行、高松高商が優勝した。

▼準決勝試合

早高（大將同志）慶應豫科

高松高商（大將同志）新潟高校

▼決勝試合

高松高商（大將同志）早高

十人切賞＝駒形（新潟高）

東北帝大主催 七月十七日から東北帝大道場で擧行、二高が優勝した。

▼準決勝試合

二高（不戰一人）早大專門

東北學院（不戰二人）國學院師範

▼決勝試合

二高（不戰三人）東北學院

九州帝大主催 七月十七日九州帝大道場で擧行、長崎高商が優勝した。

▼決勝試合

長崎高商（不戰四人）福岡高校

### 全日本柔道選士權

第八回全日本柔道選手權大會は昭和十三年十月十六、十七兩日東京小石川講道館道場において擧行、各試合はいづれも全日本の覇者を決するに相應しい熱戰後それぞれの選手權者が決定されたが一般成年後期の部は延長戰におよぶも勝負決せざるため選手權は預りとなつた。

〔專門の部〕

◇壯年前期

▼準決勝戰

小川 優勢勝延長一回 廣瀨

木村 優勢勝 田代

▼決勝戰

木村 崩上四方 小川

◇壯年後期

▼准決勝戰

上田 體落し 西田

楠 優勢勝 曾根

▼決勝戰

楠 優勢勝 上田

◇成年前期

▼準決勝戰

田中 抽籤勝延長三回 山城

赤川 崩裂袈固 中島

▼決勝戰

赤川 崩裂袈固 田中

◇成年後期

▼準決勝戰

三石 抽籤勝延長三回 中須賀

松野内 釣込足 照井

▼決勝戰

三石 優勢勝延長二回 松野内

〔一般の部〕

◇壯年前期

▼準決勝戰

村上 腕挫き延長一回 委

宮島 優勢勝 佐藤

▼決勝戰
村上　體落し延長二回　宮島
◇壯年後期
▼準決勝戰
眞壁　併せ業　安藤
野呂　拂卷込　古賀
▼決勝戰
眞壁　優勢延長二回　野呂
◇成年前期
▼準決勝戰
權藤　優勢勝延長一回　佐藤
李　袈裟固　田中
▼決勝戰
李　拂卷込　權藤
◇成年後期
▼準決勝戰
猪原　優勢勝延長一回　日野
五十嵐　抽籤延長三回　松本
▼決勝戰
五十嵐　引分　猪原
（選士權は今年度預り）

**全日本大學高專劍道**

全日本學生劍道聯盟主催第十一回全國大學高專劍道大會は昭和十三年十月十七日岡崎武德殿で擧行、結局慶大高等部が優勝した。

▼準優勝試合
東京高師（大將同士）大阪外語
慶應高等（大將同士）八高
▼優勝試合
慶應高等（不戰一人）東京高師
（鈴木、平田、森）

## 武德祭演武會

第四十三回武德祭演武會は申込總數五千七百八十五名といふ新記錄を示して五月四日より六日間京都岡崎武德殿において擧行主なる試合成績次の通り。

〔柔道試合〕

◇錬士勝者
河野（大阪）林（滋賀）越智（香川）森（朝鮮）高村（吳鎭）三好（京都）安東（京都）石井（東京）安田（茨城）織田（和歌山）飯田（德島）加藤（樺太）黑川（三重）細川（香川）加藤（大阪）前濱（石川）生駒（兵庫）小坂（石川）中原（臺灣）工藤（東京）荻原（朝鮮）城（東京）權藤（廣島）野呂（京都）吉田（石川）蒲原（京都）中田（朝鮮）田島（富山）前田（長崎）平窪（鹿兒島）山本（奈良）千島（大阪）內藤（東京）濱田（埼玉）安藤（愛知）

◇敎士勝者
有馬（朝鮮）石川（朝鮮）寺本（名古屋）田島（熊本）山本（京都）桑名（朝鮮）加藤（東京）鈴木（福井）安藤（鳥取）佐藤（福島）小倉（三重）藤田（兵庫）中村（奈良）德永（朝鮮）藤井（廣島）李鮮（朝鮮）新見（廣島）佐藤（熊本）雜賀（大阪）肥田（香川）庄野（大阪）

◇模範試合錬士五段の部
遊田（東京）小外掛北崎（臺灣）▼委（東京）分山本（大阪）（敎士五段の部）士山（熊本）分清水（東京）▼大塚（福岡）分金（朝鮮）▼畔田（富山）內股返し廣瀨（大阪）（敎士六段の部）飯山（滿洲）分若林（京都）▼田中（神奈川）撥卷込荒井（福岡）▼高木（京都）分菊池（東京）▼荒木（三重）分長谷川（愛知）▼松內（朝鮮）分加藤（臺灣）（敎士七段の部）濱野（大阪）小內掛山口（東京）

〔劍道試合〕

◇錬士勝者
山田（靜岡）遠藤（神奈川）加藤（東京）水野尾（熊本）樋渡（朝鮮）美和（靜岡）酒井（熊本）堀口（群馬）飯野（埼玉）久保（神奈川）山內（東京）山崎（東京）松山（兵庫）西多（兵庫）渡邊（鹿兒島）下妻（東京）西村（朝鮮）宮脇（靜岡）前田（大阪）古川（佐賀）高橋（東京）岡田



（新潟）佐藤（愛知）櫻井（神奈川）楠井（大阪）宮澤（神奈川）小泉（茨城）

◇敎士勝者
坂井（岐阜）佐々木（和歌山）多田（大阪）吉留（京都）山蔦（神奈川）奈良（新潟）衣笠（岡山）園部（大阪）長谷川（東京）玉利（東京）鶴卷（新潟）吉留（京都）幸田（京都）鹿島（愛知）北島（東京）高島（三重）高田（三重）池上（三重）飯原（富山）阿蘇（北海道）飯島（神奈川）幸（大分）松田（愛知）久保（佐賀）森山（茨城）藤枝（福井）若林（京都）向井（宮城）谷田（奈良）崎山（鹿兒島）上村（新潟）千葉（兵庫）木村（滿洲）林（山口）佐藤（京都）岩越（福井）近藤（愛知）小野（東京）朝倉（岡山）橋本（東京）松井（福岡）上田（山梨）石野（岡山）神山（岐阜）增田（東京）增田（朝鮮）吉田（香川）眞貝（大阪）田川（長崎）池田（佐賀）末次（福岡）小西（東京）津島（栃木）井波（三重）近江（大阪）乳井（宮城）野本（千葉）小泉（長野）士田（東京）大峰（大阪）小仲（兵庫）武藤（東京）近藤（東京）河原（朝鮮）足立（愛知）下島（群馬）高野（埼玉）片岡（神奈川）森（東京）高島（德島）佐藤（茨城）古賀（大分）鈴木（埼玉）陣ノ內（朝鮮）小川（福島）士田（大阪）加藤（愛知）渡邊（三重）近藤（朝鮮）伊藤（東京）藤田（愛媛）宮崎（京都）

◇範士の部
勝　負
古賀（廣島）——大麻（佐賀）
大澤（北海道）——中野（朝鮮）

◇槍術試合
◇錬士敎士の部
勝　負
佐藤政（廣島）　白石（廣島）
佐藤政（廣島）分吉永（廣島）

◇銃劍術試合
◇錬士の部
勝　負
高崎（佐鎭）　鈴木（橫鎭）
鈴木（吳鎭）　峰松（佐鎭）
中村（吳鎭）　古庄（佐鎭）
高本（橫鎭）　若瀨（吳鎭）
清川（佐鎭）　村川（橫鎭）
仙野（佐鎭）　神崎（橫鎭）
野村（神奈川）　齋藤（東京）

◇敎士の部
三野（橫鎭）　增田（熊本）
久保（佐鎭）　箕輪（新潟）

**警視廳對學生**

警視廳對東京學生柔道聯合試合は昭和十四年七月一日講道館で擧行。

學生軍　6——5　警視廳
（數字は段位）

○宮內4（中央）體落し三星4
井出4（國士）合せ業牧野4
細澤4（國士）引分中山4
○城岡4（高師）袖釣込腰梅津4
本田4（國士）引分川口5
○齋藤4（明治）內股石井5
大野4（日體）引分武笠5
植村4（日大）大外刈長倉5○
○島名4（中央）內股崎5
○齋藤4（國士）內股風間5
佐藤4（國士）引分辻5
荒井4（明治）引分木村5
三上4（早大）引分鈴木5
吉田4（日大）引分山本5
工藤4（高師）移り腰白銀5○
藤川4（慶應）引分澤村5
市原4（中央）引分藁谷5
小宮5（明治）引分藤原5
野上5（立敎）大外刈菊池5○
泉山5（日大）引分陣鎌5
玉城5（國士）引分黑岩5

緒方5(日體)引分淺見5
青山5(早大)大外刈工藤5〇
宮島5(明治)引分下村5
島谷5(日大)引合河尻5
〇細川5(國士)右足拂補5
齋藤5(高師)引合石井5
佐藤5(明治)引合高田5
尾崎5(早大)引分大澤6
雲5(明治)引分眞壁6

## 弓道

### 東西學生對抗

第一回東西學生對抗弓道試合は昭和十四年一月廿九日早大武道館弓道場で擧行、結局一六一對一三六で關東側勝つ。

◇關東軍(大將)多田一七中、百瀨一五中、柴田一四中、工藤一六中、田沼一六中、財部一五中、上妻一九中、高田一八中、石塚一一中、窪田二〇中▼一六一中

◇關西軍 大治一五中、阿部八中、下田一六中、熊崎一〇中、川合一三中、金子一二中、岸田一四中、野川一四中、毛利一七中(大將)綱井一七中▼計一三六中

### 全日本學生弓道大會

第八回全日本學生弓道對抗選手權大會は昭和十三年十月廿九、卅兩日京大道場で擧行、早大は未曾有の皆中記錄で優勝した。

▼準々優勝戰

| | | | |
|---|---|---|---|
| 文理大 | 13 | — | 9 三高 |
| 神商大 | 15 | — | 11 法政大 |
| 中央大 | 13 | — | 11 日本大 |
| 早大 | 16 | — | 10 明治大 |

▼準優勝戰

| | | | |
|---|---|---|---|
| 文理大 | 14 | — | 13 神商大 |
| 早大 | 20 | — | 11 中央大 |

▼決勝戰

| | | | |
|---|---|---|---|
| 早大 | 20 | — | 11 文理大 |

弓道諸成績(十四年)

〔五月〕

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大商大豫 | 66 | — | 60 浪速高校 |
| 名高商 | 4 | — | 3 名高工 |
| 八高 | 55 | — | 27 名高商 |
| 八高 | 49 | — | 38 名高工 |
| 東京高師 | 112 | — | 99 一高 |
| 大阪商大 | 80 | — | 67 東京農大 |
| 大阪高校 | 86 | — | 76 大商大豫 |
| 日本大學 | 114 | — | 89 拓殖大學 |
| 東京文理 | 89 | — | 69 大正大學 |
| 明治藥專 | 72 | — | 51 日本醫大 |
| 東京帝大 | 121 | — | 106 早大 |
| 早高學院 | 89 | — | 87 法政大學 |
| 文理大學 | 103 | — | 85 東京農大 |
| 明治大學 | 133 | — | 130 國學院大 |
| 同志社大 | 87 | — | 76 立命館大 |
| 日本大學 | 120 | — | 71 駒澤大學 |

〔六月〕

| | | | |
|---|---|---|---|
| 京都帝大 | 100 | — | 90 同志社大 |
| 早大 | 100 | — | 90 明治大學 |
| 稻門 | 108 | — | 104 三田 |
| 國學院大 | 117 | — | 100 東京農大 |
| 明治藥專 | 74 | — | 40 東京藥專 |
| 成蹊高校 | 67 | — | 47 高千穗商 |
| 早大 | 108 | — | 97 一高 |
| 駒澤大學 | 120 | — | 104 拓殖大學 |
| 東京三菱 | 65 | — | 58 東京安田 |
| 東京文大 | 98 | — | 97 國學院大 |
| 早高學院 | 103 | — | 86 同高商 |
| 早高學院 | 70 | — | 52 橫濱商專 |



明治藥專 69—57 日大醫科
東京醫專 83—82 東京商專
大阪高商 48—41 大阪外語
大阪商大 89—86 關學大學
關大專門 72—47 大高商
明治藥專 75—62 東京醫專
關大專門 49—37 大阪外語
同高商 89—75 彥根高商
慶應大學 104—82 大阪商大
神戸商大 111—100 慶應大學

## 馬術

### 全國騎乘大會

日本乘馬協會主催全國騎乘競技大會は昭和十三年十二月四日東京代々木練兵場で擧行された。各競技成績左の如し。

◇白馬馬場馬術 1阿部(東風會)2川俣(東京馬術普及會)3元田(東京馬研)

◇白馬馬場馬術(甲班)1牧田(東京乘馬)2久力(東京馬研)3中村(豐橋警馬)

◇少年馬術 1三橋(日本騎道少年團)2久能(同)3稻澤(成城高)

◇少年優秀徽章保持者競技(障碍)1福岡(日本騎道少年團)2小野澤(大森乘馬)3伊東(一騎會)

◇白馬障碍(乙班)1黑澤(橫濱乘馬)2和田(村上馬練)3藤井(東京乘馬)

◇白馬障碍(甲班)1三好(菱跡會)2早山(東風會)3澤(橫濱乘馬)

◇白馬團體對抗障碍 1東京馬術研究會2東風會馬場

### 關東馬術競技大會

第十六回關東馬術大會は昭和十四年三月廿六日陸軍豫科士官學校馬場で擧行、參加團體八十四、選手三百四十八名を數へた。優勝者次の如し。

◇學生新人對抗A班早大(山本、太田、齋藤)B班東商(江里口、花岡、吉井)

◇愛馬競技 一班紀(學習院)二班伊藤(慈大)三班山內(明大)四班米井(金澤高工)五班夏至(金澤高工)

◇混合リレー 一班東京府立高工、二班金澤高工、三班東農大

◇協會OB西川(東大)

◇全國乘馬團體對抗(障碍十一個)吉川(立命館大學)

◇白馬六段障碍伊東(東京普及)

◇關東OB對關東學生(關東學生)

◇學生白馬障碍 本田(東京高農)

◇白馬障碍 岩岡(城北乘)

◇供覽准士官障碍 北爪軍曹

### 東西OB對抗馬術

第一回東西OB對抗馬術は十二月十八日阪急沿線仁川、阪神乘馬クラブ馬場で擧行成績次の如し(減點法)

關西 二四六——四〇五 關東

◇個人優勝 馬場馬術 木下(西・大藥專出)障碍 中村(東・早大出)

### 全日本學生馬術選手權大會

日本學生馬術協會主催の第十回全日本學生馬術選手權大會は八月十四日東京後樂園スタヂアムで擧行、早大の藤井が優勝した。

1藤井(早大)三七六點七五2關(同志社)三〇五點五3前田(法大)三〇四點4小久保(法大)二七六點五5岡崎(明大)二七〇點七五

### 關東學生馬術大會

第八回關東學生馬術爭覇戰は八月三日から三日間、第二回純馬術大會は同十月十六日いづれも陸軍豫科士官學校馬場で擧行。

◇第八回爭覇戰 ▼甲組決勝 法大二九四—三〇一早大▼乙組決勝 學習院二二一—二四五日本醫大

◇第二回純馬術 ▼甲組團體優勝明大二三四七點五、個人順位1石崎(明大)八一一點二五2加藤(同)3西村(高獸)▼乙組團體優勝學習院一三六五點、個人順位1中野(第二早高)七一二點五2松平(學習院)3中村(拓大)

**關西學生馬術**

第二回關西學生馬術選手權大會は昭和十四年六月廿五日園田競馬場で擧行。

1水田(大高醫)八二點2栗田(大高醫)八四點3竹下(神商大)八四點

**關同聯合對早慶聯合**

第一回早大、慶應聯合對關大、同大聯合軍對抗馬術競技會は昭和十四年六月廿六日阪急沿線園田競馬場で擧行。

關同二四七點——二七五點早慶(馬場馬術)關同二二七、早慶二三三(障碍飛越)關同二〇、早慶四二

**朝鮮學生馬術**

第四回朝鮮學生馬術大會は昭和十四年六月十七、十八兩日京城乘馬倶樂部において擧行。

◇決勝戰

京城帝大 四七六——四四五 京城藥專

## 射撃

**全日本射撃選手權大會**

第一回全日本射撃選手權大會は昭和十三年十一月廿三日東京大久保陸軍射場に於て擧行、成績次の如し。

◇日本式二百米(伏委五發づゝ三回)1黒川(立命大)一二七點本田(東大)一二七點3多木(同大)一二一點

◇日本式三百米(伏委五發づゝ三回)1中島(立命大)一一二點2野中(早大)一一一點3中村(關大專)一〇九點

◇國際式三百米(伏委、膝委、立委各十發)1早川(赤門)一七三點2荒木(同大)一五九點3木島(農大)一五三點

**國民射撃競技大會**

第四回國民射撃大會は昭和十三年十一月廿日大久保射場に於て擧行、參加選手七百餘名に上り一人十發倚託なし二百米競射の結果東大藤澤君が優勝した。

1藤澤(東大)八六點2西山(東高)八五點3中曾根(東大)八四點

**全日本學生射撃大會**

第三回全日本學生射撃競技大會は昭和十三年十月卅日京都深草射撃場で擧行、團體は同志社大學、個人は前田(關學)が優勝した。

◇團體 1同志社大學二九七點2明治大學二九四點3立命大二八五點

◇個人 1前田(關學)四一點2宮地(國大)四〇點3松下(明大)四〇點

**全國高專射撃大會**

第十一回全國高專射撃大會は昭和十三年七月十七日東京大久保射撃場で擧行、團體は松本高校、個人は宅間(鹿兒島高商)が優勝した。

◇團體 1松本高三一九點2三高二九一點3甲南校二八五點

◇個人 1宅間(鹿兒島高商)八〇點2村上(三高)七五點3山崎(早大專)七四點

**國民射撃大會**

第五回國民射撃大會は昭和十四年六月十八日陸軍大久保射撃場で擧行。

1西村(大倉)八五點2森(赤門)八五點3眞尾(法政)八四點4箕田(農大)5石橋(文理大)八三點



**全日本射撃聯盟關東支部大會**

第一回全日本射撃倶聯盟關東支部大會は昭和十四年六月十八日陸軍大久保射撃場で擧行。

◇團體 1赤門射撃會三二一點2駿臺射友倶三一九點3三田射撃倶二八〇點

◇個人▼日本式1平尾(駿臺)四七點2森(赤門)四一點3林(赤門)四一點▼國際式1岩井(赤門)四二點2磯村(赤門)三六點3森(赤門)三五點

**大學高專中等射撃**

第二回關西大學高專ならびに全國中等學校小銃射撃大會は昭和十四年六月廿五日阪和沿線上野芝阪和射撃場で擧行。

◇大學高專の部

◇團體

1和歌山高商三五三點2關大三五〇點3關大專三四六點

◇個人

1小沼(和高商)四七點2中卷(關學)四四點3安並(關大專)四四點

◇中等校の部

◇團體1灘中B一九七點2灘中A一九二點3大阪商A一八五點◇個人1大谷(灘中)四五點2藤堂(灘中)四五點3藤崎(灘中)四四點

## 重量擧

**全日本重量擧選手權**

第三回全日本重量擧競技選手權大會は昭和十三年十二月十七、十八の兩日東京國民體育館において擧行、朝鮮の南壽逸選手は六〇キロ級の扛擧において世界記錄を突破したのをはじめ日本新記錄は二十五種目にわたつて作られた。

◇五一瓩級

1遠藤瀧軌(警視廳)七〇・〇(押、日本新)六五・〇(牽、日本新)八〇・〇(扛、日本新)計二一五・〇2小山(東海)3五十嵐(東海)

◇五四瓩級

1崔恒基(朝鮮重聯)八五・〇(押、日本新)七七・五(牽、日本新)九五・〇(扛、日本新)計二五七・五2姫田(山口縣)3李(東獸醫)

◇五四・七瓩級

1李揆施(朝鮮重聯)六五・〇(押)六七・五(牽)九二・五(扛)計二二五・〇

◇六〇瓩級

1南壽逸(朝鮮重聯)九七・五(押、世界新)九七・五(牽、世界新)二二〇・〇(扛、日本新)計三一五・〇(オリムツク凌駕日本新)2南(無所屬)3金(朝鮮重聯)

◇六七・五瓩級

1金容星(朝鮮重聯)九七・五(押、日本新)九五・〇(牽、日本新)一一五・〇(扛、日本タイ)2嚴(朝鮮重聯)3飯田(神田川)

◇七五瓩級

1金晟集(朝鮮重聯)一一五・〇(押、日本新)一〇〇・〇(牽、日本新)一二〇・〇(扛)2崔(中央)3内出(仁丹)

◇八二・五瓩級

1李英煥(朝鮮重聯)八五・〇(押、日本新)八五・〇(牽、日本新)一一七・五(扛、日本新)2金(朝鮮重聯)3崔(日體)

**重量擧競技成績**

第一回重量擧種目別競技大會は昭和十四年四月十五日東京神田國民體育館で擧行、わが國最初の競技である片臂扛擧の外、日本式重量ともいふべき俵差回數競技、俵差持久競技等が行はれた。

◇兩臂扛擧輕級

1飯田定太郎(神田川倶)九七瓩五〇2飯

田（神田川倶）3 甲斐（YMCA）

◇同重級

1 飯田一郎（神田川）一〇七瓩 2 趙（日體）3 李（日體）

◇片臂扛擧輕級

1 飯田定太郎（神田川倶）六五瓩 2 飯田勝（神田川倶）3 小山（東海倶）

◇同重級

1 趙宅照（日體）五〇瓩 2 渡邊（東洋精機）3 なし

◇扛擧回數競技（五五瓩）

1 飯田勝康（神田川倶）一四回 2 渡邊（東洋精機）3 和泉田（神田川倶）

◇俵差回數競技（十五貫）

1 飯田定太郎（神田川倶）三回

◇俵差持久競技（十貫）

1 南治作（育道館）一分二九秒五 2 渡邊（東洋精機）3 趙（日體）

## 相撲

### 快哉!! 出羽湊優勝

=昭和十四年春場所=

横綱双葉山四日目安藝ノ海、五日目兩國、六日目鹿島洋、九日目玉ノ海に破れ幕尻二枚目の出羽湊が全勝、序の口明瀬川、三段目峰、十兩照國が各優勝した。

新番附（一月五日發表）

| | 東方 | 西方 |
|---|---|---|
| 横綱 | 双葉山 | 武藏山 |
| 大關 | 前田山 | 鏡岩 |
| 關脇 | 名寄岩 | 綾昇 |
| 小結 | 羽黒山 | 玉ノ海 |
| 前頭 | 笠置山 | 磐石 |
| 同 | 九州山 | 旭川 |
| 同 | 鹿島洋 | 安藝ノ海 |
| 同 | 兩國 | 駒ノ里 |
| 同 | 龍王山 | 小島川 |
| 同 | 五ツ島 | 大和錦 |
| 同 | 大潮 | 大浪 |
| 同 | 和歌島 | 鯱ノ里 |
| 同 | 楯甲 | 大邱山 |
| 同 | 綾若 | 海光山 |
| 同 | 幡瀬川 | 藤ノ里 |

### 双葉山連勝への再出發

=昭和十四年夏場所=

新制十五日初の場所としてファン待望の裡に開始され、果然双葉はファンの希望を裏切らず全勝の記錄を殘して優勝した。

新番附（五月五日發表）

| | 東方 | 西方 |
|---|---|---|
| 横綱 | 双葉山 | 男女ノ川 |
| 大關 | 前田山 | 鏡岩 |
| 關脇 | 羽黒山 | 名寄岩 |
| 小結 | 玉ノ海 | 出羽湊 |
| 前頭 | 鹿島洋 | 肥州山 |
| 同 | 龍王山 | 五ツ島 |
| 同 | 駒ノ里 | 笠置山 |
| 同 | 安藝ノ海 | 綾昇 |
| 同 | 大和錦 | 磐石 |
| 同 | 兩國 | 綾若 |
| 同 | 和歌島 | 鯱ノ里 |
| 同 | 楯甲 | 大邱山 |
| 同 | 富士ヶ嶽 | 旭川 |
| 同 | 神東山（神武山改） | 出羽ノ花 |
| 同 | 鶴ヶ嶺 | 大潮 |
| 同 | 大浪 | 小島川 |
| 同 | 倭岩 | 金湊 |
| 同 | 松ノ里 | 佐賀ノ花 |
| 同 | 青葉山 | 照國 |
| 同 | 相模川 | 幡瀬川 |
| 同 | 高登 | 巴潟 |
| 同 | 藤ノ里 | 番神山 |
| 横綱 | 武藏山 | ◎九州山 |





# 大日本相撲星取表

昭和十四年一月場所東方幕内

| 力士 | 成績 |
|---|---|
| 双葉山 | ○五ツ島 ○龍王山 ○駒ノ里 ●安藝ノ海 ●兩國 ●鹿島洋 ○笠置山 ○磐石 ●玉ノ海 ○鏡岩 ○綾昇 ○前田山 ○男女ノ川 |
| 前田山 | ○龍王山 ○旭川 ○鹿島洋 ●磐石 ●笠置山 ○兩國 ○駒ノ里 ○安藝ノ海 ●羽黒山 ○綾昇 ○名寄岩 ●双葉山 ○鏡岩 |
| 名寄岩 | ●兩國 ○駒ノ里 ○五ツ島 ●龍王山 ○鹿島洋 ○磐石 ○安藝ノ海 ●鏡岩 ○笠置山 ●玉ノ海 ●前田山 ●男女ノ川 ○綾昇 |
| 羽黒山 | ●安藝ノ海 ●大和錦 ○龍王山 ○兩國 ○五ツ島 ○鏡岩 ○綾昇 ○笠置山 ○前田山 ●出羽湊 ●男女ノ川 ○磐石 分玉ノ海 |
| 笠置山 | ●玉ノ海 ●小島川 ○大浪 ○鏡岩 ○前田山 ○旭川 ●双葉山 ●羽黒山 ●名寄岩 ●男女ノ川 ○海光山 ●鯱ノ里 ○楯甲 |
| 九州山 | （應召中） |
| 鹿島洋 | ●鏡岩 ○玉ノ海 ●前田山 ●男女ノ川 ●名寄岩 ○双葉山 ○大浪 ○小島川 ○旭川 ○磐石 ○大潮 ●富士ヶ嶽 ○鶴ヶ嶺 |
| 兩國 | ○名寄岩 ●男女ノ川 ○鏡岩 ●羽黒山 ○双葉山 ●前田山 ○大潮 ●大浪 ●磐石 ●鯱ノ里 ●巴潟 ●幡瀬川 ●富士ヶ嶽 |
| 龍王山 | ●前田山 ●双葉山 ●羽黒山 ○名寄岩 ○海光山 ○幡瀬川 ○鯱ノ里 ○楯甲 ○大浪 ●大潮 ●小島川 ○玉ノ海 ○土州山 |
| 五ツ島 | ●双葉山 ○鯱ノ里 ●名寄岩 ●楯甲 ●羽黒山 ○海光山 ●旭川 ○幡瀬川 ○土州山 ○巴潟 ○金湊 ○鶴ヶ嶺 ○小島川 |
| 大潮 | ●大和錦 ●大浪 ○綾昇 ○藤ノ里 ●駒ノ里 ●楯甲 ●兩國 ○出羽ノ花 ●安藝ノ海 ○龍王山 ●鹿島洋 ●肥州山 ○大邱山 |
| 和歌島 | ○大浪 ○海光山 ●鶴ヶ嶺 ●小島川 ●富士ヶ嶽 ○金湊 ○高登 ●巴潟 ●青葉山 ○旭川 ○桂川 ○土州山 ●鯱ノ里 |
| 楯甲 | ●大邱山 ○藤ノ里 ●肥州山 ○五ツ島 ○大和錦 ○大潮 ●出羽湊 ●龍王山 ○綾昇 ○神武山 ○駒ノ里 ●出羽ノ花 ●笠置山 |
| 綾若 | ●鯱ノ里 ●鶴ヶ嶺 ○巴潟 ○大浪 ○幡瀬川 ●桂川 ○土州山 ○海光山 ●金湊 ○高登 ●富士ヶ嶽 ○旭川 ○青葉山 |
| 幡瀬川 | ●藤ノ里 ●大邱山 ●出羽湊 ●出羽ノ花 ●綾若 ●龍王山 ○一渡 ●五ツ島 ○神武山 ○綾錦 ●安藝ノ海 ○兩國 ●大和錦 |
| 神武山 | ○海光山 ●金湊 ○土州山 ○巴潟 ○青葉山 ●富士ヶ嶽 ●鶴ヶ嶺 ●桂川 ●幡瀬川 ●楯甲 ○高登 ○綾錦 ○大浪 |
| 出羽ノ花 | ●鶴ヶ嶺 ●富士ヶ嶽 ○桂川 ○幡瀬川 ○高登 ○巴潟 ●綾錦 ●大潮 ○海光山 ●青葉山 ○土州山 ○楯甲 ●番神山 |
| 富士ヶ嶽 | ●肥州山 ○出羽ノ花 ○藤ノ里 ●大邱山 ○和歌島 ○神武山 ●巴潟 ○鶴ヶ嶺 ●出羽湊 ●大和錦 ○綾若 ○鹿島洋 ○兩國 |
| 土州山 | ●出羽湊 ●肥州山 ●神武山 ●一渡 ●藤ノ里 ●倭岩 ●綾若 ●番神山 ●五ツ島 ●大邱山 ●出羽ノ花 ●和歌島 ●龍王山 |
| 高登 | ○金湊 ○番神山 ●青葉山 ●倭岩 ●出羽ノ花 ○肥州山 ●和歌島 ○大邱山 ●一渡 ●綾若 ●神武山 ○海光山 ○藤ノ里 |
| 青葉山 | ●巴潟 ○一渡 ○高登 ●金湊 ●神武山 ●出羽湊 ○大邱山 ○藤ノ里 ○和歌島 ○出羽ノ花 ○大和錦 ●駒ノ里 ●綾若 |
| 一渡 | ●桂川 ●青葉山 ○金湊 ○土州山 ●巴潟 ●綾錦 ●幡瀬川 ●松浦潟 ○高登 ○海光山 ●鶴ヶ嶺 ●番神山 ●陸奥錦 |
| 男女ノ川 | ○駒ノ里 ○兩國 ○旭川 ○鹿島洋 ○磐石 ○安藝ノ海 ●玉ノ海 ○綾昇 ○鏡岩 ○笠置山 ○羽黒山 ○名寄岩 ●双葉山 |

# 大日本相撲星取表

昭和十四年一月場所西方幕內

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武藏山 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 |
| 鏡岩 | ○鹿島洋 | ○安藝ノ海 | ●兩國 | ●笠置山 | ●旭川 | ●羽黒山 | ○小島川 | ○名寄岩 | ●男女川 | ●双葉山 | ■磐石 | ○綾昇 | ●前田山 |
| 綾昇 | ○小島川 | ●磐石 | ●大潮 | ●旭川 | ●大浪 | ○鯱ノ里 | ●羽黒山 | ●男女川 | ●楯甲 | ●前田山 | ●双葉山 | ●鏡岩 | ●名寄岩 |
| 玉ノ海 | ○笠置山 | ●鹿島洋 | ○安藝ノ海 | ●駒ノ里 | ○小島川 | ○大和錦 | ○男女川 | ●肥州山 | ○双葉山 | ○名寄岩 | ●出羽湊 | ●龍王山 | 分羽黒山 |
| 磐石 | ○旭川 | ○綾昇 | ○小島川 | ○前田山 | ●男女川 | ●名寄岩 | ●大和錦 | ●双葉山 | ○兩國 | ●鹿島洋 | ■鏡岩 | ●羽黒山 | ●出羽湊 |
| 旭川 | ●磐石 | ●前田山 | ●男女川 | ○綾昇 | ○鏡岩 | ●笠置山 | ○五ツ島 | ●駒ノ里 | ●鹿島洋 | ●和歌島 | ●大邱山 | ●綾岩 | ●安藝海 |
| 安藝ノ海 | ○羽黒山 | ●鏡岩 | ●玉ノ海 | ○双葉山 | ●鯱ノ里 | ●男女川 | ●名寄岩 | ●前田山 | ○大潮 | ○小島川 | ○幡瀬川 | ●金湊 | ○旭川 |
| 駒ノ里 | ●男女川 | ●名寄岩 | ●双葉山 | ○玉ノ海 | ○大潮 | ○小島川 | ●前田山 | ○旭川 | ●鯱ノ里 | ○大浪 | ●楯甲 | ○青葉山 | ○金湊 |
| 小島川 | ●綾昇 | ○笠置山 | ●磐石 | ○和歌島 | ●玉ノ海 | ●駒ノ里 | ●鏡岩 | ●鹿島洋 | ●肥州山 | ●安藝海 | ○龍王山 | ○大和錦 | ●五ツ島 |
| 大和錦 | ○大潮 | ○羽黒山 | ○鯱ノ里 | ○海光山 | ●楯甲 | ●玉ノ海 | ○磐石 | ●金湊 | ●鶴ヶ嶽 | ○富士嶽 | ●青葉山 | ●小島川 | ○幡瀬川 |
| 大浪 | ●和歌島 | ○大潮 | ●笠置山 | ●綾若 | ○綾昇 | ○藤ノ里 | ●鹿島洋 | ○兩國 | ●龍王山 | ●駒ノ里 | ●肥州山 | ○大邱山 | ●神武山 |
| 鯱ノ里 | ○綾若 | ●五ツ島 | ●大和錦 | ●肥州山 | ○安藝海 | ●綾昇 | ●龍王山 | ●出羽湊 | ○駒ノ里 | ○兩國 | ○藤ノ里 | ○笠置山 | ○和歌島 |
| 大邱山 | ○楯甲 | ○幡瀬川 | ○海光山 | ○富士嶽 | ●金湊 | ●鶴ヶ嶽 | ●青葉山 | ●高登 | ○桂川 | ○土州山 | ○旭川 | ●大浪 | ●大潮 |
| 海光山 | ●神武山 | ●和歌島 | ●大邱山 | ●大和錦 | ●龍王山 | ●五ツ島 | ●藤ノ里 | ●綾若 | ●出羽花 | ●一渡 | ●笠置山 | ●高登 | ●桂川 |
| 藤ノ里 | ○幡瀬川 | ●楯甲 | ●富士嶽 | ●大潮 | ○土州山 | ●大浪 | ○海光山 | ●青葉山 | ●巴潟 | ●金湊 | ●鯱ノ里 | ●桂川 | ●高登 |
| 肥州山 | ○富士嶽 | ○土州山 | ○楯甲 | ○鯱ノ里 | ○鶴ヶ嶽 | ●高登 | ○金湊 | ○玉ノ海 | ○小島川 | ○桂川 | ○大浪 | ○大潮 | ○巴潟 |
| 鶴ヶ嶽 | ○出羽花 | ○綾若 | ○和歌島 | ●出羽湊 | ●肥州山 | ○大邱山 | ○神武山 | ●富士嶽 | ○大和錦 | ●倭岩 | ○一渡 | ●五ツ島 | ●鹿島洋 |
| 錦華山 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 |
| 金湊 | ●高登 | ○神武山 | ●一渡 | ○青葉山 | ○大邱山 | ●和歌島 | ●肥州山 | ○大和錦 | ○綾若 | ○藤ノ里 | ●五ツ島 | ○安藝ノ海 | ●駒ノ里 |
| 巴潟 | ○青葉山 | ●綾錦 | ●綾若 | ●神武山 | ○一渡 | ●出羽花 | ○富士嶽 | ○和歌島 | ○藤ノ里 | ●五ツ島 | ○兩國 | ●出羽湊 | ●肥州山 |
| 出羽湊 | ○土州山 | ○桂川 | ○幡瀬川 | ○鶴ヶ嶽 | ○綾錦 | ○青葉山 | ○楯甲 | ○鯱ノ里 | ○富士嶽 | ○羽黒山 | ○玉ノ海 | ○巴潟 | ○磐石 |
| 桂川 | ○一渡 | ●出羽湊 | ●出羽花 | ●松浦潟 | ○倭岩 | ○綾若 | ●陸奥錦 | ○神武山 | ●大邱山 | ●肥州山 | ●和歌島 | ○藤ノ里 | ○海光山 |





# 大日本相撲星取表

昭和十四年五月場所東方幕內

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 双葉山 | ○磐石 | ○五ツ島 | ○龍王山 | ○綾昇 | ○大和錦 | ○出羽湊 | ○駒ノ里 | ○肥州山 | ○安藝海 | ○鹿島洋 | ○玉ノ海 | ○笠置山 | ○前田山 | ○鏡岩 | ○男女川 |
| 前田山 | ●兩國 | ○笠置山 | ○大和錦 | ○駒ノ里 | ○肥州山 | ●安藝海 | ●五ツ島 | ○名寄岩 | ○出羽湊 | ○龍王山 | ○羽黒山 | ●鹿島洋 | ●双葉山 | ○玉ノ海 | ○鏡岩 |
| 羽黒山 | ●綾昇 | ●大和錦 | ○五ツ島 | ○磐石 | ○駒ノ里 | ○肥州山 | ●安藝海 | ○鹿島洋 | ○鏡岩 | ○出羽湊 | ●前田山 | ○玉ノ海 | ○龍王山 | ○男女川 | ○笠置山 |
| 玉ノ海 | ○笠置山 | ●安藝海 | ○綾昇 | ○大和錦 | ○綾若 | ○鹿島洋 | ○龍王山 | ○鯱ノ里 | ●名寄岩 | ○男女川 | ●双葉山 | ●羽黒山 | ○出羽湊 | ●前田山 | ○五ツ島 |
| 鹿島洋 | ●鯱ノ里 | ○楯甲 | ○磐石 | ○旭川 | ●鏡岩 | ●玉ノ海 | ●富士嶽 | ●羽黒山 | ○男女川 | ●双葉山 | ●名寄岩 | ○前田山 | ○鶴ヶ嶽 | ●大潮 | ●大浪 |
| 龍王山 | ●鏡岩 | ●名寄岩 | ●双葉山 | ●大潮 | ○楯甲 | ○旭川 | ●玉ノ海 | ○男女川 | ○鯱ノ里 | ●前田山 | ○磐石 | ○鶴ヶ嶽 | ●羽黒山 | ○富士嶽 | ●金湊 |
| 駒ノ里 | ●名寄岩 | ●男女川 | ●楯甲 | ●前田山 | ●羽黒山 | ●鏡岩 | ●双葉山 | ●旭川 | ●金湊 | ○番神山 | ●佐賀花 | ○鯱ノ里 | ○富士嶽 | ●巴潟 | ○高登 |
| 安藝ノ海 | ○大潮 | ○玉ノ海 | ○鏡岩 | ○鯱ノ里 | ○名寄岩 | ○前田山 | ○羽黒山 | ○富士嶽 | ●双葉山 | ●楯甲 | ○鶴ヶ嶽 | ●男女川 | ●磐石 | ●照國 | ○旭川 |
| 大和錦 | ●男女川 | ○羽黒山 | ●前田山 | ●玉ノ海 | ●双葉山 | ●楯甲 | ●旭川 | ○磐石 | ●幡瀬川 | ●青葉山 | ●金湊 | ●富士嶽 | ●鯱ノ里 | ○名寄岩 | ●大潮 |
| 兩國 | ○前田山 | ●大潮 | ●旭川 | ●大浪 | ●富士嶽 | ●鶴ヶ嶽 | ○金湊 | ○幡瀬川 | ○青葉山 | ○巴潟 | ○高登 | ○佐賀花 | ○鏡岩 | ○番神山 | ●照國 |
| 和歌島 | ●大浪 | ●佐賀花 | ○照國 | ●鶴ヶ嶽 | ●大潮 | ○青葉山 | ●磐石 | ○巴潟 | ○高登 | ●金湊 | ●幡瀬川 | ●旭川 | ○番神山 | ○鯱ノ里 | ○富士嶽 |
| 楯甲 | ○出羽湊 | ●鹿島洋 | ○駒ノ里 | ○倭岩 | ●龍王山 | ○大和錦 | ○綾若 | ●大邱山 | ○松ノ里 | ○安藝海 | ●笠置山 | ●名寄岩 | ●五ツ島 | ○綾昇 | ○出羽花 |
| 富士ヶ嶽 | ○肥州山 | ○倭岩 | ●藤ノ里 | ○出羽湊 | ○兩國 | ●松ノ里 | ○鹿島洋 | ●安藝海 | ●綾昇 | ●五ツ島 | ●大邱山 | ○大和錦 | ●駒ノ里 | ●龍王山 | ●和歌島 |
| 神東山 | ○佐賀花 | ●幡瀬川 | ●巴潟 | ●照國 | ●鶴ヶ嶽 | ○高登 | ●青葉山 | ●番神山 | ●大浪 | ●松浦潟 | ○嶽幟 | ○小松山 | ●大潮 | ●桂川 | ○鯱ノ里 |
| 鶴ヶ嶽 | ●綾若 | ○出羽花 | ●松ノ里 | ○和歌島 | ○神東山 | ○兩國 | ○倭岩 | ●出羽湊 | ○五ツ島 | ●照國 | ●安藝海 | ●龍王山 | ●鹿島洋 | ●笠置山 | ●大邱山 |
| 大浪 | ○和歌島 | ●綾若 | ●佐賀花 | ○兩國 | ●松ノ里 | ○大邱山 | ○大潮 | ●綾昇 | ○神東山 | ○出羽花 | ○肥州山 | ●五ツ島 | ●笠置山 | ○出羽湊 | ○鹿島洋 |
| 倭岩 | ○幡瀬川 | ●富士嶽 | ○番神山 | ●楯甲 | ●金湊 | ○佐賀花 | ●鶴ヶ嶽 | ●青葉山 | ●照國 | ●高登 | ▲巴潟 | 休 | 休 | 休 | 休 |
| 松ノ里 | ○番神山 | ○旭川 | ○鶴ヶ嶽 | ○巴潟 | ○大浪 | ○富士嶽 | ○佐賀花 | ●大潮 | ●楯甲 | ○鯱ノ里 | ○照國 | ●青葉山 | ○九ヶ錦 | ○金湊 | ○磐石 |
| 青葉山 | ●出羽花 | ●大邱山 | ●小松山 | ○桂川 | ○番神山 | ●和歌島 | ○神東山 | ○倭岩 | ●兩國 | ○大和錦 | ●綾若 | ○松ノ里 | ○相模川 | ●五ツ島 | ○肥州山 |
| 相模川 | ●巴潟 | ●照國 | ●大潮 | ○高登 | ●佐賀花 | ○番神山 | ●幡瀬川 | ●嶽幟 | ○松浦潟 | ○小松山 | ○綾錦 | ○若浪 | ●青葉山 | ○陸奥錦 | ○桂川 |
| 高登 | ●照國 | ●嶽幟 | ○大邱山 | ●相模川 | ●出羽花 | ●神東山 | ●藤ノ里 | ●桂川 | ●和歌島 | ○倭岩 | ●兩國 | ○番神山 | ●綾若 | ●若浪 | ●駒ノ里 |
| 藤ノ里 | ●嶽幟 | ●金湊 | ○富士嶽 | ○番神山 | ●桂川 | ○大潮 | ○高登 | ●松浦潟 | ○巴潟 | ○陸奥錦 | ○若浪 | ○幡瀬川 | ●佐賀花 | ●九ヶ錦 | ●小松山 |
| 武藏山 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 |

## 大日本大相撲星取表

昭和十四年五月場所四方幕内

| | 男女ノ川 | 鏡岩 | 名寄岩 | 出羽湊 | 肥州山 | 五ツ島 | 笠置山 | 綾昇 | 磐石 | 綾若 | 鏡ノ里 | 大邱山 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 旭川 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● |
| 出羽ノ花 | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 大潮 | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 小島川 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 |
| 金湊 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● |
| 佐賀ノ花 | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 照國 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● |
| 橘瀬川 | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 巴潟 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● |
| 神山 | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 九州山 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● |

召　應



# 美術・學藝

## 美術界

（自昭和十三年八月至同十四年七月）

### 概觀

聖戰下國民總動員の秋、銃後の美術界は聊かの揺ぎもなく、「非常時下こそ現代美術の飛躍的に發展」する時と荒木文相の聲に依つて文展も開催と決定、新に在野團體の參加をも得て新興の意氣を見て數年來の美術運動も一先づ治まり頗る平穩に各自彩管報國の精魂を傾け、各展共に事變に取材せる作品を陳列して、美術による聖戰遂行の文化的使命を果しつゝある。非常時の折柄文展が率先して出品作の制限を行つた事も物資統制の範を示し、有意義なことであつた。"從軍畫家"として前線へ出發するものも頗る多く、繪筆を銃に更へて出征する勇士も多數に昇り各自職分によつて奉公の誠を盡しつゝある。この一年間は頗る多岐ではあつたが總てが聖戰遂行の中に抱合されるもので美術界としては無事平穩に經過した年であつた。

○戰時下の文展開催と決定（七月）

文展の開催不開催は各方面に於て論議せられてゐたが、最高美術顧問會議は最後の斷を荒木文相に一任した。文相は各關係官と愼重協議を重ねた結果遂に開催と決定。第二回文展要項は二十日午後六時文部省から發表し、時節柄出品作の大きさを次の如く制限した。日本畫は縱十尺横七尺以内洋畫は五十號以内工藝は六尺平方以内又は縱六尺横六尺以内とし彫塑のみは制限なし。○銃後の活躍。文部省の主唱によつて結成された傷痍軍人慰問美術家聯盟は全國美術界に呼びかけ慰問寄贈畫を募つて居たが事變勃發一週年の七日を迎へて遂に二千點の多數にのぼり銃後美術家の赤誠を示した。猶洋畫壇の長老石井柏亭氏が陸軍省の委囑により老軀をひつさげ硫伊之助氏を同伴中支戰線に向け出發した。○秋の美術界（八・九月）　秋の美術界の先陣二科、院展、青龍社、三部會など各展は例年の如くはな〳〵しく開幕された。各展ともに事變に取材せる作品も多數陳列され殊に二科展では特に事變室なる一室を設けて人氣を呼んだ。猶二科會會員野間仁根氏は應召勇躍征途に上つた。

○文展審査員發表　愈分か屆曲を經た審査員も一水會の不參加犀明から石井、安井兩畫伯の辭退となつたがこれに代つて木村・石川兩氏の受諾を得て愈々全部決定發表された。氏名左の如し、〔第一部〕　菊地契月・西山翠嶂・川村曼舟・鏑木清方・松林桂月・前田青邨・安田靱彦・服部有恒・德岡神泉・堅山南風・金島桂華・山口華楊・兒玉希望・廣島晃甫・森白甫　〔第二部〕　藤島武二・梅原龍三郎・石川寅治・伊原宇三郎・太田喜二郎・川島理一郎・田邊至・辻永・中川一政・中村研一・小林萬吾・阿以田治修・青山義雄・齋藤與賓・木村荘八　〔第三部〕　山崎朝雲・齋藤素巖・建畠大夢・堀進二・小倉右一郎・加藤顧清・吉田三郎・中村直人・安藤照・雨宮治郎・佐々木大樹・比村正信・三木宗策・關野聖雲

〔第四部〕 板谷波山・清水六兵衛・沼田一雅・香取乙彦・鹿島英二・各務鐵二・推米楊成・高野松山・海野清・山本安曇・松田權六・北原千鹿・宮之原謙・廣川松五郎・杉田禾堂

○文展（十月） 十日に第三・四部、十一日第二部、十二日第一部と入選發表を行つた文展は十五日には特選をも發表し、愈々準備も整ひ十六日を招待日とし一ヶ月餘の長期にわたつて開催された。本年度は各部を通じて文部大臣賞はなく一部四名、二部十名、三部十名、四部七名の特選の榮譽を擔つた。畫面の制限に依つて作品に極端な大小なく落ち着いて鑑賞し得たのも例年と違つた感興を與へ、事變を反映した多くの作品が場中の異彩となり人氣を博した。特に傷病兵に對する慰安として開催隨時無料で歡迎したあたり、事變下文展として當然とは言ひながら好感を以て迎へられた。

○展覽會の盛況（十一月） 文展を終つた美術界は引續き各種の展覽會が開催され、頗る盛況であつた。先づ文展不參加の一水會新制作展があり、文部省後援の大潮會、それに各個展、從軍畫展を織り交ぜて枚擧にいとまない程であつた。

○高野山壁畫完成、堂本印象氏の大作高野山金剛峯寺大塔内陣の八祖像壁畫は見事に完成納入された。

○掉尾の展覽會（十二月） 本年掉尾を飾る新構造社展、新協展、版畫協展は府美術館に於て開かれ、多忙を極めて本年を終つた。

○日本文化の海外進出、紐育萬博日本館に飾る繪畫二十三點は愈々決定、東京に於て展覽の上出品された。又明春伯林に開催される日本古美術展覽會にゆく文化使節は二十二日出發日獨文化親善の旅に上つた。

○諸展一齊に開く（二月） 一月の休養期間を終ると活潑な動きを見せ公募展のトップ白日會春臺展が開幕され、續いて光風會、晴玄社、これに書道展など入り交り多彩なる花園の觀を現出した。

○新舊二展（三月） 我國最古の歴史を有する太平洋畫會展が三十五の回を重ね、この會創立者の一人中村不折翁の回顧特別陳列をなし我國初期洋畫の貴重なる作品に人氣を呼べば、獨立美術展も時を同じうして開催、新時代的傾向の繪畫に觀者を引きつけ春の美術界の最高頂に達した。

○四―五月の諸展 四月から五月にかけて主線美術、國畫會、東光會、新興美術院、日本畫院、春陽會、構造社、日本水彩畫會、實在工藝展、讀畫會、第一美術、新美術人協會等々の諸展が次々に開催され、いづれも從軍作品を展覽戰傷病勇士の慰問をなす等銃後美術界の非常時認識を如實に示した。

○美術文化協會結成、先に獨立美術協會を脱退した、前衛繪畫の岡將福澤一郎氏は同志三十九名と共に新に美術文化協會を結成した。

○クロツキー研究所十週年記念展 クロツキー研究所の創立十週年記念展は府美術館に於て、初期明治時代より現代に至る殆ど總ての畫家の作品を集め、華々しく開催、懷古的な展覽會として大いに意義あるものであつた。

○文展審査員下馬評、六月に入ればそろそろ文展審査員の下馬評行はれ、主任に第一部西山翠嶂氏、第二部南薰道氏、第三部朝倉文夫氏、第四部香取秀眞氏の内定が報ぜられてゐる。猶造型版畫展では古代支那の版畫を特別陳列し時局柄有意義な感銘を與へた。

○物故の作家

渡邊公觀氏（自由畫壇同人） 七月
福井謙三氏（春陽會々員） 八月



青柳喜兵衛氏（前晴玄社同人） 八月
橋本獨山師 〃
若林松溪氏（大阪畫壇四條派） 九月
西村五雲氏（藝術院會員） 九月
森村宜稻氏（帝院推薦） 十月
木島櫻谷氏（元帝展審査員） 十一月
倉田白羊氏（春陽會々員） 〃
小川芋錢氏（日本美術院同人） 十二月
野田英夫氏（新制作派會員） 一月
伊東紅雲氏（文展無鑑査） 四月
猪飼嘯谷氏（ 〃 ） 六月

藝術院會員〔美術〕 橋本關雪、西山翠璋、川合玉堂、川村曼舟、鏑木清方、横山大觀、竹内栖鳳、安田靱彦、前田青邨、松林桂月、小林古徑、小室翠雲、荒木十畝、菊池契月、結城素明、石井柏亭、岡田三郎助、和田英作、和田三造、中村不折、中澤弘光、梅原龍三郎、山下新太郎、安井曾太郎、藤島武二、小杉放庵、有島生馬、南薰造、建畠大夢、内藤伸、山崎朝雲、藤井浩祐、朝倉文夫、齋藤素巖、佐藤影山、北村西望、平櫛田中、板谷波山、富本憲吉、香取秀眞、津田信夫、清水六兵衛、清水龜藏〔文藝〕井上通泰、泉鏡花、德富蘇峯、德田秋聲、千葉胤明、河井醉茗、高濱虚子、谷崎潤一郎、武者小路實篤、幸田露伴、國分青崖、齋藤茂吉、佐々木信綱、菊池寛、三宅雪嶺〔音樂〕 豐町義、多忠龍、橘絲重、幸田延子、〔能樂〕 寶生新、梅若萬三郎、〔建築〕伊東忠太、塚本靖、〔書道〕 尾上榮舟

# 學藝界

（自昭和十三年八月 至同 十四年七月）

## 論壇

日本國民は既に事變を滿二ヶ年に亘つて戰ひ續けて來たのである、この嚴肅なる事實の上に我國文化活動のすべてが横つてゐる。即ち事變一週年記念日から二週年記念日に至る滿一ヶ年に亘る文化活動の檢討は、そのまゝ事變の激しい息吹きの中に變遷し來つた我國の實體を明にすることゝなり、更に次の段階に於ける見透しを可能ならしめるものでなければならぬ。この一ヶ年間に於ける最も特徴的な事象は、全文化活動分野に對する政治の優越といふ事である。そして政治の優越は事變の進展と竝行して益々顯著となりつゝあることが認められる。政治目標の明確化、單純化と國民化を人々は切に求めるに至つた。

自由主義・個人主義の排斥、全體主義への要望といふ時代思潮の裏面には、かゝる要因が強く作用してゐることを見逃すことは出來ない。勿論全世界に亘る資本主義經濟體制の動搖、沒落化といふ基礎的條件のうちにすべての問題は把握せらるべきであるが、我々は戰時體制下に於ける日本といふ特殊條件に規制せられてゐることを忘れてはならない。

過去一ヶ年の論壇は一言に云へば東亞新秩序の建設なる課題に向つて全力を盡し來つたと云ひ得るであらう。事變解決への模索、東亞協同體論、國民再組織、國内革新論、統制經濟問題を始めとする諸經濟問題、或は歐洲問題、日ソ、日英問題等すべてがこの新東亞の建設といふ主題に歸納せられて來る。事變第二年の論壇はかゝる廣大なる展望の下に始めて個々の檢討が開始せられるべきであらう。

先づ軍事的に武漢が陷落し、戰局に一段階が劃され、新支那建設論が旺盛となつて來た。論壇に於けるその影響は第一に東亞協同體論の流行となつて現れた。尾崎秀實

巖山政道、山崎靖純、三木清氏等が最も熱心にこの問題の檢討に當つた人々であると云ひ得るであらう。東亞協同體論は民族問題の解決を目標に出發したと考へられるが、又實際この民族問題位協同體論者を惱ましたものはないであらう。協同體論が民族問題を中核として出發した原因は國民黨の民族統一運動に影響せられて居ることゝ思ふが、この困難性を避ける爲に「地域的運命協同體」の理念が巖山政道氏等に依つて唱道せられるに至つた。

「地域主義は當然に政治經濟文化の各要素と離れて存在するものでなく寧ろそのやうな各種の動因に對する綜合的、根基的基能を有するものとして理解され、利用さるべきである」（巖山）

しかし三木清氏などは更に一歩進めて地域や民族の問題に拘束せられることに反對し、協同體の結合の基礎は血や地とか云ふ非合理的なものでなく、開放的な東洋文化の傳統と云ふが如きものでなければならぬと論じてゐる。

勿論東亞協同體に對して強い反對論も行はれて來た。それが超國家的、超民族的であるといふ批難から、更に東亞協同體を文化主義の立場から說くことは結局東亞を觀念的抽象的に把握することゝなり、そこに具體的に日滿支を連ぬる共存共榮の關係を樹立することを妨げるものがあると說くのである。

かくて東亞協同體論は多くの批判と政治經濟情勢の變化に依つて漸次その內容を變へ、所謂文化主義强調の域を突き破り、故に經濟的基本關係の分析を俟つて上部構造としての文化一般を規定しやうとする見解が有力になつて來た。

× × ×

事變第二年の論壇は東亞協同體論を始めとして國際、國內兩面に亘り極めてセンセーショナルな論題に惠まれた。

國際問題としては、全體主義國家對民主々義國家對立激化の情勢を受けて獨逸のチエコ併合、ダンチヒ問題、西班牙內亂、英伊地中海の爭覇、米・ソ兩國の動向、極東に於ける諸列强の角逐など殆んど枚擧に遑なく、從つて國際政治外交論はその到達點を第二次世界大戰に設けて著しく軍事的色彩を帶び、軍備・作戰・資源・同盟關係などの檢討に費された。細川嘉六氏の英米の動向と大陸政策（改造一月號）は支那問題を含む國際政治論文として高く評價せられた。支那に關するものでは尾崎秀實氏の協同體論を筆頭に堀江邑一、平貞藏、石濱知行、船山信一、山崎靖純氏などが最も論壇的に活躍してゐる。

次に國內問題では政治に於ける國民再組織問題、經濟に於ける公債、生產力擴充、物資動員、統制、貯蓄、物價、インフレーション、輸出振興、消費節約、轉失業、關取引問題など殆んど全面的に取り上げられてゐる、この論壇に於ける經濟論文の過剩はよく我國の實相を傳へてゐると思はれる。

社會政策に就ては戰爭との關聯に於て勞働力保全の問題が執拗に取り上げられた。この部門では大河內一男、風早八十二氏などの諸論文が代表として擧げられる。

尙知識階級論及大學改革に關する論評が前半期の論壇を賑はして居るが、事變の進展と共に國民總動員、輿論喚起などの一層根柢的な問題に席を讓ることになつた。

## 文壇

戰爭の影響は逸早く文壇に現れた、先づ火野葦平氏の「麥と兵隊」が發表されて全國民の眼は戰爭と文學との連繫の緊密なることに瞠いた。文學の持つ力が改めて我國の政治家達に認められるに至つた程であるから、「麥と兵隊」の出現は非常時局下に躍躍せる文壇にとつて特に救世主的意義を有したものと云ふべきであらう。

この一書は紙價騰の國內に於て數十萬部を賣り盡し、更に英譯されアメリカ文壇に於ても高く評價せられつゝあると傳はれる火野氏は、「麥と兵隊」に次いで杭州灣敵前上陸を扱つた「土と兵隊」を發表し、所謂兵隊もの全盛の一時期をつくつてゐる。

兵隊ものとしては火野氏の作品の他に上田廣氏の「建設戰記」日比野士郎氏の「呉淞クリーク」などが特に數へられる。

何れも戰鬪の體驗者であり、無名の純文學作家であつたことは、事變下の文學を語るに際して先づ考ふべき事柄と思ふ。

兵隊ものが氾濫してゐる頃、我國の文學の大家達は、軍から從軍作家の稱號を頂いて戰線視察に赴いた。しかしこれらの人達が歸つてから書いたものが、何れも駄作として折紙つけられたことは、前記戰鬪體驗者達の作品が餘りに高く評價せられた際であつたから一層人々を驚かした。

その中にあつて立野信之氏の「叢山血戰記」が僅に光を放つてゐた。これ程に壓倒的人氣を得た火野氏を代表とする戰爭ものもその生命は極めて短く、やがて退潮に傾き後半期に於ては、何等目星しき作品を生み出さなかつた。このことは眞の偉大なる戰爭文學を生む時期に吾々は未だ到つてゐないといふ見透しから更に文學に於ても長期建設の心構が必要であることゝなつた。

純文學の再批判及農民文學、大陸文學、或は生產文學などの社會的性格を具へた文學建設の熱情が、後半期から勃然として湧き上つたことは、我國社會情勢の變化を逸早く文學界がキヤツチし、それを正しく反映せんと努力しつゝあることを物語るものであらう。

かくの如く事變下の文學界は急遽に社會との接近を實現し、國民生活の內部に深く喰ひ入らうと圖つた。特に若い文學者は戰爭、政治經濟、社會等の廣汎な領域に乘り出すことに依つてのみ日本文學の發展は可能であると信じ、進んで政治家と接觸し、疲弊し文化的に後れたる農村に出掛け、又滿洲・蒙古・支那の新しい領域にその足を向けた。この傾向は一大流行となり、一部には弊害さへも生じ、老大家達の比實を買ふことゝなつたが、全體的に觀て正しい日本文學の方向であると是認されるに至つたのは、確に一大成功であつた。現在に於てこの潮流に對抗し得ると思はれるそれは、たゞ健康なる純文學のみである。都會的小市民の生活を描く「私小說」は、その類廢的性格の故に、政治の壓力に抗し得ず漸次文壇から引づり降ろされつゝある。大衆文學・通俗小說の領域に於ても反省が慫慂され、勢ひ純文學或は社會文學的要素が加へられることになつてゐるが、從來の情勢を最も多く帶してゐるのはこの分野である。

かくて現代文學に於ては生產を背景とする健康なる面はいはゞ藥味であり、興味の中心は依然として不生產的小市民生活の中にあり、その狙ひ處は小市民的夢である。かゝる夢の文學が今後も社會に迎へられるとすれば社會の健康性は疑はれ、我々は更に大なる歷史の試練を覺悟せねばなるまい。

さて最後に事變第二年度に於て最も活躍した作家を擧げるならば、文學賞に於ては第六回芥川賞に中里恒子氏の「乘合馬車」、第八回直木賞に大池唯雄氏の「兜」第九回

芥川賞に長谷健氏の「あさくさの子供」半田義三氏の「鷄騷動」が決り（第九回直木賞缺）又新潮賞は第一部伊藤永之介氏の「鶯」、第二部坪田讓治氏の「子供の四季」と夫々決定し、今年度から設けられた農民文學懇話會の有馬賞は丸山義二氏の「田舍」に授けられた。其他今期最も活躍した人達の中には、農民文學派の若い作家達、及び生産文學派と呼ばれる間宮茂輔、中本たか子氏等が擧げられるし、大江賢次、伊藤整、福田清人氏等も注目せられた。島木健作氏の「生活の探求」、及阿部知二氏の諸作品は特に知識階級に愛讀せられ、石川達治、石坂洋次郎、伊藤永之介氏などはジャーナリズムの寵兒たる地位を獲得してゐる。

尙德田秋聲、幸田露伴氏等も一齊に若返つて大作を發表し、谷崎潤一郎氏の「源氏物語譯」の完成と相俟ち、こゝに老大家達の活躍といふ奇現象さへ生じるに至つたのは、いかに文壇が過渡的な惱みに煩はされてゐるかを證するものと思ふ。文學批評の側に於ては殆ど取り上げるものなくジャーナリズムは改めて「ロマンの考察」などゝ基本的な問題を提出して文學の正體探求に努力を拂つてゐる。かくて文學界今日の課題は批評の確立、モラルの探求を通じて新文學建設にありと云はれてゐるのである。

## 服飾界

（自昭和十三年八月至昭和十四年七月）

**【和服】**

明朗國粹調（三越）軍國壯美調（松坂屋）黎光調（松屋）國粹新華文（高島屋）東亞陽光調（伊勢丹）みくに調（白木屋）と事變色を多分にとり入れた事變下第一年の服飾界も、一週年といふ新段階を經て、新なる行動を見出さうとあせり、革新的なものを盛り込むことを急ぎ混亂から次第に戰勝の明朗へと變化を示して來た。無意味な懷古的なものを排除し、輕佻浮薄さをさけ質實剛健、しかも莊重な中に烈々たる新興氣鋭のひらめきを認めるものが盛り込まれて來たことは大きな轉換として認められる。

かうした中に開かれた、三越秋の逸品會（第四十二回）の主張は、日本服飾史中、戰後に興隆して最も特異なる流行をなした、桃山慶長の大藝術をとらへて、國內統一の雄大なる構圖、豪放なる英雄的精神を、事變と結びつけて、形を桃山慶長に藉り、これに進歩せる現代の染織刺繡の技巧を動員して、世界的躍進の眞の姿を表現することに努力、その主張色は蘇芳、茜、苅安、粮と藍があげられた。

白美會（白木屋）の秋冬物について見ても、明徵文樣が掲げられ、桃山時代及び江戸初期、即ち慶長寛永の豪華雄渾な文樣を描き、そこに豁達な豐太閤の氣質を戰國の餘風を反映せしめたものを主張とした。

大陸に不斷の進軍をなす皇軍がやがて漢口、廣東を陷れるや、この戰勝の影響が服飾流行界に現れないはづはなく、俄かに明朗さは倍加して來た。實際は長期戰下、華美な服飾は、自肅が要望されてゐるのであつたが、戰ひと云ふ重くるしさを反ばつすると云はうか吞百貨店の流行主張は多彩に公にされた。

例へば年を越えて二月に開かれた高島屋春の百選會（六十三回）は「春の時代花鳥」と「春の自然美調」の二つの主張が掲げられた。自然を愛する民族的な心を反映するにふさはしいもので、桃山の末期、光悅を始祖とする光琳畫派の位品がもつ自然を力强く單化した重風の典雅優麗前者は豪壯に瑞々しいものを目標とし、後者は發展的な伸びゆく心を現した新樣式であり、潑剌とした春の花、鳥獸を素材として現代の新しい感覺をちりばめたもので、戰時下緊張の第一年に比較すると、多分のゆとりを認める事が出來る。主張色は東亞紅、東亞綠、東亞藍である。夏の百選會も大體春の主張を踏襲して、「夏萩」「朝水」「麥穗」「皐」「銅」の主張色のもとに國粹趣味として「夏の時代色鳥」國際趣味として「夏の自然美模樣」を流行主張とした。

三越　春、夏の三彩會及び選品會の染織展を通じて認められるものは、事變下第一年の萎縮した感覺が長期建設、興亞の希望に燃えて、明るくよみがへつたことが認められる。他店でも共通のことであるが、事變前までは、金銀泥に多彩を誇つた、絢爛豪華なものが金銀糸統制にもよるが影をひそめて、それに代つて、漆糸の巧みな應用がきはだつて目につくやうになつた。文樣についてもしきりと、日本固有の美を探究して、國風美を技巧的に表現することに努めてゐる。

春の白美會（白木屋）は「東亞新興調」を主張としてゐるが、別に大陸支那の模樣を好んで取り入れるでもなく、全體に時局を反映させて、單調、明快、革新の文字にふさはしい身輕さといふ氣分を充分に表し、同時に國粹の美を强調し、その基調色も「深い青」「綠」「ピンク」「紅梅エンジ」「暗灰色」などが選ばれ濃淡の强調と對比色の効果をねらつた。

松和會（松坂屋）の寫實美の小花詰めに時代の新味を盛つた新東亞調、地明きの文樣に古典の氣品を保つ有職調、

松美會（松屋）の主張「黎光調」は文樣を傳統に育まれた純日本藝術の粹に取材し、これに新しき解釋を加へて莊重明朗な新東亞の黎明の表現を意圖し、古典を模する舊き手法に墮せず、みだりに華麗を尙ぶ戒むべき浮華輕佻の氣分を避けて眞の日本的の美の探求に努めてゐること。

伊勢丹の春のうらゝ會、夏の美すゞ會、ともに明朗潑剌興亞日本調が掲げられる等いづれも浮華に流れず、絢爛に失せず氣品を備へ、高雅にして國粹の美を發揚、一方に於ては大陸進出の大飛躍を象徵し、他方に於ては靜寂な內省的なものを盛り、模樣も小細工に陷らずのび〳〵とした大まかな感覺的な氣分のものが迎へられた。

大體に於て服飾界は國家進展に步調を合せて輝かしき興亞を謳歌し、戰勝國民の歡喜を表現することに努めて來たが、これら高級品の惡るい一面のみを多分に取れ入れた新興纖維製品が街頭に氾濫すると云ふ結果になり、事變下、銃後女性としてこれはあまりに輕佻な風景を展開するに至り「銃後女性はこれでよいのか……」と心ある人達の非難を浴びることになつた。

**【洋服】**　婦人服の傾向

（秋　冬）

グリーンから紫への流行の移りかはりが目につく、形の上ではまつたくショートスカート時代が出現して、アフタヌーンのスカートの巾はひろくウエイストからひらくものも多くなつた、ウエイストラインは高目となり、また、日本の帶に似た效果をねらつた上下に線をもたせて腰の線をつめ胸のゆとりをも、ヤダーやタツクでつくり、また襟の前合せに着物風の感じを多分に取り入れたものが多く、技巧的には色の異る生地を、或は地質のちがふ生地を合せて、新しいまとまつた感じを出すことに努めるなど、全體に質實を旨とした、傾向が多分

に現れてゐる、その一例として、銘仙地の應用や、和服地の利用などが多くなり目につき、變つた味ひを喜ばれた。すべて時局柄、實用といふ點に重點がおかれて、スーツの流行は見のがすことは出來ない。

布地は綿織、毛織ともに統制をうけることになり漸次品薄となり、ス・フ布、混織布が次第に現れて來た。(三越)

**男子服の傾向**

(秋・冬)

型は出來るだけ活動的といふのが主眼とされ上衣はゆつたりと、袖付はゆる目に大きく、背の襞やベンドは總て驅逐され、上品に且つ非常時局にふさはしい堅實味をもつたものとなつた、オーバーも、活動の自由なラグラン型、ボツクス型が全盛で、丈はやゝ短か目になつたが躯廻りは一層大きくなつた、色は時局柄地味向のものが迎へられた。

(春、夏)

型は上衣の肩に整つた張を持たせ、胸はひろく前は二ケ或は三つ釦のストレートカツト、裾は小丸、胴は極端に絞らず、ズボンは、ウエイストバンドで腰を締め、尻より股廻りに充分のゆとりを見せる。

生地は背廣地は質實な感觸と堅牢な地質の、ウーステツト類が中心となつてゐるが特筆すべきは新興纖維の目ざましい擡頭である、色目は鼠と紺が力強い主調となり澁目の茶もなげられてゐる。

(春)

(色の特徴)基調色は鼠、紺が優勢で、新しく擡頭して來たものに紫系統がある。鼠紺との調和もよく相當使はれた、附屬色の新しいものは「シクラメン系統」「スミレ系統」があり、基調色との調和もよく、ブラウスやドレスに、スーツや、スプリングコートの附屬品などに好んで用ひられた。

(シルウエツト)スーツは鼠系統を中心に縞物が多く型は上衣がやゝ長くなり、スカートが直線的で、肩が角だち、袖は普通の型で全體に男子の背廣服に接近して來た。生地やデザインに變化を取り入れ易いツーピースは、春の外出着として人氣を集め、色は紫、紺、鼠など上衣だけが短かく、スカートは裾が開き衿の小さいものが潑溂たる型として迎へられた。ドレスは、スカートの短かさと共に裾の開きが目に立ち、袖山のふくらみは、段々と減じて來た、飾りは刺繍、アツプリケ、クイルテング、細プリーツ、シエアリング、スモツキングを利用したものが多く、スプリングコートは薄衣のウールと並んで、絹地を用ゐたものが多く、數年ぶりで丈の長いものが現れた。

(夏)

夏の婦人服のポイントは大體春の延長で優雅の中にも堅實味と輕快さを表すことに努めたことがうかゞはれる。

アフタヌンドレスは先づ胸とスカートの裾はゆるやかに、プリセとかボラム、パノーフオンセー、ゴデーフオンセーなどの纖細な技巧を随所に施し、コレスの部分は對照的な生地又はリボンによつて調和を計つたものが多く、スポーツドレスは、コンビされたアンサンブル、若しくはコスチームものゝワンピースものに大別され、特にアンサンブルものとしては、躍進日本にふさはしい「テーラー」、「ドスーツ」が迎へられた。

型は總じてプレインで上半身はポツトケの變化を求め、スカートは短かく、プリツセを施して堅實の中に輕快と活動的な點を強調してゐる。

色は、ブルー、グリーン、ヴアイオレツト、ホワイトブラツク等(松坂屋)



# 趣味・娯樂

## 競馬

**競馬の歴史**

我國古來から各地に競馬はあつた。賀茂の祭禮に行はれる競馬は殊に有名であつた。しかし明治維新後外國の競馬に倣つて行つた競馬の最初は北海道札幌で、明治十一年開拓使育種場内に楕圓型馬場を作り、競馬規則を發表して春季に擧行した。續いて明治十二年十二月馬匹蕃殖の主旨で三田育種場(今の四國町)に開催されたのが本土での嚆矢、札幌競馬はこの後身で　明治天皇の天覽を賜はつた事もあつた。三田の方も民間の催しで、東京ではその後不忍池畔戸山學校で行つたこともあつたがこれは全部廢滅した。

明治十五年在留外國人が設立し馬券を賣る競馬を始めたのが日本レースクラブの前身でこれと相前後して函館競馬が行はれることゝなつた。しかし馬券を賣らない競馬は永續の可能性なく函館の他は全部滅失、日本レースクラブのみ隆々としてゐた。

その後日露戰爭によつて馬匹の不足不備で國家に大影響を持つことを悟り、こゝに明治三十九年政府の許可を得て府下池上に東京競馬會が設立された。これが我が國の眞の意味の馬券發賣の元祖であつた。その成績がよいので引續いて、川崎、松戸、板橋、京都、鳴尾、小倉、宮崎、新潟、藤枝札幌等新設或は復活して大變な勢ひであつたが、種々の弊害が起つて來たといふ理由で四十一年松戸秋季を終りとして馬券を禁止されることになつて、我が競馬並に馬產事業はこゝに大暗礁に乘り上げてしまつたのである。

一方馬匹改良のため、政府は補助金を醵出して、その繼續方を講じたが、到底挽回の策なく、大正三年には現在の地方競馬とやゝ相似たる勝馬投票券を添へ投票適中者に景品券を贈るといふ姑息的な手段を考へ出したが、これとて衰頽を防ぐのみの方法で、こゝに明治四十四年東京、小倉、京都藤枝(今の福島)新潟、松戸(今の中山)札幌、函館、宮崎の九競馬の代表者が集合協議する機會を作つた帝國競馬協會の前身團體に、阪神、日本も加入して、十數年に亘り馬券復活の運動に熱中し、或者は私財を抛ち、或者は寢食を忘れて、運動をつゞけ漸く大正十二年第四十四議會に於て、政府提出の下に競馬法案が通過し、その七月から實施されたのである。

以來昭和四、五、六年と改正され、復活十年と共に競馬黄金時代を築き、馬政計畫の第一次完成と共に、又々昭和十一年の大改正となり、帝國競馬協會以下全國十一の競馬倶樂部は解散、日本競馬會に大同團結を遂げ、統制の下に競馬を施行し、益々その發展强化を企て、且つその政府納金の增額によつて各種社會事業と馬政事業の圓滑運行を期待されてゐる。

**競馬の現状**

日本十一ヶ所の競馬場は、日本競馬會の下に、統率されてゐる。馬名、服色、血統等の登錄と共に一糸紊れざる競馬施行を期してゐる。馬券は單勝式、複勝式とあり、各一人一枚づゝの投票を許されてゐるが券面金額は大體一枚二十圓である。

馬券の賣上は昭和四年頃には、一年一千萬圓程度の賣上だつたのが、累進的に增加

し遂に昨年は一億圓を突破するに至つた。從つてその政府納金も尨大な數に上り、十四年春季から又々競馬法の一部改正となり、政府納金は馬券賣上の百分ノ十一・五とし、戰時豫算の上に必要な增收部分として計上されるに至つた。

更に今次事變突發するや、各競馬場各日の第八競走を國防獻金競走とし、その馬券賣上利得金より政府納金を除いたものを全部軍馬愛護の施設費として軍に獻納してゐるが、これも年額百萬圓に近い數字を示してゐる。

尙競馬の統制團體たる日本競馬會の職制機構は左の如くである。

理事長　安田伊左衞門
副理事長　村上龍太郎
總務部長　堺山忠次
業務部長　長森貞夫
經理部長　三宅陸人
理事長直屬專任職員
▼裁決役　中里隆臣、伊東仙三郎、齋藤德兵衞、川崎貫一郎　▼ハンデキャップ作成役　石黒九十郎、森田正明　▼發走役　中澤勘兵衞、山縣俊夫、木村武二　▼審判役　河野榮、佐々木金藏

總務部（庶務課、調査課）
業務部（企劃課、馬事課、登錄課）
經理部（會計課、營繕課）
日本競馬會及その所屬の競馬場は左の如くである。

日本競馬會　東京市芝區新橋田町一
東京競馬場　東京府府中町一一二五
場長　田中啓一
橫濱競馬場　橫濱市中區蓑澤町二九
場長　S・アイザックス
千葉縣船橋市古作
場長心得　藤本勝實
兵庫縣武庫郡鳴尾村
場長　小林宋次郎
京都府久世郡淀町
場長心得　池田信四郎
岡縣小倉市北方町
場長　野上辰之助
福島市小山荒井道下
場長心得　渡邊繁次
新潟市關屋一七八八
場長　笹川加津惠
札幌市北五條西十二丁目
場長心得　杉浦新次郎
函館市外湯ノ川町駒場町
宮崎競馬場　宮崎市花ヶ島町
場長心得　崎野榮吉



## クラシツクレース記錄

日本競馬會となり大レースは體系づけられて行はれる樣になつたので、順序よく行はれて行くことになつた、年齡による順に並列して見る。

▼中山四歲牝馬特別(十四春)一八〇〇米

ソールレディ　55　石毛　二・〇二・四

【註】四歲馬特別のトップを切るもので牝馬のみで行はれる

▼橫濱農林省賞典四歲(十四春)一、八五〇米

ロツクパーク　55　稻葉幸　一・五八・四

【註】四歲馬牝牡合しての最初の大レースで、農林省賞典が與へられる。

▼東京優駿大競走(十四春)二、四〇〇米

クモハタ　55　阿部正　二・三六・一

【註】四歲馬の最高峰を行くレースで、本賞一着一萬圓、付加賞亦一萬圓に上る大賞金を懸けられてある、英國のダービーレースと同樣のシステムになつてゐる

▼札幌特別(十三秋)二、四〇〇米



ホクエン　62　齋藤友　二・三七・一

【註】北海道產の四歲呼馬のみを出場資格とするもので、十四年秋からは農林省賞典が與へられることゝなつた、と同時に札幌特別の名も札幌農林省賞典四歲特別となつたわけである。

▼阪神優駿牝馬(十三秋)二、七〇〇米

アステリモア　55　保田　二・五七・二

【註】四歲牝馬のみの大レースで、英國のオークスレースに當る。

▼京都農林省賞典四歲(十三秋)三、〇〇〇米

テツモン　55　伊藤正　三・一六・〇

【註】四歲馬として最後の大レースで、英國のセントレヂヤーに比すべきもの、橫濱農典、東京優駿、京都農典この三つを連勝すれば天下第一流の牡馬といふことが出來るわけである。

▼京都四五歲牝馬(春)二、四〇〇米(秋)二六〇〇米

十三秋　ヒサトモ　60　中島時　二・四五・二
十四春　ミネタカ　60　佐藤勇　二・四一・一

【註】四五歲の牝馬のみのレースで春秋で距離が變つてゐるのは、馬の成熟を顧慮してあるためだ。

▼橫濱農賞四五歲(十三秋)二、八〇〇米

ヒサトモ　60.5　中島時　三・一六・二

【註】二年間のダービー勝馬がこゝで頓挫を試みるのがこのレースの主旨である。

▼橫濱四五歲牝馬(十四春)二、四〇〇米

ハレルヤ　56　保田　二・三六・一

【註】牝馬のみである點が秋のそれと變つてゐる。

▼帝室御賞典(秋)東京　三、二〇〇米

ヒサトモ　56　中島時　三・三五・二
スダヌマ　58　伊藤正　三・三一・〇

【註】馬匹改良增殖の長き趣旨より宮中より御下賜になる　御紋章入りの大銀盃を拜受する競走馬一代の光榮ある大競走である、出場資格は五歲以上の呼馬で、重量は馬齡に依るものだ。

▼中山農商大障碍(春秋)　四、一〇〇米

リードアン　66　稻葉幸　五・〇六・〇
コクオー　70　松永　五・〇三・四

【註】呼馬障碍の最高峰のレースで、距離と賞金に於て我が國第一のものである

▼小倉農賞障碍(秋)　四、〇四〇米

ニツポンカイ　65.5　井川　四・五七・四

【註】中山のそれと同樣だが、賞金が劣

る

▼京都農賞抽障特別(十四春)三、七〇〇米

イイホープ　71　近藤　四・四一・一

【註】抽籤馬障碍界の最大レースだ

▼福島農賞抽障特別(十四春)三、六〇〇米

ミスタルマ　68　松永　四・三一・〇

【註】京都のそれと全く同じで距離が一寸少いだけである。

▼小倉抽障特別(春秋)　三、六五〇米

十三秋　ショートク　71　末吉四・三五・二

十四春　イイホープ　71　近藤四・四九・三

【註】抽障特別としては最も古い歴史を持つてゐる大レース。

## 日本最高記錄

我が國に於ける競走馬の最高記錄の中、一般的のレース距離のもののみを掲げて、外國のそれと比較して見やう。

◆一、八〇〇米

キングセカンド　一・五二・四　(七春福島)

インデイアンブルーム　一・四七・三　(米國)

◆二、〇〇〇米

ヤマヤス　二・〇五・三　(七春新潟)

トツプキヤラント　二・〇〇・〇(英國)

◆二二〇〇米

セネラル　二・一八・二　(十二春阪神)

マンノアー　二・一四・一　(米國)

◆二、四〇〇米

バンリユウ　二・三二・〇　(九春福島)

セバスタード　二・二三・〇　(英國)

◆二、六〇〇米

マークイス　二・四五・三　(十二春福島)

マンノアー　二・四〇・四　(米國)

◆三、二〇〇米

ハクコウ　三・二六・〇　(八秋中山)

ブラデラ　三・一九・二　(英國)

## 種牡馬ベストテン

種牡馬はその產駒の勝利による賞金の合計によりその優劣を決定するのである、十三年度の春秋二季の分を合計して十位までを左に記して見る。

| 順位 | 馬名 | 勝鞍 | 一着賞金 |
|---|---|---|---|
| 1 | トウルメソル | 九六 | 二九七、三五四圓 |
| 2 | シアンモア | 七二 | 二二四、三五八・五 |
| 3 | アスフオード | 四八 | 一二六、六一四 |
| 4 | バラツケー | 九一 | 一二三、八〇七 |
| 5 | リーハグヤード | 一〇三 | 一一九、一五〇 |
| 6 | クラツクマンナン | 六五 | 一一六、三五〇 |
| 7 | ブライオリーバーク | 三六 | 一〇五、三二三 |
| 8 | ハクリユウ | 四二 | 八二、三二〇 |
| 9 | ミンドアー | 四六 | 八一、九〇〇 |
| 10 | レヴユーオーダー | 四六 | 七九、〇九七 |

## 圍碁

**日本棋院**(東京市麹町區永田町二ノ一)

棋界の統一並に斯道の向上發展を圖る目的を以て大正十三年七月、本因坊秀哉名人を始め全國の棋好家を網羅して「日本棋院」を創設したのである、之れと同時に大阪に「關西支部」を設け、また各地方に甲種支部が設置され今日の隆盛をなしてゐる。

同棋院の現役員並に四段以上の所屬棋士は左の如くである。

總裁　伯爵　牧野　伸顯

副總裁　男爵　大倉喜七郎

理事　男爵　松岡　均平　土方　久徵

渡邊　錢藏　沼間　敏朗　古島　一雄

林　幾太郎　鑄谷　正輔　高杉　晋

監事　高橋　鍊逸　岩田　宙造

幹事　八幡　恭助

△日本棋院所屬棋士(昭和十四年七年現在)

名人　本因坊秀哉

名譽棋士七段　廣瀨平治郎

棋士　七段　鈴木爲次郎

瀨越　憲作　加藤　信　木谷　實

六段　小野田千代太郎　宮坂　宗二

岩本　薫　林　有太郎　吳　泉

前田　陳爾　橋本宇太郎　喜多　文子

關山　利一

五段　福田　正義　村島　誼紀

篠原　正美　長谷川　章　島村　利博

藤澤庫之助

四段　伊藤幸治郎　藤田豐次郎

鹿間千代治　向井　一男

小杉　丁　井上　一郎　高橋　重行

鈴木　秀子　中川　新　中村勇太郎

宮下　秀洋　坂田　榮男　小泉　重郎

△關西支部(大阪市南區日本橋松坂屋七階)

所屬棋士六段　久保松勝喜代

木村　廣造　光原伊太郎

五段　山口　贊石　細川　千刃

渥美　六郎　吉田　操子

四段　志田直太郎　平井準一郎

坪内天津藏　醍醐　久吉　金田德次郎

鍋島　一郎　堀　憲太郎　高川　格

田中不二男　染谷　一雄

△日本棋院免許規定

段位の免許を得るには同院所定の試驗手合に合格せねばならぬ、免許料は左の如くである。

初段　五十圓　二段　六十圓

三段　八十圓　四段　百圓

級位　十圓　昇級　三圓

右昇段、昇級に於て同院の審査會にて資格ありと認めたときは試驗手合を省略して免許することもある。しかし段位は飛越して昇段は出來ぬ。これとても同院審査會の推薦にかゝるときは、此の限りでない。

甲種地方會員は年額十圓を前納すれば、級位希望の免狀を受ける資格がある。

甲種地方會員は三十名以上の集團に依つて甲種支部が設立される。

△手合割

| | 初段 | 二段 | 三段 | 四段 | 五段 | 六段 | 七段 | 八段 | 九段 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 初段 | 互先 | 先相先 | 先 | 先二先 | 二先二 | 二子 | 二三二 | 三二三 | 三子 |
| 二段 | | 互先 | 先互先 | 先 | 先二先 | 二先二 | 二子 | 二三二 | 三二三 |
| 三段 | | | 互先 | 先互先 | 先 | 先二先 | 二先二 | 二子 | 二三二 |
| 四段 | | | | 互先 | 先相先 | 先 | 先二先 | 二先二 | 二子 |
| 五段 | | | | | 互先 | 先相先 | 先 | 先二先 | 二先二 |
| 六段 | | | | | | 互先 | 先相先 | 先 | 先二先 |
| 七段 | | | | | | | 互先 | 先相先 | 先 |
| 八段 | | | | | | | | 互先 | 先相先 |
| 九段 | | | | | | | | | 互先 |

◇**棋正社**(東京市赤坂區傳馬町三ノ一〇)

同社は日本棋院から脫退した一派を以て組織したものであつて、昭和九年雁金、高部兩氏を八段に推薦し、兩八段を中心として日本棋院に對立し、棋道の向上に邁進してゐる。

○同社所屬有段者(昭和十四年六月現在)

八段　雁金　準一　高部　道平

五段
白川　英義　堀田　忠弘　脇山　義尾
石居　和夫　茂理由次郎　小澤　了正
渡邊　昇吉　湯淺　熊視　內藤　良吉

四段
佐藤　重次　稻澤　克巳　荒川　雄治　門脇　凡平
家田　定一　橋本國三郎　小西　今逸
林　孝治郎　成田善兵衛　長谷川　進
兼橋伊四郎　藤原　七司　友成　到
三宅　俊夫　小峰　秀雄　中里　滿藏
渡邊　英雄　鈴木要次郎　荒木　親吉
稻垣周三郎　小幡熊次郎　兒王　辰巳
塚田　順造　杉浦　秀治　井上　久被
沖田奈良松　眞鍋　福多　松村　一平
天川清三郎　水澤三十郎　須一　金之
太田眞三次　近藤敬三郎　松岡　良三
戸田　武　松岡　國松　樺島宇一郎
吉川友之助　薄井　雲城　鷲頭　信恭
高林　丹藏　神谷　將隆　福壽　翠石

◇井上派（大阪市北區小深町四四）
井上家は代々因碩と稱し、現代は十六世である。
七段　井上　因碩　五段　池上　清
△高段棋客　七段　稻垣　日省

## 將棋

**將棋大成會**（東京市麴町區一番町十四ノ四）

同會は元日本將棋聯盟と稱してゐたが、昭和十年十一月神田七段の昇格問題に端を發して分裂、新たに日本將棋革新協會なるものを起し對立しつゝあつたが同十一年六月廿九日棋界の元老小菅劍之助八段の調停に依つて紛擾も解決し、之れを機會に從來の日本將棋聯盟、日本將棋革新協會、十一日會の三團體を打つて一丸とした新團體「將棋大成會」が創立されたのであつた。茲に更めて棋界の統一と棋道の向上進展の爲めに邁進することになり、同時に第十三世名人關根金次郎氏から聲明書を發表することになつた。

尙ほ實力本位に依る第一期名人位に就て各高段棋士の間に輪贏を爭つてゐたが、遂に木村義雄氏が名人位を獲得し、昭和十三年二月十一日新舊名人の繼承を行つた。

△東京所屬棋士（昭和十四年七月現在）
名人　木村　義雄

八段
土居市太郎　金易　二郎
花田長太郎　金子金五郎
萩原　淳　齋藤銀次郎
坂口　允彥

七段
溝呂木光治　山本　樟郎
宮松關三郎　小泉　兼吉
渡邊　東一　塚田　正夫

六段
石井　秀吉　飯塚勘一郎
寺田　梅吉　平野　信助
山北孫三郎　建部和歌夫
梶　一郎

五段
加藤　治郎　大和久　彪
松下　力　加藤　慶次
關口　愼吾

四段
鈴木　禎一　志澤　春吉
樋口　義雄　市川　一郎
中村　熊治　加藤　富久
奥野　基芳　橋爪敏太郎
小堀　清一　荒卷　三之
永澤　加雄　長谷川清二郎

△關西支部所屬棋士
八段　木見金治郎　神田辰之助
七段　大野　源一
六段　村上　眞一　藤內　金吾
中井　捨吉　神前　光三



升田　幸三
五段　澁川奈良吉　加藤竹次郎
松田　辰雄　畝美　與吉
四段　上田　三三　角田　三男
野村　慶虎　高島一岐代

△高段棋客
前名人　關根金次郎
名譽名人　小菅劍之助
八段　坂田　三吉　竹內　丑松
早川　隆敎
六段　辻　繁之助　高濱　作藏
小笹吉之助　柊　吉之助
五段　奥坂金次郎　小林慶之助
伊藤一太郎　吉川　清助
松田　政雄

### 將棋歷代名人譜

初代　大橋　宗桂　二代　大橋　宗古
三代　伊藤　宗看　四代　大橋　宗桂
五代　伊藤　宗印　六代　大橋　宗與
七代　伊藤　宗看　八代　大橋　宗桂
九代　大橋　宗英　十代　伊藤　宗看
十一代　伊藤　宗印　十二代　小野　五平
十三代　關根金次郎
第一期　木村　義雄

## 演劇界

（自昭和十三年七月　自同　十四年六月）

聖戰一周年を迎えた昭和十三年七月から翌十四年六月にかけての劇壇は、當初は事變勃發直後から引續く時局緊迫感の浸潤や統制の强化の影響を受けて、頗る畏縮の赤字續き狀態を續け、一時は歌舞伎滅亡論まで飛び出した程だつた。それが、秋の芝居シーズンに入る頃からは、相次ぐ戰捷に緊張感も弛み加へて軍需景氣の餘波で、反撥的に近年未曾有の好景氣に好轉するなど、相當波瀾の多い、殊に與行師にとつては泣き笑ひの一年間だつた。

〔昭和十三年七月〕歌舞伎座は伊井蓉峰追善與行で「己ヶ罪」「豪雨」「湯島詣」友三郎の蓉峰襲名の話も出たが、時機尙早と頭目の反對で延期。明治座は猿之助、八重子合同劇で「肩衣草紙」等。新橋演舞場は文樂の人形淨瑠璃だが、土佐太夫が引退したのが寂しい。東京劇場は青年歌舞伎。この頃からポツ〳〵解散の噂が出る。そこで福助を引つ張り出して「鏡獅子」を踊らせたり「坂崎」「首切淺右衛門」「江戸の花和尙」の新作揃ひで背水の陣を布いたのが、同情を引いたのか、かなりの入り。國際劇場では、新國劇が吳淞鎭敵前上陸を敢行した、倉永部隊長の最後を扱つた「敵前上陸」を上演したが、作者の樋口十一と舞臺裝置の濱田右二朗を上海へ視察に派しただけあつて、大舞臺を巧みに利用し、戰爭場面も效果的で實感がよく出てゐた。有樂座は古川ロッパの「彌次喜多お化け大會」他。東寶は星組の「五十番街の少女達」他。結局お盆與行に軍事劇は新國劇の「敵前上陸」一本だけ、時局劇は皆無。興行成績は歌舞伎東劇、國際、有樂がやつと黑字と云ふところ、あとは甘い。

新協劇團は先月の久保榮作「火山灰地」前篇に引續いて後編を上演して創作劇に氣を吐く。月末東劇で前後篇を再編輯して再演。東童は小劇場で「ビルディング」他を上演したが、子供向きでないと非難を受ける。

新宿第一劇場は今月から新興映畫封切場に轉向。東寶劇團の簑助は蒙古へ視察に出かける。ムーラン・ルージュは丸の內松竹

に初進出したが、新興映畫の淸へ物を押し付けられて失敗。帝劇にSSKの短期公演、ターキーの「ストローハット」が評判をとる。下旬に郁栗、梅野井、小太夫等ご無沙汰組が東上して、國際で「髑髏錢」他を出す。

〔八月〕 歌舞伎座は震災後初出演の五郎劇呼び物の新作「女浪男浪」は時局當て込みの見え透いた淺薄さが鼻につく。東劇は、先月割合に成績が好かつたとかで青年歌舞伎が居据はり、新作物二本の他に我當の俊寬で平家女護島を出したのが好評。文壇劇壇の名士が集まつて青年歌舞伎を激勵する會が生れたのもこの頃だつたが、この月の東劇を打上げて旅に出てゐる間に、後に青年歌舞伎は解散せられたのだから、結局これが最後の單純本興行となつたわけだ。明治座は新派の長老喜多村と河合二人の芝居でお涙頂戴劇「日本の母性」と緣付「瀧の白糸」國際劇場は猿之助、訥子で「彌次喜多」演舞場は女劍戟の大江美智子が永年の宿望叶つて初の都心進出で當り狂言「雪之丞變化」を上演したが、彼女は翌十四年正月に急逝したのでこれが彼女の帝都のお名殘り芝居となつてしまつた。有樂座は新國劇で、第一回澤田賞の當選脚本「山陽と東山」や軍事劇「[illegible]なし」の他に土の戰士松田甚次郎の體驗記「土に叫ぶ」を劇化上演して問題となる。新國劇にしろ前進座にしろ常に企畫や演技スタイル或は團體的行動に於て優れた活動を續けてゐるのは注目に値ひする。東寶劇場は雪組の「樂しき繪本」等。興行成績は各座とも平凡。尙新築地が下旬丸の内松竹へ出開帳して「綴方教室」を再演。

義助、澤吉から歸る。關西新派の分裂もこの月。松緑と新水が揃つて結婚のおめでた。段四郎が鈴木英輔、今日出海、杉野橘太郎等の協力を得て「研究劇場」結成を畫す。

〔九月〕 歌舞伎劇は殆ど地方へ出拂つて一軒もなく、歌舞伎座は新作三本立の新派合同、井上の「吉良常」が新國劇の島田と違つた線の太さでよかつたが、花柳がパーマネント洋裝の「家庭日記」は醜態。國際劇場は梅島と八重子で「婦系圖」「愛憎峠」他八重子の劇中劇の大川端のお嬢が觀もの。東劇は松竹家庭劇この年再度の上京。演舞場は七、八兩月を休養して内部刷新を施した前進座が「高杉晉作」「號外」「五大力」を上演。有樂座はロッパの「活動のロッパ」他。東寶劇場は月組の「ビッグ・アップル」他。明治座は前半二代目天勝、後半文樂。新協はキングスレイの「デッド・エンド」を小劇場で初演。興行は夏枯れの延長でパッとしない。

六月末東寶を退社した壽美藏は正式に松竹へ復歸、足掛け四年ぶりで十月東劇の左團次一座へ出勤と極まる。笑の王國が丸の内松竹へ進出して失敗、常盤座に出來た笑の王國松組は僅か一ヶ月で解散。

〔十月〕 歌舞伎滅亡論に反駁して、一か八か、關ヶ原の意氣込で羽左、菊が「忠臣藏」を引ッ提げて歌舞伎座に出れば、左團次は猿之助に歸り新參の壽美藏を加へて本城の東劇で新作軍事劇「飯塚部隊長」や「丸橋」を最高二圓八十錢の安値興行の奇手で應酬一方明治座は新派の行詰りを打開しようと、花柳章太郎が新生新派の旗印をかゝげて獨行興行を「鳥」「東京の行方」「呂昇物語」の比較的良心的な新作をならべる。と云つた華やかさ。他は演舞場が五郎、五郎は病氣休演で二の替りから全快出演、有樂座が無人の一座を三益愛子等でたすけた東寶劇團。國際はSSK、東西合同東寶劇場





は花組「世界に告ぐ」と「三つのワルツ」のレヴュウ合戰はどちらも劣らず。

陷落と相次ぐ戰捷の報に、緊張しきつてゐたのが一時にホツト弛んだ處へ持つてきて、軍需景氣の餘波を受けて、俄然各座の捨石的ご馳走攻めが効を奏して、どこの小屋も門前市をなす大賑ひ。日延べ〳〵で歌舞伎滅亡なんてチャンチラおかしいと歌舞伎俳優の鼻息の荒いこと。

この月には新劇もシーズン入りで、新築地の「金錢」文學座の「ゆく年」を始め群小劇團までが一齊に創作物主義で公演を持つたが、收穫はやつと東童だけだつた。

上旬に寶塚握袖使節一行三十名が渡歐したし、新協が「春香傳」を持つて初の朝鮮巡業を行つた。また梅島昇が皇軍慰問奉公劇隊を組織して中支の旅に出る。

月末初東上の滿洲國協和會の大同劇團が東劇で四日間公演を行つたが言語の解せない事や技術の幼稚で興行的には失敗に終つたが、眞摯な研究的態度を買はれる。

〔十一月〕 前月の景氣好轉に氣を好くして顔見世月も先づ歌舞伎座が幸四郎の「勸進帳」に羽、吉、左の「大川端」羽、左の「鳥居前」吉の「八陣」も一つ左の新作「南部坂」なんの事はない特價品賣場か脚色全集だがこれが又大當り。明治座の新派も負けずに八重子の「愛染かつら」と井上の「焔の人」で煽る。演舞場も前進座の「高田屋嘉兵衞」等で中庸の成績。國際は歌舞伎座と競演で猿之助が「勸進帳」を出したり本物の馬を使つた軍事劇「軍馬」「素襖落」「紅葉狩」「暫」「不動」等々の古典揃ひで當りをとる。有樂座は新國劇で軍事劇の最高峰と好評された「土と兵隊」の劇化や時局劇「つはもの」で斷然氣を吐く。東寶劇場は雪組の「ショウ・イズ・オン」他。この中で東劇の松竹家庭劇だけが不入りだつたが、これは六月、九月と二度の東上が受けたので、おまけに前月五郎が病氣で中途休演などがあつたので、頃やよしと三度目の上京を敢行したのだらうが、僅か半年に三度も上京するのは無暴だつた。

新築地の「武藏野」藝術小劇場の「紋章」東童の「君たちはどう生きるか」の他五月會、演技座等の公演もあり、この月も新劇團は創作物で賑はつた。松竹少女歌劇のターキー等が北支慰問のため出發した。

飯塚友一郎氏等が國民演劇樹立を標榜して國民演劇聯盟準備會を設け演劇統制の下準備を買つて出る。

〔十二月〕 この月に特記すべきは有樂座の新協新築地、文學座三新劇團の協同公演である。開催の動機に興行師的不純はあつても、方法或は劇團側の態度に多少遺憾な點があつたとしても、兎に角新劇興隆の將來が約束された段階にもなるだらうし、東寶としては珍らしくグリーン・ヒット的企畫だつた。

歌舞伎座は前月留守した菊五郎一門の奮闘興行で宇野信夫の新作「霧時雨」や「娘道成寺」「茨木」「高時」の絶對番組で師走劇團の人氣をさらふ。明治座の新派は丸で花柳の新生新派と井上の中間演劇の合同のやうだが、映畫の二番煎じ企畫の「鶯」と「子供の四季」の二脚色物が問題劇となる。花柳の活躍はどの程度に實を結ぶか將來の樂しみだが、井上の中間物は着々業績を築き上げて現代社會の要求する眞の大衆劇樹立へ確實な歩みを續けてゐるのは賴母しい

新國劇は東劇で「麥と兵隊」と「間新六」の二本立で當てる。東寶劇場は恒例により寶塚少女歌劇はお休みで猿之助、八重子で「風流深川唄」「石松と次郎長」他。虎造の特別出演が斷然物を云つて開場以來の大當

りを續ける。この興行を當分のお名殘りに八重子はおめでたで休演を宣言する。國際はシバタ・サーカスと松竹樂劇團合同の新奇な企畫でアッと云はせたが、その運用方法を誤つて不成功に終つたのは惜しい。

〔昭和十四年一月〕初春は吉例で各座とも豪華版ぞろひ。歌舞伎座は歌右衛門が久しぶりに「地震加藤」の秀吉と「鞘當」の淀君で老いたりと雖もアルアルと雖も兎も角名優の面影を傳へれば、菊吉の「寺小屋」が大當り、そのほかに師走から打ち通しの菊五郎の「嬢道成寺」と羽左、仁左の「十六夜清心」も一つおまけに三津五郎の「芝翫奴」と云ふ盛り澤山。中途で羽左が風邪で休演した時に菊五郎が清心を代つてくれなかつたと、一時羽左が菊を恨んだりしたゴタ〳〵もあつたが小屋は大入り續き。寺子屋」は遂に二月まで打ち通した程だつた。東劇は左、幸、猿、仁で畫夜二部制だが左團次が病み上りで晝の「修善寺物語」と夜の「元祿忠臣藏」の二本だけにしか出てゐないのは寂しかつたが、その代り猿之助と鷲り新參の壽美藏が殆ど出突つぱりで奮闘出し物は他に「曾我の石段」「錢形平次捕物控」「名和長年」「壽式三番」「素襖落」「喧嘩賣」

明治座は新派、喜多村、河合、大矢、小堀の「三日の客」と花柳の「なだれ」が好評をとる。演舞場は五郎、有樂座はロッパのお笑ひ軍對峙、ロッパ一座へはサトウ・ハチローが新加入したり「あきれた・ぼういす」が特別出演したり賑やかだつたが、時局不認識の廉でロッパが警視廳からお叱りを頂戴したりした、國際とSSKの「日本三部曲」と月組のピッグ・アップルの對戰。

新築地は内輪揉めの揚句、創作物が間に合はず「土」の再演で新春劈頭公演のお茶を濁す。

棘の道を歩んだ青年歌舞伎は旗擧げ以來八年目に解消して左團次一座に入る。

〔二月〕霜枯れもなんのその、この月も「寺子屋」の據演に吉の「酒井の太鼓」羽、幸の「船辨慶」羽、仁、幸の「直侍」と氣張つたが、歌舞伎座は中の成績。東劇は開場十周年記念興行で、例年歌舞伎の一部を加へた、左・幸の新作歌舞伎で「熊谷出陣」「元祿忠臣藏(十八ケ條申開き)」「お染久松」「旅の風來坊」「雨國新派は「白晝」を呼物の喜多村、花柳軍の明治座と「彦六」「偽名屋小梅」「己ヶ罪」を呼物の河合、井上軍の國際劇場の二手に分けてどちらも好成績。有樂座は東寶劇團が又かの「勸進帳」を出して同劇團初の大入袋が出る。演舞場は新國劇の「吉良常」の再演に「沼津兵學校」等、東寶劇場は雪組の「日本風俗繪卷」新鳥の「プアウスト」と文學座の「蒼海亭(マリウス)」は創作物流行りの折柄企畫としては成功しないが脚本の價値が物を云つて一應問題となる。

〔三月〕彌生興行とあつて、歌舞伎座は吉例團菊祭で大阪から梅王も加はり「太十」「助六」「白浪五人男」に「六歌仙」「曾我の對面」等、中途で六代目が水盃をこちらせて休演。

東劇は新國劇が澤正の當り狂言「坂本龍馬」を復活させたり才人高田保の新しい二番目物「日本の合奏」を提出して相變らず話題の中心となる。明治座は珍らしく五郎一座が出て自作の「お茶番物」「忠臣藏」で愛嬌を賣る。

國際は猿之助で「小栗栖長兵衛」「惡太郎」のお得意物や「新編丹下左膳」で孤軍奮闘。有樂座はエノケンの東寶入社以來の初出演で畫夜二回とも大入りを占めてロッパの獨敵ぶりを發揮する。「土俵入り」のエノケンの角力が珍。東寶劇場は花組の「日本歷史繪卷」等だが橘薫が辭めたのが寂しい。

澤正の十年祭が群月命日の四日谷中の墓前で擧行された。市川宗家で「勸進帳」の內容を再檢討して改訂を施す。倉橋仙太郎の大美野演劇塾が初東上して軍人會館で二日間公演を行ふ。前進座の市川扇升らが藝術上の不滿から退團して新協入りしようとして引留められた騷ぎがあつた。新築地の豐田正子原作の「喧嘩」の演出を新劇運動の先驅者土肥春曙氏の遺兒石川倘が擔當。月末新興演藝部の漫才引拔が始まる。

〔四月〕正月から三ヶ月豪華づくめで押し通した歌舞伎座もちよつと息を拔いたかたちで、左、幸、梅、仁で、七段目の穴ないつた「元祿忠臣藏(擔木町通ひ)」が左團次物には珍らしく色氣があるのと、故中車の當り藝だつた「安宅の關」を幸四郎が初役でやるのが評判となる。他に悲壯な戰爭劇「聯隊旗」や「春日局」明治座は新生新派の「一葉舟」等、東劇は家庭劇、有樂座はロッパ「の鶴八鶴次郎」等、演舞場は新國劇が「齋藤大使」で企畫の素早さをみせる。國際はターキー最後の「東京踊り興亞の春」で東寶劇場の渡歐組の「寶塚花物語」に對抗する。

〔五月〕例年になく充實の陣容で、歌舞伎座は元祖歌右衛門の百五十年忌追善興行で病體の歌が「桐一葉」を出したが菊五郎初役の「吃又」が劇界の興味を獨りで浚ふ。明治座の新派は井上の「その海潮音」などの古典物が飛出して面喰ふ。東劇は左團次の永井柳太郎作「鐘五」や羽左初役の掛部頭で「大盃」を出し、羽左は歌舞伎座と初めての掛け持ちで「沓掛時次郎」を再演。有樂座は猿之助の「法界坊」だが不入り。演舞場は五郎の同劇場出演十五年記念で「打續討入會我」の愛婚劇を出す。國際は梅島昇の新派正劇旗擧げ。寶塚の「桃花春」は最近での寶塚の傑作と好評を受けたが、この公演を最後に葦原邦子と大空ひろみが退團した。ターキーの渡米、倉橋仙太郎の劇團青雲座結成、新築地の十周年記念公演「海援隊」上演、築地小劇場改築資金募集の株式を一般から公募などがある。

〔六月〕歌舞伎座は音羽屋一門水入らず、羽の「河內山」菊の「宵宮雨」羽の鹽七、菊のお三輪で「妹背山」御殿の場が相變らず人氣となる。明治座は演舞場の前進座の「忠臣藏」通しに對抗して延若、壽三郎等大阪方が東上して上方風の「忠臣藏」通しを出す。東劇は久しぶりに新派だが、井上の「雲右衛門」と花柳の「合羽屋おらく」で沈滯氣味。有樂座は新國劇の「兒島大藏院長等」國際の三周年記念興行はSSKでターキーの脫けた代りに大阪組が來援したがひどい不入り、東寶劇場は「スペインの黑薔薇」でこれも成績不良。帝劇は貸せど貸さぬで松竹と東寶が揉めて裁判沙汰になる

## 映畫界

(自昭和十三年七月 至同十四年六月)

**總說** 昭和十三年下半期から十四年度上半期までの一年間に於ける最も大きな話題は映畫法の議會通過である。實施されるのは十四年十月一日からであり、施行細則もまだ發表されないが、日本映畫は映畫法の制定に依つて初めて國家に認められたもので

あり、從來とかく、娯樂の二字だけを以つて業者の眼に映りがちの映畫、そして業者の單なる商品として扱はれがちだつた映畫に正當な方向を與へるものとして喜びにたえない。

事變に依る物資統制、輸入統制は各方面に强化されてゐるが映畫界に於ては、機具の輸入製造禁止、フィルムの輸入禁止となり、洋畫も一時、全く輸入を許されなかつたが十三年十月に一部解禁となつて洋畫業者はよみがへつた。十三年春から夏へかけてはなかでもアメリカ映畫配給各社の苦しみは、あるひはドアを閉ぢて日本への配給中止を餘儀なくされるのではないかと思はせた程だつた。

がしかし、このなかにあつて日本映畫は徐々に上昇線をたどり、日活內田吐夢は撮影所全員の熱ある後援を受けて足かけ三年を要しての大作「土」を完成し、同社の田坂具隆は「眞實一路」「五人の斥候兵」に續く秀作「路傍の石」を發表した。記憶すべき作品に松竹澁谷實の「母と子」東寶山本嘉次郎「綴方敎室」日活倉田文人「北へ歸る」東發豐田四郎「冬の宿」同「鶯」新興溝口健二「あゝ故鄕」松竹大船淸水宏「子供の四季」同島津保次郎「お加代の覺悟」等があり、洋畫はウフアの「第九交響樂」「早春」にデュヴィヴィエの二作「舞踏會の手帖」「望鄕」ユナイトの「デッド・エンド」コロムビアの「素晴しき休日」と「我が家の樂園」RKO「樂屋口(ステージ・ドア)」佛ギトリイの「トランプ譚」メトロ「グレート・ワルツ」ユニヴァーサル「アヴェ・マリア」等がある。

また邦畫に於て大衆娯樂作品として大船野村浩將が十三年秋、川口松太郎の原作を映畫化した「愛染かつら」は未曾有のヒットを示し、十四年五月續編を物したがこれも壓倒的な當りを見せ、十四年秋にはその續編をも製作することになつた程である。

奇才山中貞雄の戰病死は友田恭介の戰死が演劇界に影響するより大きく、映畫界にとつては手痛い事であつた。

松竹大船の島津保次郎、下加茂の衣笠貞之助の東寶入りが印象に殘る。

一方所謂文化映畫の方面にあつては事變を契機として急速に躍進を示し、ニュース映畫の多產と同時に本格的の文化映畫の發展は目をうばふものがあり、映畫法の可決は一層の拍車をかけた。

これは無論文化映畫の指定(强制)上映を考慮に入れた製作者の打算的頭腦が結果したものでもあつたが、文化映畫を望む觀客の聲が製作者を良心たらしめ、映畫は娯樂の範疇を越えて社會との連りを密にすべきものとの觀念を彼等が持つたことに依つたのは事實である。

作品としては十二年末に登場した「怒濤を蹴つて」あたりから「上海」「南京」「南十字星は招く」と續き「北京」等の記錄的なものが印象に殘り、短篇では從來敎育映畫と云はれたものから出發した啓蒙的な作品が數多く現はれ、微温的ながら文部省當局の活動もあつて質的にも向上してきた。東寶、松竹、日活、新興の一般劇映畫製作會社が文化映畫の製作に力を入れだした中にあつて、現在では東寶が群を拔いてゐるが、十月以降指定上映が實現した曉には、當然製作方面に大きな刺戟を與へ、隨つて文化映畫の將來性は限りなく明るく、益々活潑になるものと豫想される。

**〔昭和十三年七月〕** 松竹大船澁谷實「母と子」日活多摩川千葉泰樹「人生劇場殘俠編」東寶文化映畫部「航行遮斷」伊グスタフ・マハティ「春愁」フォックス、マーチン・



ウォンソン夫妻「ボルネオ」等が封切された。日活の債務について千葉合同銀行所有の有擔保債券二三八萬圓が圓滿に解決ついて肩替り調印行はれる。松竹佐野周二、日活廣瀨恒美應召。

**〔八月〕** 東寶東京山本嘉次郎「綴方敎室」齋藤寅次郎「水戶黃門漫遊記」同文化映畫部「北京」同京都石田民三「花ちりぬ」日活京都辻吉郎「髑髏錢」獨トビス、ルイス・トレンカー「アルプス槍騎隊」獨ウフア、ゲオルグ・ヤコビイ「乞食學生」伊國策映畫、カルミネ・ガローネ「シピオネ」等封切。滿映を通じ獨逸映畫四十本輸入するとのニュース傳はる。東寶岡讓二、松竹小藤田正一應召。

**〔九月〕** 松竹大船野村浩將「愛染かつら」日活多摩川田坂具隆「路傍の石」同倉田文人「北へ歸る」東寶東京木村莊十二「牧場物語」獨ウフア、デトレフ・シールク「第九交響樂」コロムビア、E・F・グリフィス「紅薔薇行進曲」佛ジュリアン・デュヴィヴィエ「舞踏會の手帖」等が封切される。松竹大船の淸水宏監督は火野葦平作「麥と兵隊」映畫化の爲渡支したが結局不成功。日活の和議認可。山中貞雄戰病死。新興印南弘、松竹及川道子死去。

**〔十月〕** 東寶東京成瀨巳喜男「鶴八鶴次郎」同山本薩夫「家庭日記」東發豐田四郎「冬の宿」松竹大船淸水宏「家庭日記」日活京都稻垣浩「地獄の蟲」同池田富保「水戶黃門廻國記」新興東京溝口健二「あゝ故鄕」英コンコーディア、フリードリッヒ・フェーヤー「盜賊交響樂」佛パテ・ナタン、レーモン・ベルナール「ジャン・バルジャン」等封切。アメリカ映畫の輸入を許される。

**〔十一月〕** 東發豐田四郎「鶯」日活內田吐夢「東京千一夜」新興田中重雄「亞細亞の娘」佛パテ・ナタン、レーモン・ベルナール「コセットの戀」コロムビア、ジョセフ・スタンバーグ「陽氣な姬君」RKO「踊る騎士」フォックス「天晴れ着陸」メトロ、フランク・ボザーギ「大都會」パラマウント、フランク・ロイド「新天地」等封切。前月の輸入解禁に依つてアメリカ映畫多く登場する。

**〔十二月〕** 東寶東京佐藤武「チョコレートと兵隊」松竹大船島津保次郎「日本人」佛パテ・ナタン、レーモン・ベルナール「靑年マリウス」ユニヴァーサル「アヴェ・マリア」等封切。今年度の文部大臣賞が「五人の斥候兵」「怒濤を蹴つて」「風の中の子供」「南十字星は招く」の四本に授與さる。松竹大船高杉早苗、市川段四郎と結婚。

**〔昭和十四年一月〕** 東寶東京リヒアルト・アングスト「黃浦江」同京都石田民三「むかしの歌」松竹大船淸水宏「子供の四季」同島津保次郎「お加代の覺悟」ユナイト、ジョン・フォード「ハリケーン」等封切。無聲映畫時代の名優イワン・モジュヒン死去。

**〔二月〕** 日活多摩川田坂具隆「爆音」東寶東京今井正「沼津兵學校」ジュリアン・デュヴィヴィエ「望鄕」フォックス、ヘンリイ・キング「シカゴ」コロムビア「素晴しき休日」等封切。新興藤井貢、山口勇、立松晃、逢初夢子等無斷滿洲挨拶事件で馘首。アメリカ映畫界にはアカデミイ賞三八年度選出總會が開催され、コロムビア映畫「我が家の樂園」に最優秀作品賞、演出したフランク・キャプラに監督賞、メトロ「少年の町」に主演したスペンサー・トレーシイに男優演技賞、ワーナー「黑蘭の女」に主演したベット・デーヴィスに女優演技賞をそれ〳〵贈る。日本映畫監督協會では「五人の斥候兵」「路傍の石」の田坂具隆と「泣

蟲小僧」「冬の宿」「鶯」の豊田四郎に各監督賞を、東寶美術部松山崇に技術賞を贈つた。日活專務取締役石井常吉死去。

〔三月〕 東寶東京「はたらく一家」同「頬白先生」ＲＫＯ「グレゴリイ・ラカヴァ「樂屋口」「佛サツシヤ・ギトリイ「とらんぷ譚」等封切。東寶佐伯秀男、霧立のぼる結婚。

〔四月〕 日活京都「王政復古」同東京内田吐夢「土」東寶東京「忠臣藏」松竹大船「兄とその妹」コロムビア「我が家の樂園」ユニヴアーサル「巴里の評判女」フオツクス「アリババ女の都へ行く」パラマウント「千潮」等封切。

〔五月〕 松竹大船野村浩將「續愛染かつら」日活多摩川千葉泰樹「道化の町」パラマウント「青髯八人目の妻」メトロ「グレート・ワルツ」ユニヴアーサル「忘れがたみ」ワーナー「四人の姉妹」等封切。松竹京都衣笠貞之助監督東寶へ轉社。日活逢坂會長に代つて松本孫右衞門就任。

〔六月〕 東寶東京「樋口一葉」新興京都「紫式部」日活京都「浪人街」獨ウフア「早春」ユナイト「デツド・エンド」松竹大船「花ある雜草」等封切。松竹大船の島津保次郎監督退社。東寶と結ぶ。

## 舞踊界一年史

◆昭和十三年

〔七月〕 ▽小寺融吉氏早大演劇博物館より滿蒙北支へ舞踊研究に派遣さる。

〔八月〕 ▽康本晉史ムーランルージユを退座、寶塚少女歌劇に入社▽廿一日、趙澤元巴里より歸朝。

〔九月〕 ▽七日、京都井上流家元片山春子刀自百一歲の高齡で逝く▽廿四日、田澤千代子歐米舞踊研究より歸朝▽石井漠舞踊體育學校設立。

〔十月〕 ▽二日、新月會第四回公演（三越ホール）▽十四日、テイコ・イトウ東洋舞踊發表會（軍人會館）に印度、シャム、ジャバ等の東洋諸舞踊を發表▽十五、六日林きむ子の銀閃會創立十五周年記念公演が日本青年館に催され新作「面かぶり」「山伏接待」等上演▽廿日より一週間江口隆哉、宮操子舞踊劇場が帝劇に「妻と兵隊」を上演▽廿三日、花柳壽太郎新作發表會（日比谷公會堂）「ベニスの夕」「成吉思汗」上演▽廿五日、珠實會第十八回公演（日比谷公會堂）「火焰太鼓」「英靈に額づく」「大陸をめざして」等上演▽廿六、七日、日本舞踊協會第十六回公演（歌舞伎座）「江戸風俗錦繪繪姿」「續彌次喜多」「黃河の嵐」等上演▽廿八日、第一回日本舞踊鑑賞會（新橋演舞場）花柳祿壽、昌太郎、若柳吉興志、吉登代、藤間壽枝、伊勢、藤子等出演▽廿九、卅日、藤間勘素娥茂登女會第九回公演（新橋演舞場）「小楠公」「水仙丹前」「鏡獅子」等上演。

〔十一月〕 ▽五日、高田せい子第十五回新作發表會（日比谷公會堂）「組曲女」「凱旋の賦」「勝利の使者」「氣象三部曲」等を發表▽五日、石井小浪新作公演（日本青年館）「戰捷のよろこび」「感謝の祈禱」「花園の饗宴」等を上演▽六日、津田信敏舞踊會（日本青年館）▽八日、趙澤元歸朝第一回公演（日比谷公會堂）朝鮮舞踊、創作舞踊の二種を上演▽十四日、花柳櫻名取披露公演（日比谷公會堂）「娘道成寺」共他を上演▽十四日、藤間喜與惠第廿二回新作發表會（仁壽講堂）▽廿日、エリアナ・パヴロバ公演（軍人會館）「十八世紀のロマンティツク」等上演▽廿日、藤間勘妙獨舞會（永樂クラブ）▽廿一日、中村福助輔導中村流雀成會秋季大會（軍人會館）「八犬傳」を上演▽廿八、九日、貝谷八百子第一回新作發表會（歌舞伎座）「瀕死の白鳥」「美しき森」「ローマの松」「杏花村」「ボレロ」ドヴオルザーク曲「交響曲第五番」（新世界より）及び懸賞當選作「白夜」等を上演▽廿八、九日、花柳舞踊研究會第廿四回公演（新橋演舞場）「曾我繪卷」（九幕）を上演▽廿九日、若柳敏三郎新作發表會（有樂座）▽西崎緑西川流家元喜洲の許へ西川喜代美の名を返上獨立す▽吾妻春枝宗家市村羽左衞門の許へ家元返還。

〔十二月〕 ▽二日、小森敏、讓兄弟公演（軍人會館）「サーカスの黑道化」共他を上演▽二日、花柳壽美少曙會公演（日比谷公會堂）▽八日、田澤千代子歸朝公演（軍人會館）スペイン舞踊及び創作舞踊を發表▽十二日、藤蔭靜枝主催藤蔭會第四十二回公演（日比谷公會堂）「大日輪」序曲「吉野沢人」「道成寺」「雪」「月光」共他上演▽十五日、フォーレスト・カーネツト舞踊詩新作發表會（日比谷公會堂）▽崔承喜北米より歐洲へ渡る▽藤蔭會で照明家穴澤喜美男氏に藝術賞を授與してその功績を表彰。

◆昭和十四年

〔一月〕 ▽廿九日、新月會第五回公演（仁壽講堂）▽花柳德之丞、藤間勘升戰地より歸還。

〔二月〕 ▽都新聞主催舞踊コンクール決選（日比谷公會堂）一等高木妙子、二等河野園子、三等花柳德榮▽十八日、中村千世舞踊同人會（仁壽講堂）▽十九日、花柳壽門會（仁壽講堂）▽十九日、高田せい子兒童科の會（三越ホール）▽藤蔭靜枝の藤蔭會公演並に松朋會第一回公演（仁壽講堂）「新鷺娘」「蜘蛛拍子舞」「賤機帶」上演▽廿六日、花柳泰輔舞踊なでしこ會會公演（東劇）「蟲しぐれ」「お三輪」「橋辨慶」等を上演▽二月會（舞踊批評家有志の會）解散▽藤蔭千枝北支滿鮮皇軍慰問に出發。

〔三月〕 ▽十一日、花柳德之輔一門公演（日本橋倶樂部）▽十四日、芝金、芝勢以將澤舞踊會（日本橋倶樂部）「新將澤時代繪卷」を上演、三津巽、昌太郎、章吉、扇藏、壽太郎、吉佑、三津代等出演▽十八日、岡本文彌、藤間勘妙協同公演（日清生命館）▽廿一日、原田佳明渡歐告別公演（日比谷公會堂）「娘道成寺」共他上演▽廿五日、花柳德太郎の柳櫻會公演（仁壽講堂）花柳明名取披露を行ふ▽廿六日、藤野とみ子、豐子姉妹第一回公演（仁壽講堂）▽廿七日松島千惠かなえ會（飛行館）▽廿八、九日日本舞踊協會第十七回公演（歌舞伎座）「津山の月」「鶯」「壇の浦波」「當世面づくし」「こぼれ梅」等の新作を發表▽卅日、花柳久太郎第一回竹櫻會（仁壽講堂）▽卅日、音樂新聞主催音樂舞踊界ベストテン入選待望新人會（日本青年館）貝谷八百子、花柳櫻藤間勘素鳳、鳳久子出演▽卅一日、紫會（仁壽講堂）▽原田佳明の一行巴里へ出發。

〔四月〕 ▽二日、津田信敏夫妻公演（日本青年館）▽四日、現代舞踊家集團結成第一回公演（仁壽講堂）石井みどり、矢野文子、檜健次、津田信敏、同瑛子、田澤千代子、花月達子、千葉みはる、執行正俊出演▽七日。高田せい子舞踊研究所卒業式舉行浦田勝、大江忠子卒業▽九日、花柳德榮美會（軍人會館）▽九日、花柳壽吉會（仁壽講堂）▽十六日、花柳德兵衞舞踊會（飛行館）▽十六日、坂東三代勝舞踊會（軍人會館）▽十八日、花柳壽美曙會春季公演（日比谷公會堂）「老松」「茶音頭」「花競俄曲搗」「三輪現妹背亂」「新曆花占集」上演▽廿日、檜健次新作公演（日本青年館）シヨパンによる十種のプレリユード」を上演▽

廿二日、花柳珠實主催珠實會第十九回公演（日比谷公會堂）「羽衣」「連獅子」「英靈に額づく」「尊と巨蛇」等を上演▽廿三日、花柳壽太郎柳壽會公演（日比谷公會堂）▽廿四日、フォーレスト・ガーネット新作舞踊詩公演（日比谷公會堂）「悲劇への詩」「プレリュード夜」「ダンス・バレンテイン」「夜營」「ワルツ」等を上演▽廿五日、石井漠舞踊團春季公演（日比谷公會堂）舞踊組曲「歡喜」（シューマン曲）六景を上演▽廿八日、東京水木會第五回公演（日比谷公會堂）「子寶」「文殼小町」「吹雪獅子」「時鳥二題」「お夏狂亂」「草摺」「蝶の道行」を上演▽廿九日、柿澤光舞踊會（日本青年館）▽廿九、卅日、藤間壽枝舞踊會（日本橋倶樂部）▽卅日、重本鶴江舞踊會（日本青年館）▽川畑文子舞踊界を引退結婚▽河上鈴子歸朝。

〔五月〕▽六日、花柳壽加江舞踊會（軍人會館）▽七日、廣瀬としを舞踊せゝらぎ會（日本青年館）▽七日、花柳昌太朗銀玲會（仁壽講堂）▽十日、花月達子舞踊公演（日本青年館）▽十日、花柳勝喜美會（日本橋倶橋部）▽十一日、花柳德四郎舞踊會（日本橋倶樂部）▽十二日、中川三郎ハターズ公演（日比谷公會堂）▽十三日、舞踊登亳會公演（蠶絲會館）▽十三日、九貴麗子舞踊會（飛行館）▽十三日、柏木琴章舞踊會（軍人會館）▽十三、四日、林きむ子銀閃會第廿六回公演（日本青年館）「果道成寺」「お夏狂亂」「冥府の相思鳥」等を上演▽十四日、矢野信宏舞踊會（軍人會館）▽十八日、岩井粂三郎舞踊會（軍人會館）▽廿日、故高田雅夫十年祭記念舞踊公演（日比谷公會堂）「アヴェマリア」「聖詩交響曲」「無量樹の鐘」等の新作を上演、同時に故高田雅夫の舞踊映畫「獄囚」「幻想の印度」を上映▽廿一日、島田豐兒童舞踊公演（軍人會館）▽廿三日、花柳德太郎柳櫻會（仁壽講堂）▽廿四日、歌澤舞踊寅の子會（日本橋倶樂部）▽廿七日、坂東羽太藏橘流第一回新作發表會（歌舞伎座）「文珠猿做橘」「小宰相」「葛の葉物語」「橘花四季姿」等を上演▽廿七日、テイコ・イトウ東洋舞踊の會（軍人會館）日本、印度、シヤム、ビルマ、ジヤバ、パリ等の舞踊發表▽廿八日、千葉みはる舞踊會（軍人會館）▽卅、卅一日、西崎綠若葉會十周年記念公演（東京劇場）「若葉」「鏡獅子」「建設」七景等を上演▽卅日、エリアナ・パヴロバ舞踊公演（軍人會館）▽卅日、藤間喜與惠新作發表會（仁壽講堂）▽卅日、西川茂、藤間勘治郎新作舞踊會（新橋演舞場）「今樣橋辨慶」「お染」「山姥」「杭獅子」「時鳥」等を上演▽益田隆北米へ舞踊研究に出發。

〔六月〕▽三日、藤蔭靜枝藤蔭會第四十四回公演（日比谷公會堂）「玉藻前」「娘道成寺」「大日輪」第二部（上の卷）等を上演▽三、四、五日、三木一郎主宰東京舞踊座第一回公演（築地小劇場）現代バレエ「赤と青」其他上演▽三日西川流美扇會（蠶絲會館）▽十日、林一枝新作公演（日本青年館）「新作五題」「鷺娘」「三升猿曲舞」等を上演▽十一日、今泉かほる舞踊會（日本青年館）十一日、榊原歸逸スパスチカ舞踊會（軍人會館）▽廿一日、新月會第六回公演（飛行館）「糸と蟲」「色法師」「丁稚」「とんび奴」「茶屋女」等を發表▽廿四日、花柳德太郎柳櫻會（仁壽講堂）▽廿六日より一週間新橋演舞場に時變下最初の新橋東會催さる▽廿八、九日、貝谷八百子第二回バレエ劇場公演（歌舞伎座）「瀕死の白鳥」「ステファン・ガボット」「水車小屋のお話」「解き放たれたプロメシュウス」「覇王別姫」「白き部隊」「ラフイーシュ」「シエヘラツアーデ」四景（リムスキイ・コルサコフ曲）



## 電力國家管理と日本發送電會社

日本發送電株式會社は昭和十四年四月一日資本金七億三千九百三十一萬五千三百圓（内七千五百萬圓を殘して拂込濟）を以て設立されたもので、外地所在の滿鐵を除けば本邦最大の會社である。

電力國策に基き法律に依て設立され、電力を豐富低廉に供給し且つその普及を圓滑ならしめることを目的とし、國家の管理に屬する發電及び送電の事業を行ふのであつて、國策會社なるが故に一般電氣事業會社とは異つた種々の特質を有してゐる。

その特質の第一は强制出資で、設立に際して强制出資に依つたのみならず、今後と雖も政府に於て必要と認めたる時は命令を以て事業者よりその設備を强制的に當社に出資せしめ得る事となつてゐる。

また配當し得べき利益が拂込株金額に對し年四分の割合に達せざる時は、十年間を限りそれに達する迄の金額を國家から補給され、その補給金は配當し得べき利益が年六分を超過する時にそれを以て償還するのである。それから社債に就いても五億圓を限度とし國家の保證を受けられる。

當社の設備は次の如く

▽發送電事業設備　七八〇、四七九千圓
▽配電事業設備　九、七六〇千圓
▽他事業設備　一、六四六千圓

合せて七億九千六十二萬圓の固定資產となつて居り、出力は火力二百萬キロワツト、水力が二十六萬餘キロワツトで、送電線の全長七千二百餘キロに及ぶ。

當社の事務組織は左の如く中央機關として本店を東京市に置く外、主要營業地方の各中樞地に支店及び出張所を配置してある

▽本店
東京市小石川區小石川町一番地
▽大阪支店
大阪市北區宗是町一番地大阪ビル内
▽名古屋出張所
名古屋西區御幸本町通九丁目八番地
▽福岡出張所
福岡市藥院堀端七番地
▽廣島出張所
廣島市袋町一番地明治生命ビル内
▽新居濱出張所
新居濱市金子乙一八四〇番地
▽富山出張所
富山市櫻橋通富山電氣ビル内

而して本店の機構は總裁室及び常任監事室の外、總務、經理、營業、工務及び建設の五部から成り、夫々職制の定むる所に依つて業務を分掌してゐる。また支店及び出張所は本店の統括下にその管轄區域内に於ける現業關係事務及び特に本店より委任を受けた事務を行ふ。その外、本店建設部の下に必要に應じ建設事務所を置くことになつてゐる。

なほ當社の從業員は現在約九千百名であるが、その大部分は設立事務所及び出資會社又は買收に關聯して本會社に引繼がれたものである。經營首腦部たる役員及び主なる職員の氏名は左の如し。

| | |
|---|---|
| 總裁 | 增田次郎 |
| 副總裁 | 小野猛 |
| 參與理事 | 寶來市松 |
| 同 | 小林一三 |
| 同 | 松永安左衛門 |
| 同 | 池尾芳藏 |
| 同 | 林安繁 |
| 同 | 藤岡芳藏 |
| 理事 | 牧野寶一 |
| 同 | 岸田幸雄 |

| | |
|---|---|
| 同 | 永松利熊 |
| 同 | 宮川竹馬 |
| 同 | 藤波收 |
| 同 | 新井榮吉 |
| 常任監事 | 竹內賀久治 |
| 監事 | 磯村豐太郎 |
| 同 | 小倉正恒 |
| 同 | 木村平右衛門 |
| 同 | 鈴木忠治 |
| 秘書課長 | 出弟二郎 |
| 調査課長 | 出弟二郎 |
| 監査課長 | 穴澤精一 |
| 總務部長 | 岸田幸雄 |
| 總務課長 | 飯尾監 |
| 文書課長 | 小林宇市 |
| 厚生課長 | 櫻井國太郎 |
| 管財課長 | 石川惇平 |
| 事業課長 | 清水元壽 |
| 經理部長 | 永松利熊 |
| 次長 | 落合高次 |
| 會計課長 | 水岡平一郎 |
| 財務課長心得 | 田畑瓊一 |
| 購買課長 | 坂本壘吉 |
| 配給課長 | 篠原正雄 |

| | |
|---|---|
| 石炭課長 | 平逸平 |
| 營業部長 | 宮川竹馬 |
| 營業課長 | 關龍一 |
| 料金課長 | 山本善次 |
| 業務課長 | 菅琴二 |
| 工務部長 | 藤波收 |
| 次長 | 工藤正平 |
| 工務課長 | 吉安秋夫 |
| 給電課長 | 森壽五郎 |
| 水力發電課長 | 中村富士太郎 |
| 火力發電課長 | 福谷貞逸 |
| 送電課長 | 內ヶ崎贇五郎 |
| 變電課長 | 關本賢一 |
| 建設部長 | 新井榮吉 |
| 次長 | 田澤文之助 |
| 同 | 赤澤政五郎 |
| 同 | 野口貢之助 |
| 庶務課長 | 淺倉丈夫 |
| 電氣課長 | 米田正太郎 |
| 線路課長 | 淺野猶龍 |
| 調整課長 | 荒木榮二 |
| 土木設計課長 | 松田文次 |
| 土木工事課長 | 加藤貫 |
| 機械設計課長 | 赤澤政五郎 |
| 機械工事課長 | 小田島精作 |

| | |
|---|---|
| 建築課長 | 缺 |
| 大阪支店長 | 牧野寶一 |
| 次長 | 高草立夫 |
| 庶務課長 | 住田一郎 |
| 經理課長 | 近野萬壽 |
| 業務課長 | 鍋島卯八 |
| 電務課長 | 鍋島卯八 |
| 發電課長 | 高岡幾造 |
| 送變電課長 | 本間銀四郎 |
| 給電課長 | 高橋榮四郎 |
| 名古屋出張所長 | 加藤保一 |
| 庶務課長 | 藪下幾太郎 |
| 業務課長 | 加藤保一 |
| 發電課長 | 高阪釜三郎 |
| 送變電課長 | 齋藤三郎 |
| 福岡出張所長 | 福井正治 |
| 庶務課長 | 八田彌一郎 |
| 業務課長 | 大跡喜久雄 |
| 發電課長 | 高柳與四郎 |
| 送變電課長 | 大淵俊次 |
| 給電課長 | 山本公平 |
| 廣島出張所長事務取扱 | 谷內田幸一 |
| 庶務課長心得 | 沖本秀樹 |
| 業務課長 | 谷內田幸一 |
| 工務課長 | 谷內田幸一 |
| 新居濱出張所長 | 莊榮次郎 |





# 家庭知識

## 榮養

食物の榮養價は熱量を以て計算し、熱量を表すには、カロリーといふ語を用ゐる。カロリーとは清水一リットルを攝氏十七度から十八度に溫むるに要する熱の量である。榮養分の熱量は次の如くである。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 蛋白質 | 一瓦 | 四・一カロリー | 一匁 | 一五・四カロリー |
| 脂肪 | 同 | 九・三 | 同 | 三四・九 |
| 炭水化物 | 同 | 四・一 | 同 | 一五・四 |

而して日本人大人體重十三貫の男子が普通の勞働をなすに必要なる一日の標準食量は大凡次の如きものである。

| | | |
|---|---|---|
| 蛋白質 | 八〇瓦(二〇匁) | 總熱量 二,四〇〇カロリー |
| 脂肪 | 二〇瓦(五・五匁) | |
| 炭水化物 | 四五〇瓦(一二〇匁) | |

なほ官吏、學者、僧侶などの精神勞働者は右より一割五分を引き去つた分量である。

## 食品分析表(百匁に付)

| 品名 | 蛋白質 | 脂肪 | 炭水化物 | 熱量カロリー |
|---|---|---|---|---|
| 粳(玄米) | 六・二 | 〇・七六 | 七一・四八 | 一二三三 |
| 粳(白米) | 六・四四 | 〇・五一 | 七五・四五 | 一二七八 |
| 糯(白米) | 六・八〇 | 〇・三一 | 七三・九九 | 一二四〇 |
| 精大麥 | 六・九八 | 〇・八二 | 七一・八〇 | 一二四〇 |
| 壓搾麥 | 四・七八 | 〇・六四 | 六二・九二 | 一〇六四 |
| 挽割麥 | 七・七〇 | 〇・二六 | 六九・五六 | 一一九九 |
| 精小麥 | 七・四九 | 一・一四 | 七一・〇〇 | 一二四九 |
| 粟 | 九・二六 | 四・七二 | 六二・〇七 | 一二六一 |
| 玉蜀黍 | 七・五六 | 二・九九 | 六五・三三 | 一一九六 |
| 黍 | 八・三〇 | 三・〇六 | 六六・二三 | 一二五五 |
| 白胡麻 | 一六・四二 | 四三・八三 | 一二・〇七 | 一九六九 |
| 黒胡麻 | 一五・七三 | 三七・五三 | 一八・四八 | 一八三七 |
| 白米飯 | 二・五六 | 〇・〇四 | 三一・八三 | 五三一 |
| 玄米飯 | 一・九一 | 〇・二五 | 二三・三八 | 三八四 |
| 麥飯 | 二・二六 | 〇・一四 | 一八・五三 | 四四〇 |
| 小麥粉 | 九・五六 | 〇・八二 | 六七・四八 | 一二一三 |
| 饂飩 | 六・七八 | 〇・六三 | 六二・四九 | 一〇八八 |
| 素麵 | 九・五三 | 〇・四七 | 六〇・六八 | 一〇九八 |
| 食パン | 五・九九 | 〇・一三 | 五〇・一〇 | 八九九 |
| 蕎麥粉 | 一〇・三〇 | 三・三一 | 六五・二三 | 一二四七 |
| 大豆 | 二八・三〇 | 一五・三〇 | 二三・一二 | 一三五九 |
| 小豆 | 一九・五三 | 〇・三二 | 四六・五〇 | 一〇二八 |
| 莢豌豆 | 四・七四 | 〇・三一 | 一〇・四四 | 一四五 |
| 蠶豆 | 二四・五五 | 一・一〇 | 四四・七〇 | 一一〇六 |
| 落花生 | 一七・八九 | 四三・二七 | 一三・三〇 | 一三二九 |
| 豆腐 | 六・〇七 | 二〇・八四 | 〇・九八 | 二〇八 |
| 油揚 | 二〇・五六 | 一八・〇五 | 〇・四六 | 九五一 |
| 絲引納豆 | 一六・三七 | 六・九四 | 五・四八 | 四九五 |
| 白味噌 | 九・四五 | 四・一八 | 三・六二 | 三五五 |
| 三河味噌 | 一〇・七七 | 三・六六 | 一四・一八 | 四八七 |
| 仙臺味噌 | 一二・四〇 | 四・二五 | 一五・〇一 | 六四〇 |
| 田舎味噌 | 一二・七六 | 二・四一 | 二一・五三 | 六〇九 |
| 甘藷 | 一・〇八 | 〇・一四 | 二五・八九 | 四二〇 |
| 馬鈴薯 | 一・一九 | 〇・〇八 | 一七・四〇 | 二六八 |
| 慈姑 | 三・四三 | 〇・一五 | 二一・八三 | 三九五 |
| 蕪菁 | 一・五〇 | 〇・〇五 | 二・五四 | 六一 |
| 胡蘿蔔 | 一・〇〇 | 〇・二六 | 六・六七 | 一二七 |
| 牛蒡 | 一・〇九 | 〇・〇五 | 二三・七一 | 三六八 |
| 大根 | 〇・五八 | 〇・〇二 | 三・五三 | 六一 |
| 蓮根 | 一・五六 | 〇・〇六 | 九・七七 | 一七三 |
| 蒟蒻 | 〇・〇一 | — | 二・七九 | 四三 |
| 菠薐草 | 一・八四 | 〇・三〇 | 一・四九 | 一八 |
| 小松菜 | 二・〇一 | 〇・三九 | 一・二四 | 六四 |
| 唐菜 | 一・五九 | 〇・二七 | 〇・八四 | 四一 |
| 三河島菜 | 一・九五 | 〇・四七 | 〇・七一 | 五四 |
| みつば | 〇・六九 | 〇・〇九 | 二・二二 | 四八 |
| 京菜 | 一・七〇 | 〇・一三 | 〇・一九 | 三三 |
| 甘藍 | 一・三二 | 〇・一一 | 四・二四 | 九〇 |
| 葱 | 一・一八 | 〇・〇五 | 三・九〇 | 八〇 |
| アスパラガス | 一・四〇 | 〇・〇八 | 二・八二 | 五六 |
| 筍(ゆで) | 一・四六 | 〇・〇九 | 〇・八〇 | 一〇六 |
| 胡瓜 | 〇・六八 | 〇・〇六 | 一・七六 | 一〇 |
| 甜瓜 | 〇・九二 | 〇・三六 | 三・六九 | 八四 |
| 南瓜 | 〇・五三 | 〇・一〇 | 五・四七 | 九二 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 冬瓜 | 0・二一 | 0・0三 | 一・五五 | 二八 |
| 西瓜 | 0・三一 | — | 四・二九 | 六八 |
| 茄子 | 0・八0 | 0・0五 | 二・八0 | 四0 |
| 澤庵漬 | 一・一0 | 0・0五 | 五・四一 | 一0二 |
| 三河島漬菜 | 一・八八 | 0・一三 | 三・一七 | 八四 |
| 福神漬 | 三・一八 | 0・二九 | 一三・0七 | 二六0 |
| 茄芥子漬 | 二・八七 | 二・三九 | 一三・七四 | 三四0 |
| 松蕈 | 二・五五 | 0・四八 | 九・八五 | 二0五 |
| 淺草海苔 | 二三・九六 | 0・九七 | 三五・三一 | 九五0 |
| 昆布 | 三・三一 | 0・六五 | 三九・三一 | 七二0 |
| ヒジキ | 九・一0 | 0・三七 | 四九・三六 | 九一三 |
| 牛肉（脂少きもの） | 一九・四八 | 二・三二 | — | 三八八 |
| 牛肉（脂多きもの） | 一七・一0 | 三三・五0 | — | 一0四九 |
| 豚肉（脂少きもの） | 一・一0 | 五・六七 | — | 四九二 |
| 豚肉（脂多きもの） | 一三・七八 | 三三・五七 | — | 一三八五 |
| 馬肉 | 二0・四三 | 二・二五 | 0・八0 | 四0五 |
| 羊肉 | 二九・一七 | 八・二二 | 0・三一 | 七四一 |
| 鷄肉（牡脂多きもの） | 一七・五七 | 八・四一 | 一・二0 | 三八五 |
| 鶯 | 二三・七0 | 三五・三八 | 二・三五 | 一四六八 |
| 兎 | 三三・一七 | 一・0三 | 0・一九 | 三八0 |
| 牛肉大和煮 | 一七・六0 | 八・六一 | — | 五七五 |
| 鷄卵 | 一二・八七 | 一0・0三 | 一・六一 | 五七五 |
| 牛乳 | 三・三八 | 二・七0 | 四・八四 | 二三三 |
| バタ | 0・四五 | 七九・四0 | 0・四0 | 二七八七 |
| ぼら | 二0・八七 | 三・八四 | — | 四五六 |
| あなご | 一五・八九 | 0・三四 | — | 二六四 |
| 鯉 | 一六・五五 | 八・七九 | — | 三六二 |
| 鯛（脂少きもの） | 一九・一七 | 0・六八 | — | 三三一 |
| 比目魚 | 一八・二0 | 0・四三 | — | 二九五 |
| 鰈 | 二0・八三 | 0・六七 | — | 三四四 |
| はうぼう | 一七・二一 | 二・九七 | — | 三六九 |
| さはら | 一八・二五 | 一・四九 | — | 三三三 |
| 鮪（脂少きもの） | 一六・三三 | 四・0六 | — | 三九二 |
| 鰹 | 二三・八一 | 一・0九 | — | 四0五 |
| 鯖 | 二0・0五 | 四・三九 | — | 四六二 |
| ぶり | 二0・八六 | 一・三一 | — | 三六七 |
| 鱒 | 一九・九五 | 0・六五 | — | 三三一 |
| 白魚 | 一七・七九 | 0・二七 | — | 二八三 |
| 鰻 | 一七・一九 | 一0・三八 | — | 六二七 |
| 泥鰌 | 一七・五一 | 二・四二 | — | 三五四 |
| 鮫 | 二三・五八 | 0・四五 | — | 三七九 |
| 蛤 | 一三・五三 | 0・七三 | — | 二一八 |
| 蜊 | 一三・五四 | 0・六九 | — | 二一七 |
| 鮑 | 二三・三三 | 0・四0 | — | 三七四 |
| 蜆 | 一七・四八 | 0・七六 | — | 二九六 |
| 牡蠣 | 八・0五 | 0・八0 | — | 一五二 |
| 赤貝 | 一五・00 | 0・四一 | — | 二四五 |
| 馬鹿貝 | 一0・五三 | 0・五0 | — | 一八0 |
| いせ蝦 | 二0・四四 | 0・三八 | — | 三三八 |
| 烏賊 | 一八・三六 | 0・五0 | — | 二九九 |
| 鰯 | 六六・0五 | 二・九0 | — | 一二一八 |
| しらすぼし | 四七・一四 | 一・八六 | — | 七九一 |
| 鰹節 | 七一・八二 | 四・六0 | — | 一二三三 |
| 鹽鱒 | 一七・六四 | 0・一四 | — | 二七七 |
| 鹽鮭 | 二四・八0 | 二・八三 | — | 四八一 |
| 鹽さんま | 二七・二七 | 五・九三 | — | 六二七 |
| はぜ佃煮 | 三六・八八 | 三・三五 | — | 六八五 |
| 蒲鉾 | 一九・八一 | 0・0六 | — | 三九九 |
| はんぺん | 五・九一 | 0・二九 | — | 二八八 |



## ヴイタミン類の作用性狀及分布

| 名稱 | 作用 | 性狀 | 分布 |
|---|---|---|---|
| ヴイタミンA | 眼炎を豫防し傳染病に對する抵抗を增す | 脂肪及其溶媒に溶け熱に對して抵抗强く酸化によりて破壞せられる | バタ、肝油、卵黄、魚油、牛乳、キャベツ、チシャ、菠薐草、乾海苔等に多量含有せられる |
| ヴイタミンB | 脚氣を豫防し新陳代謝を促進す | 水及稀アルコールに溶けアルカリ及强度の加熱により破壞せられ酸に依て安定を增す | 卵黄、米、麥の胚、酵母、肝臟、魚卵、蟹類、果實、油類等におほく含有せらる |
| ヴイタミンC | 壞血病を豫防す | 水、アルコール、エーテルに溶け加熱により容易に破壞されアルカリにも抗抵弱く酸には抵抗强し | 蜜柑、レモン等の果實、トマト、大根、サラダ等の野菜、乳汁等に多く含有せられる |
| ヴイタミンD | 佝僂病を豫防す | 脂肪及其溶媒に溶け加熱及酸には抵抗强くオゾンにより破壞せらる紫外線により活性を得 | ヴイタミンAと共存すること多し |
| ヴイタミンE | 生殖機能を維持し不姙症を豫防す | 脂肪及其溶媒に溶け熱光線酸化等に對して抵抗强し | 米、麥の胚、葉緑素植物、油類に存在す |



## 家庭常備藥

△重曹　重炭酸ナトリウム即重炭酸曹達の略名。胃酸過多症（所謂胸やけ）によく、吸入の材料に用ゐられ、また豆のやうなものを柔く煮るに役立つ。

△硼酸　危險のない消毒藥である。水には極少量（三百分の一）位しか溶けない。四匁を水二合に溶かせば一般のうがひ料となり、目にやにが滲むのを拭ふため、楊枝を使ふことの出來ない幼兒や乳兒の口中を拭くため、その他用途極めて廣い。

△ヒマシ油　食すぎや食あたりで腹痛のときにこれを呑むと惡いものを下して了ふ。分量は大人ならば三十グラムから二十五グラム、子供ならば二匙位。これは假令飲み過ぎても殆ど惡い不快な副作用はないから安心して用ゐられる。

△リスリン　本名グリセリン。灌腸用には水で半々に薄めたものを、十グラム位用ゐる。冬期ひゞやあかぎれにはリスリンだけだとベタ／＼して氣持が惡いから、アルコールで半々位に薄めて用ゐるがよい。

△アルコール　消毒藥、水で半々位に薄めて用ゐる方がよい。用途甚だ廣い。窓硝子や鏡等の曇をこれで拭ふと綺麗になる。

△沃度丁幾　小さな怪我や、一寸した皮膚病に有效な消毒劑である。皮膚病のかゆみなどは直に治る。若し塗過ぎてしみたりする時にはアルコールで薄めるがよい。

△カンフルチンキ　アルコールに樟腦を溶かしたものである。一寸挫いた時や、肩のこり、手足のだるい時等に塗ると效果がある。この藥は直に氣が拔けて利かなくなる惧がある。

△アンモニア水　蟲に刺された時に用ゐる。

△石炭酸　消毒用は三十倍、傷口を洗ふには五十倍のを用ゐる。

△絆創膏　絹絆創膏、ゴム絆創膏及び亞鉛華絆創膏がある。亞鉛華絆創膏が一番宜しい。絆創膏は皮膚にガーゼや脱脂綿などを止めるために用ゐるもので、すりむき傷などに貼つてはいけない。

△ピック氏硬膏　顔にニキビなど出來た時これを小さく切つて貼り付けて置くと膿まずに吸收される。

## 應急手當

△卒倒　患者を側臥させ衣類を弛め疎に胸部を露出させ呼吸を容易ならしめる。次に顔面と胸部とに冷水を吹きかけ、又は鼻さきにアンモニア水、芥子などを吸入させる。鳥毛などで鼻腔内を刺戟するもよい。その他芥子泥を頂部又は足部に貼るも一方法である。これでも尚ほ知覺を恢復しなければ人工呼吸法を施す。知覺を得たならば濃い茶、コーヒー又は酒類を飲ませる。この場合患者は靜かな所に置かねばならぬ。腦充血の卒倒ならば頭を高くして冷やさねばならぬ。

△昏睡、ひきつけ　身を安靜にして頭部を高め顔部赤色なるか又は發熱あれば頭に氷嚢を置き、次に足部を温める(湯タンポ熱湯(薄く芥子をとかした)で絞つたタオルで足部をまくか又は胸部(乳房と乳房との間)に芥子泥を塗るといゝ時もある。一般にひきつけた場合にはリスリン又は石炭酸水で灌腸するがいゝ。

△凍死　温い室に運び入れる前に水で絞つた布片で身體各部を摩擦し體温が出たらば温室に運び入れ温い衣類で保護し四肢は熱布で包む。尚ほ興奮劑として茶、珈琲、酒類を與へるがよい。

△鼻出血　脱脂綿又は細く切つたガーゼで鼻腔内を塞ぎ、鼻部に軽い氷嚢をあてる。尚ほ止まれば明礬水、過クロール化鐵液に浸したガーゼを詰める。

△口腔出血　殺菌した脱脂綿、ガーゼを以て強く壓迫するか、食鹽又は硼酸の一茶匙を水二倍に溶かしたもので含嗽する。

△咯血　安靜にして談話などせず、コップ半杯乃至一杯の食鹽水を飲ませる。この場合には温い室に運び、また腸淫血を起した者は頭部を冷す、さめたら茶、珈琲等を與へる。

△腸出血　腹部に微温湯布をする。痔出血と間違ひ易いから注意を要する。

△痔出血　温浴後アドレナリン坐藥、イヒチオール坐藥を押し込み、若し痛みが劇しければ肛門部を氷嚢で冷却する。

△蛇類の咬傷　直に傷口の上部を布片で固くしばり、血行を止め、創口を十分吸引するか或は局部を少し切開して出血せしめ、十分吸引する。次に局部を沃度丁幾、三パーセントの硝酸銀水乃至石炭酸で腐蝕せしめ、尚ほ二パーセントの過マンガン酸加里液でよく洗滌し、且つ同一液で罨法する。同時に興奮劑を與へて體温を保つやうにする。犬、猫、鼠等も大體上の手當をする。但し、犬は狂犬病の恐があるから速かに醫師を招かねばならぬ。

△貝類、蝦類の中毒　胃の内容物を吐き出させ、ヒマシ油を飲ませ、急に下剤せしめ、重曹水(コップ一杯の水に重曹一茶匙を溶かしたもの)を飲ませ、又は氷水、茶などを與へる。

△瓦斯中毒　新鮮な空氣の所に運び去り、人工呼吸を行ひ、意識が回復したら興奮劑を與へる。

△急性アルコール中毒　冷水、濃い茶、珈琲等を與へて安臥させる。永く冷氣に當つた場合には温い室に運び、また腸淫血を起した者は頭部を冷す、さめたら茶、珈琲等を與へる。

△飢、青魚類、貝類、蝦類の中毒　胃の内容物を吐き出させ、急に下剤せしめ、重曹水(コップ一杯の水に重曹一茶匙を溶かしたもの)を飲ませ、又は氷水、茶などを與へる。

△瓦斯中毒　新鮮な空氣の所に運び去り、人工呼吸を行ひ、意識が回復したら興奮劑を與へる。

△急性アルコール中毒　冷水、濃い茶、珈琲等を與へて安臥させる。永く冷氣に當つた場合には温い室に運び、また腸淫血を起した者は頭部を冷す、さめたら茶、珈琲等を與へる。

△蛇類の咬傷　直に傷口の上部を布片で固くしばり、血行を止め、創口を十分吸引するか或は局部を少し切開して出血せしめ、十分吸引する。次に局部を沃度丁幾、三パーセントの硝酸銀水乃至石炭酸で腐蝕せしめ、尚ほ二パーセントの過マンガン酸加里液でよく洗滌し、且つ同一液で罨法する。同時に興奮劑を與へて體温を保つやうにする。犬、猫、鼠等も大體上の手當をする。但し、犬は狂犬病の恐があるから速かに醫師を招かねばならぬ。





△火傷　指先その他小さい場所を火傷した時は直に紙に假粒を稍〻厚い位に練り着けて、その火傷の部分に貼り、空氣に觸れさせぬやうにきれで結び、紙が自然に剥がれて來るまでその儘にして置く。稍〻廣い面積を火傷した場合は、油を塗るか或は灰汁の中に入れて一時の苦痛を凌ぎ、速に醫師の手當を受くべきである。

△人工呼吸法　これに二法ある。第一法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ、枕又は疊んだ衣服を腰の下に置く。術者はその上に跨がり兩手で患者の兩側乳房の下(胸の下)を力をこめて靜に上方(頭の方)に壓迫し、肺、肋骨を上擧して吸氣狀態とし、次にその手を放して呼氣狀態とする。右の方法を繰返する。時間は一時間以上を要する。その反覆する速度は一分間に約十五回(大人の呼吸數)即ち術者の呼吸に合せて行へば宜しい。これを行ふ際注意すべき事は助手をして常に假死者の口を開け舌を外方に引き出させることである。第二法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ胸下に枕を置き假死者の頭部に坐り假死者の兩腕の中間即ち肘の所を兩手にて持ち假死者の頭の方へ擧げ次に靜かに元の位置にかへす。かうすれば前者は吸氣となり後者は呼氣となる。その速度及び繰返時間は前法同樣である。場合によつては第一法及び第二法を併用するも宜しい。

## しみぬき

△血　卸大根を局部にのせ暫くその儘にして置く。この方法を數回繰返すと大抵きれいになる。

△肉汁や醬　揮發油又はベンジンで脂肪分を去り微温湯で洗ふ。

△乳汁　水で落ちない時はアムモニア水硼砂水又は揮發油で洗ふ。決して高温に加熱してはならない。

△鐵錆　薄い蓚酸の温液又は熱液で洗ふ若し蓚酸で染色を損ずる虞あらばグリセリンと石鹸を適宜に混ぜた液を塗り數時間放置する。

△墨や朱　布のり、姫のり、飯類、小鳥の糞で揉み出して除く。

△トリモチ　先づ種子油で除き去つた後油分を揮發油又はベンジンで除く。

△酢　薄いアムモニア水で洗ふ。

△煙草のやに　アルコール、揮發油又は味噌汁で洗ふ。

△インキ　煮え立つた牛乳で拭けば大抵落ちる。それでも落ちない時はレモン汁で洗ふと善い。

△泥　紺のやうな上質の薄物に泥が附著した時には、その儘泥をよく乾かしてから指先で揉み落し、更に柔いブラシで拂ひ、最後に重曹の溶液に浸したフランネルのきれで泥の附著した後をこすれば綺麗にとれる。

△尿　酢をよく浸み込ませてから水で洗ひ出す。

△汗　水二合にアムモニア水を盃に一杯混ぜた液で洗ひ、清水でよく濯ぐ。

△車の油　揮發油で拭き取るか或は揮發油の中へその部分だけを浸し靜に揉む。卵のしみも同樣の造り方で取れる。

△酒　硼砂液に少量のアムモニア水を加へて處理する。

## 洗濯の仕方

△木綿物　石鹸や洗濯ソーダで洗つてもよし、又米の磨き汁にソーダを入れて洗ふもよい。紺物は絶對に石鹸を使はずに、少量の酢を入れて洗ふと紺の色がよくなる。

△カラー　洗濯曹達と石鹸で普通の通りに洗ふ。餘り汚れが落ちなければ、一パーセントの漂白粉の液に一分間浸して十分水洗ひする。仕上は糊をつけて乾燥し、きりを吹いて火のしをかける。

△足袋　粉石鹸を熱湯に溶かし、その中に足袋をつけて二十分許り冷してからブラシで擦り洗ひ、底はタワシに石鹸をつけて擦る。十分汚れが取れたらよくすゝぎ出す。紺足袋は粉石鹸を溶かしたら水に少量の醋酸を入れ、その中にやはり二十分位浸してから前と同樣に洗ふ。

△麻物　白い物は粉石鹸を冷水に溶かし黒い物は單に冷水で洗ふか、普通の石鹸で洗ふ。仕上げに黒物は布糊、白物はひめのりをつける。麻物に米の磨汁は禁物である。

△絹物　石鹸水二升五合にアムモニア一匙の割合で洗濯水を作り、それで洗つて後に清潔な微温湯で濯ぎ、絞らずに干せば艶が出て綺麗になり地質も損じない。絹の洗濯に注意すべきは　絹布の目方に對して適度の石鹸水を用ゐることで、絹布百匁に對し石鹸六匁から九匁迄が丁度適度で、それだけの石鹸を初め少量の熱湯で溶き適當の水を入れた盥の中で揉まない樣に靜に洗ふ。

△毛絲編物　毛絲編物の洗濯には普通の石鹸よりも粉石鹸、マルセル石鹸、ラックス等がよく、方法はそれを溶かした水の中に編物を入れて漬けて置く。それだけで垢は取れる。決して揉み洗ひしてはいけない。垢の取れた編物は水洗ひして日蔭乾しにし乾いてから一度蒸せば綺麗になる。

△革の手袋　革の手袋は牛乳や石鹸で洗ふと皮がゴワ／＼になつて困ることがあるから注意を要する。これを洗ふには初めベンジンに三十分程漬けて置き、手にはめて摩擦すると綺麗になる。

△毛布　毛布を洗ふには先づよく振つて毛の間に入り込んでゐる塵埃を拂ひ落してからバケツ一杯位の冷水に大匙一杯のアムモニアを混ぜたものゝ中に浸し、二三十分位置く。そして更にこれをねば／＼する位に濃い石鹸水の中にやはり大匙一杯のアムモニアを混ぜたものゝ中に浸し、二、三十分位過ぎてから清水で洗ひ出すのであるが、それには少くも三回か四回は水を取りかへなければならぬ。そしてすつかり綺麗になつたものを三十分ばかり水に浸して絞らないでそのまゝ竿にかけて干すのである。絞らないといつても水を切らなければならぬがそれには兩手で挾んで水を押し出すか又は板で輕く挾んでもよい。

## 乳兒發育標準

| 月齡 | 體重 男 | 體重 女 | 身長 男 | 身長 女 |
|---|---|---|---|---|
| 新生兒 | 三・〇六瓩 | 二・九五瓩 | 四九・四糎 | 四八・五糎 |

## 幼兒發育標準

| 年齡 | 體重 男 | 體重 女 | 身長 男 | 身長 女 |
|---|---|---|---|---|
| 一ヶ月 | 四・〇〇 | 三・八〇 | 五四・五 | 五三・六 |
| 二ヶ月 | 五・二二 | 四・九三 | 五八・一 | 五七・一 |
| 三ヶ月 | 五・九七 | 五・六一 | 六〇・三 | 五八・九 |
| 四ヶ月 | 六・六六 | 六・一五 | 六二・一 | 六〇・八 |
| 五ヶ月 | 七・二七 | 六・七〇 | 六四・八 | 六二・八 |
| 六ヶ月 | 七・六七 | 七・〇四 | 六五・五 | 六四・二 |
| 七ヶ月 | 七・九四 | 七・三五 | 六六・九 | 六五・五 |
| 八ヶ月 | 八・三三 | 七・六六 | 六八・二 | 六七・〇 |
| 九ヶ月 | 八・四四 | 七・九七 | 六九・四 | 六八・四 |
| 十ヶ月 | 八・七〇 | 八・二二 | 七〇・六 | 六九・五 |
| 十一ヶ月 | 八・九二 | 八・四七 | 七二・〇 | 七〇・四 |
| 十二ヶ月 | 九・二七 | 八・六六 | 七三・二 | 七二・〇 |
| 一ヶ年 | 九・二七瓩 | 八・六六瓩 | 七三・二糎 | 七二・〇糎 |
| 二ヶ年 | 一一・〇三 | 一〇・四〇 | 八一・三 | 八〇・二 |
| 三ヶ年 | 一三・七三 | 一二・一六 | 八八・五 | 八七・二 |
| 四ヶ年 | 一四・二七 | 一三・七三 | 九四・七 | 九三・六 |
| 五ヶ年 | 一五・六五 | 一五・二二 | 一〇〇・三 | 九九・五 |
| 六ヶ年 | 一七・〇五 | 一六・五六 | 一〇五・六 | 一〇四・八 |

## 小兒の體温と脈搏

體温は日本流儀では腋下と股とを計る。體温を計る檢温器には一分計といふものがあるが通常體温を計るのには一分位では駄目で、大抵五分位か太いのになると七八分かけておくがよい。肛内などで計る方法もあるが、わが國ではあまり行はない。體温は通常子供では朝が三十六度四分、夕が三十六度七八分位あるが普通で、朝夕の差は四五分位が常である。その差が一度以上におよぶときは異常のある時である。子供によると朝夕の體温が前の標準よりも二三分位高いものもある。さういふのは體質の關係から起つてゐるので、濕疹などのでき易い樣な子供に往々ある。それから體温を計る場合に心しておくことはあばれたり、さわいだりした直後だと五、六分位高いことがある。例へば夏などに子供をあつめて十分間相撲をやらして、その前とその後で計ると、子供によつては一度位高くなるものがある。これと同じで非常に子供が泣いた後に計ると、時によつて三分から五分高くなることがないともいはれない。それから脈と呼吸であるが、これは年齡が少なければ少ないだけ、寢てゐる時に計らないと誤り易い。子供は非常に周圍に反應しやすいから、起きてゐる時に計ると本當の數を得られない場合が多い。脈や呼吸の數は一分間どの位かといふと年齡によつて異なるが大體は次の通りである。



| 年齡 | 脈 | 呼吸 |
|---|---|---|
| 生れた時分 | 一二〇 | 四〇―三〇 |
| 滿一歲頃 | 一〇〇 | 三〇 |
| 七歲頃 | 八〇 | 二五―二〇 |
| 十三歲頃 | 七〇―六六 | 二〇 |

## 種痘

嬰兒は生後七十日目位から種痘を施しても差支へはないが、一般に六ヶ月目から十ヶ月目位の間に行はれる。この期間の小兒は身體の抵抗力も強く知覺が遲鈍であるから種痘によつて起る苦痛は割合に少い。生後七十日未滿の小兒には天然痘がひどく流行してゐないかぎりは見合せた方がよろしい。種痘の時期は春と秋が一番適してゐる。といふのは室内にゐても汗が流れる程でもなく從つて皮膚病と直接關聯しないからである。天然痘流行の時以外は夏の種痘は避けねばならない。未痘者に接種した時二日目の終りにその局部を見ると創痕が殘つてゐるばかりで三日目になると局部に輕い炎症が起り稍ゝ膨れて來る。四日目には尖端に水泡が出來て痒くなる。發熱するのは八日目ごろで十二日目には次第に炎症も消えてゆく。

## 井戸水の消毒

井戸水を完全に消毒して、飲料に適するやうにするには、まづ漂白粉十匁をビール瓶に入れ、水を加へよく振り混ぜて堅く栓をして置く。これを井戸水が五石位ならば漂白粉一匁（前記の方法でビール瓶に拵へたものならば十分の一）を入れ、釣瓶を動かしなどしてよくまざるやうにする。この方法を一日に二回（午前九時、午後九時）行へば、完全に消毒される。

## 乳齒

乳齒は普通生後七八ヶ月頃から生えるが、稀には一年經つても生えぬこともある。最初下顎に前齒（内門齒）が二枚生え、滿二ヶ年頃までには全部二十枚が出揃ふ。その順序は、

| | |
|---|---|
| 下顎内門齒(二枚) | 六―七　月 |
| 上顎内門齒(二枚) | 七―八ヶ月 |
| 上顎外門齒(二枚) | 八―九ヶ月 |
| 下顎外門齒(二枚) | 十―十二ヶ月 |
| 第一臼齒(四枚) | 十二―十五ヶ月 |
| 犬齒(四枚) | 十八―二十ヶ月 |
| 第三臼齒(四枚) | 二十―二十四ヶ月 |

であるが、子供によつて可成の遲速がある。

との乳齒は六七歳頃から脫け始め、永久齒が乳齒の生えた順序で十二三歳頃までに全部生え換る。

## 住居と日光

「光線の來ぬ處には醫者が來る」と云ふ諺がある。住居には日當りのよいと云ふことが第一要件である。出來ることならば家屋の凡ての部分に日光を得たいのだが、少くとも居間寢室等は東又は南向にしたいものである。但し西陽は有害であるから避ける方がよい。尙家屋を建築するに當つて、總べての部屋に陽を當てようとするには、家の向を正東とか正南とかにせず、東南とか西南とかに向ふやうに斜に向けるがよろしい。

## 蚤の退治法

蚤の爲めに安眠が妨げられることは、甚だ大なるものであるが、それ許りでなく蚤はペストの媒介者として極めて危險なものである。これを退治するには大掃除の時に疊を上げて緣について居るゴミを綺麗に拂ひ落し、疊を日光に少くも五時間位さらして置く。床の上のゴミも綺麗に取る。このゴミが蚤の卵の棲息地である。疊を床の上に敷く時に、床に新聞紙を數き詰めて、疊を敷き、疊と疊との間にナフタリン粉を入れる。（ナフタリン粉は、疊一枚當り五匁位入れゝば宜しい。値段は百二十匁で二十錢位。）蚤は疊の合せ目から飛び出すのだからナフタリン粉は床一面にまく必要はない。押入れ等も常にゴミを拂つてナフタリン粉をまいて置く。この方法を一年に二度も行へば家庭内で繁殖する蚤は退治が出來る。

## 釣魚ごよみ

**一月**　（河）ふな、たなご、わかさぎ、はや、（海）はぜ、まこがれひ、あなご、せいご、青さす、めなだ。

**二月**　（河）ふな、たなご、はや、（海）あなご、せいご、まこがれひ。

**三月**　（河）ふな、たなご、こひ、はや、わかさぎ、やまべ、（海）かれひ、めばる。

**四月**　（河）やまべ、やまめ、たなご、こひ、はや、ふな、ひがい、もろこ、わかさぎ、うなぎ、（海）あいなめ、かれひ、めばる、いしもち、いか。

**五月**　（河）こひ、やまべ、なまづ、はや、手長えび、うなぎ、（海）うなぎ、おぼこ、せいご、あぢ、あいなめ、かれひ、めばる、いしもち、いか、たこ、すゞき。

**六月**　（河）鮎、手長えび、やまべ、やまめ、はや、なまづ、うなぎ、おぼこ、せいご、（海）青、白ぎす、かいづ、あいなめ、あぢ、こち。

**七月**　（河）鮎、手長えび、うなぎ、せいご、いな、すゞき、（海）青、白ぎす、ないなめ、かいづ、こち、あぢ。

**八月**　（河）鮎、いな、ひがい、うなぎ、なまづ、（海）せいご、すゞき、かいづ、黒だひ、こち、あいなめ、あぢ、青、白ぎす、あなご、ぼら、さより。

**九月**　（河）ひがい、うなぎ、鮎、はや、こひ、なまづ、せいご、（海）はぜ、せいご、すゞき、いな、ぼら、かいづ、黒だひ、かれひ、あぢ、あなご。

**十月**　（河）鮎、ひがい、ふな、こひ、たなご、うなぎ、はや、なまづ、（海）はぜ、かれひ、せいご、ぼら、こち、あなご、あいなめ、めばる、いひだこ。

**十一月**　（河）ふな、はや、たなご、わかさぎ、ひがい、はぜ、（海）せいご、はぜ、いな、ぼら、あなご、あいなめ、いか、こち、たこ、いひだこ。

**十二月**　（河）ふな、はや、たなご、わかさぎ、ひがい、（海）はぜ、ぼら、かれひ、寄ぎす、あいなめ、いひだこ。



## ス・フ製品の正しい洗濯法

從來、ス・フは非常に弱いものと考へられてゐたが、近頃は改良が加へられ洗濯に不安はなくなつたが、ス・フ本來の性質である「濡れてゐる間は弱い」「高温では傷み易い」といふことは依然變りはない、したがつて、洗濯時に適當な手當さへすればよい。

ス・フと綿、毛織物の強さを比較して見ると各々の本來の強度は、ス・フ二・〇、綿二・七—四・〇、羊毛一・七で、ス・フは綿よりは弱いが毛よりは強く、濡れた場合は綿は一層強さを增すが、ス・フは半減し、毛と大差ないものになる。その彈性は引伸ばされたり曲げられたりした時、もとの狀態にかへる力が弱いので皺になり易く型がくづれ易い。その耐熱性は、毛よりも安全だが、木綿には劣り、長い間煮洗ひしたりひどいアイロンの熱をかけることは禁物である。アルカリに對する性質は絹、毛よりも强いので薄いアルカリ分は恐るゝに足らぬ、染色は染め付は木綿よりも優れてゐる。

以上の樣な性質であるから、洗濯にあたつては、大體毛のものと同樣に揉み洗ひ、涙りしぼりを避け、濡れてゐるうちに强く引つぱらぬ樣にして、熱い湯を使はず、良い洗濯石鹸を用ひ永に入れる前に一應色試しをして見ることが大切で、仕上げは湯のしか、アイロン仕上に依り、伸子張、板張りは避けなければならぬ。

石鹸は水かぬるま湯によく溶ける植物性のものを選ぶこと。

ス・フ製品の適當な洗濯の仕方と、しぼり方。

**（イ）つかみ洗**　ス・フ製品の何れを洗ふにも、一番地質を傷めない方法で、水の中で兩掌の間で輕くつかんでは離し、つかんではなしする。

**（ロ）壓しつけ洗**　これも地質を傷めずよごれのよく落ちる方法、兩掌でたらひの底へ壓しつけてはゆるめ壓しつけてはゆるめする。

**（ハ）刷毛洗**　多く汚れたところ、地厚なものなどに用ひる。洗濯板など平な板の上に洗濯物をひろげて、布目に沿うて輕く刷く。

**（ニ）叩き洗ひ**　洗れのひどいところ、刺繍の部分などはこの方法でやる、平な板の上にひろげて石鹸液をつけては刷毛の先でトン〳〵叩く。

**（ホ）へら洗**　襟、袖口、裾などの筋汚れを除くによい、お裁縫用の角べらか、刷毛の背などで板の上にひろげた筋汚れをしごいて洗ふ。

**（ヘ）壓ししぼり**　板の上に適當にまとめて兩手で壓して水を切る。

**（ト）布卷きしぼり**　色の出易いものは一旦壓ししぼりして水を切つたものを更に乾いた布に捲き込んで壓して水分を吸ひとらせる。

洗濯の順序と方法　洗濯物の塵を拂ひ、次に染色物の色試しをする。色試しは、染色の部分を濡らしてこれを白布で包み、輕く揉んで色の移り具合を檢べるので、色が澤山出るやうでは水洗ひは困難故、專門家にまかせる。しかし少し位のものは、洗濯と乾燥を手早くすれば家庭で出來る。下洗ひは、水だけで除かれる汚水や石鹸の作用を鈍らす鹽分などを先に除くので石鹸の經濟になり、石鹸の效用をよくすることにもなる、また布に堅くついてゐる汚れを緩め本洗ひを樂にする、ス・フ製品の樣に揉み洗ひを避けなければならぬものは一層必要なことである。下洗は清水の中でつかみ洗

ひか輕く壓しつけ洗ひをする。本洗ひは石鹸液を使つて殘りの汚れを完全に除くのであつて、スヽフ製品は水に濕れてゐる間は弱くなつて居るから、高い溫度や濃い石鹸液を避けた方がよいのだから、できるだけ布地の傷まぬやうにして、手早く洗ふ。石鹸液の作り方は湯の中へフレシか東子で石鹸を擦り出し攪き立てゝ泡が水面を掩ふ位のものを作る。すゝぎは充分せねばならぬ糊付はしない方がよいが、他の糸の混用されてゐる白地ならばセラチン、色物ならばノリを用ゆる。乾燥は早く、水きれが惡いと染色がにじみ出るから洗ひ晒しの手拭ダオルで兩方からおさへて水分を吸ひ取らせる。丸洗ひのものは竿にかけて長く垂れ下げることは避ける、吊したり强く引いたりすると型が崩れて仕上げが面倒になるから注意を要する。

### 適當な睡眠時間

幼生兒　二〇時間、乳兒一三—一六時間
二　歲　一二時間、三—五歲　一一時間
六　歲　一〇時間、一一—一五歲　八—九時間、一六—二〇歲　七—八時間、
二一—五〇歲　六—七時間　五〇歲上、四—七時間

### 忌服の日數

| | 忌日數 | 服日數 |
|---|---|---|
| 父母 | 五十日 | 十三ヶ月 |
| 養父母 | 三十日 | 百五十日 |
| 嫡母 | 十　日 | 三十日 |
| 繼父母 | 三十日 | 十三ヶ月 |
| 夫 | 五十日 | 二十日 |
| 妻 | 二十日 | 九十日 |
| 嫡　子 | 二十日 | 九十日 |
| 子 | 十　日 | 三十日 |
| 養　子 | 十　日 | 三十日 |
| 夫の父母 | 三十日 | 百五十日 |
| 祖父母(父方) | 三十日 | 百五十日 |
| (母方) | 二十日 | 九十日 |
| 曾祖父母 | 二十日 | 九十日 |
| 高祖父母 | 十　日 | 三十日 |
| 伯叔父母(父方) | 二十日 | 九十日 |
| (母方) | 十　日 | 三十日 |
| 兄弟姉妹 | 二十日 | 九十日 |
| 異父母兄弟 | 十　日 | 三十日 |
| 嫡　孫 | 十　日 | 三十日 |
| 曾　孫 | 三　日 | 七　日 |
| 玄　孫 | 三　日 | 七　日 |
| 從兄弟姉妹 | 三　日 | 七　日 |





### 分娩豫定日の推算法

妊娠持續日は四十週、二百八十日が普通で廿八日を一ヶ月に數へて十ヶ月と云ふ事になつてゐる。分娩豫定日を推算するには最終の月經の第一日から數へて二百八十日目それとするのであるが、最終月經の月から三ヶ月を減じるか、又は九ヶ月を加へれば豫定の分娩月を得、最終月經の第一日に七日を加へると分娩日が得られる。

（例）最終月經が二月三日の人の分娩豫定日は十一月十日

日3 7 + 10……分娩豫定日
月2 9 + 11……分娩月

### 生野菜の消毒法

人體に必要なヴイタミンは高熱をかけるとそれが破壞されCの如きは五十度の熱で破壞されるので、生野菜を食べることが段々に普及されて來た。しかし現在の日本では人糞肥料を用ひるので往々それら野菜には蟯虫條虫の卵が附着してゐたり、有害な細菌が附着してゐるおそれがあるので



消毒して食すべきです。簡單な消毒劑の使用法を掲げると次の通り。

（晒粉）古くから使用されてゐるもので、五〇倍から一〇〇倍、卽ち一—二%溶液で消毒の效果がある。

（クロルアミン）晒粉より殺菌力はやゝ强く一〇〇倍より二〇〇倍、卽ち一%—〇・五%で消毒出來る、時間は晒粉クロルアミンとも四・五分間。

（ハイドロクリン）非常に强力で、五千倍から、一萬倍で完全に消毒されるので、極く微量液でこと足りる、時間は十分—十五分（以上のクロール化合物は臭氣が强いから消毒後よく水洗ひする、井水を用ひる場合はあらかじめ井水を晒粉により消毒して置き、それで水洗すること）

（過酸化水素）藥用のもの三倍位で效果がある、局法過酸化水素は三%の過酸化水素をふくんでゐるから、更に三倍すればよい圓形過酸化水素は三〇倍位で使用する。

これらのもので消毒する時は先づ溶液を造つて、適當な桶に入れ、これに消毒すべき野菜を入れ更に水洗ひして臭氣を除く、これらの消毒劑はいづれも殺菌力が强大でも、人體には無害である。

### 國旗の揭揚法

國旗の寸法は縱が橫の三分の二、日の丸の直徑が白布の縱の五分の三とする。竿は國旗は皇室及國家の祝祭日、記念日、吉凶、外國との交際關係により祝意若しくは弔意を表す場合に揭揚するゝ。尙此の外、自んだらとする、竿頭には金色の玉をつける。竿は木を用ひ素地と黑色とのだ治體、學校等に於ても、その記念祝賀の際に揭げる。祝意を表する場合には竿頭の金色の玉と旗との間を離れぬ樣につける事が必要で、弔意を表する場合は旗竿の上部に國旗の巾と同一の長さの黑布をつけ竿の先の玉も黑布で包む、この場合は半旗と稱して旗を竿につける時に旗の巾の三分一位玉から離して揭げる。國旗一本を揭揚する場合は門內より外に向つて右側の柱又は窓に立てる、二本同時に揭揚する場合は交叉せずに、門の左右に別々に並べて揭揚する、交叉は違式ではないが意義をなさぬ。外國に對して祝意を表するために我國の國旗を外國の國旗と同時に揭揚する場合にはこれを交叉して揭揚するのが正しい、この場合門內から見て右に外國の旗、左に我國旗をもの、人體には無害である。



が前面になるやうに組む、これを門外から見る時は、我が國旗は右法に外國旗は左方になる。

### 食ひ合せ心得

◇命にかゝはるもの‖南瓜に寶丹、梅に饅、蕎にふぐ、小豆飯にカニ、薄荷に馬鈴薯、セメン(藥)に薩摩芋、西瓜に干鱈、茸にほうれん草、鼈に青梅、カニに柿、もろこしに田螺、鮫に猪肉、饅に銀杏、鶏と茸、菊菜と辛子

◇腹痛を起すもの‖章魚とわらび、青梅と黑砂糖、鮎と唐もろこし、鰡と眞瓜、カニと椎茸、牡蠣と海老、筍と熊膽、さつま芋と辛子、ふぐと青菜、海老と茸、松茸とあさり、筍と黑砂糖、桃と鰕の子、うどんと蕨子、しやこと燒酎、赤貝と土筆、章魚とごま、かにと氷水

◇胃病を起すもの‖茸に天ぷら、蛤とみかん、海老と茸、鹽辛とさつま芋、兎肉と辛子、かにとふき、瓜と油揚、獻と蜆豆、そばと田螺、秋刀魚と西瓜、鮎と牛蒡、章魚と梅、鴨とくるみ、鰯に椎茸、栗と蜆、八ツ目鰻と酢のもの、翠餅と山芋、煎豆とカニ

# 便覽

## 租稅稅率摘要

### 地租

地租の課稅標準は土地臺帳に登錄したる賃貸價格とす。賃貸價格は貸主が公課、修繕費其の他土地の維持に必要なる經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき一年分の金額に依り之を定む。

賃貸價格は十年毎に一齊に之を改訂す。第一回の改訂は昭和十三年に於て之を行ふ地租の稅率は百分の三・八とす。臨時租稅措置法に依る減免の規定は同法の項を參照され度し。

### 所得稅

**第一種**

甲　法人の普通所得

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人　百分の五

乙　法人の超過所得

本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人　百分の十

法人の超過所得金額を左の各級に區分して遞次に各稅率を適用す

普通所得金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の二十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の四

同百分の二十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の十

同百分の三十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の二十

法人の清算所得　清算所得金額を左の如く區分し各稅率を適用す

積立金又は本法其の他の法律に依り所得稅を課せられざる所得より成る金額　百分の五

其の他の金額　百分の十

法人が各事業年度に於て納付したる第二種の所得に對する所得稅額は命令の定むる所に依り當該事業年度の第一種の所得に對する所得稅額より之を控除す

前項の場合に於て控除すべき第二種の所得に對する所得稅額は命令の定むる所に依り當該貸付信託の利益に對する所得稅額より之を控除す

前項の場合に於て控除すべき第二種の所得に對する所得稅額は命令の定むる所に依り當該貸付信託の利益に對する所得稅額より之を控除す

**第二種**

甲　本法施行地に於いて控除すべき第二種の所得に對する損金に算入せず

前二項の規定は法人の清算所得に對する所得稅に付之を準用す

**第二種**

甲　本法施行地に於いて支拂ひを受くる公債、社債、若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益

公債の利子　百分の四

其の他　百分の五

乙　第一條の規定に該當せざる者の本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當、剩餘金の分配又は利益金の處分たる賞與若は賞與の性質を有する給與　百分の七・五

丙　本法施行地に於て支拂を受くる一時恩給又は之に類する退職給與は左の各級に區分し遞次に各稅率を適用す

二萬圓以下の金額　百分の五

二萬圓を超ゆる金額　百分の十

十萬圓を超ゆる金額　百分の二十

五十萬圓を超ゆる金額　百分の三十

信託會社が其の引受けたる貸付信託の信託財產に付納付したる第二種の所得に對する所得稅額は命令の定むる所に依り當該貸付信託の利益に對する所得稅額より之を控除す

**第三種**　第二種に屬せざる個人の所得

所得金額を次の各級に區分し遞次に各稅率を適用す但し山林の所得と山林以外の所得とは之を區分し山林に付ては其の所得を五分したる金額に對し此の稅率を適用して算出したる金額を五倍したるものを以て其の稅額とす。

千二百圓以下の金額　百分の〇・八

千二百圓を超ゆる金額　百分の二

千五百圓を超ゆる金額　百分の三

二千圓を超ゆる金額　百分の四

三千圓を超ゆる金額　百分の五

五千圓を超ゆる金額　百分の六・五

七千圓を超ゆる金額　百分の八

一萬圓を超ゆる金額　百分の九・五

一萬五千圓を超ゆる金額　百分の十一

二萬圓を超ゆる金額　百分の十三

三萬圓を超ゆる金額　百分の十五

五萬圓を超ゆる金額　百分の十七

七萬圓を超ゆる金額　百分の十九

十萬圓を超ゆる金額　百分の二十一

二十萬圓を超ゆる金額　百分の二十三

五十萬圓を超ゆる金額　百分の二十五

百萬圓を超ゆる金額　百分の二十七

二百萬圓を超ゆる金額　百分の三十

三百萬圓を超ゆる金額　百分の三十三

四百萬圓を超ゆる金額　百分の三十六

第三種の所得は千二百圓に滿たざるに至りたるときは免除。ロ、ハの控除を爲したるときも亦同じ。

免稅　(イ)第三種の所得總額一萬二千圓以下なるときはその所得中勤勞所得（賞與又は賞與の性質を有する給與、俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料及此等の性質を有する給與）に付左の金額を控除す。

一、所得總額六千圓以下なるときは勤勞所得の十分の二。

二、所得總額中勤勞所得以外の所得六千圓未滿なるときは勤勞所得以外の所得と合して千圓以上なるときは勤勞所得の十分の一。

三、所得總額六千圓を超え勤勞所得以外の所得六千圓未滿なるときは勤勞所得以外の所得と合して千圓に達する迄の金額の十分の二

其他の金額の十分の一。

(ロ)　所得總額三千圓以下なるときは其の所得を有する者の申請に依り其の所得より其の年三月一日現在の同居の戶主及家族中年齡十八歲未滿若は六十歲以上の者又は不具廢疾者一人に付百圓を控除す。

(ハ)　自己若は家族又は其の相續人を保險金受取人とする生命保險契約の爲に拂込みたる保險料は年額二百圓を限り本人の申請に依り其の所得より之を控除す。

(ホ)　第三種の所得にして左の各號に該當するものは所得稅を課せず。

軍人從軍中の俸給及手當

扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退隱料

旅費、學資金及法定扶養料

郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子

尙、臨時租稅增徵法及び支那事變特別稅法の各項による增徵を參照され度し。

### 資本利子稅

資本利子稅は甲種の資本利子（公債社債產業債券若は銀行預金の利子又は貸付信託の利益）及乙種の資本利子（第三種の所得

に付納稅義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる資金又は預金の利子）に付之を賦課する。稅率は甲種も乙種も資本利子金額百分の二とす。

信託會社が其の引受けたる貸付信託の信託財産に付納付したる資本利子稅額は命令の定むる所に依り當該貸付信託の利益に對する資本利子稅額より之を控除す。

前項の場合に於て控除すべき資本利子稅は其の貸付信託の利益に之を加算す。

甲種の資本利子にして、一、所得稅法其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者の支拂を受くる利子。二、貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子には資本利子稅を課せず。

臨時租稅增徵法の項參照され度し。

## 法人資本稅

稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の資本及び稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人にして稅法施行地に資本を有するときは其の資本に付て法人資本稅は賦課される。

稅率　千分の一

營利を目的とせざる法人にして所得稅法其の他の法律に依り所得稅を課せられざる者には法人資本稅を課せず。

稅額が年十圓に滿たざるときは年十圓とす。

所得金額なき法人の法人資本稅は之を免除す。

朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人の本法施行地に於ける資本に付ては法人資本稅を課せず。

尙、支那事變特別稅法の項を參照され度し。

## 營業收益稅

營業收益稅は營業の純益に付之を賦課する

その稅率は

法人　百分の三・四

個人　純益金額千圓以下なるとき　百分の二・二

純益金額（千圓以下の金額千圓を超ゆる金額　百分の二・二

ゆるとき　百分の二・六

法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は資本利子稅額は命令の定むる所に依り當該事業收益稅額より之を控除す。

個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は命令の定むる所に依り其の營業收益稅額より之を控除す。

營業收益稅額四百圓に滿たざるときは營業收益稅を課せず。

左の營業の純益には營業收益稅を課せず

政府の發行する印紙切手類の賣捌

度量衡の製作、修覆又は販賣

自己の採捌し又は採取したる鑛物の販賣

新聞紙法に依る出版

本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

個人の利己の收穫したる農產物、林產物畜產物、若は水產物の販賣又は之を原料とする製造

尙臨時租稅措置法に依る營業收益稅の輕減及び臨時租稅增徵法に依る法人の營業收益稅の增徵は各項に付き參照され度し。

## 臨時利得稅

本法施行地に住所を有し一年以上居所を有するものは臨時利得稅を納むる義務あり居所を有せざるも資產又は營業を有する者はその利得に付ての納稅の義務あるものとす。





法人の甲種利得（法人の現事業年度の利益が昭和六年末以前三年內に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合に於て其の超過額）利得金額の

百分の十七・二五

法人の乙種利得（昭和十一年末以前三年內に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合に於いて其の超過額）利得金額の　百分の三十

資本金十萬圓以下のものは

百分の二十五

法人の甲種利得にして臨時利得稅を課せらるる乙種利得に屬するものあるときは其の部分は之を甲種利得より控除す。

法人の甲種利得又は乙種利得の金額年千圓未滿なるときは臨時利得稅を課せず。

個人の甲種利得（個人の利益が昭和六年以前三年の平均利益を超過する場合に於て其の超過額）利得金額の　百分の十一・五

個人の乙種利得（昭和十一年以前三年の平均利益を超過する場合に於て、其の超過額）　利得金額の　百分の二十

尙、臨時租稅增徵法による增徵は同法の項を參照され度し。

## 外貨債特別稅

稅法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する者にして外貨債（外國通貨を以て表示する國債及地方債並に日本法人の發行したる社債）を所有するものには外貨債利子に付外貨債特別稅を賦課す。

外貨債利子は一月一日より六月三十日迄及七月一日より十二月三十一日迄の各期間に於いて收入したる外貨債の利子に依る。

稅額　外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年五分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年五分五厘に相當する金額に十分の七を乘じたる金額を以て其の稅額とす。

左の利子には課稅せず。

一、所得稅法其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者の所有に屬する外貨債の利子。

二、證券が本邦（關東州及南洋群島を含む）內に在らざる外貨債の利子。

三、利率年五分以下の外貨國債の利子。

四、利率年五分五厘以下の外貨國債以外の外貨債の利子。

五、起債者が外貨債利子に對する租稅を負擔すべき旨の約款ある外貨債の利子、但し其の約款が昭和十二年一月一日以前定められたるものに限る。

## 酒造稅

### 造石稅

第一種　酒精分二十三度以下の濁酒

一石に付　三十六圓

第二種　酒精分二十三度以下の精酒白酒及酒精分三十度以下の味醂、燒酎

一石に付　四十圓

第三種　酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎

一石に付　四十圓に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢を加へたる金額

第四種　酒精分二十三度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度を超ゆる味醂及酒精分四十五度を超ゆる燒酎

一石に付酒精分一度毎に

一圓八十錢

尙、酒稅法の規定に拘らず臨時租稅增徵法に依る增徵あるを以て同法を參照され度し。

## 麥酒稅

造石稅　一石に付　二十五圓

臨時租稅增徵法を參照され度し。

## 酒精及酒精含有飲料稅

造石稅　一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇毎に　一圓八十錢
但し一石に付き四十二圓を下ることを得ず　不動産價格　千分の三十
臨時租稅增徵法の項を參照され度し。

## 清凉飲料稅

第一種　玉ラムネ壜詰のもの　一石に付　七　圓
第二種　其の他の壜詰のもの　一石に付　十　圓
第三種　壜詰以外のもの　炭酸ガス使用量一瓲に付　三　圓

## 登錄稅

(一)　不動産に關する登記(第二條)
一　相續に因る所有權の取得　不動産價格　千分の五
二　遺言、贈與其の他無償名義に因る所有權の取得　不動産價格　千分の四十
但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人が無償名義又は寄附行爲に因り所有權を取得したるときは　千分の二十三
三　前各號以外の原因に因る所有權の取得　不動産價格　千分の三十
四　所有權の保存　不動産價格　千分の五
五　共有物の分割に因りて受くる不動産の價格　千分の五
六　地上權、永小作權又は賃借權の取得
イ　存續期間十年以下のもの　不動産價格　千分の一
ロ　同　二十年以下のもの　不動産價格　千分の二
ハ　同　三十年以下のもの　不動産價格　千分の四
ニ　同　五十年以下のもの　不動産價格　千分の七
ホ　同　七十年以下のもの　不動産價格　千分の十
ヘ　同　百年以下のもの　不動産價格　千分の十五
ト　同　百年を超ゆるもの　不動産價格　千分の二十
チ　存續期間の定めなきもの　不動産價格　千分の一



リ　存續期間の定めなきものにして民法第二百六十八條若は第二百七十八條の規定の適用あるもの又は借地法第二條第一項の規定の適用あるもの　不動産價格　千分の四
ヌ　相續に因る取得にして存續期間三十年を超ゆるもの　不動産價格　千分の五
ル　權利移轉に因る取得の場合に於ては既に經過した期間を存續期間より控除し其の殘期間を以て存續期間と看做す
七　地役權の取得　要役地價格　千分の一
八　華族世襲財産の設定　不動産價格　千分の二十五
九　先取特權の保存又は取得　債權金額又は不動産工事費用豫算金額　千分の三・五
十　質權、抵當權の取得　債權金額　千分の三・五
十一　信託の登記
イ　所有權に付ては　不動産價格　千分の四
ロ　所有權以外の權利に付ては　不動産價格　千分の二



十二　競賣、强制管理の申立　債權金額　千分の三・五
十三　假差押、假處分　債權金額　千分の四
十四　抵當ある債權の差押　債權金額　千分の三・五
十五　相續財産の分離
イ　所有權に付ては　不動産價格　千分の三・五
ロ　所有權以外の權利に付ては　不動産價格　千分の一
不動産に關する權利の處分の制限にして特に揭げざるもの　債權金額　千分の四
十七　抹消したる登記の回復　不動産每一箇　金四十錢
十八　假登記　不動産每一箇　金四十錢
十九　附記登記　不動産每一箇　金四十錢
二十　不動産每一箇　金二十錢
但し一件に付稅額金二圓を超ゆるときは二圓とす
二十一　登記の更正、變更又は抹消　不動産每一箇　金二十錢
但し一件に付稅額金二圓を超ゆるときは二圓とす
前項第一號乃至第三號の場合に於て共有物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依る
(二)　船舶に關する登記(第三條)
一　相續に因る所有權の取得　船舶價格　千分の三
二　遺言、贈與其の他無償名義に因る所有權の取得　船舶價格　千分の三十五
三　前各號以外の原因に因り所有權の取得　船舶價格　千分の二十五
四　委付　船舶價格　千分の三
五　所有權の保存　船舶價格　千分の三
六　賃借權の取得　船舶價格　千分の一
七　抵當權の取得　船舶價格　千分の一
前項第一號乃至第三號の場合に於て共有物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依る
(三)　信託財産たる不動産又は船舶を委託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得の登記(第三條の二)
イ　不動産　不動産價格　千分の四十
但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條の規定に依り設立したる法人が受益者なるときは千分の二十三
ロ　船舶　船舶價格　千分の三十五
(四)　鐵道抵當原簿又は軌道抵當原簿登錄(第三條の三)

一　抵當權の取得　債權金額　千分の一
一の二　信託の登錄　債權金額　千分の一
二　强制競賣、强制管理の申立　債權金額　千分の一
三　登錄の更正、變更又は抹消　每一件　金二圓
（五）工場財團登記簿、鑛業財團登記簿、漁業財團登記簿又は自動車交通事業財團登記（第三條の四）
一　抵當權の取得　債權金額　千分の一
二　信託の登記　債權金額　千分の一
三　競賣、强制管理の申立　債權金額　千分の一
四　假差押、假處分　債權金額　千分の一
五　抵當ある債權の差押　債權金額　千分の一
六　滯納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に揭げざるもの　債權金額　千分の一
七　抹消したる登記の回復　每一件　金二圓
八　假登記　每一件　金二圓
九　附記登記　每一件　金二圓
十　登記の更生、變更又は抹消　每一件　金二圓
（六）農業用動產の抵當權に關する登記（第三條の五）
一　抵當權の取得　債權金額　千分の二
但し稅額金二十錢未滿なるときは二十錢とす
二　抹消したる登記の回復　農業用動產　每一箇　金十錢
三　假登記　同　同　金十錢
四　附記登記　同　同　金五錢
但し一件に付稅額金一圓を超ゆるときは金一圓とす
五　登記の更正、變更又は抹消　農業用動產　每一箇　金十錢
但し一件に付稅額一圓を超ゆるときは金一圓とす
（七）船舶の登錄（第四條）
一　新規登錄　每十噸　金五十錢
二　轉籍　同　同　金十錢
三　除籍　同　同　金五錢
四　登錄の變更　船舶每一箇　金十錢
（八）商事會社其の他營利を目的とする法人の登記（第六條）
一　合名會社、合資會社設立　財產を目的とする出資の價格　千分の五
二　合名會社、合資會社出資增加　財產を目的とする增出資の價格　千分の五
三　株式會社設立　拂込株金額　千分の五
四　株式會社資本增加　增加拂込株金額　千分の五
五　株式會社第二回以後の株金拂込　每回拂込株金額　千分の五
六　株式合資會社設立　拂込株金額財產を目的とする株金以外の出資の價格　千分の五
七　株式合資會社資本增加　增資拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格　千分の五
八　株式合資會社第二回以後の株金拂込　每回拂込株金額　千分の五
八の二　有限會社設立出資の價格　千分の五
八の三　有限會社資本增加增出資の價格　千分の五
九　合併又は組織變更に因る會社の設立





拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格　千分の一
但し合併に因り消滅したる會社又は組織變更を爲したる會社の合併當時又は組織變更當時の拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格を超過する金額に付ては　千分の五
十　合併に因る會社資本の增加　增資拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格　千分の一
但し合併に因り消滅したる會社の合併當時の拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格を超過する金額に付ては　千分の五
十一　社債又は第二回以後の社債拂込商法第三百三條又は其準用規定に依る拂込ありたる日（賣出の方法に依り發行したる場合に於ては賣出濟了の日）より最終の償還期限に至る期間一年以下のもの　每回拂込金額　千分の一
同　三年以下のもの　每回拂込金額　千分の二
同　三年を超ゆるもの　每回拂込金額　千分の三
但し產業債券、商工債券、農工債券、北海道拓殖債券、興業債券、東洋拓殖債券、東北興業債券、又は燃料興業債券に付ては　千分の二
十一の二　本店又は支店の移轉　每一件　金十圓
十一の三　支配人の選任又は代理權の消滅　每一件　金十圓
十一の四　社員の業務執行權の喪失　每一件　金十圓
十一の五　取締役又は監査役の職務執行　每一件　金十圓
十一の六　取締役又は監査役の職務代行者の選任　每一件　金十圓
十一の七　取締役又は無限責任社員の職務を行ふ監査役の選任　每一件　金十圓
十二　登記事項の變更消滅又は廢止　每一件　金十圓
十三　登記の更生又は抹消　每一件　金十圓
十三の二　會社の繼續の登記　每一件　金十圓
十三の三　合併を無效とする判決が確定したる場合の合併による消滅した會社に付ての回復の登記　每一件　金十圓
十三の四　會社設立の無效又は取消　每一件　金七圓
十四　解散　每一件　金七圓
十五　商法第百二十三條又は其準用規定による登記　每一件　金二圓
十五の二　清算人の職務執行の停止、その取消又は變更　每一件　金二圓
十五の三　清算人の職務代行者の選任、解任又は變更　每一件　金二圓
十五の四　清算人の職務を行ふ監査役の選任、解任又は變更　每一件　金二圓
十五の五　清算の結了　每一件　金二圓
十六　支店所在地に於て前項各號の登記を受くるときは每一件金二圓、朝鮮、臺灣、關東州、樺太、若は南洋群島に於ける法人又は外國會社が登記を受くるときも亦同じ。
（九）商號の新設其他に關する登記（第六條の二）

一　商號の新設又は取得　每一件　金十圓
二　支配人の選任又は代理權の消滅　每一件　金十圓
三　船舶管理人の選任又は代理權の消滅　每一件　金十圓
四　商法第五條第七條に依る登記　每一件　金五圓
四の二　商法第二十六條第二項の登記　每一件　金五圓
五　民法第七百九十四條第七百九十五條及第七百九十七條に依る登記　每一件　金五圓
六　登記事項の變更、消滅又は廢止　每一件　金二圓
七　登記の更正又は抹消　每一件　金二圓
支店所在地に於て前各號の登記を受くるときは　每一件　金一圓
(十)　辯護士名簿の登錄(第七條)
一　新規登錄　金二十圓
二　登錄換　金十圓
三　取消の請求　金一圓
(十一)　醫師其他の官簿登錄(第八條)
一　新規登錄　醫師　金二十圓
藥剤師　金十二圓
獸醫　金十二圓
歯科醫工　金五圓
假開業醫師　金十圓
假免許歯科醫　金三圓
假免許歯科醫工　金一圓
二　登錄事項の變更　每一件　金五十錢
(十二)　海員の官簿登錄(第九條)
一　新規登錄
甲種船長　金十五圓
甲種一等運轉士　金十圓
甲種二等運轉士　金六圓
乙種船長　金十圓
乙種一等運轉士　金四圓
乙種二等運轉士　金三圓
丙種船長　金六圓
丙種運轉士　金二圓
機關長　金十五圓
一等機關士　金十圓
二等機關士　金六圓
三等機關士　金三圓
水先人　金二十圓
二　登錄事項の變更　每一件　金五十錢
(十三)　著作權に關する登錄(第十條)
一　著作權の移轉　每一件　金一圓
イ　相續　每一件　金十圓
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金五圓
二　著作權を目的とする質權の設定　債權金額　千分の五
三　前號の權利の移轉
イ　相續　每一件　金五十錢
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金一圓
四　無名又は變名著作物の著作者の實名登錄　每一件　金二圓
四の二　信託の登錄　每一件　金二圓
四の三　滯納處分以外の原因に因る第一號及第二號の權利の處分の制限　債權金額の千分の四
四の四　著作年月日の登錄　每一件　金一圓
四の五　抹消したる登錄の回復　每一件　金五十錢
四の六　假登錄　每一件　金五十錢
五　登錄の更正、變更又は抹消　每一件　金二十錢
(十四)　出版權に關する登錄
一　出版權の設定　每一件　金十圓
二　出版權の移轉
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金五圓
二　著作權を目的とする質權の設定　債權金額　千分の五
三　前號の權利の移轉
イ　相續　每一件　金五十錢
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金一圓
三　出版權を目的とする質權の設定　債權金額　千分の五





イ　相續　每一件　金一圓
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金五十錢
三　出版權を目的とする質權の設定　債權金額　千分の五
四　前號の權利の移轉
イ　相續　每一件　金五十錢
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金一圓
五　信託の登錄　每一件　金一圓
六　滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限　債權金額　千分の四
七　抹消したる登錄の回復　每一件　金五十錢
八　假登錄　每一件　金五十錢
九　登錄の更正、變更又は抹消　每一件　金二十錢
(十五)　意匠に關する登錄(第十一條)
一　意匠權の移轉
イ　相續　每一件　金一圓
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金二圓
二　實施權の設定又は保存　每一件　金一圓
三　前二號の權利を目的とする質權の設定　債權金額　千分の五
四　前二號の權利の移轉　每一件　金五十錢
(十六)　意匠に關する登錄(第十二條)
一　實用新案權の移轉
イ　相續　每一件　金一圓
ロ　相續以外の原因に因る移轉　每一件　金二圓
二　實施權の設定又は保存　每一件　金一圓
三　前二號の權利を目的とする質權の設定　債權金額　千分の五
四　前二號の權利の移轉　每一件　金五十錢

ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金一圓
五 信託の登錄　每一件　金一圓
六 滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限　債權金額　千分の四
七 代理人の選任又は代理權の登錄　每一件　金五十錢
八 抹消したる登錄の回復　每一件　金五十錢
九 假登錄　每一件　金五十錢
十 登錄の更正、變更又は抹消　每一件　金二十錢

(十八) 商標に關する登錄(第十三條)

一 商標權の移轉
イ 相續　每一件　金一圓
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金十圓
二 信託の登錄　每一件　金二圓
三 代理人の選任又は代理權の登錄　每一件　金五十錢
四 抹消したる登錄の回復　每一件　金五十錢
五 假登錄　每一件　金五十錢
六 登錄の更正、變更又は抹消　每一件　金五十錢

(十九) 鑛業に關する登錄(第十四條)

一 試掘權の設定　每一件　金一圓
二 試掘權の變更
イ 增區又は增減區　每一件　金四十五圓
ロ 減區　每一件　金十圓
三 試掘權の移轉
イ 相續　每一件　金十圓
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金四十五圓
四 採掘權の設定
イ 新規登錄　每一件　金二百圓
ロ 鑛區合併　每一件　金五十圓
ハ 鑛區分割　設定鑛區每一件　金五十圓
五 採掘權の變更
イ 鑛區改訂　每一件　金五十圓
ヒ 增區又は增減區　每一件　金百圓
ハ 減區　每一件　金二十圓
六 採掘權の移轉
イ 相續　每一件　金二十圓
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金百圓
七 抵當權の設定
イ 新規登錄　債權金額　千分の五
ロ 鑛業法第三十五條第二項に基き爲したる承諾及協定に因る設定　每一件　金五圓
八 順位の變更に因る抵當權の變更　每一件　金十圓
九 抵當權の移轉
イ 相續　每一件　金五圓
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金十圓
十 信託の登錄　每一件　金十圓
十一 共同鑛業權者脫退　每一件　金五圓
十二 滯納處分以外の原因に因る業權又は抵當權の處分の制限　債權金額　千分の四
十三 廢業に因る鑛業權の消滅　每一件　金五圓
十四 抹消したる登錄の回復　每一件　金四十錢
十五 假登錄　每一件　金四十錢
十六 登錄の更正、變更又は抹消　每一件　金二十錢

(二十) 砂鑛業に關する登錄(第十五條)

一 砂鑛權の設定
イ 新規登錄　債權金額　千分の五
ロ 砂鑛區の合併又は分割の出願に付砂鑛法に基き爲したる承諾又は協定に因る設定　每一件　金五圓
二 砂鑛區の變更
イ 增區　採取區域河床は每二里迄其の他は每十萬坪迄　金十五圓
ロ 砂鑛區合併　每一件　金三圓
ハ 砂鑛區分割　設定砂鑛區每一箇　金三圓
二 砂鑛區の變更
イ 增區　採取區域河床は每二里迄其の他は每十萬坪迄　金十五圓
ロ 減區　每一件　金一圓
但し增區と同時に爲す減區に付ては此の限にあらず
三 砂鑛區の移轉
イ 相續　每一件　金五圓
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金十五圓
四 抵當權の設定
イ 新規登錄　債權金額　千分の五
ロ 砂鑛區の合併又は分割の出願に付砂鑛法に基き爲したる承諾又は協定に因る設定　每一件　金五圓
五 順位の變更に因る抵當權の變更　每一件　金十圓
六 抵當權の移轉



イ 相續　每一件　金五圓
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金十圓
七 信託の登錄　每一件　金十圓
八 滯納處分以外の原因に因る砂鑛權又は抵當權の處分の制限　債權金額　千分の四
九 廢業に因る砂鑛權の消滅　每一件　金一圓
十 抹消したる登錄の回復　每一件　金四十錢
十一 假登錄　每一件　金四十錢
十二 登錄の更正、變更又は抹消　每一件　金二十錢
十三 入漁權の設定　每一件　金三圓
四 入漁權の保存　每一件　金五十錢
五 入漁權の移轉
イ 相續　每一件　金五十錢
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金二圓
六 入漁權の持分の移轉
イ 相續　每一件　金二十錢
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金五十錢
七 貨借權の取得
イ 相續　每一件　金五十錢
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金二圓
八 先取特權の保存又は取得　債權金額又は工事費用豫算金額　千分の五
九 抵當權の設定又は移轉
イ 設定　債權金額　千分の五
ロ 相續　每一件　金一圓
ハ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金二圓
十 信託の登錄　每一件　金二圓
十一 競賣、强制管理の申立　債權金額　千分の五
十二 假差押、假處分

(二十一) 漁業權又は入漁權に關する登錄(第十五條の二)

一 漁業權の移轉
イ 相續　每一件　金一圓
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金五圓
二 漁業權の持分の移轉
イ 相續　每一件　金四十錢
ロ 相續以外の原因に因る移轉　每一件　金一圓
三 入漁權の設定　每一件　金三圓

| | | |
|---|---|---|
| 十三 | 債權金額 | 千分の四 |
| 十四 | 抵當ある債權の差押 債權金額 | 千分の五 |
| 十五 | 滯納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの 債權金額 | 千分の四 |
| 十六 | 抹消したる登錄の回復 每一件 | 金四十錢 |
| 十七 | 假登錄 每一件 | 金四十錢 |
| 十八 | 附記登錄 每一件 | 金二十錢 |
| 十九 | 登錄の更正、變更又は抹消 每一件 | 金二十錢 |
| (二十) | 法人の合併に因る不動產又は船舶に關する權利の取得(第十六條) 不動產又は船舶の價格 | 千分の三 |

## 骨牌稅

| | | |
|---|---|---|
| 麻雀 | 一組每 | 金三圓 |
| 其の他 | 一組每 | 金五十錢 |

## 取引所稅

**取引所營業稅**

稅率 賣買手數料收入金額百分の十五

**取引稅**

取引所に於ける賣買取引にして差金の授受に依りて決濟を爲し得るものには其の賣買各約定金高に對し左の稅率に依り取引稅を課す。

第一種 地方債券又は社債券の賣買取引

甲 七日以內の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの

千分の〇・六

乙 其の他のもの 萬分の一

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以內の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其の他のもの 萬分の二・五

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ履行期に於てのみ差金の授受に依りて決濟を爲し得る取引に屬するもの 萬分の一・二五

乙 其の他のもの 萬分の二・五

賣買を解約するも其の稅金は之を免除せず 國債證券の賣買取引には取引稅を課せず。

尙、臨時租稅增徵法の項參照され度し

## 有價證券移轉稅

有價證券の賣買、交換、贈與、遺贈其の他の原因に依る移轉ありたるときは其の取





## 相續稅

### ○家督相續稅率

| 相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき 課稅價格 | 相續人が被相續人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者被相續人の家族たる直系尊屬又は入夫なる時 | 相續人が民法第九百八十五條に依り選定せられたるものなる時 |
|---|---|---|
| 千分の五 千分の六 千分の七 千分の八 千分の十 千分の十五 千分の二十 千分の二十五 千分の三十 千分の四十 千分の五十 千分の六十 千分の七十 千分の八十 千分の九十 千分の百 | 千分の六 千分の七 千分の八 千分の十 千分の十五 千分の二十 千分の二十五 千分の三十 千分の四十 千分の五十 千分の六十 千分の七十 千分の八十 千分の九十 千分の百 | 千分の八 千分の十 千分の十五 千分の二十 千分の二十五 千分の三十 千分の四十 千分の六十 千分の七十 千分の八十 千分の九十 千分の百 |

### ○遺産相續稅率

| 相續人が直系尊屬なるとき 課稅價格 | 相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき | 相續人が其他の者なるとき |
|---|---|---|
| 千圓以下の金額 | 千分の十二 | 千分の十七 |
| 千圓を超ゆる金額 | 千分の十四 | 千分の二十 |
| 五千圓を超ゆる金額 | 千分の十七 | 千分の二十五 |
| 一萬圓を超ゆる金額 | 千分の二十 | 千分の三十五 |
| 二萬圓を超ゆる金額 | 千分の二十五 | 千分の四十五 |
| 三萬圓を超ゆる金額 | 千分の三十五 | 千分の五十五 |
| 四萬圓を超ゆる金額 | 千分の四十五 | 千分の六十五 |
| 五萬圓を超ゆる金額 | 千分の五十五 | 千分の七十五 |
| 七萬圓を超ゆる金額 | 千分の六十五 | 千分の八十五 |
| 十萬圓を超ゆる金額 | 千分の七十五 | 千分の九十五 |
| 十五萬圓を超ゆる金額 | 千分の八十五 | 千分の百 |
| 二十萬圓を超ゆる金額 | 千分の九十五 | 千分の百十五 |
| 三十萬圓を超ゆる金額 | 千分の百 | 千分の百二十五 |
| 四十萬圓を超ゆる金額 | 千分の百十五 | 千分の百三十五 |
| 五十萬圓を超ゆる金額 | 千分の百二十五 | 千分の百四十五 |
| 七十萬圓を超ゆる金額 | 千分の百三十五 | 千分の百六十五 |
| 百萬圓を超ゆる金額 | 千分の百四十五 | 千分の百八十 |
| 二百萬圓を超ゆる金額 | 千分の百六十 | 千分の百九十五 |
| 三百萬圓を超ゆる金額 | 千分の百七十五 | 千分の二百十 |
| 五百萬圓を超ゆる金額 | 千分の百八十 | |

課稅價格が家督相續に在りては五千圓、遺產相續に在りては千圓に滿たざるときは相續稅を課せず。

尙臨時租稅增徵法に依る增徵あるを以て同法の項參照され度し。

得者より有價證券移轉稅を課す。有價證券とは國債證券、地方債證券、社債券、產業債券、商工債券及株券並外國又は外國法人の發行する此等の性質を有する證券を謂ふ

稅率

第一種　有價證券仲買人を買受人とする賣買取引に因る移轉　萬分の一
　國債證券　取得價額
　其の他の有價證券　取得價額

第二種　第一種以外の移轉　萬分の二
　甲　取引所の實物市場に於ける賣買取引に因る移轉　萬分の二
　　國債證券　取得價額
　　其の他の有價證券　取得價額
　乙　其の他　萬分の四
　　國債證券　取得價額
　　其の他の有價證券　取得價額

取得價額は賣買に因る移轉に付ては賣買價額に依り其の他の原因に依るものに付ては移轉の時の價格に依る。

營利を目的とせざる法人にして所得稅法其の他の法律に依り所得稅を課せられざる者は有價證券移轉稅を納むることを要せず

一年内の期限を以て發行する國債證券並に地方債證券、勸業債券及命令を以て指定する社債券にして額面金額二十圓以下のものに付ては有價證券移轉稅を納むることを要せず

左の各號に付ては有價證券移轉稅を納むることを要せず。

一、相續、法人の合併又は保險業法第十三條の五の規定に依る保險契約の全部の移轉に因る有價證券の移轉

二、日本銀行を賣買の當事者とする國債證券の移轉

三、信託の場合に於ける委託者より受託者への有價證券の移轉

四、信託終了の場合に於ける受託者より委託者又は其の相續人への有價證券の移轉

五、消費貸借及其の終了の場合に於ける無記名有價證券の移轉

六、短期清算取引に於ける受渡調節の爲の賣買取引を業とする會員又は取員の代引に因る有價證券の移轉

七、第一號及第三號の場合の外會社が自己の株式を取得する場合に於ける有價證券の移轉

八、賣出の方法に依り發行する場合の有價證券の移轉

## 印紙稅

左に揭ぐる證書、帳簿に關しては證書は一通毎、帳簿は一冊一年以内の附込に對し一通毎、帳簿は一冊一年以内の附込に對し

| | |
|---|---|
| 不動產、鑛業財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書 | 記載金高五十圓以下のもの　二錢<br>百圓以下　三錢<br>五百圓以下　十錢<br>千圓以下　二十錢<br>一萬圓以下　五十錢<br>一萬圓以上　一圓 |
| 消費貸借に關する證書 | 記載金高なきもの　三錢 |
| 請負に關する證書 | 二錢 |
| 運送に關する證書 | |
| 傭船契約書 | |
| 委任狀 | |
| 約束手形 | |
| 爲替手形 | |
| 銀行預金證書 | |
| 產業組合又は產業組合聯合會の發する貯金證書 | |
| 產業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合會の發する出資證券 | |
| 船荷證券 | |
| 運送貨物引換證 | |



倉庫證券
保險證券
株券
債券
相互保險會社の發する基金證券
株式申込證
社債申込證
地上權、永小作權又は地役權に關する證書
使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書
信託行爲に關する證書
無盡に關する證書
定款又は組合契約書
權利の變更に關する證書
追認又は承認に關する證書
物品切手
受取書
質權、抵當權に關する證書
前各號以外の證書
預金通帳
前號以外の通帳
判取帳

三錢
五錢
五十錢

## 鑛業稅

鑛區稅　鑛區一千坪毎に（試掘　金三十錢　採掘　金六十錢）

鑛產稅　鑛產物の價格の千分の五

砂鑛區稅（河床　砂鑛區域一町毎に三十錢　河床に非ざるもの　砂鑛區域一千坪毎に三十錢）

特別鑛產稅　は臨時租稅增徵法によりて新設せられ、臨時租稅調整法により減免せられるを以て兩法を參照せられ度し。

## 砂糖消費稅

一、砂糖

第一種　砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖　百斤に付　九十錢

甲　樽入黑糖　百斤に付　九十錢

乙　樽入白下糖但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及び全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く　百斤に付　一圓八十錢

丙　其の他のもの　百斤に付　二圓二十五錢

第二種　砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖　百斤に付　四圓五十五錢

第三種　砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖　百斤に付　六圓七十五錢

第四種　砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖　百斤に付　七圓七十五錢

第五種　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの　百斤に付　九圓五十錢

二、糖蜜

第一種　氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量が全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付　二圓七十錢

乙　其の他のもの　糖分を蔗糖として計算したる重量が百斤に付　七圓七十五錢の割合を以て算出したる金額

第二種　其の他の糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量が全重量の百分の六十を超えざるもの　百斤に付　九十錢

乙　其の他のもの　百斤に付　二圓二十五錢

三、糖水　百斤に付　六圓七十五錢

尙、臨時租稅增徵法により砂糖消費稅法の規定に拘らず增徵の規定あり、更に支那事變特別稅による增徵もあるに付、兩法を參照せられ度し。

## 織物消費稅

稅率　織物の價格　百分の九

左の各項に該當するものは織物消費稅を課せず(第一條)

一、綿織物

二、麻又は麻と綿とを以て組成し其の麻の單絲が英式番手四十二番を超えざるもの

三、經絲に綿糸のみを用ひ、緯絲に左の絲のみを用ゐたるもの

イ　紡毛絲

ロ　命令を以て紡毛絲と看做したる絲

ハ　紡毛絲及命令を以て紡毛絲と看做したる絲

ニ　綿糸及イ、ロ又はニに揭ぐる絲

外國に輸出する織物又は製品と爲して外國に輸出せんとする織物及自己又は其の家族の用に供する爲自ら製造したる織物には消費稅を免除す。

尙臨時租稅調整法を參照され度し。

## 揮發油稅

揮發油(攝氏十五度に於ける比重〇・八一七を超えざる礦油を謂ふ)には揮發油稅を課す、但し石炭、亞炭、油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油には此の限に在らず。

稅率一キロリットルに付　十三圓二十錢

政府の承認を受け他の製造場又は保稅地域に移入する目的を以て製造場又は保稅地域より引取る場合に於ては引取先を以て製造場と看做し引取人を以て製造者と看做し揮發油稅を課せず。

## 狩獵免許稅

一等　所得稅二百圓以上を納むる者又は其の家族　金五十圓

二等　所得稅を納むる者又は其の家族　金三十圓

三等　一等及二等以外の者　金十五圓

## 臨時租稅增徵

當分の內臨時租稅增徵法に依り所得稅、法人の營業收益稅、資本利子稅、相續稅、鑛產稅、酒稅、砂糖消費稅、取引所稅及臨時利得稅を增徵し金鑛及銀鑛に特別鑛產稅を課す。

### ○所得稅

一、第一種甲法人の普通所得丙法人の淸算所得の稅率百分の五を百分の十、百分の十を百分の二十とした場合の差額を增徵す。

二、第二種甲及乙の所得に對する所得稅に付ては所得稅法の規定に拘らず左の稅率に依る

甲

| | |
|---|---|
| 國債の利子 | 百分の二 |
| 國債以外の公債の利子 | 百分の六 |
| 其の他 | 百分の七・五 |

乙

三、第三種の所得稅は所得稅法の規定に拘らず所得金額を左の各級に區分して遞次に各稅率を適用す

| | |
|---|---|
| 千二百圓以下の金額 | 百分の一 |
| 千二百圓を超ゆる金額 千五百圓 | 百分の二・五 |
| 千五百圓 同 二千圓 | 百分の四 |
| 二千圓 同 三千圓 | 百分の五・五 |
| 三千圓 同 五千圓 | 百分の七 |
| 五千圓 同 七千圓 | 百分の九 |
| 七千圓 同 一萬圓 | 百分の十一 |
| 一萬圓 同 一萬五千圓 | 百分の十三 |
| 一萬五千圓 同 二萬圓 | 百分の十六 |
| 二萬圓 同 三萬圓 | 百分の十九 |
| 三萬圓を超ゆる金額 五萬圓 同 | 百分の二十二 |
| 五萬圓 同 七萬圓 同 | 百分の二十五 |
| 七萬圓 同 十萬圓 同 | 百分の二十八 |
| 十萬圓 同 十五萬圓 同 | 百分の三十一 |
| 十五萬圓 同 二十萬圓 同 | 百分の三十四 |
| 二十萬圓 同 三十萬圓 同 | 百分の三十七 |
| 三十萬圓 同 五十萬圓 同 | 百分の四十 |
| 五十萬圓 同 七十萬圓 同 | 百分の四十三 |
| 七十萬圓 同 百萬圓 同 | 百分の四十六 |
| 百萬圓 同 | 百分の五十 |

### ○營業收益稅

法人の營業收益稅は稅率百分の三・四を百分の四としたる場合の差增額を增徵す

### ○資本利子稅

稅率百分の二を百分の四としたる場合の差增額に相當する稅額を增徵す、但し貯蓄銀行の所有する國債の利子に對する資本利子稅に付ては此の限りにあらず。

### ○鑛業稅

一、鑛產稅に付ては稅率千分の五を千分の六としたる場合の差增額を增徵す

二、金鑛及銀鑛には鑛產物の價格の千分の十三の稅率に依り特別鑛產稅を課す

### ○酒稅

酒稅中淸酒、白酒、味醂及燒酎の造石稅は酒造法の規定に拘らず左の稅率に依る



### ○相續稅

相續稅法に規定せられたる稅率に拘らず左の各級に區分し遞次に各稅率を適用す。

一、家督相續

| 課稅價格 | 相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき | 相續人が被相續人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者被相續人の家族たる直系卑屬又は入夫なる時 | 相續人が民法第九百八十五條に依り選定せられたる者なるとき |
|---|---|---|---|
| 千分の六 | 千分の七 | 千分の七 | 千分の十 |
| 千分の七 | 千分の九 | 千分の九 | 千分の十二 |
| 千分の九 | 千分の十二 | 千分の十二 | 千分の十五 |
| 千分の十二 | 千分の十五 | 千分の十五 | 千分の二十五 |
| 千分の十五 | 千分の二十五 | 千分の二十五 | 千分の四十 |
| 千分の二十五 | 千分の三十五 | 千分の三十五 | 千分の六十 |
| 千分の三十五 | 千分の五十 | 千分の五十 | 千分の八十 |
| 千分の五十 | 千分の六十五 | 千分の六十五 | 千分の百 |
| 千分の六十五 | 千分の八十 | 千分の八十 | 千分の百二十 |
| 千分の八十 | 千分の百 | 千分の百 | 千分の百六十 |
| 千分の百 | 千分の百二十 | 千分の百二十 | 千分の二百 |
| 千分の百二十 | 千分の百四十 | 千分の百四十 | 千分の二百二十 |
| 千分の百四十 | 千分の百六十 | 千分の百六十 | 千分の二百四十 |
| 千分の百六十 | 千分の百八十 | 千分の百八十 | 千分の二百六十 |
| 千分の百八十 | 千分の二百 | 千分の二百 | 千分の二百八十 |
| 千分の二百 | 千分の二百二十 | 千分の二百二十 | 千分の三百二十 |
| 千分の二百二十 | 千分の二百四十 | 千分の二百四十 | 千分の三百二十 |
| 千分の二百四十 | 千分の二百六十 | 千分の二百六十 | 千分の三百二十 |
| 千分の二百六十 | 千分の二百八十 | 千分の二百八十 | 千分の三百二十 |
| 千分の二百八十 | 千分の三百二十 | 千分の三百二十 | 千分の三百二十 |

一、酒精分二十三度以下の清酒及白酒並に酒精分三十度以下の味醂及燒酎
一石に付四十五圓　但し連續式蒸餾機に依り製造したる燒酎に付ては一石に付二圓を加へたる金額
二、酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎
一石に付　四十五圓に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓七十錢を加へたる金額
三、酒精分二十三度を超ゆる清酒分白酒酒精分三十度を超ゆる味醂並に酒精分四十五度を超ゆる燒酎
一石に付　酒精分一度毎に二圓十五錢

**◎麥酒稅**
稅率一石に付二十五圓を三十五圓としたる差增額を增徵す。

**◎酒精及酒精含有飲料稅**
造石稅一圓八十錢を二圓十五錢、四十二圓を五十圓としたる場合の差增額を增徵す。

**◎砂糖消費稅**
砂糖消費稅法の規定に拘らず左の稅率に依つて課稅す

一、砂糖

甲　樺太黑糖及樺太白下糖但し分蜜したるもの、黑糖及白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの並に全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く
　百斤に付　一　圓
乙　其の他のもの
　百斤に付　二圓七十錢
第二種　砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖　百斤に付　六圓五十錢
第三種　砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖　百斤に付　八　圓
第四種　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの　百斤に付　十　圓
二、糖蜜
第一種　氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜
甲　糖分を蔗糖として計算したる重量金重量の百分の七十を超えざるもの
　百斤に付　三圓五十錢
乙　其の他のもの
　糖分を蔗糖として計算したる重量
　百斤に付　八　圓
第二種　其の他の糖蜜
甲　糖分を蔗糖として計算したる重量金重量の百分の六十を超えざるもの
　百斤に付　一　圓
乙　其の他のもの
　百斤に付　二圓七十錢
三、糖水
　百斤に付　六圓五十錢

**◎取引所稅**
一、取引所營業稅稅率百分の十五を百分の十六・五としたる場合の增差額を增徵す
二、第二種有價證券の賣買取引に對する取引稅稅率萬分の一・五を二・七、萬分の二・五を四・五としたる場合の差增額を增徵す

**◎臨時利得稅**
稅率百分の十五、百分の八を百分の十としたる場合の差增額を增徵す

## 臨時租稅措置

當分の內臨時租稅措置法に依り所得稅、田畑地租、營業收益稅、鑛產稅、特別鑛產稅、機物消費稅、登錄稅及臨時利得稅を輕減又は免除し砂金以外の砂鑛に付特別砂鑛區稅を課す。

**◎田畑地租**
個人の田畑自作の所得が平常所得に對し二割五分以上減少したるとき田畑地租を輕減す
　輕減額は左の割合の金額とす。
　減少割合が二割五分以上三割五分未滿なるとき　田畑地租の二割
　同三割五分以上五割未滿なるとき　田畑地租の三割
　同五割以上七割未滿なるとき　田畑地租の四割
　同七割以上なるとき　田畑地租の五割

**◎營業收益稅**
法人又は個人の營業の純益が平常純益に對し、二割五分以上減少したるとき營業收益稅を輕減す
　輕減額は左の割合の金額とす
　減少割合が二割五分以上三割五分未滿なるとき　營業收益稅の二割
　同三割五分以上五割未滿なるとき　營業收益稅の三割
　同五割以上七割未滿なるとき　營業收益稅の四割
　同七割以上なるとき　營業收益稅の五割
　左の各項に該當する場合は輕減せず
イ、法人の營業の純益が年六千圓以上な



二、遺產相續

| 課稅價格 | 相續人が直系卑屬なるとき | 相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき | 相續人が其の他の者なるとき |
|---|---|---|---|
| 千圓以下の金額 | 千分の十二 | 千分の十四 | 千分の二十 |
| 千圓を超ゆる金額五千圓 | 千分の十四 | 千分の十七 | 千分の二十五 |
| 一萬圓 | 千分の十四 | 千分の十七 | 千分の三十五 |
| 二萬圓 | 千分の十七 | 千分の二十三 | 千分の五十 |
| 三萬圓 | 千分の二十三 | 千分の三十 | 千分の七十 |
| 四萬圓 | 千分の三十 | 千分の四十五 | 千分の九十 |
| 五萬圓 | 千分の四十五 | 千分の六十 | 千分の百十 |
| 七萬圓 | 千分の六十 | 千分の八十 | 千分の百三十 |
| 十萬圓 | 千分の八十 | 千分の百 | 千分の百五十 |
| 十五萬圓 | 千分の百 | 千分の百二十 | 千分の百七十 |
| 二十萬圓 | 千分の百二十 | 千分の百四十 | 千分の百九十 |
| 三十萬圓 | 千分の百四十 | 千分の百六十 | 千分の二百十 |
| 四十萬圓 | 千分の百六十 | 千分の百八十 | 千分の二百三十 |
| 五十萬圓 | 千分の百八十 | 千分の二百 | 千分の二百五十 |
| 七十萬圓 | 千分の二百 | 千分の二百二十 | 千分の二百八十 |
| 百萬圓 | 千分の二百二十 | 千分の二百五十 | 千分の三百十 |
| 二百萬圓 | 千分の二百五十 | 千分の二百八十 | 千分の三百四十 |
| 三百萬圓 | 千分の二百八十 | 千分の三百十 | 千分の三百七十 |
| 五百萬圓 | 千分の三百十 | 千分の三百四十 | 千分の四百 |
| 同 | 千分の三百四十 | 千分の三百七十 | 千分の四百三十 |
| 同 | 千分の三百五十 | 千分の四百 | |
| 同 | 千分の三百八十 | | |

**第一種　砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖**

るとき又は資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を超ゆるとき

ロ、個人の營業の純益が六千圓以上なるとき

ハ、法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき

◎鑛業稅

昭和十三年一月一日以後鑛區の合併、分割又は分合に依らずして設定せられたる採掘權に基き其の鑛區より產出したる鑛物にして命令を以て指定するものには鑛產稅又は特別鑛產稅を課せず命令を以て指定する鑛物又は其の鑛產物の每年の產出數量が昭和十二年中の產出數量を超過せる部分は付鑛產稅又は特別鑛產稅を免除す

砂金以外の砂鑛の採取を目的とする砂鑛權者には左の稅率に依り每年特別砂鑛區稅を課す

河床　砂鑛區一町每に　金三十錢

河床に非ざるもの　砂鑛區域一千坪每に　金三十錢

◎纖物消費稅

命令を以て定むる混紡絲は之を纖物消費稅を課せざる絲と看做す

絲絲又は絲絲と人造絲絲とを以て組成したる纖物にして命令を以て定むるものは絲絲纖物と看做す

## 支那事變特別稅

當分の內支那事變特別稅法に依り所得稅法人資本稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、取引所稅及印紙稅を增徵し利益配當稅、公債及社債利子稅、建築稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品稅、遊興飲食稅を課す

◎所得稅

一、法人の普通所得及清算所得に對する所得稅に付ては臨時租稅增徵法の規定に拘らず所得稅法及臨時租稅增徵法の規定する稅率百分の五を以て算出したる稅額を增徵す

法人の超過所得に對する所得稅は所謂稅法の規定する稅率を以て算出したる稅額の百分の十に相當する稅額を增徵す

前二項の規定に依る普通所得及超過所得に對する所得稅の增徵稅額は左の金額より普通所得稅額（臨時租稅增徵法第二十一條の二の規定に依り普通所得に對する所得稅額を含まず）と臨時利得稅額との合計金額を控除したる殘額を超ゆることを得ず

普通所得の百分の五十五に相當する金額より普通所得中留保したる金額の百分の十五に相當する金額を控除したる殘額

二、所得稅中第二種甲及乙の所得に對しては所得稅法及臨時租稅增徵法の規定に拘らず左の稅率に依り賦課す

甲

國債の利子

利率年四分以下のもの　百分の二

利率年四分を超ゆるもの　百分の二・五

國債以外の公債の利子

利率年四分五厘以下のもの　百分の六・五

利率年四分五厘を超ゆるもの　百分の七・五

社債の利子

利率年四分五厘以下のもの　百分の八

利率年四分五厘を超ゆるもの　百分の九・五

其の他　百分の八

乙　百分の十二・五

三、第三種所得稅に付ては所得稅額の百分の二十二・五に相當する稅額を增徵す

第三種の所得千圓以上なるときは所得稅法の規定に拘らず所得稅を課す



◎法人資本稅

稅率千分の一を千分の一・二としたる場合の差增額に相當する稅額を增徵す

◎清涼飲料稅

清涼飲料稅法第二條の規定に拘らず左の稅率に依る

第一種　玉ラムネ壜詰のもの　一石に付　八圓五十錢

第二種　其の他の壜詰のもの　一石に付　十　五　圓

第三種　壜詰以外のもの　炭酸ガス使用量　一瓩に付　四圓五十錢

◎砂糖消費稅

砂糖消費稅法及臨時租稅增徵法の規定に拘らず左の稅率に依る

一、砂糖

第一種　砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

甲　樽入黑糖及樽入白下糖但し分蜜したるもの、黑糖及白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの並に全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く　百斤に付　一圓七十錢

乙　其の他のもの　百斤に付　四　圓

第二種　砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖　百斤に付　七圓八十錢

第三種　砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖　百斤に付　九圓三十錢

第四種　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの　百斤に付　十一圓七十錢

二、糖蜜

第一種　氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付　四圓六十錢

乙　其の他のもの　糖分を蔗糖として計算したる重量　百斤に付　九圓三十錢

第二種　其の他の糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの　百斤に付　一圓七十錢

乙　其の他のもの　百斤に付　四　圓

三、糖水　百斤に付　七圓八十錢

◎取引所稅

第二種有價證券の賣買取引に對する取引稅に付ては臨時租稅增徵法の規定に拘らず取引所稅法に規定する稅率萬分の一・五を萬分の四、萬分の二・五を萬分の六としたる場合の差增額に相當する稅額を增徵す

印紙稅中物品切手に關する印紙稅は印紙稅法第四條第一項第二十八號の規定に拘らず一通每に左の區別に依り之を納むべし

記載金高三圓以下のもの　三　錢

同　五圓以下のもの　十　錢

同　十圓以下のもの　三十　錢

同　二十圓以下のもの　六十　錢

同　三十圓以下のもの　九十　錢

同　五十圓以下のもの　一圓五十錢

同　百圓以下のもの　三　圓

同　百圓を超ゆるもの（百圓又は其の端數每に）　三　圓

記載金高なきもの　三　錢

◎利益配當稅

利益配當稅は本法施行地に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に課す

所得稅其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者には本稅を課せず

利益配當稅は前記の法人より支拂を受くる利益の配當に付き賦課し、配當中配當率七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額を左の各級に區分し遞次に各稅率を適用して算出したる金額を以て其の稅額とす

配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の十
同　年一割の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額　百分の十五

◎公債及社債利子稅

公債及社債利子稅は本法施行地に於て公債又は社債の利子の支拂を受くる者に課す所得稅其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者には本稅を課せず

公債及社債利子稅は本法施行地に於て支拂を受くる公債又は社債の利子に付賦課し利子金額中國債にありては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十五に相當する金額を以て其の稅額とす

◎建築稅

建築稅は左に揭ぐる家屋を建築（增築及改築を含む以下同じ）したる者に之を課す

一　居住の用に供する家屋
二　料理店業、席貸業其の他之に類する營業の用に供する家屋にして命令を以て定むるもの
三　演劇、活動寫眞、演藝又は觀物（相撲、野球、拳鬪其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む）の開催の用に供する家屋

建築稅は家屋（附屬工作物を含む以下同じ）一棟毎に其の建築價額を標準として之を賦課す前項の建築價額の算定に關しては命令を以て之を定む

一棟の家屋の一部が前條の家屋に該當する場合は其の部分を以て一棟の家屋と看做す

前記家屋を新築したる者新築竣成後一年內に其の家屋と一棟と爲るべき建築を爲したる場合には前後の建築を通じて一建築と看做し本法を適用す

前項の規定により建築稅を課すべき場合に於て既に建築稅を課したる部分あるときは其の建築稅に相當する金額を建築稅額より控除す

建築稅は建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の十に相當する金額を以て其の稅額とす

左に揭ぐる家屋を建築したる場合は命令の定むる所に依り建築稅を免除す

一　災害に因り滅失又は損壞したる家屋に代へて建築したる家屋
二　法令により收用又は使用せられたる家屋に代へて建築したる家屋及法令に依る敷地の收用又は使用に因り取毀したる家屋に代へて建築したる家屋



三　其の他命令を以て定むる家屋

建築稅に付納稅義務ある者は命令の定むる所に依り建築價額を政府に申告すべし

建築價額は前條の申告により、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは政府の調査に依り政府に於て之を決定す

建築價額を決定したるときは政府は之を納稅義務者に通知すべし

建築稅は建築竣成の際之を徵收す

建築稅は家屋の所在地を以て納稅地とす

納稅義務者納稅地に現住せざるときは建築價額の申告、納稅其の他建築稅に關する事項を處理せしむる爲納稅管理人を定め政府に申告すべし

本法の適用に付ては被相續人の爲したる家屋の建築は相續人の爲したるものと看做し合併に依りて消滅したる法人の爲したる家屋の建築は合併後存續する法人又は合併に因りて設立したる法人の爲したるものと看做す

◎通行稅

通行稅は、汽車、電車、乘合自動車及汽船の乘客に左の區別に依り之を課す。

| | |
|---|---|
| 五十粁未滿 | |
| 一等 | 六錢 |
| 二等 | 三錢 |



| | |
|---|---|
| 五十粁以上 | |
| 一等 | 十錢 |
| 二等 | 五錢 |
| 百粁以上 | |
| 一等 | 三十錢 |
| 二等 | 十五錢 |
| 三等 | 五錢 |
| 百五十粁以上 | |
| 一等 | 六十錢 |
| 二等 | 三十錢 |
| 三等 | 十錢 |
| 三百粁以上 | |
| 一等 | 一圓二十錢 |
| 二等 | 六十錢 |
| 三等 | 二十錢 |
| 五百粁以上 | |
| 一等 | 一圓八十錢 |
| 二等 | 九十錢 |
| 三等 | 三十錢 |
| 八百粁以上 | |
| 一等 | 二圓四十錢 |
| 二等 | 一圓二十錢 |
| 三等 | 四十錢 |

通行稅は十二歲未滿の乘客に付ては其の半額とす

三等乘客にして其の乘車區間五十粁未滿のもの及陸海軍の團體としての乘車船にして命令の定むるものには通行稅を要せず

◎入場稅

入場稅は左に揭ぐる第一種の場所に入場する者又は第二種の場所の設備を利用する者に課す

第一種

一、演劇、活動寫眞、演藝又は觀物（相撲、野球、拳鬪其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む）を催す場所

二、競馬場

三、以上の外一定の催物又は設備を爲して命令を以て定むるもの

第二種

一、舞踏場、麻雀場、撞球場

二、ゴルフ場、スケート場

入場稅は入場料の百分の十とす

第一種の場所の入場料が一人一回二十三錢に滿たざる場合には入場稅を課せず

◎特別入場稅

特別入場稅は運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徵する場合に於て其の入場者に課す

特別入場稅は特別入場料の百分の十とす

特別入場料が一回一人二十三錢に滿たざる場合には本稅を課せず

◎物品稅

物品稅は左に揭ぐる物品にして命令を以て定むるものに課す

第一種

甲類

一　貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品
二　眞珠又は眞珠を用ひたる製品
三　貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品
四　鼈甲製品
五　珊瑚製品
六　毛皮又は毛皮製品
七　羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

乙類

八　時計
九　文房具
十　身邊用細貨類
十一　化粧用具
十二　喫煙用具
十三　帽子、杖、雨具及傘
十四　鞄及トランク
十五　靴及履物
十六　書畫及骨董
十七　室內裝飾品
十八　玩具
十九　運動具
二十　照明器具

二十一 電氣器具及瓦斯器具
二十二 圍碁及將棋用具
二十三 家具
二十四 漆器、陶磁器及硝子製器具にし別號に掲げざるもの
二十五 貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの
二十六 皮革製品にして別號に掲げざるもの
二十七 織物、メリヤス、レース、フエルト及同製品
二十八 果物

第二種

甲類

一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
二 寫眞用の乾板、フイルム及感光紙
三 蓄音器及同部分品
四 蓄音器用レコード
五 樂器、同部分品及附屬品
六 雙眼鏡及隻眼鏡
七 銃及同部分品
八 藥莢及彈丸
九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
十 娯樂用のモーターボート、スカール及ヨツト
十一 撞球用具
十二 ネオン管及同變壓器
十三 喫煙用ライター
十四 乘用自動車
十五 化粧品

乙類

十六 ラヂオ聽取機及同部分品
十七 受信用眞空管、擴聲用增幅器及擴聲器
十八 扇風機及同部分品
十九 煖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ
二十 冷藏器及同部分品
二十一 金庫及鋼鐵製家具
二十二 シヤンプー及洗粉
二十三 紅茶珈琲及其の代用物並にココア
二十四 嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く

第三種

一 燐寸
二 酒類但し濁酒及果實酒を除く
三 飴、葡萄糖及麥芽糖

物品稅の稅率は左の如し

第一種

甲類 物品の價格百分の十五
乙類 物品價格百分の十

第二種

甲類 物品の價格百分の十五
乙類 物品の價格百分の十

第三種

一 燐寸 千本に付 五 錢
二 酒類
イ、清酒、白酒、味醂、燒酎及麥酒 一石に付 十 圓
ロ、葡萄酒及果實酒 一石に付 十 五 圓
ハ、其の他の酒類 一石に付 十 四 圓
三 飴、葡萄糖及麥芽糖
イ、麥芽糖化の方法により製造したる飴 百斤に付 一圓五十錢
ロ、其の他の飴並に葡萄糖及麥芽糖 百斤に付 二 圓

◎遊興飲食稅

遊興飲食稅は料理店、貸席、旅館其他命令を以て定むる類似の場所に於ける遊興及飲食に之を課す

遊興飲食稅の稅率は遊興飲食の料金の百分の十とす但し藝妓の花代に付ては料金の百分の二十とす

前項の遊興飲食の料金は前條に規定する場所の經營者が遊興又は飲食を爲したる者より其遊興又は飲食に付領收すべき金額を請ふ

料金の算定に關しては命令を以て之を定む

料金が一人一回五圓に滿たざる場合には遊興飲食稅を課せず但し藝妓の花代其他命令を以て定むるものに付ては此の限りにあらず

前項の一人一回の料金の計算に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

遊興飲食稅は前條に規定する場所の經營者より之を徵收す





## 租稅納期摘要

| 月別 | 項目 | 收納區 | 期間 |
|---|---|---|---|
| 一月 | 地租 | 前年第一期 | 一日より三十一日限 |
| | 所得稅 | 前年第二期 | 一日より三十一日限 |
| | 外貨債特別稅 | 前年第三期 | 一日より三十一日限 |
| | 臨時利得稅 | 前年第二期 | 一日より三十一日限 |
| | 地租 | 前年第三期 | 一日より三十一日限 |
| | 北海道地租 | 前年第二期 | 一日より末日限 |
| 二月 | 酒造稅 | 前年第三期 | 十六日より二十八日限 |
| | 造石稅 | 前年第三期 | 一日より三十一日限 |
| 三月 | 地租 | 前年第三期 | 一日より三十一日限 |
| | 所得稅 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 酒造稅 | 前年第四期 | 十六日より三十一日限 |
| | 鑛業稅 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 臨時利得稅 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| 五月 | 地租 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 酒造稅 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 造石稅 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| 七月 | 所得稅 | 前年第四期 | 十六日より三十一日限 |
| | 外貨債特別稅 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 臨時利得稅 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 地租 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 北海道地租 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 宅地租 | 前年第四期 | 一日より三十一日限 |
| | 地租 | 前年第一期 | 一日より三十一日限 |
| | 酒造稅 | 前年第一期 | 一日より三十一日限 |
| | 造石稅 | 前年第一期 | 一日より三十一日限 |
| | 所得稅 | 前年第一期 | 一日より三十一日限 |
| | 外貨債特別稅 | 前年第一期 | 一日より三十一日限 |
| | 臨時利得稅 | 前年第一期 | 一日より三十一日限 |

| 月 | 税目 | 細目 | 期別 | 割合 | 納期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 八月 | 地租 | 北海道地租 | 宅地租第一期 | 二分の一 | 一日より三十一日限 |
| | 營業收益税 | 營業收益税（個人） | 第一期 | 二分の一 | 一日より三十一日限 |
| | 資本利子税 | 資本利子税（乙種） | 第一期 | 二分の一 | 一日より三十一日限 |
| 九月 | 地租 | 其他の土地々租 | 第一期 | 二分の一 | 一日より三十一日限 |
| 十月 | 酒造税 | 造石税 | 第二期（前年十月一日より其年四月三十日迄の查定石數に係る税額） | 四分の一 | 十六日より三十一日限 |
| | 所得税 | 所得税（第三種） | 第二期 | 四分の一 | 一日より三十一日限 |
| | 臨時利得税 | 臨時利得税（個人） | 第二期 | 四分の一 | 一日より三十一日限 |
| 十一月 | 地租 | 其他の土地々租 | 第二期 | 二分の一 | 一日より三十日限 |
| | | 北海道地租 | 宅地租以外の地租第一期 | 二分の一 | 一日より三十日限 |
| | 營業收益税 | 營業收益税（個人） | 第二期 | 二分の一 | 一日より三十日限 |
| | 資本利子税 | 資本利子税（乙種） | 第二期 | 二分の一 | 一日より三十日限 |
| 十二月 | 鑛業税 | 鑛區税 | 翌年分 | | 一日より三十一日限 |
| | | 砂鑛區税 | 翌年分 | | 一日より三十一日限 |
| | | 特別砂鑛區税 | 翌年分 | | 一日より三十一日限 |

# 郵便電信電話略則

## 【內國郵便】

**○通常郵便料**

第一種
- 一、書狀 二十グラム又は其端數毎に 四・〇錢
- 二、開き封と爲したる印刷書狀即ち
  - イ、通信文の全部を印刷したるもの。
  - ロ、官公署、公共團體、社寺、學校又は營利を目的とせざる法人若は團體より發するものにして通信文の大部分を印刷したるもの
  - ハ、營業者より直接其の營業に關し發するものにして通信文の大部分を印刷したるもの。
  - ニ、盲人用點字のもの

  百二十グラム又は其端數毎に 三・〇

第二種 郵便葉書
- 通常葉書 二・〇
- 往復葉書 四・〇
- 封緘葉書 四・〇

第三種
- 毎月一回以上刊行する定期刊行物 六〇グラム又は其端數毎に 〇・五
- 日刊新聞紙にして發行人又は賣捌人より差出すもの 百廿グラム迄及以上は六十グラム毎に 〇・五

第四種 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書畫、圖畫、商品見本及雛形、博物學上の標本 百二十グラム又は其端數毎に 三・〇

第五種 農產物種子 百廿グラム又は其端數毎に 一・〇

**○料金別納**
種類及料金額同一の通常郵便物にして同時に五十箇以上差出すものは料金別納と爲すことを得。

**○約束郵便**
毎月一回以上繼續發行し一月の發行に付百箇以上差出す印刷物にして遞信局長の承認を受けたるものは 百廿グラム又は其端數毎に 一・五

**○市內郵便**（同一郵便區市內に發著する封緘したる同文の書狀、同一內容の第三種及第四種郵便物にして百箇以上同時に差出すものは市內郵便となし得る）
- 封緘したる書狀 二十グラム又は其の端數毎に 二・〇
- 第三種郵便物 百廿グラム又は其の端數毎に 〇・五
- 第四種郵便物
  - 百二十グラム又は其の端數毎に 一・五
  - 同時に三千一箇以上差出すときは其の分よりは百二十グラム又は其の端數毎に 一・〇

## 小包郵便料

**○內地小包郵便**

同一郵便區市內に發著するもの　普通 六錢　書留 十二錢

| 其の他 | 五百グラム迄 | 一キログラム迄 | 二キログラム迄 | 三キログラム迄 | 四キログラム迄 | 五キログラム迄 | 六キログラム迄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通 | 十錢 | 十四錢 | 二十二錢 | 三十錢 | 三十八錢 | 四十六錢 | 五十四錢 |
| 書留 | 十五錢 | 二十一錢 | 三十三錢 | 四十五錢 | 五十七錢 | 六十九錢 | 八十一錢 |

**○內地と朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間小包郵便料**

| | 五百グラム迄 | 一キログラム迄 | 二キログラム迄 | 三キログラム迄 | 四キログラム迄 | 五キログラム迄 | 六キログラム迄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通 | 二十七錢 | 三十四錢 | 四十七錢 | 六十錢 | 七十三錢 | 七十九錢 | 八十五錢 |
| 書留 | 四十二錢 | 四十九錢 | 六十二錢 | 七十五錢 | 八十八錢 | 九十四錢 | 一圓 |

（注意） 普通小包は內地、臺灣及樺太相互間に限るものとす

**○容積及重量制限**
通常郵便物容積長さ四十センチメートル幅三十センチメートル厚さ十五センチメートル、重量は第三種乃至第五種郵便物千二百グラム、但し第四種の內商品見本及雛形三百六十グラム盲人用點字の書籍印刷物及業務用書類三キログラム、小包郵便物、容積長さ、幅、厚さ各六十センチメートル、又は長さ一メートル、幅二十センチメートル、厚さ二十センチメートル重量六キロ瓦

## 特殊取扱料

**○通常郵便物書留料** 一箇に付 十錢

**○價格表記料** 書留料相當額（小包郵便物に付ては書留小包郵便料相當額と普通小包郵便料相當額との差額）に左の金額を加へたるもの
- 一 通貨價格表記 表記金額十圓迄毎 十錢
- 二 物品價格表記 表記金額二十圓迄毎 五錢

但し表記金額は千圓以下とす

**○引受時刻證明料** 一箇に付 五錢

**○配達證明料** 一箇に付 四錢

**○內容證明料**
- 一 謄本の紙數一枚なるときは 十錢 以上一枚を增す毎に 四錢
- 二 同文のものに付ては一箇は前記の料金其他は前記の半額

◎代金引換料　一箇に付　五錢
但し引換金額千圓以下とす

◎集金郵便料
一、證書(現金受領證)　取立金額一口三圓以上五十圓以下　六錢
二、證券(無記名の公債證券若は社債券又は其の利札、貨物引換證、船荷證券運送貨物の引換證として使用せらるゝ受取證若は引換證の類)　一口三圓以上千圓以下　十五錢

◎速達料
一、郵便區市内に宛てたるもの　八錢
二、郵便區市外に宛てたるもの及配達郵便局を指定したるもの
イ、配達受持郵便局より陸路八キロメートル迄　三十錢
ロ、八キロメートルを超ゆる四キロメートル又は其の端數毎に　二十五錢
尚上記料金に左の料金を加へ航空郵便線路に依る速達とすることを得
一、第三種乃至第五種郵便物
六十グラム又は其の端數毎に　十錢
二、小包郵便
一キログラム毎に　九十二錢
以上五百グラム又は其の端數毎に　五十錢

◎航空郵便料(航空郵便の項にあり)

◎別配達料
内地と朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間に發着するものにして書留又は價格表記とするものは別配達と爲すことを得
陸路八キロメートル迄　三十錢
以上四キロメートル又は其の端數毎に　二十五錢
解船料は別に實費を受取人より徵集す
受取人納付せざる時は差出人より徵集す

◎年賀特別郵便
封緘したる書狀、通常葉書にして十二月二十日より二十九日迄に差出すものは年賀特別郵便と爲すことを得
年賀郵便は翌年一月一日附の消印を押捺し翌年一月一日の最先便より配達す

◎損害賠償
一、書留郵便物を亡失したるとき　十圓
二、書留小包郵便物を毀損したるとき　十圓
但し實損額の十圓以下のときは其の實損額
三、價格表記郵便物の全部亡失のとき
表記金額の全部
一部亡失又は毀損のとき
其の表記金額と殘存價格との差額
四、集金郵便の證券を亡失し又は其の效力を失はしめたるとき　取立金額
五、集金郵便の證券又は代金引換郵便物の取立金の取立を爲さずして之を交付したるとき　取立金額又は引換金額

## 【外國郵便】

◎通常郵便料
△中華民國及滿洲國以外の諸國
一、書狀
二十グラム迄　二十錢
グラムを超過する二十グラム毎又は其の端數毎に　十二錢
二、郵便葉書
通常葉書　十錢
往復葉書　二十錢
三、印刷物
印刷用
五十グラム毎又は其の端數毎に　四錢
盲人用點字の印刷物
一キログラム毎に　二錢
四、業務用書類
二百五十グラム迄　二十錢
以上五十グラム毎又は其の端數毎に　四錢
五、商品見本
百グラム迄　八錢
以上五十グラム毎又は其の端數毎に　四錢
六、小形包裝物
二百五十グラム迄　四十錢
以上五十グラム毎又は其の端數毎に　八錢





七、價格表記書狀
二十グラム迄　三十六錢
以上二十グラム毎又は其の端數毎に　十一錢
八、價格表記箱物
二百五十グラム迄　一圓二十六錢
以上五十グラム毎又は其の端數毎に　二十錢
△滿洲國宛(中華民國宛も概略相同じ)
一、書狀
書狀
二十グラム毎又は其の端數毎に　四錢
無封の書狀
百二十グラム毎又は其の端數毎に　三錢
二、郵便葉書
通常葉書　二錢
往復葉書　四錢
封緘葉書　四錢
書籍、印刷物、業務用書類、寫眞書、畫、圖
第三種郵便物認可の日刊新聞紙にして發行人又は賣捌人より差出すもの
百二十グラム迄　五厘
以上六十グラム毎又は其の端數毎に　五厘
第三種郵便物認可の定期刊行物
六十グラム毎又は其の端數毎に　五厘
書籍、印刷物、業務用書類、寫眞書、畫、圖
第三種郵便物にあらざる繼續發行物にして約束郵便として特に承認せられたるもの
百二十グラム毎又は其の端數毎に　一錢
五厘
盲人用點字の書籍、印刷物、業務用書類
六百グラム毎又は其の端數毎に　五厘
商品の見本及雛形博物學上の標本
百二十グラム毎又は其の端數毎に　三錢
四、農產物種子
百二十グラム毎又は其の端數毎に　一錢
◎特殊取扱料
△滿洲國宛郵便物の特殊取扱料一箇毎に左の如し
一、書留料　十錢
二、配達證明料
郵便物差出の際請求の場合　四錢
差出後請求の場合　八錢
三、航空料(航空郵便の項にあり)
四、別配達料　三十錢
五、留置通知料　三錢
六、引受時刻證明料　五錢
七、内容證明料
一通の謄本一枚のもの(二枚以上のものは一通を增す毎に四錢を加ふ)同時に二箇以上同文のものを差出すときは内一箇を除き他は前記料金の半額　十錢
八、代金引換料　五錢
九、價格表記料
通常郵便物
表記金額十圓迄　十五錢
百二十圓迄　二十錢
以上百二十圓毎又は其の端數毎に　十錢
小包郵便物
△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し
一、書留料
通常郵便物
中華民國宛のもの　十錢
其他の外國宛のもの　十六錢
米國及比律賓諸島宛小包郵便物　十錢
二、到達證明料
中華民國宛郵便物に付
郵便物差出の際請求の場合　四錢
郵便物差出後請求の場合　八錢
聯合の條約及約定のもの、並ソ聯邦、海峽植民地又は香港との約定によるものに付
郵便物差出の際請求の場合　十錢
郵便物差出後請求の場合　二十錢
其他の條約及約定に依る小包郵便料(米國、比律賓諸島宛のものを除く)　五錢
三、航空料(航空郵便の項にあり)

四、別配達料
- 通常郵便物
  - 中華民國宛のもの　早錢
  - 其の他の外國宛のもの　四十錢
- 小包郵便料
  - 中華民國宛のもの三千錢
  - 聯合の約定加入國宛のもの　八十錢
  - 英國宛のもの　五十錢

五、代金引換料
- 中華民國宛通常郵便物　八錢及代金引換金額二圓毎又は其の端數毎に一錢
- 其の他　二十錢及代金引換金額二圓毎又は其の端數毎に一錢

六、價格表記料
- 通常郵便物
  - 中華民國宛のものは表記金額百二十圓毎に十錢
  - 其の他の外國宛のものは表記金額三百フラン毎又は其の端數毎に二十錢
- 小包郵便物　十錢

七、價格表記小包郵便物發送料　十錢

八、課金別納料
- 小包郵便物差出後請求の場合に限る　外國に差立準備著手前　八錢
- 外國に差立準備著手後　書留書狀一通分の料金に相當する金額

## 【航空郵便】

內國、外國及日滿航空郵便物を遞送すべき本邦の航空郵便線路は左の如し。航空郵便物には其の表面に「航空」と朱記し、又は記載したる票符を貼布すべし、航空小包郵便物の重量は二キログラムを超過すべからず。

◎航空郵便線路

東京大連間(東京、名古屋、大阪、福岡、蔚山、大邱、京城、平壤、新義州、大連)
東京、新京間(東京、福岡、京城、奉天、新京)
京城清津間(京城、咸興、清津)
福岡臺北間(福岡、那覇、臺北)
東京札幌間(東京、仙臺、青森、札幌)
東京新潟間(東京、長野、新潟)
大阪長野間(大阪、金澤、富山、長野)
大阪松江間(大阪、鳥取、松江)
大阪高知間(大阪、德島、高知)
大阪別府間(大阪、高松、松山、別府)
名古屋山田間(名古屋、山田)
臺灣內循環(臺北、臺中、臺南、屏東、高尾、臺東、花蓮港、宜蘭、臺北)
臺南澎湖島間(臺南、馬公)
東京バラオ間(橫濱、サイパン、パラオ)

◎內國航空郵便料

一、內地と朝鮮、臺灣、關東州及南洋群島相互間

イ、郵便物
- 通常郵便物
  - 第一種　印刷書狀に非ざる第一種　二十グラム又は其の端數毎に　三十錢
  - 第二種　往復葉書　往信又は返信の際各々　十五錢
  - 第二種　封緘葉書　三十錢
  - 第三種乃至第五種　通常葉書　六十グラム又は其の端數毎に　五十錢
- 小包郵便物
  - 一キログラム迄又は其の端數毎に　二圓
  - 以上五百グラム毎に　一圓

ロ、小包郵便料
- 一キログラム迄　一圓
- 以上五百グラム毎又は其の端數毎に　五十錢

二、內地と樺太相互間

イ、郵便物
- 通常郵便物
  - 印刷書狀に非ざる第一種及第二種　六十グラム迄　八錢
  - 第一種及第二種　以後六十グラム毎に　十八錢
- 第三種乃至第五種　六十グラム迄又は其の端數毎に　十錢

ロ、小包郵便料
- 一キログラム迄　一圓
- 以上五百グラム毎又は其の端數毎に　五十錢

◎大連北支間航空郵便料

イ、書狀
- 書狀　二十グラム又は其の端數毎に　二十錢
- 印刷書狀　六十グラム又は其の端數毎に　二十錢

ロ、郵便葉書
- 通常往復封緘　往信返信各別に　十錢



ハ、其の他
- 六十グラム又は其の端數毎に　四十錢

◎日滿航空郵便料

本邦及滿洲國の郵便業務に依る外國宛航空通常郵便物の航空料左の如し

一、日本國內地又は臺灣、南洋群島と滿洲國間

イ、書狀
- 書狀　二十グラム又は其の端數毎に　三十五錢
- 無封書狀　六十グラム又は其の端數毎に　三十五錢

ロ、郵便葉書
- 通常往復封緘　往信返信各別に　十八錢　三十五錢

ハ、其の他
- 六十グラム又は其の端數毎に　七十五錢

二、朝鮮(新義州を除く)滿洲國間

イ、書狀
- 書狀　二十グラム又は其の端數毎に　二十錢
- 無封書狀　六十グラム又は其の端數毎に　二十錢

ロ、郵便葉書
- 通常往復封緘　往信返信各別に　十錢　二十錢

ハ、其の他
- 六十グラム又は其の端數毎に　十錢

三、滿洲國(新義州及大連を含む相互間)

イ、書狀
- 書狀　十二グラム又は其の端數毎に　六錢
- 無封書狀　六十グラム又は其の端數毎に　六錢

ロ、郵便葉書
- 通常往復封緘　往信返信各別に　六錢　六錢

ハ、其の他
- 六十グラム又は其の端數毎に　十錢

◎外國宛航空郵便料

本邦の航空郵便業務に依る外國宛郵便物の航空料左の如し

一、內地區間又は臺灣區間

イ、書狀
- 書狀　二十グラム又は其の端數毎に　八錢
- 無封書狀　六十グラム迄又は其の端數毎に　十八錢

ロ、郵便葉書
- 通常往復封緘　往信返信各別に　八錢　八錢

ハ、其の他
- 六十グラム迄又は其の端數毎に　十錢

二、朝鮮(大連を含む)區間

イ、書狀
- 書狀　二十グラム又は其の端數毎に　十五錢
- 無封書狀　六十グラム迄又は其の端數毎に　二十五錢

ロ、郵便葉書
- 通常往復封緘　往信返信各別に　八錢　十五錢

ハ、價格表記書狀
- 二十グラム又は其の端數毎に　十五錢
- 以上六十グラム迄　二十五錢

ニ、價格表記箱物
- 二百五十グラム迄又は其の端數毎に　二十五錢
- 以上六十グラム迄　三十五錢

ホ、其の他
- 六十グラム迄又は其の端數毎に　二十五錢

三、內地、朝鮮(大連を含む)臺灣相互間

イ、書狀
- 書狀　二十グラム又は其の端數毎に　三十錢
- 無封書狀　六十グラム迄又は其の端數毎に　五十錢

ロ、郵便葉書
- 通常往復封緘　往信返信各別に　十五錢　三十錢

ハ、價格表記書狀
- 二十グラム又は其の端數毎に　三十錢
- 以上六十グラム迄　四十錢

ニ、價格表記箱物
- 二百五十グラム迄又は其の端數毎に　四十錢
- 以上六十グラム迄　五十錢

ホ、其の他
- 六十グラム迄又は其の端數毎に　五十錢

二、朝鮮(大連を含む)區間

ホ、其の他（六十グラム迄 五十錢
以上六十グラム又は其の端數毎に 五十錢）

外國の航空郵便業務に依る外國宛通常郵便物の航空料は昭和十二年三月二十九日遞信省告示第七百八十二號に依り各個の場合に付き參照され度し、本邦及滿洲國內なも航空遞送すべき外國宛郵便物に付ては各個の航空料の外上記各表の航空料を別に納付することを要す。

四、本邦と滿洲國又は中華民國間

イ、書狀（書狀（二十グラム又は其の端數毎に 三十五錢
無封書狀（六十グラム迄 三十五錢
以上六十グラム又は其の端數毎に 三十五錢）

ロ、郵便葉書（通常 十八錢
往復 往信返信各別に 十八錢
封緘 三十五錢）

ハ、價格表記書狀（二十グラム又は其の端數毎に 三十五錢）

ニ、其の他（六十グラム迄 七十五錢
以上六十グラム又は其の端數毎に 七十五錢）

## 【國內電信】

### ○電報料

| 種別 | 和文 十五字以內 | 和文 五字以內を增す毎に | 歐文 五語以內 | 歐文 一語を增す毎に |
|---|---|---|---|---|
| 一、同一市町村內（官報・私報） | 十五錢 | 三錢 | 十五錢 | 三錢 |
| 二、內地小笠原島間、內地又は小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間（官報） | 三十錢 | 五錢 | 三十錢 | 五錢 |
| 同（私報） | 四十錢 | 五錢 | 四十五錢 | 五錢 |
| 三、前各號以外（官報・私報） | 三十錢 | 五錢 | 三十錢 | 五錢 |

### ◎內國電報料早見表（名宛料ヲ加算シタルモノ）

| 字數 | 通常料金 | 照校（ムニ） | 至急（ウナ） | 至急照校（ウナムニ） |
|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 一五 | ,三〇 | ,三七 | ,九〇 | ,九七 |
| 二〇 | ,三五 | ,四三 | 一,〇五 | 一,一三 |
| 二五 | ,四〇 | ,五〇 | 一,二〇 | 一,三〇 |
| 三〇 | ,四五 | ,五六 | 一,三五 | 一,四六 |
| 三五 | ,五〇 | ,六二 | 一,五〇 | 一,六二 |
| 四〇 | ,五五 | ,六八 | 一,六五 | 一,七八 |
| 四五 | ,六〇 | ,七五 | 一,八〇 | 一,九五 |
| 五〇 | ,六五 | ,八一 | 一,九五 | 二,一一 |
| 五五 | ,七〇 | ,八七 | 二,一〇 | 二,二七 |
| 六〇 | ,七五 | ,九三 | 二,二五 | 二,四三 |
| 六五 | ,八〇 | 一,〇〇 | 二,四〇 | 二,六〇 |
| 七〇 | ,八五 | 一,〇六 | 二,五五 | 二,七六 |
| 七五 | ,九〇 | 一,一二 | 二,七〇 | 二,九二 |
| 八〇 | ,九五 | 一,一八 | 二,八五 | 三,〇三 |
| 八五 | 一,〇〇 | 一,二五 | 三,〇〇 | 三,二五 |
| 九〇 | 一,〇五 | 一,三一 | 三,一五 | 三,四一 |
| 九五 | 一,一〇 | 一,三七 | 三,三〇 | 三,五七 |
| 一〇〇 | 一,一五 | 一,四三 | 三,四五 | 三,七三 |
| 一〇五 | 一,二〇 | 一,五〇 | 三,六〇 | 三,九〇 |
| 一一〇 | 一,二五 | 一,五六 | 三,七五 | 四,〇六 |
| 一一五 | 一,三〇 | 一,六二 | 三,九〇 | 四,二二 |
| 一二〇 | 一,三五 | 一,六八 | 四,〇五 | 四,三八 |
| 一二五 | 一,四〇 | 一,七五 | 四,二〇 | 四,五五 |
| 一三〇 | 一,四五 | 一,八一 | 四,三五 | 四,七一 |
| 一三五 | 一,五〇 | 一,八七 | 四,五〇 | 四,八七 |
| 一四〇 | 一,五五 | 一,九三 | 四,六五 | 五,〇三 |
| 一四五 | 一,六〇 | 二,〇〇 | 四,八〇 | 五,二〇 |
| 一五〇 | 一,六五 | 二,〇六 | 四,九五 | 五,三六 |
| 一五五 | 一,七〇 | 二,一二 | 五,一〇 | 五,五二 |
| 一六〇 | 一,七五 | 二,一八 | 五,二五 | 五,六八 |
| 一六五 | 一,八〇 | 二,二五 | 五,四〇 | 五,八五 |
| 一七〇 | 一,八五 | 二,三一 | 五,五五 | 六,〇一 |
| 一七五 | 一,九〇 | 二,三七 | 五,七〇 | 六,一七 |
| 一八〇 | 一,九五 | 二,四三 | 五,八五 | 六,三三 |
| 一八五 | 二,〇〇 | 二,五〇 | 六,〇〇 | 六,五〇 |
| 一九〇 | 二,〇五 | 二,五六 | 六,一五 | 六,六六 |
| 一九五 | 二,一〇 | 二,六二 | 六,三〇 | 六,八二 |
| 二〇〇 | 二,一五 | 二,六八 | 六,四五 | 六,九八 |



### ◎內地・小笠原島・臺灣・樺太・朝鮮及南洋ヤップ島相互間電報料早見表（名宛ヲ加算セザルモノ）

| 字數 | 通常料金 | 照校（ムニ） | 至急（ウナ） | 至急照校（ウナムニ） |
|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 一五 | ,四〇 | ,五〇 | 一,二〇 | 一,三〇 |
| 二〇 | ,四五 | ,五六 | 一,三五 | 一,四六 |
| 二五 | ,五〇 | ,六二 | 一,五〇 | 一,六二 |
| 三〇 | ,五五 | ,六八 | 一,六五 | 一,七八 |
| 三五 | ,六〇 | ,七五 | 一,八〇 | 一,九五 |
| 四〇 | ,六五 | ,八一 | 一,九五 | 二,一一 |
| 四五 | ,七〇 | ,八七 | 二,一〇 | 二,二七 |
| 五〇 | ,七五 | ,九三 | 二,二五 | 二,四三 |
| 五五 | ,八〇 | 一,〇〇 | 二,四〇 | 二,六〇 |
| 六〇 | ,八五 | 一,〇六 | 二,五五 | 二,七六 |
| 六五 | ,九〇 | 一,一二 | 二,七〇 | 二,九二 |
| 七〇 | ,九五 | 一,一八 | 二,八五 | 三,〇三 |
| 七五 | 一,〇〇 | 一,二五 | 三,〇〇 | 三,二五 |
| 八〇 | 一,〇五 | 一,三一 | 三,一五 | 三,四一 |
| 八五 | 一,一〇 | 一,三七 | 三,三〇 | 三,五七 |
| 九〇 | 一,一五 | 一,四三 | 三,四五 | 三,七三 |
| 九五 | 一,二〇 | 一,五〇 | 三,六〇 | 三,九〇 |
| 一〇〇 | 一,二五 | 一,五六 | 三,七五 | 四,〇六 |
| 一〇五 | 一,三〇 | 一,六二 | 三,九〇 | 四,二二 |
| 一一〇 | 一,三五 | 一,六八 | 四,〇五 | 四,三八 |
| 一一五 | 一,四〇 | 一,七五 | 四,二〇 | 四,五五 |
| 一二〇 | 一,四五 | 一,八一 | 四,三五 | 四,七一 |
| 一二五 | 一,五〇 | 一,八七 | 四,五〇 | 四,八七 |
| 一三〇 | 一,五五 | 一,九三 | 四,六五 | 五,〇三 |
| 一三五 | 一,六〇 | 二,〇〇 | 四,八〇 | 五,二〇 |
| 一四〇 | 一,六五 | 二,〇六 | 四,九五 | 五,三六 |
| 一四五 | 一,七〇 | 二,一二 | 五,一〇 | 五,五二 |
| 一五〇 | 一,七五 | 二,一八 | 五,二五 | 五,六八 |
| 一五五 | 一,八〇 | 二,二五 | 五,四〇 | 五,八五 |
| 一六〇 | 一,八五 | 二,三一 | 五,五五 | 六,〇一 |
| 一六五 | 一,九〇 | 二,三七 | 五,七〇 | 六,一七 |
| 一七〇 | 一,九五 | 二,四三 | 五,八五 | 六,三三 |
| 一七五 | 二,〇〇 | 二,五〇 | 六,〇〇 | 六,五〇 |
| 一八〇 | 二,〇五 | 二,五六 | 六,一五 | 六,六六 |
| 一八五 | 二,一〇 | 二,六二 | 六,三〇 | 六,八二 |
| 一九〇 | 二,一五 | 二,六八 | 六,四五 | 六,九八 |
| 一九五 | 二,二〇 | 二,七五 | 六,六〇 | 七,一五 |
| 二〇〇 | 二,二五 | 二,八一 | 六,七五 | 七,三一 |

### ◎特殊取扱料

至急料（官報 電報料に同じ
私報 電報料の二倍）

照校料 電報料の四分の一

電報受信報知料（和文 十五字に相當する電報料に同じ
歐文 五語に相當する電報料に同じ）

郵便受信報知料 四錢

同文料 十五錢

時間外料 三十錢

別使配達料 別に告示する場合を除く外著信電信官署より八キロメートル以內は三十錢、八キロメートルを超ゆる時は四キロメートル迄毎に二十五錢を加ふ但し島嶼に配達するものは里程に拘らず三十錢とし配達實費之を超ゆるときは其の實費額による

艀船配達料 別に告示する場合を除く外三十錢とし其の配達實費之を超ゆるときは其の實費額に依る

局渡證票料 局渡證票一箇毎に 二十錢

略號登記料
配達先登記料（常時年額 十二圓
臨時月額 一圓二十錢）

閱覽料 五錢

正寫料（和文百字以內毎に 五錢
歐文二十五語以內毎に 十錢）

追尾・再送電報料 追尾、再送とも一回毎

に新に差出したるものとして計算す

返信料前納　返信を受けんとするものは之に要する返信の電報料を前納する事を得

電線託送料　一通に付　三錢

◎特別電報略符號

| 指定事項 | 和文略號 | 歐文略號 |
|---|---|---|
| 至急 | ウナ | UR |
| 返信料前納 | ナツ | RP |
| 照校 | ムニ | TC |
| 電報受信報知 | ツニ | PC |
| 郵便受信報知 | ツツ | PP |
| 追尾 | チラ | FS |
| 再送 | ナチ | RF |
| 同文 | ムヨ | TM |
| 時間外 | ララ | SS |
| 夜間配達 | タラ | NS |
| 翌朝配達 | ヨナ | MR |
| 留置 | ムナ | TR |
| 別使配達 | マツ | XP |
| 別使配達料受信人拂 | マナ | XR |
| 艀船配達 | ハホ | BD |
| 艀船配達料受信人拂 | ハナ | BR |
| 電話送達 | ムチ | TF |
| 局待 | ヤム | WT |
| 親展 | ニカ | CL |
| 配達日時指定 | ヨイ | MA |

◎慶弔電報料

| | 電報料 | 同文料 |
|---|---|---|
| 一、例文電報 | | |
| イ、内地相互間のもの | 三十錢 | 十五錢 |
| 但し同一市町村内のものは | 十五錢 | 十五錢 |
| ロ、内地と朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島との間のもの | 四十錢 | 十五錢 |
| ハ、艦船又は航空機に發著するもの | 八十錢 | 四十五錢 |
| 但し艦船託送發受所より發するものは | 三十五錢 | 三十錢 |
| ニ、内地と關東州、南滿洲鐵道附屬地、滿洲國、芝罘間 | 四十錢 | 二十六錢 |

二、任意文電報　一般私報の料金と同額

慶弔電報は特殊送達紙に依り之を配達す發信人の指定する時刻に於て配達を要するものに付ては配達時刻指定の取扱を請求することを得

年賀文を記載したる電報にして毎年十二月二十日より三十一日迄に受付けたるものは翌年一月一日の電報取扱時刻開始時刻に於て受付けたるものと看做す

慶弔電報に付ては特殊取扱（同文、時間外及別便配達の取扱を除く）及著信託送の取扱を爲さず

三、記載方

イ、電報頼信紙の郵便切手欄に慶祝文を記載したるものは「祝」、年賀文は「年賀」、弔慰文は「弔」と記載して差し出せばよい。

ロ、例文電報として差し出す時は電報頼信紙の本文欄に慶祝文、年賀文、弔慰文を記載する代りに文例に冠してある略號又は番號を記載すればよい。

例

（略號）　（發信人名）

イ」　ヤマトマチ一二ハナゾノキクエ

配達局では「イ」の略號を「ゴアンザンチシユクス」と書き改めて配達する

四、文例

慶祝文例

| 略號 | | 文例 |
|---|---|---|
| 出産 | イ | 御安産ヲ祝ス |
| 入學 | ロ | 御入學ヲ祝ス |
| | ハ | 御入學御芽出度ウ |
| 合格 | ニ | 合格ヲ祝ス |
| 卒業 | ホ | 御卒業ヲ祝ス |
| | ヘ | 御卒業御芽出度ウ |





| | | |
|---|---|---|
| 結婚 | ト | 御結婚ヲ祝ス |
| | チ | 華燭ノ盛典ヲ祝シ御多幸ヲ祈ル |
| | リ | 謹ミテ御婚禮ヲ御祝ヒ申シマス |
| 榮轉 | ヌ | 御榮轉ヲ祝ス |
| 榮進 | ル | 御榮進ヲ祝ス |
| 入選 | ヲ | 御入選ヲ祝ス |
| 入賞 | ワ | 御入賞ヲ祝ス |
| 當選 | カ | 御當選ヲ祝ス |
| 優勝 | ヨ | 御優勝ヲ祝ス |
| 成功 | タ | 御成功ヲ祝ス |
| 安著 | レ | 御安著ヲ祝ス |
| 歸朝 | ソ | 無事御歸朝ヲ祝ス |
| 壽賀 | ツ | 還暦ノ御祝典ヲ賀ス |
| 會合 | ネ | 御盛會ヲ祝ス |
| 落成 | ナ | 新築落成ヲ祝ス |
| 開業 | ラ | 御開業ヲ祝ス |
| | ム | 御開店ヲ祝シ御繁榮ヲ祈ル |
| 入營 | ウ | 御入營ヲ祝ス |
| 凱旋 | キ | 光輝アル凱旋ヲ祝ス |
| 共通 | ノ | 御盛典ヲ祝ス |
| | オ | 御芽出度ウ |
| | ク | 謹ミク御祝ヒ申シマス |

年賀文例

| 略號 | 文例 |
|---|---|
| エ | 謹ミテ新年ヲ賀ス |
| テ | 謹ミテ新年ノ御祝詞ヲ申上ゲマス |
| ア | 明ケマシテ御芽出度ウ御座イマス |
| サ | 新年ノ年ノ始ソ御壽芽出度ク御祝ヒ申上ゲマス |
| キ | 謹ミテ新年ヲ賀シ御尊家ノ萬福ヲ祈ル |
| ユ | 謹ミテ新年ヲ賀シ平素ノ御無音ヲ謝ス |
| メ | 謹ミテ新年ヲ賀シ倍舊ノ御愛顧ヲ願フ |
| ミ | 新年御芽出度ウ御座イマス相變ラズ御引立テヲ願ヒマス |
| シ | 謹ミテ年頭ノ御挨拶ヲ申上ゲ益御繁榮ヲ祈ル |
| エ | 謹ミテ新年ヲ賀ス早早賀詞ヲ賜ハリ難有存ジマス |
| ヒ | 洋上ヨリ遙ニ故國ノ新年ヲ賀ス |
| モ | 新年ヲ賀シ御安著ヲ待ツ |
| セ | 謹ミテ新年ヲ賀シ一路御平安ヲ祈ル |
| ス | 新年御芽出度ウ御座イマス當方皆無事御安心下サイ |
| ン | 謹ミテ新年ヲ賀ス皇國ノタメ一層御奮闘ヲ祈ル |

弔慰文例

| 番號 | 文例 |
|---|---|
| 一 | 謹ミテ御逝去ヲ悼ム |
| 二 | 謹ミテ御悔ミ申ス |
| 三 | 謹ミテ哀悼ノ意ヲ表ス |
| 四 | 御逝去ヲ悼ミ御冥福ヲ祈ル |
| 五 | 御永眠謹ミテ御悔ミ申シマス |

◎新聞電報料

| | 和文五十字歐文十語以内 | 和文五十字歐文十語以内を増す毎に |
|---|---|---|
| 一、内地間のもの | 二十五錢 | 二十錢 |
| 二、内地小笠原島間内地又は小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間 | 三十五錢 | 三十錢 |

至急料　新聞電報料の二倍

同文料　内地間和文五十字歐文十語以内十五錢、同數以内を増す毎に十錢、内地小笠原島間内地又は小笠原島と臺灣樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間同二十錢同十五錢

豫約新聞電報料（一豫約に付年額）

| | | |
|---|---|---|
| 内地間のもの | 五百字歐文百語以内 | 四百八十圓 |
| | 一千字歐文二百語以内 | 八百四十圓 |
| | 一千五百字歐文三百語以内 | 一千二百圓 |

| | | |
|---|---|---|
| 内地小笠原島間内地又は小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間 | 五百字歐文百語以内 | 七百廿圓 |
| | 一千字歐文二百語以内 | 一千二百六十圓 |
| | 一千五百字歐文三百語以内 | 一千八百圓 |
| 豫約同文料 | 豫約新聞電報料の半額に同じ | |

◎無線電話料

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 官報及私報 | 和文 | 通常料 | 十五字以内 | 二十五錢 |
| | | | 十五字以内を増す毎に | 五錢 |
| | | 同文料 | | 十五錢 |
| | 歐文 | 通常料 | 五語以内 | 二十五錢 |
| | | | 一語を増す毎に | 五錢 |
| | | 同文料 | | 十五錢 |
| 新聞電報 | 和文 | 通常料 | 五十字以内 | 二十五錢 |
| | | | 五十字以内を増す毎に | 二十錢 |
| | | 同文料 | 五十字以内 | 十五錢 |
| | | | 五十字以内を増す毎に | 十錢 |
| | 歐文 | 通常料 | 十語以内 | 二十五錢 |
| | | | 十語以内を増す毎に | 二十錢 |
| | | 同文料 | 十五語以内 | 十五錢 |
| | | | 十五語以内を増す毎に | 十錢 |

## 【日滿電報】

◎電報料

一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤップ島と關東州、滿鐵附屬地、滿洲國又は芝罘間
官報　一語に付　六錢(歐文八錢)
私報　一語に付　八錢(歐文十錢)

二、朝鮮若は芝罘と關東州若は滿洲國との間又は朝鮮と芝罘との間官報私報共　一語に付　六錢(歐文八錢)

◎新聞電報料

一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤップ島と關東州、滿洲國又は芝罘との間　一語に付　三錢(歐文四錢)

二、朝鮮若は芝罘と關東州若は滿洲國との間又は朝鮮と芝罘との間　一語に付　二錢(歐文三錢)

至急料　官報電報料に同じ私報電報料の二倍

同文謄寫料　十錢

◎豫約新聞電報料

一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤップ島と關東州又は滿洲國との間

| | | | |
|---|---|---|---|
| 百語以内 | | 和文 | 七百二十圓 |
| | | 歐文 | 九百六十圓 |
| 一、豫約に付年額 | 二百語以内 | 和文 | 千二百六十圓 |
| | | 歐文 | 千六百八十圓 |
| | 三百語以内 | 和文 | 千八百圓 |
| | | 歐文 | 二千四百圓 |

二、朝鮮と關東州又は滿洲國との間

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一、豫約に付年額 | 百語以内 | 和文 | 四百八十圓 |
| | | 歐文 | 七百二十圓 |
| | 二百語以内 | 和文 | 八百四十圓 |
| | | 歐文 | 千二百六十圓 |
| | 三百語以内 | 和文 | 千二百圓 |
| | | 歐文 | 千八百圓 |

◎無線電報料

一、別に定むるものを除くの外

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通常料 | 官報及私報 | 一語に付 | 五錢 |
| | | 歐文は一語に付 | 七錢 |
| | 新聞電報 | 一語に付 | 二錢 |
| | | 歐文は一語に付 | 三錢 |

二、艦船發着日滿無線電報の有線電信系上の傳送に對し左の有線電報料を課す

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一語に付 | 官報及私報 | | 六錢 |
| | | 歐文は | 八錢 |
| | 新聞電報 | | 二錢 |
| | | 歐文は | 三錢 |

## 【日華電報】

◎電報料

一、北支那(青島、芝罘及び華北電信電話株式會社所屬地局)に發著する日華電報

官報及び私報(日、滿、支官報を含む)　和文一語に付　二十錢　歐文一語に付　二十五錢

私報の至急料　電報料の二倍

照校料　電報料の四分の一

二、上海を除く中支那各地(華中電氣通信株式會社所屬局)に發著する日華電報

官報及び私報　和文一語に付　三十錢　歐文一語に付　三十五錢

但し日、滿、支官報に限り一語に付和文二十五錢、歐文三十錢

◎無線電報

帝國又は中華民國に屬する艦船又は航空機より發し又は著する電報にして帝國政府及び中華民國の移動局、陸上局又は電信系により取扱はれるもの

イ、特に定むるものゝ外

| | | | |
|---|---|---|---|
| 官報及び私報 | 和文 | 一語に付 | 五錢 |
| | 歐文 | 一語に付 | 七錢 |
| 新聞電報 | 和文 | 一語に付 | 二錢 |
| | 歐文 | 一語に付 | 三錢 |

ロ、電送が専ら帝國政府の電信系により行はれる場合、左の有線電報料を課す

| | | | |
|---|---|---|---|
| 官報及び私報 | 和文 | 一語に付 | 六錢 |
| | 歐文 | 一語に付 | 八錢 |
| 新聞電報料 | 和文 | 一語に付 | 二錢 |
| | 歐文 | 一語に付 | 三錢 |

## 【外國電報】

外國電報に使用すべき文字はローマ字、數字はアラビヤ數字又ローマ數字。料金は特に定むる場合を除くの外金フランによる

時間外料　一通に付　三十錢

別使配達料　一通に付　一圓

閲覽料　一通に付　五錢

寫眞謄本料　一枚に付　一圓

◎外國無線電報料

帝國政府陸上局の媒介に依る外國無線電信にして専ら帝國電信系により傳送するものゝ一般の電氣通信線路系上の傳送に對する料金は一語に付六錢とす

陸上局料　一語に付　二十四錢

移動局料　一語に付　十六錢

## 【内國電話】

◎電話使用料

度數料施行地　基本料年額(單獨加入、共同加入)　度數料(市内通話一度毎に)

| 級地 | 單獨加入 | 共同加入 |
|---|---|---|
| 一級地 | 四五圓 | 三三圓 |
| 二級地 | 四〇圓 | 二九圓 |
| 三級地 | 三五圓 | 二五圓 |
| 四級地 | 三〇圓 | 二一圓 |

均一料金制施行地年額(單獨加入、共同加入)

| 級地 | 單獨加入 | 共同加入 |
|---|---|---|
| 五級地 | 九〇圓 | 六〇圓 |
| 六級地 | 八二圓 | 五五圓 |
| 七級地 | 七四圓 | 五〇圓 |
| 八級地 | 六六圓 | 四五圓 |
| 九級地 | 六〇圓 | 四〇圓 |
| 一〇級地 | 五四圓 | 四〇圓 |
| 一一級地 | 四八圓 | 三五圓 |
| 一二級地 | 四二圓 | 三五圓 |

◎加入料名義書換料及電話番號簿掲載料

| 級地 | 加入料 | 名義書換料 | 電話番號簿掲載料年額 |
|---|---|---|---|
| 一級地 | 二〇圓 | 一五圓 | 六圓 |
| 二級地 | 二〇圓 | 一〇圓 | 五圓 |
| 三級地 | 一五圓 | 八圓 | 四圓 |
| 四級地 | 一五圓 | 六圓 | 三圓 |
| 五級地 | 一三圓 | 五圓 | 二・五圓 |
| 六級地 | 一〇圓 | 四圓 | 二圓 |
| 七級地以下 | 五圓 | 三圓 | 一・五圓 |

◎附加使用料

一、普通加入區域加入の距離によるもの
イ、八級局以上

當該電話官署の普通加入區域外に於ける關係電話線路百十メートル迄毎に　特別加入區域内加入　四圓　區域外加入　五圓

ロ、九級局以下
當該電話官署の普通區域外に於ける關係電話線路百十メートル迄毎に　二圓四十錢

二、電話機設置場所が他の電話官署の加入區域内にあるもの

イ、八級局以上　電話使用料と同額の料金

ロ、九級局以下（單獨加入　四十圓／共同加入　三十圓）

三、增設機械によるもの（年額）

イ、電話器　十二圓

ロ、受話器　四圓

ハ、電鈴　四圓

四、イ接續電話器　八圓

ロ、卓上電話器　十圓

ハ、特別市外通話裝置　七圓

◎土地種別

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一級局 | 加入 | 十萬 | 以上 |
| 二級局 | 同 | 五萬 | 同 |
| 三級局 | 同 | 二萬 | 同 |
| 四級局 | 同 | 五千 | 同 |
| 五級局 | 同 | 二千 | 同 |
| 六級局 | 同 | 八百 | 同 |
| 七級局 | 同 | 四百 | 同 |
| 八級局 | 同 | 二百 | 同 |
| 九級局 | 同 | 百 | 同 |
| 一〇級局 | 加入 | 五十 | 以上 |
| 一一級局 | 同 | 二十五 | 同 |
| 一二級局 | | 二十四 | 以下 |

◎外地電話料

一、普通通話料

イ、内地朝鮮間（一通話毎に）

連絡料（内地朝鮮間　一圓／對馬朝鮮間　五十錢）

首尾料
- 内地　下關より百キロメートル以内十二錢五厘、二百キロメートル以内三十七錢五厘、二百キロメートルを超ゆる時は百二十キロメートル以内を増す毎に二十五錢を加ふ
- 朝鮮　釜山より百キロメートル以内十二錢五厘、二百キロメートル以内三十七錢五厘、二百キロメートルを超ゆる時は百二十キロメートル以内を増す毎に二十五錢を加ふ

ロ、内地臺灣間（一通話時毎に）　六圓

ハ、内地樺太間（一通話毎に）

連絡料　七十五錢

首尾料
- 内地　稚内より百キロメートル以内十二錢五厘、二百キロメートル以内三十七錢五厘、二百キロメートルを超ゆる時は百二十キロメートル以内を増す毎に二十五錢を加ふ
- 樺太　大泊より百キロメートル以内十二錢五厘、二百キロメートル以内三十七錢五厘、二百キロメートルを超ゆる時は百二十キロメートル以内を増す毎に二十五錢を加ふ

二、至急通話料　普通通話料の二倍

三、定時通話料　普通通話料の四倍

◎日滿電話

一、普通通話料　一通話時毎に七圓

二、至急通話料　普通通話料の二倍

三、定時通話料　普通通話料の五倍

四、通話取消料　一回毎に（定時通話　一圓／其の他　五十錢）

◎日華電話

一、普通通話料　七圓五十錢

二、至急通話料　普通通話料の二倍

三、指名料　二圓五十錢

四、通話取消料（指名通話　一圓／番號通話　七十五錢）

## 【郵便爲替】

◎郵便爲替證書金額制限

通常爲替　證書一枚に付　金三百圓以内
電信爲替　金五百圓以内
小爲替　金二十圓以内

（注意）通常爲替及小爲替は錢位未滿電信爲替は圓位未滿の端數を附するを得ず

◎一般爲替料

| | 小爲替（錢） | 通常爲替（錢） | 電信爲替（錢） |
|---|---|---|---|
| 一圓迄 | 三 | — | — |
| 五圓迄 | 五 | — | — |
| 十圓迄 | 七 | — | — |
| 十五圓迄 | 一〇 | — | — |
| 二十圓迄 | 一三 | 一五 | 五〇 |
| 五十圓迄 | — | 二五 | 七〇 |
| 百圓迄 | — | 三五 | 九〇 |
| 百五十圓迄 | — | 四五 | 一一〇 |
| 二百圓迄 | — | 五五 | 一三〇 |
| 二百五十圓迄 | — | 六五 | 一五〇 |
| 三百圓迄 | — | 七五 | 一七〇 |
| 三百五十圓迄 | — | — | 一九〇 |
| 四百圓迄 | — | — | 二一〇 |
| 四百五十圓迄 | — | — | 二三〇 |
| 五百圓迄 | — | — | 二五〇 |

◎特別電信爲替　内地、臺灣、樺太、朝鮮南洋群島、滿洲に在る郵便局所と各其の以外にある郵便局所との間に取組む電信爲替料金は左の如し、但し朝鮮に在る郵便局所と滿洲にある郵便局所との間に取組むものは此限にあらず

二十圓迄七十錢、五十圓迄一圓、百圓迄一圓三十錢、百五十圓迄一圓六十錢、二百圓迄一圓九十錢、二百五十圓迄二圓二十錢、三百圓迄二圓五十錢、三百五十圓迄二圓八十錢、四百圓迄三圓十錢、四百五十圓迄三圓四十錢、五百圓迄三圓七十錢

## 【振替貯金受拂料】

一、拂込料金　一口付

| | |
|---|---|
| 一圓迄 | 二錢 |
| 五圓迄 | 四錢 |
| 十圓迄 | 六錢 |
| 五十圓迄 | 八錢 |
| 百圓迄 | 十錢 |
| 五百圓迄 | 十五錢 |
| 千圓迄 | 二十錢 |
| 千圓以上は千圓迄毎に | 五錢 |

二、振替拂出料　二口に付　四錢

三、現金拂渡料　一口に付

| | |
|---|---|
| 五圓迄 | 五錢 |
| 十圓迄 | 十錢 |
| 五十圓迄 | 十五錢 |
| 百圓迄 | 二十錢 |
| 二百圓迄 | 二十五錢 |
| 三百圓迄 | 三十錢 |
| 四百圓迄 | 三十五錢 |
| 五百圓迄 | 四十錢 |
| 六百圓迄 | 四十五錢 |
| 八百圓迄 | 五十錢 |
| 千圓迄 | 五十五錢 |

## 貨幣、度量衡、利子

### 各國貨幣（爲替平價表）

| 國 | 貨幣 | |
|---|---|---|
| 英吉利 | ポンド（磅） | 九・七六三二 |
| 北米合衆國 | ドル（弗） | 一・一八四九 |
| 獨逸 | ライヒスマルク | 〇・四七七九 |
| 瑞西 | フラン（法） | 〇・三八七一 |
| 伊太利 | リラ（利） | 〇・一〇五六 |
| 蘇聯邦 | ルーブル（留） | 一・〇三二三 |
| 英領印度 | ルーピー（留比） | 七・七三二三 |
| 丁抹・諾威・瑞典 | クローン | 〇・五三七六 |
| タイ | バート | 〇・八八七六 |
| 希臘 | ドラクマ | 〇・〇二六〇 |
| 秘露 | ソル | 〇・五六一七 |
| 亞爾然丁 | 金ペソ | 一・九三五〇 |
| 智利 | 金ペソ | 〇・〇六一〇 |
| 伯剌西爾 | ミルレイ | 一・〇九六一 |
| 墺地利 | シリング（志） | 〇・二八二三 |
| 白耳義 | ベルガ | 〇・二〇〇八 |
| 佛蘭西 | フラン（法） | 〇・〇七八六 |
| 南阿聯邦・濠洲・新西蘭 | ポンド（磅） | 九・七六三二 |
| 士耳其 | ピアスタ | 〇・〇八八二 |
| ダンチッヒ | ダンチッヒグルデン | 〇・三二五一 |
| エストニア | クローン | 〇・五三七六 |
| ハンガリー | ペンゲ | 〇・三五〇九 |
| ラトビア | ラット | 〇・三八七一 |
| ユーゴー・スラビア | ヂナール | 〇・〇三五五 |
| 勃爾牙利 | レアヴ | 〇・〇一四五 |
| 芬蘭 | マルクカ | 〇・〇五〇五 |

| | | |
|---|---|---|
| ルクセンブルグ | フラン | 〇・〇五〇二 |
| 和蘭 | グルデン | 〇・八〇六四 |
| 葡萄牙 | エスキュード | 〇・〇八八八 |
| ルーマニア | レイ | 〇・〇一二〇 |
| 波蘭 | ツロツチー | 〇・二三五一 |
| 西班牙 | ペセタ | 〇・三八七一 |
| キューバ | ペソ | 二・〇〇六二 |
| メキシコ | 金ペソ | 一・〇〇〇〇 |
| コロンビア | 金ペソ | 一・九五二六 |
| パラガイ | 金ペソ | 一・九三五五 |
| ウルガイ | ウルガイペソ | 二・〇七四九 |
| ボリビア | ボリビア | 〇・七三三三 |
| ベネズエラ | ボリバー | 〇・三八七一 |
| 埃及 | 埃及磅 | 九・九一六七 |
| リトアニア | リタス | 〇・二〇〇六 |
| カナダ | ドル | 一・一八四九 |
| チエツコ・スロバキア | コルナ | 〇・〇四九五 |

## 度量衡比較及合數

### メートル法

| | | 逆數 |
|---|---|---|
| 粍(ミリメートル) 米の千分ノ一 | 厘 三・三〇〇〇〇 | 粍 〇・三〇三〇三 |
| 糎(センチメートル) 米の百分ノ一 | 分 三・三〇〇〇〇 | 糎 〇・三〇三〇三 |
| 粉(デシメートル) 米の十分ノ一 | 寸 三・三〇〇〇〇 | 粉 〇・三〇三〇三 |
| 米(メートル) | 尺 三・三〇〇〇〇 | 米 〇・三〇三〇三 |
| 同 | 呎 三・二八〇五 | 米 〇・三〇四八〇 |
| 同 | 碼 一・〇九三六 | 米 〇・九一四四一 |
| 同 | 間 〇・五五〇〇〇 | 米 一・八一八一八 |
| 粁(キロメートル) 千米 | 間 五五〇・〇〇〇 | 粁 〇・〇〇一八二 |
| 同 | 町 九・一六六六七 | 粁 〇・一〇九〇九 |
| 同 | 里 〇・二五四六二九六 | 粁 三・九二七二七 |
| 同 | 哩 〇・六二一三一 | 粁 一・六〇九三四 |
| 同 | 鏈 四九・七〇九六九五三 | 粁 〇・〇二〇一二 |
| 【面積】 | | |
| 平方粍 平方米の百萬分ノ一 | | |
| 平方糎 平方米の一萬分ノ一 | | |
| 平方粉 平方米の百分ノ一 | | |
| 平方米 | 坪 〇・三〇二五〇〇〇 | 平方米 三・三〇五七九 |
| 同 | 平方尺 一〇・八九 | 平方米 〇・〇九一八三 |
| 同 | 平方碼 一・一九五九九〇〇 | 平方米 〇・八三六一三 |
| 同 | 平方呎 一〇・七六三九一〇四一 | 平方米 〇・〇九二九〇 |
| 平方粁 百萬平方米 | 方里 〇・〇六四八三六 | 方粁 一五・四二三五三 |
| センチアール アールの百分ノ一 | | |
| 阿(アール) | 畝 一・〇〇八三三三 | アール 〇・九九一七四 |
| 陌(ヘクタール) 百アール | 町 一・〇〇八三三三 | ヘクタール 〇・九九一七四 |
| 【量】 | | |
| 竰(センチリットル) 立の百分ノ一 | 勺 〇・五五四三五 | 竰 一・八〇三九一 |
| 竕(デシリットル) 立の十分ノ一 | 合 〇・五五四三五 | 竕 一・八〇三九一 |
| 立(リットル) | 升 〇・五五四三五 | 立 一・八〇三九一 |
| 竡(ヘクトリットル) 百立 | 石 〇・五五四三五 | 竡 一・八〇三九一 |
| 立方米 | 立方尺 三五・九三七〇〇 | 立方米 〇・〇二七八三 |
| 同 | 立方呎 三五・三一四六六七 | 立方米 〇・〇二八三二 |
| 同 | 才 三五・九三七〇九五七 | 立方米 〇・〇二七八三 |
| 同 | 立方碼 一・三〇七九五〇 | 立方米 〇・七六四五六 |
| 同 | 立坪 〇・一六六三七五 | 立方米 六・〇一〇三三 |
| 同 | 石 三・五九三七 | 立方米 〇・二七八二六 |
| 【衡】 | | |
| 瓱(ミリグラム) 瓦の千分ノ一 | 毛 〇・二六六六七 | 瓱 三・七四九九五 |



| | | |
|---|---|---|
| 甅(センチグラム) 瓦の百分ノ一 | 毛 二・六六六六七 | 甅 〇・三七四九九五 |
| 瓰(デシグラム) 瓦の十分ノ一 | 厘 二・六六六六七 | 瓰 〇・三七四九九五 |
| 瓦(グラム) | 分 二・六六六六七 | 瓦 〇・三七四九九五 |
| 同 | 写 〇・三五二七四 | 瓦 二八・三五〇三〇 |
| 瓩(キログラム)千瓦「一噸の千分ノ一」 | 貫 〇・二六六六七 | 瓩 三・七四九九五 |
| 同 | 斤 一・六六六六七 | 瓩 〇・六 |
| 同 | 封度 二・二〇四五九 | 瓩 〇・四五三六一 |
| 同 | 噸 〇・〇〇一 | 瓩 1000 |
| 同 | 英噸 〇・〇〇〇九八四一九 | 瓩 一〇一六・〇六四 |
| 噸 | 貫 二六六・六六六七 | 噸 〇・〇〇三七五 |
| カラット(寶石類衡)二百瓱 | | 厘 五・三三三三三 |

### ヤード・ポンド法

| | | |
|---|---|---|
| 【度】 | | |
| 吋(インチ) 碼の三十六分ノ一 | 寸 〇・八三八二〇 | 吋 一・一九三〇三 |
| 呎(フイート) 碼の三分ノ一 | 尺 一・〇〇五八四 | 呎 〇・九九四一九 |
| 碼(ヤード) | 尺 三・〇一七五二 | 碼 〇・三三一四〇 |
| 鏈(チエーン) 二十二碼 | 尺 六六・三八五四四 | 鏈 〇・〇一五〇六 |
| 同 | 間 一一・〇六四二三 | 鏈 〇・〇九〇三八 |
| 哩(マイル) 千七百六十碼 | 尺 五三一〇・八三五 | 哩 〇・〇〇〇一九 |
| 同 | 町 一四・七五二三 | 哩 〇・〇六七七九 |
| 同 | 里 〇・四〇九七九 | 哩 二・四四〇二七 |
| 浬(カイリ) | 町 一六・九七五 | 海里 〇・〇五八九一 |
| 【量】 | | |
| 瓦倫(ガロン) | 升 二・〇九八四六 | 瓦倫 〇・四七六五四 |
| 【衡】 | | |
| 写(オンス) 封度の十六分ノ一 | 匁 七・五六〇〇〇 | 写 〇・一三二二八 |
| 封度(ポンド) | 匁 一二〇・九六〇〇 | 封度 〇・〇〇八二七 |
| 噸(英)「トン」二千二百四十封度 | 貫 二七〇・九五〇四 | 噸 〇・〇〇三七〇 |
| 【合數其ノ他】 | | |
| 擔(ピカル) | 斤 100 | 擔 〇・〇一 |
| 哥(グロッス) | 一四四箇 | |
| 打(ダズン) | 一二箇 | |
| 甲(臺灣) | 段 九・七八 | 甲 〇・一〇二三五 |
| 中國畝(關東州) | 約 六・一畝強 | 中國畝 〇・一六三九三 |
| 間(朝鮮) | 約 平方尺 四九 | 間 〇・〇二〇四一 |

### メートル法換算法

| | | 正數に對する誤差 |
|---|---|---|
| 米を町(長さ)に直すには | 一割引いて百で割る | 千分の一六 |
| 粁を里に直すには | 二割加へて四で割る | 千分の一 |
| 米を鯨尺に直すには | 八倍して三で割る | 千分の十 |
| 糎を吋に直すには | 二倍して五で割る | 千分の一六 |
| 米を呎に直すには | 一割加へて三倍する | 千分の六 |
| 米を碼に直すには | 一割加へる | 千分の六 |
| 米を鎖に直すには | 二十で割る | 千分の六 |
| 粁を哩に直すには | 五倍して八で割る | 千分の六 |
| 平方米を坪に直すには | 一割引いて三で割る | 千分の八 |
| アールを畝に直すには | 一分を加へる | 千分の二 |
| ヘクタールを町(面積)に直すには | 一分を加へる | 千分の二 |

立な升に直すには　千分の二
立な瓦倫に直すには　千分の六
延なゲレーンに直すには　千分の三八
瓦なオンスに直すには　千分の八
廷な封度に直すには　千分の二
噸な英噸に直すには　千分の四
尺な米に直すには　千分の十
間な米に直すには　千分の十
町（長さ）な米に直すには　千分の八
里な粁に直すには　千分の七
鮫尺な米に直すには　千分の十
吋な糎に直すには　千分の一六
呎な米に直すには　千分の一六
碼な米に直すには　千分の一六
鎖な米に直すには　千分の六
哩な粁に直すには　千分の六
坪な平方米に直すには　千分の二
畝なアールに直すには　千分の二

五倍して九で割る
五分加へて四で割る
五割を加へて百で割る
五分加へて三十で割る
一割加へて二倍する
二分引く
三倍して十で割る
一割引いて二倍する
一割加へて百倍する
三割加へて三倍する
五割加へて四で割る
五倍して二で割る
三倍して十で割る
一割引く
二十倍する
八倍して五で割る
一割加へて三倍する
一分引く

## 攝氏華氏寒暖計比較表

| 攝氏 | 華氏 | 攝氏 | 華氏 | 攝氏 | 華氏 |
|---|---|---|---|---|---|
| 〇 | 三二・〇 | 二四 | 九五・二 | 六八 | 一五四・四 |
| 二 | 三五・六 | 二六 | 七六・八 | 七〇 | 一五八・〇 |
| 四 | 三九・二 | 二八 | 一〇〇・五 | 七二 | 一六一・〇 |
| 六 | 四二・八 | 三〇 | 一〇四・〇 | 七四 | 一六五・二 |
| 八 | 四六・四 | 三二 | 一〇七・六 | 七六 | 一六八・八 |
| 一〇 | 五〇・〇 | 三四 | 一一一・二 | 七八 | 一七二・四 |
| 一二 | 五三・六 | 三六 | 一一四・八 | 八〇 | 一七六・〇 |
| 一四 | 五七・二 | 三八 | 一一八・四 | 八二 | 一七九・六 |
| 一六 | 六〇・八 | 四〇 | 一二三・〇 | 八四 | 一八三・二 |
| 一八 | 六四・四 | 四二 | 一二五・六 | 八六 | 一八六・八 |
| 二〇 | 六八・〇 | 四四 | 一二九・二 | 八八 | 一九〇・四 |
| 二二 | 七一・六 | 四六 | 一三二・八 | 九〇 | 一九四・〇 |
| 二四 | 七五・二 | 四八 | 一三六・四 | 九二 | 一九七・六 |
| 二六 | 七八・八 | 五〇 | 一四〇・〇 | 九四 | 二〇一・二 |
| 二八 | 八二・四 | 五二 | 一四三・六 | 九六 | 二〇四・八 |
| 三〇 | 八六・〇 | 五四 | 一四七・二 | 九八 | 二〇八・四 |
| 三二 | 八九・六 | 五六 | 一五〇・八 | 一〇〇 | 二一二・〇 |

## 攝氏華氏寒暖計比較表

| 攝氏 | 華氏 | 攝氏 | 華氏 | 攝氏 | 華氏 |
|---|---|---|---|---|---|
| 〇 | 三二・〇 | 二四 | 九五・二 | 六八 | 一五四・四 |
| 二 | 三五・六 | 二六 | 七六・八 | 七〇 | 一五八・〇 |
| 四 | 三九・二 | 二八 | 一〇〇・五 | 七二 | 一六一・〇 |
| 六 | 四二・八 | 三〇 | 一〇四・〇 | 七四 | 一六五・二 |

町（面積）を「ヘクタール」に直すには　一分引く　千分の二
升を立に直すには　九倍して五で割る　千分の二
瓦倫を立に直すには　五分引いて四で割る　千分の四
ゲレーンを瓲に直すには　三割加へて五十倍する　千分の三
オンスを瓦に直すには　五分引いて三十倍する　千分の五
封度を廷に直すには　一割引いて二で割る　千分の八
英噸を噸に直すには　二分を加へる　千分の四

右は概數を得る換算法で、正確なる數を出すものでなく、一の便法であるから正數に對して少し宛の誤差がある。表に揭げたものは千分の一未滿は四捨五入してある。

### △速算法

メートルを間に直すには　一割を加へて二で割る
メートルを尺に直すには　一割を加へて三倍する
貫をキログラムに直すには　四で割つて十五倍する
キログラムを貫に直すには　二割引いて三で割る
キログラムを斤に直すには　五倍して三で割る
キログラムに直すには　五で割つて三倍する、又は〇・六を掛ける

備考　華氏を攝氏に換へるにはその度から三十二度を引いたものに5/9を掛ければよくまた攝氏を華氏に換へるには攝氏の度を二倍してその一割を引きこれに三十二を加へればよい

## 海里を哩に換算表

| 浬 | 哩 | 浬 | 哩 |
|---|---|---|---|
| 一・〇〇 | 一・一五一 | 一三・〇〇 | 一四・九六九 |
| 一・一五 | 一・三二九 | 一三・一五 | 一五・一四五 |
| 一・三〇 | 一・四九九 | 一三・三〇 | 一五・三二一 |
| 一・四五 | 一・六六九 | 一三・四五 | 一五・四九六 |
| 一四・〇〇 | 一六・一二一 | 二八・〇〇 | 三二・二四二 |
| 一四・一五 | 一六・二九六 | 二八・一五 | 三二・四一八 |
| 一四・三〇 | 一六・四六六 | 二八・三〇 | 三二・五九四 |
| 一四・四五 | 一六・六三九 | 二八・四五 | 三二・七六九 |
| 一五・〇〇 | 一七・二七三 | 二九・〇〇 | 三三・四四五 |
| 一五・一五 | 一七・四四八 | 二九・一五 | 三三・六二一 |
| 一五・三〇 | 一七・六二四 | 二九・三〇 | 三三・七九七 |
| 一五・四五 | 一七・七九九 | 二九・四五 | 三三・九七二 |
| 一六・〇〇 | 一八・三七三 | 三〇・〇〇 | 三四・一四八 |
| 一六・一五 | 一八・五四八 | 三〇・一五 | 三四・三二四 |
| 一六・三〇 | 一八・七二四 | 三〇・三〇 | 三四・五〇〇 |
| 一六・四五 | 一八・八九九 | 三〇・四五 | 三四・六七五 |
| 一七・〇〇 | 一九・四七三 | 三一・〇〇 | 三五・四五一 |
| 一七・一五 | 一九・六四八 | 三一・一五 | 三五・六二七 |
| 一七・三〇 | 一九・八二四 | 三一・三〇 | 三五・八〇二 |
| 一七・四五 | 一九・九九九 | 三一・四五 | 三五・九七八 |
| 一八・〇〇 | 二〇・一七三 | 三二・〇〇 | 三六・一五四 |
| 一八・一五 | 二〇・三四八 | 三二・一五 | 三六・三二九 |
| 一八・三〇 | 二〇・五二四 | 三二・三〇 | 三六・五〇五 |
| 一八・四五 | 二〇・六九九 | 三二・四五 | 三六・六八一 |
| 一九・〇〇 | 二一・二四三 | 三三・〇〇 | 三七・二三四 |
| 一九・一五 | 二一・四一八 | 三三・一五 | 三七・四〇九 |
| 一九・三〇 | 二一・五九四 | 三三・三〇 | 三七・五八五 |
| 一九・四五 | 二一・七六九 | 三三・四五 | 三七・七六〇 |
| 二〇・〇〇 | 二二・二一三 | 三四・〇〇 | 三八・二一〇 |
| 二〇・一五 | 二二・三八八 | 三四・一五 | 三八・三八五 |
| 二〇・三〇 | 二二・五六四 | 三四・三〇 | 三八・五六一 |
| 二〇・四五 | 二二・七三九 | 三四・四五 | 三八・七三六 |
| 二一・〇〇 | 二三・〇八三 | 三五・〇〇 | 三九・〇八六 |
| 二一・一五 | 二三・二五八 | 三五・一五 | 三九・二六二 |
| 二一・三〇 | 二三・四三四 | 三五・三〇 | 三九・四三七 |
| 二一・四五 | 二三・六〇九 | 三五・四五 | 三九・六一二 |
| 二二・〇〇 | 二四・一四三 | 三六・〇〇 | 四〇・一八八 |
| 二二・一五 | 二四・三一八 | 三六・一五 | 四〇・三六四 |
| 二二・三〇 | 二四・四九四 | 三六・三〇 | 四〇・五四〇 |
| 二二・四五 | 二四・六六九 | 三六・四五 | 四〇・七一五 |
| 二三・〇〇 | 二五・二〇三 | 三七・〇〇 | 四一・二四〇 |
| 二三・一五 | 二五・三七八 | 三七・一五 | 四一・四一五 |
| 二三・三〇 | 二五・五五四 | 三七・三〇 | 四一・五九一 |
| 二三・四五 | 二五・七二九 | 三七・四五 | 四一・七六六 |
| 二四・〇〇 | 二六・二七三 | 三八・〇〇 | 四二・二九二 |
| 二四・一五 | 二六・四四八 | 三八・一五 | 四二・四六七 |
| 二四・三〇 | 二六・六二四 | 三八・三〇 | 四二・六四三 |
| 二四・四五 | 二六・七九九 | 三八・四五 | 四二・八一八 |
| 二五・〇〇 | 二七・三〇三 | 三九・〇〇 | 四三・三四四 |
| 二五・一五 | 二七・四七八 | 三九・一五 | 四三・五一九 |
| 二五・三〇 | 二七・六五四 | 三九・三〇 | 四三・六九五 |
| 二五・四五 | 二七・八二九 | 三九・四五 | 四三・八七〇 |
| 二六・〇〇 | 二八・三七三 | 四〇・〇〇 | 四四・三九六 |
| 二六・一五 | 二八・五四八 | 四〇・一五 | 四四・五七一 |
| 二六・三〇 | 二八・七二四 | 四〇・三〇 | 四四・七四七 |
| 二六・四五 | 二八・八九九 | 四〇・四五 | 四四・九二二 |
| 二七・〇〇 | 二九・四四三 | 四一・〇〇 | 四五・四四八 |
| 二七・一五 | 二九・六一八 | 四一・一五 | 四五・六二三 |
| 二七・三〇 | 二九・七九四 | 四一・三〇 | 四五・七九九 |
| 二七・四五 | 三〇・一六九 | 四一・四五 | 四五・九七五 |
| 二八・〇〇 | 三〇・三四三 | 四二・〇〇 | 四六・五〇〇 |
| 二八・一五 | 三〇・五一八 | 四二・一五 | 四六・六七五 |
| 二八・三〇 | 三〇・六九四 | 四二・三〇 | 四六・八五一 |
| 二八・四五 | 三〇・八六九 | 四二・四五 | 四七・〇二六 |
| 二九・〇〇 | 三一・〇四三 | 四三・〇〇 | 四七・二〇一 |
| 二九・一五 | 三一・二一八 | 四三・一五 | 四七・三七七 |
| 二九・三〇 | 三一・三九四 | 四三・三〇 | 四七・五五二 |
| 二九・四五 | 三一・五六九 | 四三・四五 | 四七・七二八 |
| 三〇・〇〇 | 三二・〇七三 | 四四・〇〇 | 四八・〇八三 |
| 三〇・一五 | 三二・二四八 | 四四・一五 | 四八・二五九 |
| 三〇・三〇 | 三二・四二四 | 四四・三〇 | 四八・四三四 |
| 三〇・四五 | 三二・五九九 | 四四・四五 | 四八・六〇九 |
| 三一・〇〇 | 三三・〇三三 | 四五・〇〇 | 四九・〇六三 |
| 三一・一五 | 三三・二〇八 | 四五・一五 | 四九・二三八 |
| 三一・三〇 | 三三・三八四 | 四五・三〇 | 四九・四一四 |
| 三一・四五 | 三三・五五九 | 四五・四五 | 四九・五八九 |
| 三二・〇〇 | 三四・〇九三 | 四六・〇〇 | 五〇・〇九三 |
| 三二・一五 | 三四・二六八 | 四六・一五 | 五〇・二六八 |
| 三二・三〇 | 三四・四四四 | 四六・三〇 | 五〇・四四四 |
| 三二・四五 | 三四・六一九 | 四六・四五 | 五〇・六一九 |
| 三三・〇〇 | 三五・一四三 | 四七・〇〇 | 五一・一四三 |
| 三三・一五 | 三五・三一八 | 四七・一五 | 五一・三一八 |
| 三三・三〇 | 三五・四九四 | 四七・三〇 | 五一・四九四 |
| 三三・四五 | 三五・六六九 | 四七・四五 | 五一・六六九 |
| 三四・〇〇 | 三六・二一三 | 四八・〇〇 | 五二・二一三 |
| 三四・一五 | 三六・三八八 | 四八・一五 | 五二・三八八 |
| 三四・三〇 | 三六・五六四 | 四八・三〇 | 五二・五六四 |
| 三四・四五 | 三六・七三九 | 四八・四五 | 五二・七三九 |
| 三五・〇〇 | 三七・二七三 | 四九・〇〇 | 五三・二七三 |
| 三五・一五 | 三七・四四八 | 四九・一五 | 五三・四四八 |
| 三五・三〇 | 三七・六二四 | 四九・三〇 | 五三・六二四 |
| 三五・四五 | 三七・七九九 | 四九・四五 | 五三・七九九 |
| 三六・〇〇 | 三八・三〇三 | 五〇・〇〇 | 五四・三〇三 |
| 三六・一五 | 三八・五一八 | 五〇・一五 | 五四・五一八 |
| 三六・三〇 | 三八・七三四 | 五〇・三〇 | 五四・七三四 |
| 三六・四五 | 三八・九四九 | 五〇・四五 | 五四・九四九 |
| 三七・〇〇 | 三九・四四三 | 五一・〇〇 | 五五・四四三 |
| 三七・一五 | 三九・六一八 | 五一・一五 | 五五・六一八 |
| 三七・三〇 | 三九・七九四 | 五一・三〇 | 五五・七九四 |
| 三七・四五 | 四〇・一六九 | 五一・四五 | 五六・一六九 |
| 三八・〇〇 | 四〇・三四三 | 五二・〇〇 | 五六・三四三 |
| 三八・一五 | 四〇・五一八 | 五二・一五 | 五六・五一八 |
| 三八・三〇 | 四〇・六九四 | 五二・三〇 | 五六・六九四 |
| 三八・四五 | 四〇・八六九 | 五二・四五 | 五六・八六九 |
| 三九・〇〇 | 四一・〇四三 | 五三・〇〇 | 五七・〇四三 |
| 三九・一五 | 四一・二一八 | 五三・一五 | 五七・二一八 |
| 三九・三〇 | 四一・三九四 | 五三・三〇 | 五七・三九四 |
| 三九・四五 | 四一・五六九 | 五三・四五 | 五七・五六九 |
| 四〇・〇〇 | 四二・〇七三 | 五四・〇〇 | 五八・〇七三 |
| 四〇・一五 | 四二・二四八 | 五四・一五 | 五八・二四八 |
| 四〇・三〇 | 四二・四二四 | 五四・三〇 | 五八・四二四 |
| 四〇・四五 | 四二・五九九 | 五四・四五 | 五八・五九九 |
| 四一・〇〇 | 四三・〇三三 | 五五・〇〇 | 五九・〇三三 |
| 四一・一五 | 四三・二〇八 | 五五・一五 | 五九・二〇八 |
| 四一・三〇 | 四三・三八四 | 五五・三〇 | 五九・三八四 |
| 四一・四五 | 四三・五五九 | 五五・四五 | 五九・五五九 |
| 四二・〇〇 | 四四・〇九三 | 五六・〇〇 | 六〇・〇九三 |
| 四二・一五 | 四四・二六八 | 五六・一五 | 六〇・二六八 |
| 四二・三〇 | 四四・四四四 | 五六・三〇 | 六〇・四四四 |
| 四二・四五 | 四四・六一九 | 五六・四五 | 六〇・六一九 |
| 四三・〇〇 | 四五・一四三 | 五七・〇〇 | 六一・一四三 |
| 四三・一五 | 四五・三一八 | 五七・一五 | 六一・三一八 |
| 四三・三〇 | 四五・四九四 | 五七・三〇 | 六一・四九四 |
| 四三・四五 | 四五・六六九 | 五七・四五 | 六一・六六九 |
| 四四・〇〇 | 四六・二一三 | 五八・〇〇 | 六二・二一三 |
| 四四・一五 | 四六・三八八 | 五八・一五 | 六二・三八八 |
| 四四・三〇 | 四六・五六四 | 五八・三〇 | 六二・五六四 |
| 四四・四五 | 四六・七三九 | 五八・四五 | 六二・七三九 |
| 四五・〇〇 | 四七・二七三 | 五九・〇〇 | 六三・二七三 |
| 四五・一五 | 四七・四四八 | 五九・一五 | 六三・四四八 |
| 四五・三〇 | 四七・六二四 | 五九・三〇 | 六三・六二四 |
| 四五・四五 | 四七・七九九 | 五九・四五 | 六三・七九九 |
| 四六・〇〇 | 四八・三〇三 | 六〇・〇〇 | 六四・三〇三 |
| 四六・一五 | 四八・五一八 | 六〇・一五 | 六四・五一八 |
| 四六・三〇 | 四八・七三四 | 六〇・三〇 | 六四・七三四 |
| 四六・四五 | 四八・九四九 | 六〇・四五 | 六四・九四九 |
| 四七・〇〇 | 四九・四四三 | 六一・〇〇 | 六五・四四三 |
| 四七・一五 | 四九・六一八 | 六一・一五 | 六五・六一八 |
| 四七・三〇 | 四九・七九四 | 六一・三〇 | 六五・七九四 |
| 四七・四五 | 五〇・一六九 | 六一・四五 | 六六・一六九 |
| 四八・〇〇 | 五〇・三四三 | 六二・〇〇 | 六六・三四三 |
| 四八・一五 | 五〇・五一八 | 六二・一五 | 六六・五一八 |
| 四八・三〇 | 五〇・六九四 | 六二・三〇 | 六六・六九四 |
| 四八・四五 | 五〇・八六九 | 六二・四五 | 六六・八六九 |
| 四九・〇〇 | 五一・〇四三 | 六三・〇〇 | 六七・〇四三 |
| 四九・一五 | 五一・二一八 | 六三・一五 | 六七・二一八 |
| 四九・三〇 | 五一・三九四 | 六三・三〇 | 六七・三九四 |
| 四九・四五 | 五一・五六九 | 六三・四五 | 六七・五六九 |
| 五〇・〇〇 | 五二・〇七三 | 六四・〇〇 | 六八・〇七三 |
| 五〇・一五 | 五二・二四八 | 六四・一五 | 六八・二四八 |
| 五〇・三〇 | 五二・四二四 | 六四・三〇 | 六八・四二四 |
| 五〇・四五 | 五二・五九九 | 六四・四五 | 六八・五九九 |
| 五一・〇〇 | 五三・〇三三 | 六五・〇〇 | 六九・〇三三 |
| 五一・一五 | 五三・二〇八 | 六五・一五 | 六九・二〇八 |
| 五一・三〇 | 五三・三八四 | 六五・三〇 | 六九・三八四 |
| 五一・四五 | 五三・五五九 | 六五・四五 | 六九・五五九 |
| 五二・〇〇 | 五四・〇九三 | 六六・〇〇 | 七〇・〇九三 |
| 五二・一五 | 五四・二六八 | 六六・一五 | 七〇・二六八 |
| 五二・三〇 | 五四・四四四 | 六六・三〇 | 七〇・四四四 |
| 五二・四五 | 五四・六一九 | 六六・四五 | 七〇・六一九 |
| 五三・〇〇 | 五五・一四三 | 六七・〇〇 | 七一・一四三 |
| 五三・一五 | 五五・三一八 | 六七・一五 | 七一・三一八 |
| 五三・三〇 | 五五・四九四 | 六七・三〇 | 七一・四九四 |
| 五三・四五 | 五五・六六九 | 六七・四五 | 七一・六六九 |
| 五四・〇〇 | 五六・二一三 | 六八・〇〇 | 七二・二一三 |
| 五四・一五 | 五六・三八八 | 六八・一五 | 七二・三八八 |
| 五四・三〇 | 五六・五六四 | 六八・三〇 | 七二・五六四 |
| 五四・四五 | 五六・七三九 | 六八・四五 | 七二・七三九 |
| 五五・〇〇 | 五七・二七三 | 六九・〇〇 | 七三・二七三 |
| 五五・一五 | 五七・四四八 | 六九・一五 | 七三・四四八 |
| 五五・三〇 | 五七・六二四 | 六九・三〇 | 七三・六二四 |
| 五五・四五 | 五七・七九九 | 六九・四五 | 七三・七九九 |
| 五六・〇〇 | 五八・三〇三 | 七〇・〇〇 | 七四・三〇三 |
| 五六・一五 | 五八・五一八 | 七〇・一五 | 七四・五一八 |
| 五六・三〇 | 五八・七三四 | 七〇・三〇 | 七四・七三四 |
| 五六・四五 | 五八・九四九 | 七〇・四五 | 七四・九四九 |
| 五七・〇〇 | 五九・四四三 | 七一・〇〇 | 七五・四四三 |
| 五七・一五 | 五九・六一八 | 七一・一五 | 七五・六一八 |
| 五七・三〇 | 五九・七九四 | 七一・三〇 | 七五・七九四 |
| 五七・四五 | 六〇・一六九 | 七一・四五 | 七六・一六九 |
| 五八・〇〇 | 六〇・三四三 | 七二・〇〇 | 七六・三四三 |
| 五八・一五 | 六〇・五一八 | 七二・一五 | 七六・五一八 |
| 五八・三〇 | 六〇・六九四 | 七二・三〇 | 七六・六九四 |
| 五八・四五 | 六〇・八六九 | 七二・四五 | 七六・八六九 |
| 五九・〇〇 | 六一・〇四三 | 七三・〇〇 | 七七・〇四三 |
| 五九・一五 | 六一・二一八 | 七三・一五 | 七七・二一八 |
| 五九・三〇 | 六一・三九四 | 七三・三〇 | 七七・三九四 |
| 五九・四五 | 六一・五六九 | 七三・四五 | 七七・五六九 |
| 六〇・〇〇 | 六二・〇七三 | 七四・〇〇 | 七八・〇七三 |
| 六〇・一五 | 六二・二四八 | 七四・一五 | 七八・二四八 |
| 六〇・三〇 | 六二・四二四 | 七四・三〇 | 七八・四二四 |
| 六〇・四五 | 六二・五九九 | 七四・四五 | 七八・五九九 |
| 六一・〇〇 | 六三・〇三三 | 七五・〇〇 | 七九・〇三三 |
| 六一・一五 | 六三・二〇八 | 七五・一五 | 七九・二〇八 |
| 六一・三〇 | 六三・三八四 | 七五・三〇 | 七九・三八四 |
| 六一・四五 | 六三・五五九 | 七五・四五 | 七九・五五九 |
| 六二・〇〇 | 六四・〇九三 | 七六・〇〇 | 八〇・〇九三 |
| 六二・一五 | 六四・二六八 | 七六・一五 | 八〇・二六八 |
| 六二・三〇 | 六四・四四四 | 七六・三〇 | 八〇・四四四 |
| 六二・四五 | 六四・六一九 | 七六・四五 | 八〇・六一九 |
| 六三・〇〇 | 六五・一四三 | 七七・〇〇 | 八一・一四三 |
| 六三・一五 | 六五・三一八 | 七七・一五 | 八一・三一八 |
| 六三・三〇 | 六五・四九四 | 七七・三〇 | 八一・四九四 |
| 六三・四五 | 六五・六六九 | 七七・四五 | 八一・六六九 |
| 六四・〇〇 | 六六・二一三 | 七八・〇〇 | 八二・二一三 |
| 六四・一五 | 六六・三八八 | 七八・一五 | 八二・三八八 |
| 六四・三〇 | 六六・五六四 | 七八・三〇 | 八二・五六四 |
| 六四・四五 | 六六・七三九 | 七八・四五 | 八二・七三九 |
| 六五・〇〇 | 六七・二七三 | 七九・〇〇 | 八三・二七三 |
| 六五・一五 | 六七・四四八 | 七九・一五 | 八三・四四八 |
| 六五・三〇 | 六七・六二四 | 七九・三〇 | 八三・六二四 |
| 六五・四五 | 六七・七九九 | 七九・四五 | 八三・七九九 |
| 六六・〇〇 | 六八・三〇三 | 八〇・〇〇 | 八四・三〇三 |
| 六六・一五 | 六八・五一八 | 八〇・一五 | 八四・五一八 |
| 六六・三〇 | 六八・七三四 | 八〇・三〇 | 八四・七三四 |
| 六六・四五 | 六八・九四九 | 八〇・四五 | 八四・九四九 |
| 六七・〇〇 | 六九・四四三 | 八一・〇〇 | 八五・四四三 |
| 六七・一五 | 六九・六一八 | 八一・一五 | 八五・六一八 |
| 六七・三〇 | 六九・七九四 | 八一・三〇 | 八五・七九四 |
| 六七・四五 | 七〇・一六九 | 八一・四五 | 八六・一六九 |
| 六八・〇〇 | 七〇・三四三 | 八二・〇〇 | 八六・三四三 |
| 六八・一五 | 七〇・五一八 | 八二・一五 | 八六・五一八 |
| 六八・三〇 | 七〇・六九四 | 八二・三〇 | 八六・六九四 |
| 六八・四五 | 七〇・八六九 | 八二・四五 | 八六・八六九 |
| 六九・〇〇 | 七一・〇四三 | 八三・〇〇 | 八七・〇四三 |
| 六九・一五 | 七一・二一八 | 八三・一五 | 八七・二一八 |
| 六九・三〇 | 七一・三九四 | 八三・三〇 | 八七・三九四 |
| 六九・四五 | 七一・五六九 | 八三・四五 | 八七・五六九 |
| 七〇・〇〇 | 七二・〇七三 | 八四・〇〇 | 八八・〇七三 |
| 七〇・一五 | 七二・二四八 | 八四・一五 | 八八・二四八 |
| 七〇・三〇 | 七二・四二四 | 八四・三〇 | 八八・四二四 |
| 七〇・四五 | 七二・五九九 | 八四・四五 | 八八・五九九 |
| 七一・〇〇 | 七三・〇三三 | 八五・〇〇 | 八九・〇三三 |
| 七一・一五 | 七三・二〇八 | 八五・一五 | 八九・二〇八 |
| 七一・三〇 | 七三・三八四 | 八五・三〇 | 八九・三八四 |
| 七一・四五 | 七三・五五九 | 八五・四五 | 八九・五五九 |
| 七二・〇〇 | 七四・〇九三 | 八六・〇〇 | 九〇・〇九三 |
| 七二・一五 | 七四・二六八 | 八六・一五 | 九〇・二六八 |
| 七二・三〇 | 七四・四四四 | 八六・三〇 | 九〇・四四四 |
| 七二・四五 | 七四・六一九 | 八六・四五 | 九〇・六一九 |
| 七三・〇〇 | 七五・一四三 | 八七・〇〇 | 九一・一四三 |
| 七三・一五 | 七五・三一八 | 八七・一五 | 九一・三一八 |
| 七三・三〇 | 七五・四九四 | 八七・三〇 | 九一・四九四 |
| 七三・四五 | 七五・六六九 | 八七・四五 | 九一・六六九 |
| 七四・〇〇 | 七六・二一三 | 八八・〇〇 | 九二・二一三 |
| 七四・一五 | 七六・三八八 | 八八・一五 | 九二・三八八 |
| 七四・三〇 | 七六・五六四 | 八八・三〇 | 九二・五六四 |
| 七四・四五 | 七六・七三九 | 八八・四五 | 九二・七三九 |
| 七五・〇〇 | 七七・二七三 | 八九・〇〇 | 九三・二七三 |
| 七五・一五 | 七七・四四八 | 八九・一五 | 九三・四四八 |
| 七五・三〇 | 七七・六二四 | 八九・三〇 | 九三・六二四 |
| 七五・四五 | 七七・七九九 | 八九・四五 | 九三・七九九 |
| 七六・〇〇 | 七八・三〇三 | 九〇・〇〇 | 九四・三〇三 |
| 七六・一五 | 七八・五一八 | 九〇・一五 | 九四・五一八 |
| 七六・三〇 | 七八・七三四 | 九〇・三〇 | 九四・七三四 |
| 七六・四五 | 七八・九四九 | 九〇・四五 | 九四・九四九 |
| 七七・〇〇 | 七九・四四三 | 九一・〇〇 | 九五・四四三 |
| 七七・一五 | 七九・六一八 | 九一・一五 | 九五・六一八 |
| 七七・三〇 | 七九・七九四 | 九一・三〇 | 九五・七九四 |
| 七七・四五 | 八〇・一六九 | 九一・四五 | 九六・一六九 |
| 七八・〇〇 | 八〇・三四三 | 九二・〇〇 | 九六・三四三 |
| 七八・一五 | 八〇・五一八 | 九二・一五 | 九六・五一八 |
| 七八・三〇 | 八〇・六九四 | 九二・三〇 | 九六・六九四 |
| 七八・四五 | 八〇・八六九 | 九二・四五 | 九六・八六九 |
| 七九・〇〇 | 八一・〇四三 | 九三・〇〇 | 九七・〇四三 |
| 七九・一五 | 八一・二一八 | 九三・一五 | 九七・二一八 |
| 七九・三〇 | 八一・三九四 | 九三・三〇 | 九七・三九四 |
| 七九・四五 | 八一・五六九 | 九三・四五 | 九七・五六九 |
| 八〇・〇〇 | 八二・〇七三 | 九四・〇〇 | 九八・〇七三 |
| 八〇・一五 | 八二・二四八 | 九四・一五 | 九八・二四八 |
| 八〇・三〇 | 八二・四二四 | 九四・三〇 | 九八・四二四 |
| 八〇・四五 | 八二・五九九 | 九四・四五 | 九八・五九九 |
| 八一・〇〇 | 八三・〇三三 | 九五・〇〇 | 九九・〇三三 |
| 八一・一五 | 八三・二〇八 | 九五・一五 | 九九・二〇八 |
| 八一・三〇 | 八三・三八四 | 九五・三〇 | 九九・三八四 |
| 八一・四五 | 八三・五五九 | 九五・四五 | 九九・五五九 |
| 八二・〇〇 | 八四・〇九三 | 九六・〇〇 | 一〇〇・〇九三 |
| 八二・一五 | 八四・二六八 | 九六・一五 | 一〇〇・二六八 |
| 八二・三〇 | 八四・四四四 | 九六・三〇 | 一〇〇・四四四 |
| 八二・四五 | 八四・六一九 | 九六・四五 | 一〇〇・六一九 |
| 八三・〇〇 | 八五・一四三 | 九七・〇〇 | 一〇一・一四三 |
| 八三・一五 | 八五・三一八 | 九七・一五 | 一〇一・三一八 |
| 八三・三〇 | 八五・四九四 | 九七・三〇 | 一〇一・四九四 |
| 八三・四五 | 八五・六六九 | 九七・四五 | 一〇一・六六九 |
| 八四・〇〇 | 八六・二一三 | 九八・〇〇 | 一〇二・二一三 |
| 八四・一五 | 八六・三八八 | 九八・一五 | 一〇二・三八八 |
| 八四・三〇 | 八六・五六四 | 九八・三〇 | 一〇二・五六四 |
| 八四・四五 | 八六・七三九 | 九八・四五 | 一〇二・七三九 |
| 八五・〇〇 | 八七・二七三 | 九九・〇〇 | 一〇三・二七三 |
| 八五・一五 | 八七・四四八 | 九九・一五 | 一〇三・四四八 |
| 八五・三〇 | 八七・六二四 | 九九・三〇 | 一〇三・六二四 |
| 八五・四五 | 八七・七九九 | 九九・四五 | 一〇三・七九九 |
| 八六・〇〇 | 八八・三〇三 | 一〇〇・〇〇 | 一〇四・三〇三 |
| 八六・一五 | 八八・五一八 | 一〇〇・一五 | 一〇四・五一八 |
| 八六・三〇 | 八八・七三四 | 一〇〇・三〇 | 一〇四・七三四 |
| 八六・四五 | 八八・九四九 | 一〇〇・四五 | 一〇四・九四九 |
| 八七・〇〇 | 八九・四四三 | 一〇一・〇〇 | 一〇五・四四三 |
| 八七・一五 | 八九・六一八 | 一〇一・一五 | 一〇五・六一八 |
| 八七・三〇 | 八九・七九四 | 一〇一・三〇 | 一〇五・七九四 |
| 八七・四五 | 九〇・一六九 | 一〇一・四五 | 一〇六・一六九 |
| 八八・〇〇 | 九〇・三四三 | 一〇二・〇〇 | 一〇六・三四三 |
| 八八・一五 | 九〇・五一八 | 一〇二・一五 | 一〇六・五一八 |
| 八八・三〇 | 九〇・六九四 | 一〇二・三〇 | 一〇六・六九四 |
| 八八・四五 | 九〇・八六九 | 一〇二・四五 | 一〇六・八六九 |
| 八九・〇〇 | 九一・〇四三 | 一〇三・〇〇 | 一〇七・〇四三 |
| 八九・一五 | 九一・二一八 | 一〇三・一五 | 一〇七・二一八 |
| 八九・三〇 | 九一・三九四 | 一〇三・三〇 | 一〇七・三九四 |
| 八九・四五 | 九一・五六九 | 一〇三・四五 | 一〇七・五六九 |
| 九〇・〇〇 | 九二・〇七三 | 一〇四・〇〇 | 一〇八・〇七三 |
| 九〇・一五 | 九二・二四八 | 一〇四・一五 | 一〇八・二四八 |
| 九〇・三〇 | 九二・四二四 | 一〇四・三〇 | 一〇八・四二四 |
| 九〇・四五 | 九二・五九九 | 一〇四・四五 | 一〇八・五九九 |
| 九一・〇〇 | 九三・〇三三 | 一〇五・〇〇 | 一〇九・〇三三 |
| 九一・一五 | 九三・二〇八 | 一〇五・一五 | 一〇九・二〇八 |
| 九一・三〇 | 九三・三八四 | 一〇五・三〇 | 一〇九・三八四 |
| 九一・四五 | 九三・五五九 | 一〇五・四五 | 一〇九・五五九 |
| 九二・〇〇 | 九四・〇九三 | 一〇六・〇〇 | 一一〇・〇九三 |
| 九二・一五 | 九四・二六八 | 一〇六・一五 | 一一〇・二六八 |
| 九二・三〇 | 九四・四四四 | 一〇六・三〇 | 一一〇・四四四 |
| 九二・四五 | 九四・六一九 | 一〇六・四五 | 一一〇・六一九 |
| 九三・〇〇 | 九五・一四三 | 一〇七・〇〇 | 一一一・一四三 |
| 九三・一五 | 九五・三一八 | 一〇七・一五 | 一一一・三一八 |
| 九三・三〇 | 九五・四九四 | 一〇七・三〇 | 一一一・四九四 |
| 九三・四五 | 九五・六六九 | 一〇七・四五 | 一一一・六六九 |
| 九四・〇〇 | 九六・二一三 | 一〇八・〇〇 | 一一二・二一三 |
| 九四・一五 | 九六・三八八 | 一〇八・一五 | 一一二・三八八 |
| 九四・三〇 | 九六・五六四 | 一〇八・三〇 | 一一二・五六四 |
| 九四・四五 | 九六・七三九 | 一〇八・四五 | 一一二・七三九 |
| 九五・〇〇 | 九七・二七三 | 一〇九・〇〇 | 一一三・二七三 |
| 九五・一五 | 九七・四四八 | 一〇九・一五 | 一一三・四四八 |
| 九五・三〇 | 九七・六二四 | 一〇九・三〇 | 一一三・六二四 |
| 九五・四五 | 九七・七九九 | 一〇九・四五 | 一一三・七九九 |
| 九六・〇〇 | 九八・三〇三 | 一一〇・〇〇 | 一一四・三〇三 |
| 九六・一五 | 九八・五一八 | 一一〇・一五 | 一一四・五一八 |
| 九六・三〇 | 九八・七三四 | 一一〇・三〇 | 一一四・七三四 |
| 九六・四五 | 九八・九四九 | 一一〇・四五 | 一一四・九四九 |
| 九七・〇〇 | 九九・四四三 | 一一一・〇〇 | 一一五・四四三 |
| 九七・一五 | 九九・六一八 | 一一一・一五 | 一一五・六一八 |
| 九七・三〇 | 九九・七九四 | 一一一・三〇 | 一一五・七九四 |
| 九七・四五 | 一〇〇・一六九 | 一一一・四五 | 一一六・一六九 |
| 九八・〇〇 | 一〇〇・三四三 | 一一二・〇〇 | 一一六・三四三 |
| 九八・一五 | 一〇〇・五一八 | 一一二・一五 | 一一六・五一八 |
| 九八・三〇 | 一〇〇・六九四 | 一一二・三〇 | 一一六・六九四 |
| 九八・四五 | 一〇〇・八六九 | 一一二・四五 | 一一六・八六九 |
| 九九・〇〇 | 一〇一・〇四三 | 一一三・〇〇 | 一一七・〇四三 |
| 九九・一五 | 一〇一・二一八 | 一一三・一五 | 一一七・二一八 |
| 九九・三〇 | 一〇一・三九四 | 一一三・三〇 | 一一七・三九四 |
| 九九・四五 | 一〇一・五六九 | 一一三・四五 | 一一七・五六九 |
| 一〇〇・〇〇 | 一〇二・〇七三 | 一一四・〇〇 | 一一八・〇七三 |
| 一〇〇・一五 | 一〇二・二四八 | 一一四・一五 | 一一八・二四八 |
| 一〇〇・三〇 | 一〇二・四二四 | 一一四・三〇 | 一一八・四二四 |
| 一〇〇・四五 | 一〇二・五九九 | 一一四・四五 | 一一八・五九九 |
| 一〇一・〇〇 | 一〇三・〇三三 | 一一五・〇〇 | 一一九・〇三三 |
| 一〇一・一五 | 一〇三・二〇八 | 一一五・一五 | 一一九・二〇八 |
| 一〇一・三〇 | 一〇三・三八四 | 一一五・三〇 | 一一九・三八四 |
| 一〇一・四五 | 一〇三・五五九 | 一一五・四五 | 一一九・五五九 |
| 一〇二・〇〇 | 一〇四・〇九三 | 一一六・〇〇 | 一二〇・〇九三 |
| 一〇二・一五 | 一〇四・二六八 | 一一六・一五 | 一二〇・二六八 |
| 一〇二・三〇 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二五 | 五・〇〇 | 〇・四一六六六 | 〇・〇一三八八 | 五〇〇 | 七五・〇〇 | 六・二五〇 | 〇・二〇八三三 | 三、〇〇〇 | 三六〇 | 一・〇〇〇〇〇 |
| 三〇 | 六・〇〇 | 〇・五〇〇〇〇 | 〇・〇一六六六 | 五五〇 | 八二・五〇 | 六・八七五 | 〇・二二九一六 | 三、五〇〇 | 四二〇 | 一・一六六六六 |
| 三五 | 七・〇〇 | 〇・五八三三三 | 〇・〇一九四四 | 六〇〇 | 九〇・〇〇 | 七・五〇〇 | 〇・二五〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四八〇 | 一・三三三三三 |
| 四〇 | 八・〇〇 | 〇・六六六六六 | 〇・〇二二二二 | 六五〇 | 九七・五〇 | 八・一二五 | 〇・二七〇八三 | 四、五〇〇 | 五四〇 | 一・五〇〇〇〇 |
| 四五 | 九・〇〇 | 〇・七五〇〇〇 | 〇・〇二五〇〇 | 七〇〇 | 一〇五・〇〇 | 八・七五〇 | 〇・二九一六六 | 五、〇〇〇 | 六〇〇 | 一・六六六六六 |
| 五〇 | 一〇・〇〇 | 〇・八三三三三 | 〇・〇二七七七 | 七五〇 | 一一二・五〇 | 九・三七五 | 〇・三一二五〇 | 六、〇〇〇 | 七二〇 | 二・〇〇〇〇〇 |
| 六〇 | 一二・〇〇 | 一・〇〇〇〇〇 | 〇・〇三三三三 | 八〇〇 | 一二〇・〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 〇・三三三三三 | 七、〇〇〇 | 八四〇 | 二・三三三三三 |
| 七〇 | 一四・〇〇 | 一・一六六六六 | 〇・〇三八八八 | 八五〇 | 一二七・五〇 | 一〇・六二五 | 〇・三五四一六 | 八、〇〇〇 | 九六〇 | 二・六六六六六 |
| 八〇 | 一六・〇〇 | 一・三三三三四 | 〇・〇四四四四 | 九〇〇 | 一三五・〇〇 | 一一・二五〇 | 〇・三七五〇〇 | 九、〇〇〇 | 一、〇八〇 | 三・〇〇〇〇〇 |
| 九〇 | 一八・〇〇 | 一・五〇〇〇〇 | 〇・〇五〇〇〇 | 九五〇 | 一四二・五〇 | 一一・八七五 | 〇・三九五八三 | 一〇、〇〇〇 | 一、二〇〇 | 三・三三三三三 |

## 單利積算法（元金一圓に付）

| 年次 | 五分 | 六分 | 七分 | 八分 | 一割 | 一割二分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一年 | 圓 〇・〇五 | 圓 〇・〇六 | 圓 〇・〇七 | 圓 〇・〇八 | 圓 〇・一〇 | 圓 〇・一二 |
| 二年 | 〇・一〇 | 〇・一二 | 〇・一四 | 〇・一六 | 〇・二〇 | 〇・二四 |
| 三年 | 〇・一五 | 〇・一八 | 〇・二一 | 〇・二四 | 〇・三〇 | 〇・三六 |
| 四年 | 〇・二〇 | 〇・二四 | 〇・二八 | 〇・三二 | 〇・四〇 | 〇・四八 |
| 五年 | 〇・二五 | 〇・三〇 | 〇・三五 | 〇・四〇 | 〇・五〇 | 〇・六〇 |
| 六年 | 〇・三〇 | 〇・三六 | 〇・四二 | 〇・四八 | 〇・六〇 | 〇・七二 |
| 七年 | 〇・三五 | 〇・四二 | 〇・四九 | 〇・五六 | 〇・七〇 | 〇・八四 |
| 八年 | 〇・四〇 | 〇・四八 | 〇・五六 | 〇・六四 | 〇・八〇 | 〇・九六 |
| 九年 | 〇・四五 | 〇・五四 | 〇・六三 | 〇・七二 | 〇・九〇 | 一・〇八 |
| 十年 | 〇・五〇 | 〇・六〇 | 〇・七〇 | 〇・八〇 | 一・〇〇 | 一・二〇 |
| 十五年 | 〇・七五 | 〇・九〇 | 一・〇五 | 一・二〇 | 一・五〇 | 一・八〇 |
| 二十年 | 一・〇〇 | 一・二〇 | 一・四〇 | 一・六〇 | 二・〇〇 | 二・四〇 |

## 複利積算法（本表は一圓に付毎年の複利積算である但し毎半年に利子を元金に繰り入れてある）

| 年次 | 三分 | 四分 | 四分五厘 | 五分 | 六分 | 七分 | 七分三厘 | 八分 | 一割 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一年 | 圓 一・〇三〇二 | 圓 一・〇四〇四 | 圓 一・〇四五五 | 圓 一・〇五〇六 | 圓 一・〇六〇九 | 圓 一・〇七一二 | 圓 一・〇七四三 | 圓 一・〇八一六 | 圓 一・一〇二五 |
| 二年 | 一・〇六一三 | 一・〇八二四 | 一・〇九三〇 | 一・一〇三八 | 一・一二五五 | 一・一四七五 | 一・一五四〇 | 一・一六九二 | 一・二一五五 |
| 三年 | 一・〇九三四 | 一・一二六一 | 一・一四三八 | 一・一五九六 | 一・一九四〇 | 一・二二九一 | 一・二三八七 | 一・二六五六 | 一・三四〇〇 |
| 四年 | 一・一二六四 | 一・一七一五 | 一・一九四八 | 一・二一八四 | 一・二六八四 | 一・三一六八 | 一・三三〇八 | 一・三六七八 | 一・四七七三 |
| 五年 | 一・一六〇五 | 一・二一八八 | 一・二四八六 | 一・二八〇〇 | 一・三四三九 | 一・四一〇五 | 一・四三一九八 | 一・四七九四 | 一・六二八七 |
| 六年 | 一・一九五六 | 一・二六八一 | 一・三〇〇四 | 一・三四四八 | 一・四二五七 | 一・五一一〇 | 一・五三六〇 | 一・六〇〇二 | 一・七九五七 |
| 七年 | 一・二三一七 | 一・三一九三 | 一・三六四三 | 一・四一二九 | 一・五一二五 | 一・六一八六 | 一・六五〇二 | 一・七三〇七 | 一・九七四九 |
| 八年 | 一・二六八九 | 一・三七二六 | 一・四二六四 | 一・四八四五 | 一・六〇四七 | 一・七三三九 | 一・七七二九 | 一・八七二〇 | 二・一八二七 |
| 九年 | 一・三〇七三 | 一・四二八一 | 一・四九一三 | 一・五五九六 | 一・七〇二四 | 一・八五七四 | 一・九〇四七 | 二・〇二四七 | 二・四〇六四 |
| 十年 | 一・三四六八 | 一・四八五八 | 一・五五九二 | 一・六三八五 | 一・八〇六一 | 一・九八九七 | 二・〇四六二 | 二・一八九九 | 二・六五三三 |
| 十五年 | 一・五六三〇 | 一・八一一一 | 一・九四七九 | 二・〇九七三 | 二・四二六一 | 二・八〇六六 | 二・九二八四 | 三・二四一七 | 四・三二一六 |
| 二十年 | 一・八一四〇 | 二・二〇七八 | 二・四三二〇 | 二・六八五七 | 三・二六一八 | 三・九五九二 | 四・一九一一 | 四・七九八五 | 七・〇三六二 |
| 二十五年 | 二・一〇五二 | 二・六九一三 | 三・〇三六七 | 三・四三四五 | 四・三八三六 | 五・五八四九 | 五・九九八二 | 七・一〇三〇 | 一一・四六二二 |
| 三十年 | 二・四四三二 | 三・二八一八 | 三・七九三三 | 四・三九七七 | 五・八九一三 | 七・八七八一 | 八・五八四六 | 一〇・五一四四 | 一八・六六九一 |
| 三十五年 | 二・八三五四 | 四・〇〇〇五 | 四・七三八七 | 五・六二九四 | 七・九一七四 | 一一・一一二六 | 一二・二八六七 | 一五・五六六五 | 三〇・四〇八一 |
| 四十年 | 三・二九〇七 | 四・八七七六 | 五・九二八八 | 七・二六〇一 | 一〇・六四〇三 | 一五・六八七七 | 一七・五八四四 | 二三・〇四三三 | 四九・五五一六 |
| 四十五年 | 三・八一九一 | 五・九四五六 | 七・四〇六二 | 九・二三四五 | 一四・七二八七 | 二二・一五九〇 | 二五・一六六三 | 三四・一〇八〇 | 八〇・六八一七 |
| 五十年 | 四・四三二一 | 七・二四八八 | 九・二五一六 | 一一・八〇七二 | 一九・七九四一 | 三一・二二四一 | 三六・〇一五四 | 五〇・四一四六 | 一三〇・二〇六六 |



## 日歩を年利に換算法（換算法は日歩を三百六十五倍して元金に對する割合を算出したもので厘位未滿は切捨てゝある）

| 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 錢 〇・五〇 | 割 〇・一八二五 | 錢 一・一〇 | 割 〇・四〇一五 | 錢 一・七〇 | 割 〇・六二〇五 | 錢 二・三〇 | 割 〇・八三九五 | 錢 二・九〇 | 割 一・〇五八五 | 錢 三・五〇 | 割 一・二七七五 | 錢 四・一〇 | 割 一・四九六五 | 錢 四・七〇 | 割 一・七一五五 |
| 〇・五五 | 〇・二〇〇七 | 一・一五 | 〇・四一九七 | 一・七五 | 〇・六三八七 | 二・三五 | 〇・八五七七 | 二・九五 | 一・〇七六七 | 三・五五 | 一・二九五七 | 四・一五 | 一・五一四七 | 四・七五 | 一・七三三七 |
| 〇・六〇 | 〇・二一九〇 | 一・二〇 | 〇・四三八〇 | 一・八〇 | 〇・六五七〇 | 二・四〇 | 〇・八七六〇 | 三・〇〇 | 一・〇九五〇 | 三・六〇 | 一・三一四〇 | 四・二〇 | 一・五三三〇 | 四・八〇 | 一・七五二〇 |
| 〇・六五 | 〇・二三七二 | 一・二五 | 〇・四五六二 | 一・八五 | 〇・六七五二 | 二・四五 | 〇・八九四二 | 三・〇五 | 一・一一三二 | 三・六五 | 一・三三二二 | 四・二五 | 一・五五一二 | 四・八五 | 一・七七〇二 |
| 〇・七〇 | 〇・二五五五 | 一・三〇 | 〇・四七四五 | 一・九〇 | 〇・六九三五 | 二・五〇 | 〇・九一二五 | 三・一〇 | 一・一三一五 | 三・七〇 | 一・三五〇五 | 四・三〇 | 一・五六九五 | 四・九〇 | 一・七八八五 |
| 〇・七五 | 〇・二七三七 | 一・三五 | 〇・四九二七 | 一・九五 | 〇・七一一七 | 二・五五 | 〇・九三〇七 | 三・一五 | 一・一四九七 | 三・七五 | 一・三六八七 | 四・三五 | 一・五八七七 | 四・九五 | 一・八〇六七 |
| 〇・八〇 | 〇・二九二〇 | 一・四〇 | 〇・五一一〇 | 二・〇〇 | 〇・七三〇〇 | 二・六〇 | 〇・九四九〇 | 三・二〇 | 一・一六八〇 | 三・八〇 | 一・三八七〇 | 四・四〇 | 一・六〇六〇 | ― | ― |
| 〇・八五 | 〇・三一〇二 | 一・四五 | 〇・五二九二 | 二・〇五 | 〇・七四八二 | 二・六五 | 〇・九六七二 | 三・二五 | 一・一八六二 | 三・八五 | 一・四〇五二 | 四・四五 | 一・六二四二 | ― | ― |
| 〇・九〇 | 〇・三二八五 | 一・五〇 | 〇・五四七五 | 二・一〇 | 〇・七六六五 | 二・七〇 | 〇・九八五五 | 三・三〇 | 一・二〇四五 | 三・九〇 | 一・四二三五 | 四・五〇 | 一・六四二五 | ― | ― |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0.95 | 0.3567 | 1.15 | 0.4317 | 2.1 | 0.7884 | 2.7 | 1.005 | 3.9 | 1.4643 | 4.5 | 1.6875 | 5.1 | 1.9125 | 5.7 | 2.1375 | 6.3 | 2.3625 | 6.9 | 2.5875 | 7.5 | 2.8125 | 8.1 | 3.0375 |
| 1.00 | 0.3750 | 1.20 | 0.4500 | 2.2 | 0.8250 | 2.8 | 1.050 | 4.0 | 1.5000 | 4.6 | 1.7250 | 5.2 | 1.9500 | 5.8 | 2.1750 | 6.4 | 2.4000 | 7.0 | 2.6250 | 7.6 | 2.8500 | 8.2 | 3.0750 |
| 1.05 | 0.3937 | 1.25 | 0.4687 | 2.3 | 0.8625 | 2.9 | 1.0875 | 4.1 | 1.5375 | 4.7 | 1.7625 | 5.3 | 1.9875 | 5.9 | 2.2125 | 6.5 | 2.4375 | 7.1 | 2.6625 | 7.7 | 2.8875 | 8.3 | 3.1125 |
| 1.10 | 0.4125 | 1.30 | 0.4875 | 2.4 | 0.9000 | 3.0 | 1.125 | 4.2 | 1.5750 | 4.8 | 1.8000 | 5.4 | 2.0250 | 6.0 | 2.2500 | 6.6 | 2.4750 | 7.2 | 2.7000 | 7.8 | 2.9250 | 8.4 | 3.1500 |
| 1.15 | 0.4312 | 1.35 | 0.5062 | 2.5 | 0.9375 | 3.1 | 1.1625 | 4.3 | 1.6125 | 4.9 | 1.8375 | 5.5 | 2.0625 | 6.1 | 2.2875 | 6.7 | 2.5125 | 7.3 | 2.7375 | 7.9 | 2.9625 | 8.5 | 3.1875 |
| 1.20 | 0.4500 | 1.40 | 0.5250 | 2.6 | 0.9750 | 3.2 | 1.200 | 4.4 | 1.6500 | 5.0 | 1.8750 | 5.6 | 2.1000 | 6.2 | 2.3250 | 6.8 | 2.5500 | 7.4 | 2.7750 | 8.0 | 3.0000 | 8.6 | 3.2250 |
| 1.25 | 0.4687 | 1.45 | 0.5437 | 2.7 | 1.0125 | 3.3 | 1.2375 | 4.5 | 1.6875 | 5.1 | 1.9125 | 5.7 | 2.1375 | 6.3 | 2.3625 | 6.9 | 2.5875 | 7.5 | 2.8125 | 8.1 | 3.0375 | 8.7 | 3.2625 |
| 1.30 | 0.4875 | 1.50 | 0.5625 | 2.8 | 1.0500 | 3.4 | 1.2750 | 4.6 | 1.7250 | 5.2 | 1.9500 | 5.8 | 2.1750 | 6.4 | 2.4000 | 7.0 | 2.6250 | 7.6 | 2.8500 | 8.2 | 3.0750 | 8.8 | 3.3000 |
| 1.35 | 0.5062 | 1.55 | 0.5812 | 2.9 | 1.0875 | 3.5 | 1.3125 | 4.7 | 1.7625 | 5.3 | 1.9875 | 5.9 | 2.2125 | 6.5 | 2.4375 | 7.1 | 2.6625 | 7.7 | 2.8875 | 8.3 | 3.1125 | 8.9 | 3.3375 |
| 1.40 | 0.5250 | 1.60 | 0.6000 | 3.0 | 1.1250 | 3.6 | 1.3500 | 4.8 | 1.8000 | 5.4 | 2.0250 | 6.0 | 2.2500 | 6.6 | 2.4750 | 7.2 | 2.7000 | 7.8 | 2.9250 | 8.4 | 3.1500 | 9.0 | 3.3750 |
| 1.45 | 0.5437 | 1.65 | 0.6187 | 3.1 | 1.1625 | 3.7 | 1.3875 | 4.9 | 1.8375 | 5.5 | 2.0625 | 6.1 | 2.2875 | 6.7 | 2.5125 | 7.3 | 2.7375 | 7.9 | 2.9625 | 8.5 | 3.1875 | 9.1 | 3.4125 |
| 1.50 | 0.5625 | 1.70 | 0.6375 | 3.2 | 1.2000 | 3.8 | 1.4250 | 5.0 | 1.8750 | 5.6 | 2.1000 | 6.2 | 2.3250 | 6.8 | 2.5500 | 7.4 | 2.7750 | 8.0 | 3.0000 | 8.6 | 3.2250 | 9.2 | 3.4500 |
| 1.55 | 0.5812 | 1.75 | 0.6562 | 3.3 | 1.2375 | 3.9 | 1.4625 | 5.1 | 1.9125 | 5.7 | 2.1375 | 6.3 | 2.3625 | 6.9 | 2.5875 | 7.5 | 2.8125 | 8.1 | 3.0375 | 8.7 | 3.2625 | 9.3 | 3.4875 |
| 1.60 | 0.6000 | 1.80 | 0.6750 | 3.4 | 1.2750 | 4.0 | 1.5000 | 5.2 | 1.9500 | 5.8 | 2.1750 | 6.4 | 2.4000 | 7.0 | 2.6250 | 7.6 | 2.8500 | 8.2 | 3.0750 | 8.8 | 3.3000 | 9.4 | 3.5250 |
| 1.65 | 0.6187 | 1.85 | 0.6937 | 3.5 | 1.3125 | 4.1 | 1.5375 | 5.3 | 1.9875 | 5.9 | 2.2125 | 6.5 | 2.4375 | 7.1 | 2.6625 | 7.7 | 2.8875 | 8.3 | 3.1125 | 8.9 | 3.3375 | 9.5 | 3.5625 |
| 1.70 | 0.6375 | 1.90 | 0.7125 | 3.6 | 1.3500 | 4.2 | 1.5750 | 5.4 | 2.0250 | 6.0 | 2.2500 | 6.6 | 2.4750 | 7.2 | 2.7000 | 7.8 | 2.9250 | 8.4 | 3.1500 | 9.0 | 3.3750 | 9.6 | 3.6000 |
| 1.75 | 0.6562 | 1.95 | 0.7312 | 3.7 | 1.3875 | 4.3 | 1.6125 | 5.5 | 2.0625 | 6.1 | 2.2875 | 6.7 | 2.5125 | 7.3 | 2.7375 | 7.9 | 2.9625 | 8.5 | 3.1875 | 9.1 | 3.4125 | 9.7 | 3.6375 |
| 1.80 | 0.6750 | 2.00 | 0.7500 | 3.8 | 1.4250 | 4.4 | 1.6500 | 5.6 | 2.1000 | 6.2 | 2.3250 | 6.8 | 2.5500 | 7.4 | 2.7750 | 8.0 | 3.0000 | 8.6 | 3.2250 | 9.2 | 3.4500 | 9.8 | 3.6750 |
| 1.85 | 0.6937 | 2.05 | 0.7687 | 3.9 | 1.4625 | 4.5 | 1.6875 | 5.7 | 2.1375 | 6.3 | 2.3625 | 6.9 | 2.5875 | 7.5 | 2.8125 | 8.1 | 3.0375 | 8.7 | 3.2625 | 9.3 | 3.4875 | 9.9 | 3.7125 |
| 1.90 | 0.7125 | 2.10 | 0.7875 | 4.0 | 1.5000 | 4.6 | 1.7250 | 5.8 | 2.1750 | 6.4 | 2.4000 | 7.0 | 2.6250 | 7.6 | 2.8500 | 8.2 | 3.0750 | 8.8 | 3.3000 | 9.4 | 3.5250 | 10.0 | 3.7500 |
| 1.95 | 0.7312 | 2.15 | 0.8062 | 4.1 | 1.5375 | 4.7 | 1.7625 | 5.9 | 2.2125 | 6.5 | 2.4375 | 7.1 | 2.6625 | 7.7 | 2.8875 | 8.3 | 3.1125 | 8.9 | 3.3375 | 9.5 | 3.5625 | 10.1 | 3.7875 |
| 2.00 | 0.7500 | 2.20 | 0.8250 | 4.2 | 1.5750 | 4.8 | 1.8000 | 6.0 | 2.2500 | 6.6 | 2.4750 | 7.2 | 2.7000 | 7.8 | 2.9250 | 8.4 | 3.1500 | 9.0 | 3.3750 | 9.6 | 3.6000 | 10.2 | 3.8250 |
| 2.05 | 0.7687 | 2.25 | 0.8437 | 4.3 | 1.6125 | 4.9 | 1.8375 | 6.1 | 2.2875 | 6.7 | 2.5125 | 7.3 | 2.7375 | 7.9 | 2.9625 | 8.5 | 3.1875 | 9.1 | 3.4125 | 9.7 | 3.6375 | 10.3 | 3.8625 |
| 2.10 | 0.7875 | 2.30 | 0.8625 | 4.4 | 1.6500 | 5.0 | 1.8750 | 6.2 | 2.3250 | 6.8 | 2.5500 | 7.4 | 2.7750 | 8.0 | 3.0000 | 8.6 | 3.2250 | 9.2 | 3.4500 | 9.8 | 3.6750 | 10.4 | 3.9000 |
| 2.15 | 0.8062 | 2.35 | 0.8812 | 4.5 | 1.6875 | 5.1 | 1.9125 | 6.3 | 2.3625 | 6.9 | 2.5875 | 7.5 | 2.8125 | 8.1 | 3.0375 | 8.7 | 3.2625 | 9.3 | 3.4875 | 9.9 | 3.7125 | 10.5 | 3.9375 |
| 2.20 | 0.8250 | 2.40 | 0.9000 | 4.6 | 1.7250 | 5.2 | 1.9500 | 6.4 | 2.4000 | 7.0 | 2.6250 | 7.6 | 2.8500 | 8.2 | 3.0750 | 8.8 | 3.3000 | 9.4 | 3.5250 | 10.0 | 3.7500 | 10.6 | 3.9750 |
| 2.25 | 0.8437 | 2.45 | 0.9187 | 4.7 | 1.7625 | 5.3 | 1.9875 | 6.5 | 2.4375 | 7.1 | 2.6625 | 7.7 | 2.8875 | 8.3 | 3.1125 | 8.9 | 3.3375 | 9.5 | 3.5625 | 10.1 | 3.7875 | 10.7 | 4.0125 |
| 2.30 | 0.8625 | 2.50 | 0.9375 | 4.8 | 1.8000 | 5.4 | 2.0250 | 6.6 | 2.4750 | 7.2 | 2.7000 | 7.8 | 2.9250 | 8.4 | 3.1500 | 9.0 | 3.3750 | 9.6 | 3.6000 | 10.2 | 3.8250 | 10.8 | 4.0500 |
| 2.35 | 0.8812 | 2.55 | 0.9562 | 4.9 | 1.8375 | 5.5 | 2.0625 | 6.7 | 2.5125 | 7.3 | 2.7375 | 7.9 | 2.9625 | 8.5 | 3.1875 | 9.1 | 3.4125 | 9.7 | 3.6375 | 10.3 | 3.8625 | 10.9 | 4.0875 |
| 2.40 | 0.9000 | 2.60 | 0.9750 | 5.0 | 1.8750 | 5.6 | 2.1000 | 6.8 | 2.5500 | 7.4 | 2.7750 | 8.0 | 3.0000 | 8.6 | 3.2250 | 9.2 | 3.4500 | 9.8 | 3.6750 | 10.4 | 3.9000 | 11.0 | 4.1250 |

## 年利を日歩に換算法（換算法は年利を三百六十五分し百圓に對する一日分を算出したもので毛位未滿は四捨五入してある）

| 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 | 年利 | 日歩 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 | 銅 | 錢 |
| 0.30 | 0.82 | 0.78 | 2.14 | 1.26 | 3.45 | 1.74 | 4.76 | 2.22 | 6.08 | 2.70 | 7.39 | 3.18 | 8.71 | 3.66 | 10.02 | 4.14 | 11.34 | 4.62 | 12.65 | 5.10 | 13.97 | 5.58 | 15.28 |
| 0.31 | 0.84 | 0.79 | 2.16 | 1.27 | 3.48 | 1.75 | 4.79 | 2.23 | 6.11 | 2.71 | 7.42 | 3.19 | 8.74 | 3.67 | 10.05 | 4.15 | 11.37 | 4.63 | 12.68 | 5.11 | 14.00 | 5.59 | 15.31 |
| 0.32 | 0.87 | 0.80 | 2.19 | 1.28 | 3.50 | 1.76 | 4.82 | 2.24 | 6.13 | 2.72 | 7.45 | 3.20 | 8.76 | 3.68 | 10.08 | 4.16 | 11.39 | 4.64 | 12.71 | 5.12 | 14.02 | 5.60 | 15.34 |
| 0.33 | 0.90 | 0.81 | 2.21 | 1.29 | 3.53 | 1.77 | 4.84 | 2.25 | 6.16 | 2.73 | 7.47 | 3.21 | 8.79 | 3.69 | 10.10 | 4.17 | 11.42 | 4.65 | 12.73 | 5.13 | 14.05 | 5.61 | 15.36 |
| 0.34 | 0.93 | 0.82 | 2.24 | 1.30 | 3.56 | 1.78 | 4.87 | 2.26 | 6.19 | 2.74 | 7.50 | 3.22 | 8.82 | 3.70 | 10.13 | 4.18 | 11.44 | 4.66 | 12.76 | 5.14 | 14.07 | 5.62 | 15.39 |
| 0.35 | 0.95 | 0.83 | 2.27 | 1.31 | 3.59 | 1.79 | 4.90 | 2.27 | 6.21 | 2.75 | 7.53 | 3.23 | 8.84 | 3.71 | 10.16 | 4.19 | 11.47 | 4.67 | 12.78 | 5.15 | 14.10 | 5.63 | 15.41 |
| 0.36 | 0.98 | 0.84 | 2.30 | 1.32 | 3.61 | 1.80 | 4.93 | 2.28 | 6.24 | 2.76 | 7.56 | 3.24 | 8.87 | 3.72 | 10.19 | 4.20 | 11.50 | 4.68 | 12.81 | 5.16 | 14.13 | 5.64 | 15.44 |
| 0.37 | 1.01 | 0.85 | 2.32 | 1.33 | 3.64 | 1.81 | 4.95 | 2.29 | 6.27 | 2.77 | 7.58 | 3.25 | 8.89 | 3.73 | 10.21 | 4.21 | 11.53 | 4.69 | 12.84 | 5.17 | 14.15 | 5.65 | 15.47 |
| 0.38 | 1.04 | 0.86 | 2.35 | 1.34 | 3.67 | 1.82 | 4.98 | 2.30 | 6.30 | 2.78 | 7.61 | 3.26 | 8.92 | 3.74 | 10.24 | 4.22 | 11.55 | 4.70 | 12.87 | 5.18 | 14.18 | 5.66 | 15.49 |
| 0.39 | 1.06 | 0.87 | 2.38 | 1.35 | 3.70 | 1.83 | 5.01 | 2.31 | 6.32 | 2.79 | 7.64 | 3.27 | 8.95 | 3.75 | 10.26 | 4.23 | 11.58 | 4.71 | 12.89 | 5.19 | 14.21 | 5.67 | 15.52 |
| 0.40 | 1.09 | 0.88 | 2.41 | 1.36 | 3.72 | 1.84 | 5.04 | 2.32 | 6.35 | 2.80 | 7.67 | 3.28 | 8.97 | 3.76 | 10.29 | 4.24 | 11.61 | 4.72 | 12.92 | 5.20 | 14.23 | 5.68 | 15.55 |
| 0.41 | 1.12 | 0.89 | 2.43 | 1.37 | 3.75 | 1.85 | 5.06 | 2.33 | 6.38 | 2.81 | 7.69 | 3.29 | 9.00 | 3.77 | 10.32 | 4.25 | 11.63 | 4.73 | 12.95 | 5.21 | 14.26 | 5.69 | 15.57 |
| 0.42 | 1.15 | 0.90 | 2.46 | 1.38 | 3.78 | 1.86 | 5.09 | 2.34 | 6.41 | 2.82 | 7.72 | 3.30 | 9.03 | 3.78 | 10.34 | 4.26 | 11.66 | 4.74 | 12.97 | 5.22 | 14.28 | 5.70 | 15.60 |
| 0.43 | 1.17 | 0.91 | 2.49 | 1.39 | 3.81 | 1.87 | 5.12 | 2.35 | 6.43 | 2.83 | 7.75 | 3.31 | 9.06 | 3.79 | 10.37 | 4.27 | 11.69 | 4.75 | 13.00 | 5.23 | 14.31 | 5.71 | 15.62 |
| 0.44 | 1.20 | 0.92 | 2.52 | 1.40 | 3.83 | 1.88 | 5.15 | 2.36 | 6.46 | 2.84 | 7.78 | 3.32 | 9.08 | 3.80 | 10.40 | 4.28 | 11.72 | 4.76 | 13.03 | 5.24 | 14.34 | 5.72 | 15.65 |
| 0.45 | 1.23 | 0.93 | 2.54 | 1.41 | 3.86 | 1.89 | 5.17 | 2.37 | 6.49 | 2.85 | 7.80 | 3.33 | 9.11 | 3.81 | 10.42 | 4.29 | 11.74 | 4.77 | 13.05 | 5.25 | 14.37 | 5.73 | 15.68 |
| 0.46 | 1.26 | 0.94 | 2.57 | 1.42 | 3.89 | 1.90 | 5.20 | 2.38 | 6.52 | 2.86 | 7.83 | 3.34 | 9.14 | 3.82 | 10.45 | 4.30 | 11.77 | 4.78 | 13.08 | 5.26 | 14.39 | 5.74 | 15.71 |
| 0.47 | 1.28 | 0.95 | 2.60 | 1.43 | 3.92 | 1.91 | 5.23 | 2.39 | 6.54 | 2.87 | 7.86 | 3.35 | 9.17 | 3.83 | 10.47 | 4.31 | 11.80 | 4.79 | 13.11 | 5.27 | 14.42 | 5.75 | 15.73 |
| 0.48 | 1.31 | 0.96 | 2.63 | 1.44 | 3.94 | 1.92 | 5.25 | 2.40 | 6.57 | 2.88 | 7.89 | 3.36 | 9.19 | 3.84 | 10.50 | 4.32 | 11.82 | 4.80 | 13.13 | 5.28 | 14.45 | 5.76 | 15.76 |
| 0.49 | 1.34 | 0.97 | 2.65 | 1.45 | 3.97 | 1.93 | 5.28 | 2.41 | 6.60 | 2.89 | 7.91 | 3.37 | 9.22 | 3.85 | 10.53 | 4.33 | 11.85 | 4.81 | 13.16 | 5.29 | 14.47 | 5.77 | 15.79 |
| 0.50 | 1.36 | 0.98 | 2.68 | 1.46 | 4.00 | 1.94 | 5.31 | 2.42 | 6.63 | 2.90 | 7.94 | 3.38 | 9.25 | 3.86 | 10.56 | 4.34 | 11.88 | 4.82 | 13.19 | 5.30 | 14.50 | 5.78 | 15.81 |
| 0.51 | 1.39 | 0.99 | 2.71 | 1.47 | 4.02 | 1.95 | 5.34 | 2.43 | 6.65 | 2.91 | 7.97 | 3.39 | 9.28 | 3.87 | 10.58 | 4.35 | 11.91 | 4.83 | 13.22 | 5.31 | 14.53 | 5.79 | 15.84 |
| 0.52 | 1.42 | 1.00 | 2.74 | 1.48 | 4.05 | 1.96 | 5.36 | 2.44 | 6.68 | 2.92 | 7.99 | 3.40 | 9.31 | 3.88 | 10.61 | 4.36 | 11.93 | 4.84 | 13.24 | 5.32 | 14.56 | 5.80 | 15.86 |
| 0.53 | 1.45 | 1.01 | 2.76 | 1.49 | 4.08 | 1.97 | 5.39 | 2.45 | 6.71 | 2.93 | 8.02 | 3.41 | 9.33 | 3.89 | 10.64 | 4.37 | 11.96 | 4.85 | 13.27 | 5.33 | 14.58 | 5.81 | 15.89 |
| 0.54 | 1.47 | 1.02 | 2.79 | 1.50 | 4.11 | 1.98 | 5.42 | 2.46 | 6.74 | 2.94 | 8.05 | 3.42 | 9.36 | 3.90 | 10.67 | 4.38 | 11.99 | 4.86 | 13.30 | 5.34 | 14.61 | 5.82 | 15.92 |
| 0.55 | 1.50 | 1.03 | 2.82 | 1.51 | 4.13 | 1.99 | 5.45 | 2.47 | 6.76 | 2.95 | 8.08 | 3.43 | 9.39 | 3.91 | 10.69 | 4.39 | 12.01 | 4.87 | 13.33 | 5.35 | 14.64 | 5.83 | 15.95 |
| 0.56 | 1.53 | 1.04 | 2.85 | 1.52 | 4.16 | 2.00 | 5.47 | 2.48 | 6.79 | 2.96 | 8.10 | 3.44 | 9.42 | 3.92 | 10.72 | 4.40 | 12.04 | 4.88 | 13.35 | 5.36 | 14.66 | 5.84 | 15.97 |
| 0.57 | 1.56 | 1.05 | 2.87 | 1.53 | 4.19 | 2.01 | 5.50 | 2.49 | 6.82 | 2.97 | 8.13 | 3.45 | 9.44 | 3.93 | 10.75 | 4.41 | 12.07 | 4.89 | 13.38 | 5.37 | 14.69 | 5.85 | 16.00 |
| 0.58 | 1.58 | 1.06 | 2.90 | 1.54 | 4.21 | 2.02 | 5.53 | 2.50 | 6.84 | 2.98 | 8.16 | 3.46 | 9.47 | 3.94 | 10.78 | 4.42 | 12.09 | 4.90 | 13.41 | 5.38 | 14.72 | 5.86 | 16.03 |
| 0.59 | 1.61 | 1.07 | 2.93 | 1.55 | 4.24 | 2.03 | 5.56 | 2.51 | 6.87 | 2.99 | 8.18 | 3.47 | 9.50 | 3.95 | 10.80 | 4.43 | 12.12 | 4.91 | 13.43 | 5.39 | 14.75 | 5.87 | 16.05 |
| 0.60 | 1.64 | 1.08 | 2.95 | 1.56 | 4.27 | 2.04 | 5.58 | 2.52 | 6.90 | 3.00 | 8.21 | 3.48 | 9.53 | 3.96 | 10.83 | 4.44 | 12.15 | 4.92 | 13.46 | 5.40 | 14.77 | 5.88 | 16.08 |
| 0.61 | 1.67 | 1.09 | 2.98 | 1.57 | 4.30 | 2.05 | 5.61 | 2.53 | 6.93 | 3.01 | 8.24 | 3.49 | 9.56 | 3.97 | 10.86 | 4.45 | 12.18 | 4.93 | 13.49 | 5.41 | 14.80 | 5.89 | 16.11 |
| 0.62 | 1.69 | 1.10 | 3.01 | 1.58 | 4.32 | 2.06 | 5.64 | 2.54 | 6.96 | 3.02 | 8.26 | 3.50 | 9.58 | 3.98 | 10.89 | 4.46 | 12.20 | 4.94 | 13.52 | 5.42 | 14.83 | 5.90 | 16.14 |
| 0.63 | 1.72 | 1.11 | 3.04 | 1.59 | 4.35 | 2.07 | 5.67 | 2.55 | 6.98 | 3.03 | 8.29 | 3.51 | 9.61 | 3.99 | 10.92 | 4.47 | 12.23 | 4.95 | 13.54 | 5.43 | 14.86 | 5.91 | 16.16 |
| 0.64 | 1.75 | 1.12 | 3.06 | 1.60 | 4.38 | 2.08 | 5.69 | 2.56 | 7.01 | 3.04 | 8.32 | 3.52 | 9.64 | 4.00 | 10.94 | 4.48 | 12.26 | 4.96 | 13.57 | 5.44 | 14.88 | 5.92 | 16.19 |
| 0.65 | 1.78 | 1.13 | 3.09 | 1.61 | 4.40 | 2.09 | 5.72 | 2.57 | 7.04 | 3.05 | 8.34 | 3.53 | 9.66 | 4.01 | 10.97 | 4.49 | 12.28 | 4.97 | 13.60 | 5.45 | 14.91 | 5.93 | 16.22 |
| 0.66 | 1.80 | 1.14 | 3.12 | 1.62 | 4.43 | 2.10 | 5.75 | 2.58 | 7.06 | 3.06 | 8.37 | 3.54 | 9.69 | 4.02 | 11.00 | 4.50 | 12.31 | 4.98 | 13.62 | 5.46 | 14.94 | 5.94 | 16.25 |
| 0.67 | 1.83 | 1.15 | 3.14 | 1.63 | 4.46 | 2.11 | 5.78 | 2.59 | 7.09 | 3.07 | 8.40 | 3.55 | 9.72 | 4.03 | 11.02 | 4.51 | 12.34 | 4.99 | 13.65 | 5.47 | 14.97 | 5.95 | 16.27 |
| 0.68 | 1.86 | 1.16 | 3.17 | 1.64 | 4.49 | 2.12 | 5.80 | 2.60 | 7.12 | 3.08 | 8.42 | 3.56 | 9.74 | 4.04 | 11.05 | 4.52 | 12.36 | 5.00 | 13.68 | 5.48 | 15.00 | 5.96 | 16.30 |
| 0.69 | 1.89 | 1.17 | 3.20 | 1.65 | 4.51 | 2.13 | 5.83 | 2.61 | 7.14 | 3.09 | 8.45 | 3.57 | 9.77 | 4.05 | 11.08 | 4.53 | 12.39 | 5.01 | 13.71 | 5.49 | 15.02 | 5.97 | 16.33 |
| 0.70 | 1.91 | 1.18 | 3.23 | 1.66 | 4.54 | 2.14 | 5.86 | 2.62 | 7.17 | 3.10 | 8.48 | 3.58 | 9.80 | 4.06 | 11.10 | 4.54 | 12.42 | 5.02 | 13.73 | 5.50 | 15.05 | 5.98 | 16.36 |
| 0.71 | 1.94 | 1.19 | 3.25 | 1.67 | 4.57 | 2.15 | 5.89 | 2.63 | 7.20 | 3.11 | 8.51 | 3.59 | 9.82 | 4.07 | 11.13 | 4.55 | 12.44 | 5.03 | 13.76 | 5.51 | 15.08 | 5.99 | 16.38 |
| 0.72 | 1.97 | 1.20 | 3.28 | 1.68 | 4.60 | 2.16 | 5.91 | 2.64 | 7.23 | 3.12 | 8.53 | 3.60 | 9.85 | 4.08 | 11.16 | 4.56 | 12.47 | 5.04 | 13.79 | 5.52 | 15.10 | 6.00 | 16.41 |
| 0.73 | 2.00 | 1.21 | 3.31 | 1.69 | 4.62 | 2.17 | 5.94 | 2.65 | 7.25 | 3.13 | 8.56 | 3.61 | 9.88 | 4.09 | 11.18 | 4.57 | 12.50 | 5.05 | 13.81 | 5.53 | 15.13 | 6.01 | 16.44 |
| 0.74 | 2.02 | 1.22 | 3.34 | 1.70 | 4.65 | 2.18 | 5.97 | 2.66 | 7.28 | 3.14 | 8.59 | 3.62 | 9.91 | 4.10 | 11.21 | 4.58 | 12.53 | 5.06 | 13.84 | 5.54 | 15.16 | 6.02 | 16.47 |
| 0.75 | 2.05 | 1.23 | 3.36 | 1.71 | 4.68 | 2.19 | 5.99 | 2.67 | 7.31 | 3.15 | 8.62 | 3.63 | 9.93 | 4.11 | 11.24 | 4.59 | 12.55 | 5.07 | 13.87 | 5.55 | 15.19 | 6.03 | 16.49 |
| 0.76 | 2.08 | 1.24 | 3.39 | 1.72 | 4.71 | 2.20 | 6.02 | 2.68 | 7.34 | 3.16 | 8.64 | 3.64 | 9.96 | 4.12 | 11.26 | 4.60 | 12.58 | 5.08 | 13.89 | 5.56 | 15.21 | 6.04 | 16.52 |
| 0.77 | 2.11 | 1.25 | 3.42 | 1.73 | 4.73 | 2.21 | 6.05 | 2.69 | 7.36 | 3.17 | 8.67 | 3.65 | 9.99 | 4.13 | 11.29 | 4.61 | 12.61 | 5.09 | 13.92 | 5.57 | 15.24 | 6.05 | 16.55 |



## 年號

| 年號 | 帝號 | 和元年 | 年號 | 帝號 | 和元年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 慶雲 | 文武 | 四 | 貞觀 | 清和 | 一八 |
| 和銅 | 元明 | 一八 | 元慶 | 陽成 | 八 |
| 靈龜 | 元正 | 一 | 仁和 | 光孝 | 三 |
| 養老 | 元正 | 八 | 寬平 | 宇多 | 九 |
| 神龜 | 聖武 | 一 | 昌泰 | 醍醐 | 四 |
| 天平 | 聖武 | 一〇 | 延喜 | 醍醐 | 二一 |
| 天平感寶 | 聖武 | 一 | 延長 | 醍醐 | 八 |
| 天平勝寶 | 孝謙 | 一 | 承平 | 朱雀 | 七 |
| 天平寶字 | 孝謙 | 八 | 天慶 | 朱雀 | 一〇 |
| 天平神護 | 孝謙 | 二 | 天暦 | 村上 | 一〇 |
| 神護景雲 | 孝謙 | 四 | 天德 | 村上 | 四 |
| 寶龜 | 光仁 | 一一 | 應和 | 冷泉 | 三 |
| 天應 | 光仁 | 一 | 康保 | 冷泉 | 四 |
| 延曆 | 桓武 | 二四 | 安和 | 冷泉 | 二 |
| 大同 | 平城 | 四 | 天祿 | 圓融 | 三 |
| 弘仁 | 嵯峨 | 一四 | 天延 | 圓融 | 四 |
| 天長 | 淳和 | 一〇 | 貞元 | 圓融 | 三 |
| 承和 | 仁明 | 一四 | 天元 | 圓融 | 五 |
| 嘉祥 | 仁明 | 三 | 永觀 | 花山 | 二 |
| 仁壽 | 文德 | 四 | 寬和 | 花山 | 二 |
| 齊衡 | 文德 | 三 | 永延 | 一條 | 二 |
| 天安 | 文德 | 二 | 永祚 | 一條 | 一 |
| 貞觀 | 清和 | 一八 | 正曆 | 一條 | 五 |
| 元慶 | 陽成 | 八 | 長德 | 一條 | 四 |
| 仁和 | 光孝 | 三 | 寬弘 | 一條 | 八 |
| 寬平 | 宇多 | 九 | 長和 | 三條 | 五 |
| 昌泰 | 醍醐 | 四 | 寬仁 | 後一條 | 四 |
| 延喜 | 醍醐 | 二一 | 治安 | 後一條 | 三 |
| 延長 | 醍醐 | 八 | 萬壽 | 後一條 | 四 |
| 承平 | 朱雀 | 七 | 長元 | 後一條 | 九 |
| 天慶 | 朱雀 | 一〇 | 長元 | 後朱雀 | 九 |
| 天暦 | 村上 | 一〇 | 長曆 | 後朱雀 | 四 |
| 天德 | 村上 | 四 | 長久 | 後朱雀 | 四 |
| 應和 | 冷泉 | 三 | 寬德 | 後朱雀 | 二 |
| 康保 | 冷泉 | 四 | | | |
| 安和 | 冷泉 | 二 | | | |
| 天祿 | 圓融 | 三 | | | |
| 天延 | 圓融 | 四 | | | |
| 貞元 | 圓融 | 三 | | | |
| 天元 | 圓融 | 五 | | | |
| 永觀 | 花山 | 二 | | | |
| 寬和 | 花山 | 二 | | | |
| 永延 | 一條 | 二 | | | |
| 永祚 | 一條 | 一 | | | |
| 正曆 | 一條 | 五 | | | |
| 長德 | 一條 | 四 | | | |
| 寬弘 | 一條 | 八 | | | |
| 長和 | 三條 | 五 | | | |
| 寬仁 | 後一條 | 四 | | | |
| 治安 | 後一條 | 三 | | | |
| 萬壽 | 後一條 | 四 | | | |
| 長元 | 後一條 | 九 | | | |
| 長元 | 後朱雀 | 九 | | | |
| 長曆 | 後朱雀 | 四 | | | |
| 長久 | 後朱雀 | 四 | | | |
| 寬德 | 後朱雀 | 二 | | | |

| 年號 | 帝號 | 和元年 |
|---|---|---|
| 慶雲 | 文武 | 四 |
| 和銅 | 元明 | 八 |
| 靈龜 | 元正 | 一 |
| 養老 | 元正 | 八 |
| 神龜 | 聖武 | 一 |
| 天平 | 聖武 | 一〇 |
| 天平感寶 | 聖武 | 一 |
| 天平勝寶 | 孝謙 | 一 |
| 天平寶字 | 孝謙 | 八 |
| 天平神護 | 孝謙 | 二 |
| 神護景雲 | 孝謙 | 四 |
| 寶龜 | 光仁 | 一一 |
| 天應 | 光仁 | 一 |
| 延曆 | 桓武 | 二四 |
| 大同 | 平城 | 四 |
| 弘仁 | 嵯峨 | 一四 |
| 天長 | 淳和 | 一〇 |
| 承和 | 仁明 | 一四 |
| 嘉祥 | 仁明 | 三 |
| 仁壽 | 文德 | 四 |
| 齊衡 | 文德 | 三 |
| 天安 | 文德 | 二 |
| 貞觀 | 清和 | 一八 |
| 元慶 | 陽成 | 八 |
| 仁和 | 光孝 | 三 |
| 寬平 | 宇多 | 九 |
| 昌泰 | 醍醐 | 四 |
| 延喜 | 醍醐 | 二一 |
| 延長 | 醍醐 | 八 |
| 承平 | 朱雀 | 七 |
| 天慶 | 朱雀 | 一〇 |
| 天暦 | 村上 | 一〇 |
| 天德 | 村上 | 四 |
| 應和 | 冷泉 | 三 |
| 康保 | 冷泉 | 四 |
| 安和 | 冷泉 | 二 |
| 天祿 | 圓融 | 三 |
| 天延 | 圓融 | 四 |
| 貞元 | 圓融 | 三 |
| 天元 | 圓融 | 五 |
| 永觀 | 花山 | 二 |
| 寬和 | 花山 | 二 |
| 永延 | 一條 | 二 |
| 永祚 | 一條 | 一 |
| 正曆 | 一條 | 五 |
| 長德 | 一條 | 四 |
| 寬弘 | 一條 | 八 |
| 長和 | 三條 | 五 |
| 寬仁 | 後一條 | 四 |
| 治安 | 後一條 | 三 |
| 萬壽 | 後一條 | 四 |
| 長元 | 後一條 | 九 |
| 長元 | 後朱雀 | 九 |
| 長曆 | 後朱雀 | 四 |
| 長久 | 後朱雀 | 四 |
| 寬德 | 後朱雀 | 二 |
| 永承 | 後朱雀 | 七 |
| 天喜 | 後朱雀 | 五 |
| 康平 | 後冷泉 | 八 |
| 治曆 | 後冷泉 | 四 |
| 延久 | 後三條 | 四 |
| 承保 | 後三條 | 二 |
| 承曆 | 後三條 | 四 |
| 永保 | 後三條 | 三 |
| 應德 | 後三條 | 三 |
| 寬治 | 後三條 | 八 |
| 嘉保 | 後三條 | 三 |
| 永長 | 後三條 | 二 |
| 承德 | 後三條 | 三 |
| 康和 | 後三條 | 五 |
| 長治 | 後三條 | 三 |
| 嘉承 | 後三條 | 二 |
| 天仁 | 後三條 | 二 |
| 天永 | 後三條 | 三 |
| 永久 | 後三條 | 五 |
| 元永 | 後三條 | 二 |
| 保安 | 後三條 | 四 |
| 天治 | 後三條 | 三 |
| 大治 | 後三條 | 四 |
| 天承 | 後三條 | 二 |
| 長承 | 後三條 | 四 |
| 保延 | 後三條 | 七 |
| 永治 | 後三條 | 二 |
| 康治 | 後三條 | 二 |
| 天養 | 後三條 | 二 |
| 久安 | 後三條 | 六 |
| 仁平 | 後三條 | 三 |
| 久壽 | 後三條 | 二 |
| 保元 | 後三條 | 四 |
| 平治 | 後三條 | 二 |
| 永曆 | 後三條 | 二 |
| 應保 | 後三條 | 二 |
| 長寬 | 後三條 | 二 |
| 永萬 | 後三條 | 二 |
| 仁安 | 後三條 | 三 |
| 嘉應 | 後三條 | 二 |
| 承安 | 後三條 | 五 |
| 治承 | 後三條 | 四 |
| 養和 | 後三條 | 二 |
| 壽永 | 後三條 | 二 |
| 元曆 | 後三條 | 二 |
| 文治 | 後三條 | 五 |
| 建久 | 後三條 | 九 |
| 正治 | 後三條 | 二 |
| 建仁 | 後三條 | 三 |
| 元久 | 後三條 | 二 |
| 建永 | 後三條 | 二 |
| 承元 | 後三條 | 四 |
| 建曆 | 後三條 | 二 |
| 建保 | 後三條 | 七 |
| 承久 | 後三條 | 三 |
| 貞應 | 後三條 | 二 |
| 元仁 | 後三條 | 二 |
| 嘉祿 

後冷泉　寛德二年　一七〇五　寛德二、永承一—七、天喜一—五、康平一—七、治曆一—四
後三條　治曆四年　一七二八　治曆四、延久一—四
白河　延久四年　一七三二　延久四—六、承保一—三、承曆一—四、永保一—三、應德一—三
堀河　應德三年　一七四六　應德三、寛治一—七、嘉保一—二、永長一、承德一—二、康和一—五、長治一—二、嘉承一—二
鳥羽　嘉承二年　一七六七　嘉承二、天仁一—二、天永一—三、永久一—五、元永一—二、保安一—四
崇德　保安四年　一七八三　保安四、天治一—二、大治一—五、天承一、長承一—三、保延一—六、永治一
近衛　永治元年　一八〇一　永治一、康治一—二、天養一、久安一—六、仁平一—三、久壽一—二
後白河　久壽二年　一八一五　久壽二、保元一—三
二條　保元三年　一八一八　保元三、平治一、永曆一、應保一—二、長寛一—二、永萬一
六條　永萬元年　一八二五　永萬一、仁安一—三
高倉　仁安三年　一八二八　仁安三、嘉應一—二、承安一—四、安元一—二、治承一—四

安德　治承四年　一八四〇　治承四、養和一、壽永一—二
後鳥羽　壽永二年　一八四三　（壽永三、元曆一、文治一）文治二—五、建久一—九
土御門　建久九年　一八五八　建久九、正治一—二、建仁一—三、元久一—二、建永一、承元一—四
順德　承元四年　一八七〇　承元四、建曆一—二、建保一—六、承久一—三
仲恭　承久三年　一八八一　承久三
後堀河　承久三年　一八八一　承久三、貞應一—二、元仁一、嘉祿一—二、安貞一—二、寛喜一—三、貞永一
四條　貞永元年　一八九二　貞永一、天福一、文曆一、嘉禎一—三、曆仁一、延應一、仁治一—三
後嵯峨　仁治三年　一九〇二　仁治三、寛元一—四
後深草　寛元四年　一九〇六　寛元四、寶治一—二、建長一—七、康元一、正嘉一—二、正元一
龜山　正元元年　一九一九　正元一、文應一、弘長一—三、文永一—一一
後宇多　文永一一年　一九三四　文永一一、建治一—三、弘安一—一〇
伏見　弘安一〇年　一九四七　弘安一〇、正應一—五、永仁一—六
後伏見　永仁六年　一九五八　永仁六、正安一—三

後二條　正安三年　一九六一　正安三、乾元一、嘉元一—三、德治一—二
花園　延慶元年　一九六八　延慶一—三、應長一、正和一—五、文保一—二
後醍醐　文保二年　一九七八　文保二、元應一—二、元亨一—三、正中一—二、嘉曆一—三、元德一—二、元弘一—三、建武一—二、延元一—四
後村上　延元四年　一九九九　延元四、興國一—六、正平一—二三
長慶　正平二三年　二〇二八　正平二三—二四、建德一—二、文中一—三、天授一—六、弘和一—三
後龜山　弘和三年　二〇四三　弘和三、元中一—九
後小松　元中九年　二〇五二　元中九、明德四、應永一—一九
稱光　應永一九年　二〇七二　應永一九—三四、正長一
後花園　正長元年　二〇八八　正長一、永享一—一二、嘉吉一—三、文安一—五、寶德一—三、享德一—三、康正一—二、長祿一—四、寛正一—五
後土御門　寛正五年　二一二四　寛正五—六、文正一、應仁一—二、文明一—一八、長享一—二、延德一—三、明應一—九
後柏原　明應九年　二一六〇　明應九、文龜一—三、永正一—一七、大永一—六
後奈良　大永六年　二一八六　大永六—七、享祿一—四、天文一—二三、弘治一—三



正親町　弘治三年　二二一七　弘治三、永祿一—一二、元龜一—三、天正一—一四
後陽成　天正一四年　二二四六　天正一四—一九、文祿一—四、慶長一—一六
後水尾　慶長一六年　二二七一　慶長一六—一九、元和一—九、寛永一—六
明正　寛永六年　二二八九　寛永六—二〇
後光明　寛永二〇年　二三〇三　寛永二〇、正保一—四、慶安一—四、承應一—三
後西　承應三年　二三一四　承應三、明曆一—三、萬治一—三、寛文一—三
靈元　寛文三年　二三二三　寛文三—一三、延寶一—八、天和一—三、貞享一—四
東山　貞享四年　二三四七　貞享四、元祿一—一六、寶永一—六
中御門　寶永六年　二三六九　寶永六—七、正德一—五、享保一—二〇
櫻町　享保二〇年　二三九五　享保二〇、元文一—五、寛保一—三、延享一—四
桃園　延享四年　二四〇七　延享四、寛延一—三、寶曆一—一三
後櫻町　寶曆一二年　二四二二　寶曆一二—一三、明和一—七
後桃園　明和七年　二四三〇　明和七—八、安永一—八
光格　安永八年　二四三九　安永八—九、天明一—八、寛政一—一二、享和一—三、文化一—一四

仁孝　文化一四年　二四七七　文化一四、文政一—一三、天保一—一四、弘化一—三
孝明　弘化三年　二五〇六　弘化三—四、嘉永一—六、安政一—六、萬延一、文久一—三、元治一、慶應一—二
明治　慶應三年　二五二七　慶應三、明治一—四五
大正　大正元年　二五七二　大正一—一五
今上　昭和元年　二五八六　昭和一—

## 年齡干支早見表（昭和十四年）

| 年號 | 干支 | 年齡 |
|---|---|---|
| 天保一二 | かのと うし | 一〇〇 |
| 一三 | みづのえ とら | 九九 |
| 一四 | みづのと う | 九八 |
| 弘化元 | きのえ たつ | 九七 |
| 二 | きのと み | 九六 |
| 三 | ひのえ うま | 九五 |
| 四 | ひのと ひつじ | 九四 |
| 嘉永元 | つちのえ さる | 九三 |
| 二 | つちのと とり | 九二 |
| 三 | かのえ いぬ | 九一 |
| 四 | かのと ゐ | 九〇 |
| 五 | みづのえ ね | 八九 |
| 六 | みづのと うし | 八八 |
| 安政元 | きのえ とら | 八七 |
| 二 | きのと う | 八六 |
| 三 | ひのえ たつ | 八五 |
| 四 | ひのと み | 八四 |
| 五 | つちのえ うま | 八三 |
| 六 | つちのと ひつじ | 八二 |
| 萬延元 | かのえ さる | 八一 |
| 文久元 | かのと とり | 八〇 |
| 二 | みづのえ いぬ | 七九 |
| 三 | みづのと ゐ | 七八 |
| 元治元 | きのえ ね | 七七 |
| 慶應元 | きのと うし | 七六 |
| 二 | ひのえ とら | 七五 |
| 三 | ひのと う | 七四 |
| 明治元 | つちのえ たつ | 七三 |
| 二 | つちのと み | 七二 |
| 三 | かのえ うま | 七一 |
| 四 | かのと ひつじ | 七〇 |
| 五 | みづのえ さる | 六九 |
| 六 | みづのと とり | 六八 |
| 七 | きのえ いぬ | 六七 |
| 八 | きのと ゐ | 六六 |
| 九 | ひのえ ね | 六五 |
| 一〇 | ひのと うし | 六四 |
| 一一 | つちのえ とら | 六三 |
| 一二 | つちのと う | 六二 |

一三 かのえ たつ
一四 かのと み
一五 みづのえ うま
一六 みづのと ひつじ
一七 きのえ さる
一八 きのと とり
一九 ひのえ いぬ
二〇 ひのと ゐ
二一 つちのえ れ
二二 つちのと うし
二三 かのえ とら
二四 かのと う
二五 みづのえ たつ
二六 みづのと み
二七 きのえ うま
二八 きのと ひつじ
二九 ひのえ さる
三〇 ひのと とり
三一 つちのえ いぬ
三二 つちのと ゐ
三三 かのえ れ
三四 かのと うし
三五 みづのえ とら
三六 みづのと う
三七 きのえ たつ
三八 きのと み

大正元 みづのえ うま
二 みづのと ひつじ
三 きのえ さる
四 きのと とり
五 ひのえ いぬ
六 ひのと ゐ
七 つちのえ れ
八 つちのと うし
九 かのえ とら
一〇 かのと う
一一 みづのえ たつ
一二 みづのと み
一三 きのえ うま
一四 きのと ひつじ
一五 ひのえ さる
昭和元 ひのと とり
二 つちのえ いぬ
三 つちのと ゐ
四 かのえ れ
五 かのと うし
六 みづのえ とら
七 みづのと う
八 きのえ たつ
九 きのと み
一〇 ひのえ うま
一一 ひのと ひつじ
一二 つちのえ さる
一三 つちのと とり
一四 かのえ いぬ
一五 かのと ゐ
一六 みづのえ れ
一七 みづのと うし
一八 きのえ とら
一九 きのと う
二〇 ひのえ たつ
二一 ひのと み
二二 つちのえ うま
二三 つちのと ひつじ
二四 かのえ さる
二五 かのと とり
二六 みづのえ いぬ
二七 みづのと ゐ
二八 きのえ れ
二九 きのと うし
三〇 ひのえ とら
三一 ひのと う
三二 つちのえ たつ
三三 つちのと み
三四 かのえ うま
三五 かのと ひつじ
三六 みづのえ さる
三七 みづのと とり
三八 きのえ いぬ
三九 きのと ゐ
四〇 ひのえ れ
四一 ひのと うし
四二 つちのえ とら
四三 つちのと う
四四 かのえ たつ
四五 かのと み
四六 みづのえ うま
四七 みづのと ひつじ
四八 きのえ さる
四九 きのと とり
五〇 ひのえ いぬ
五一 ひのと ゐ
五二 つちのえ れ
五三 つちのと うし
五四 かのえ とら
五五 かのと う
五六 みづのえ たつ
五七 みづのと み
五八 きのえ うま
五九 きのと ひつじ
六〇 ひのえ さる
六一 ひのと とり
六二 つちのえ いぬ
六三 つちのと ゐ
六四 かのえ れ
六五 かのと うし
六六 みづのえ とら
六七 みづのと う
六八 きのえ たつ
六九 きのと み
七〇 ひのえ うま
七一 ひのと ひつじ
七二 つちのえ さる
七三 つちのと とり
七四 かのえ いぬ
七五 かのと ゐ
七六 みづのえ れ
七七 みづのと うし
七八 きのえ とら
七九 きのと う
八〇 ひのえ たつ
八一 ひのと み
八二 つちのえ うま
八三 つちのと ひつじ
八四 かのえ さる
八五 かのと とり
八六 みづのえ いぬ
八七 みづのと ゐ
八八 きのえ れ
八九 きのと うし
九〇 ひのえ とら
九一 ひのと う
九二 つちのえ たつ
九三 つちのと み
九四 かのえ うま
九五 かのと ひつじ
九六 みづのえ さる
九七 みづのと とり
九八 きのえ いぬ
九九 きのと ゐ
一〇〇 ひのえ れ
一〇一 ひのと うし
一〇二 つちのえ とら
一〇三 つちのと う
一〇四 かのえ たつ
一〇五 かのと み
一〇六 みづのえ うま
一〇七 みづのと ひつじ
一〇八 きのえ さる
一〇九 きのと とり
一一〇 ひのえ いぬ
一一一 ひのと ゐ
一一二 つちのえ れ
一一三 つちのと うし
一一四 かのえ とら
一一五 かのと う
一一六 みづのえ たつ
一一七 みづのと み
一一八 きのえ うま
一一九 きのと ひつじ
一二〇 ひのえ さる
一二一 ひのと とり
一二二 つちのえ いぬ
一二三 つちのと ゐ
一二四 かのえ れ
一二五 かのと うし
一二六 みづのえ とら
一二七 みづのと う
一二八 きのえ たつ
一二九 きのと み
一三〇 ひのえ うま
一三一 ひのと ひつじ
一三二 つちのえ さる
一三三 つちのと とり
一三四 かのえ いぬ
一三五 かのと ゐ
一三六 みづのえ れ
一三七 みづのと うし
一三八 きのえ とら
一三九 きのと う
一四〇 ひのえ たつ
一四一 ひのと み
一四二 つちのえ うま
一四三 つちのと ひつじ
一四四 かのえ さる
一四五 かのと とり
一四六 みづのえ いぬ
一四七 みづのと ゐ
一四八 きのえ れ
一四九 きのと うし
一五〇 ひのえ とら
一五一 ひのと う
一五二 つちのえ たつ
一五三 つちのと み
一五四 かのえ うま
一五五 かのと ひつじ
一五六 みづのえ さる
一五七 みづのと とり
一五八 きのえ いぬ
一五九 きのと ゐ
一六〇 ひのえ れ
一六一 ひのと うし
一六二 つちのえ とら
一六三 つちのと う
一六四 かのえ たつ
一六五 かのと み
一六六 みづのえ うま
一六七 みづのと ひつじ
一六八 きのえ さる
一六九 きのと とり
一七〇 ひのえ いぬ
一七一 ひのと ゐ
一七二 つちのえ れ
一七三 つちのと うし
一七四 かのえ とら
一七五 かのと う
一七六 みづのえ たつ
一七七 みづのと み
一七八 きのえ うま
一七九 きのと ひつじ
一八〇 ひのえ さる
一八一 ひのと とり
一八二 つちのえ いぬ
一八三 つちのと ゐ
一八四 かのえ れ
一八五 かのと うし
一八六 みづのえ とら
一八七 みづのと う
一八八 きのえ たつ
一八九 きのと み
一九〇 ひのえ うま
一九一 ひのと ひつじ
一九二 つちのえ さる
一九三 つちのと とり
一九四 かのえ いぬ
一九五 かのと ゐ
一九六 みづのえ れ
一九七 みづのと うし
一九八 きのえ とら
一九九 きのと う
二〇〇 ひのえ たつ
二〇一 ひのと み
二〇二 つちのえ うま
二〇三 つちのと ひつじ
二〇四 かのえ さる
二〇五 かのと とり
二〇六 みづのえ いぬ
二〇七 みづのと ゐ
二〇八 きのえ れ
二〇九 きのと うし
二一〇 ひのえ とら
二一一 ひのと う
二一二 つちのえ たつ
二一三 つちのと み
二一四 かのえ うま
二一五 かのと ひつじ
二一六 みづのえ さる
二一七 みづのと とり
二一八 きのえ いぬ
二一九 きのと ゐ
二二〇 ひのえ れ
二二一 ひのと うし
二二二 つちのえ とら
二二三 つちのと う
二二四 かのえ たつ
二二五 かのと み
二二六 みづのえ うま
二二七 みづのと ひつじ
二二八 きのえ さる
二二九 きのと とり
二三〇 ひのえ いぬ
二三一 ひのと ゐ
二三二 つちのえ れ
二三三 つちのと うし
二三四 かのえ とら
二三五 かのと う
二三六 みづのえ たつ
二三七 みづのと み
二三八 きのえ うま
二三九 きのと ひつじ
二四〇 ひのえ さる
二四一 ひのと とり
二四二 つちのえ いぬ
二四三 つちのと ゐ
二四四 かのえ れ
二四五 かのと うし
二四六 みづのえ とら
二四七 みづのと う
二四八 きのえ たつ
二四九 きのと み
二五〇 ひのえ うま
二五一 ひのと ひつじ
二五二 つちのえ さる
二五三 つちのと とり
二五四 かのえ いぬ
二五五 かのと ゐ
二五六 みづのえ れ
二五七 みづのと うし
二五八 きのえ とら
二五九 きのと う
二六〇 ひのえ たつ
二六一 ひのと み
二六二 つちのえ うま
二六三 つちのと ひつじ
二六四 かのえ さる
二六五 かのと とり
二六六 みづのえ いぬ
二六七 みづのと ゐ
二六八 きのえ れ
二六九 きのと うし
二七〇 ひのえ とら
二七一 ひのと う
二七二 つちのえ たつ
二七三 つちのと み
二七四 かのえ うま
二七五 かのと ひつじ
二七六 みづのえ さる
二七七 みづのと とり
二七八 きのえ いぬ
二七九 きのと ゐ
二八〇 ひのえ れ
二八一 ひのと うし
二八二 つちのえ とら
二八三 つちのと う
二八四 かのえ たつ
二八五 かのと み
二八六 みづのえ うま
二八七 みづのと ひつじ
二八八 きのえ さる
二八九 きのと とり
二九〇 ひのえ いぬ
二九一 ひのと ゐ
二九二 つちのえ れ
二九三 つちのと うし
二九四 かのえ とら
二九五 かのと う
二九六 みづのえ たつ
二九七 みづのと み
二九八 きのえ うま
二九九 きのと ひつじ
三〇〇 ひのえ さる
三〇一 ひのと とり
三〇二 つちのえ いぬ
三〇三 つちのと ゐ
三〇四 かのえ れ
三〇五 かのと うし
三〇六 みづのえ とら
三〇七 みづのと う
三〇八 きのえ たつ
三〇九 きのと み
三一〇 ひのえ うま
三一一 ひのと ひつじ
三一二 つちのえ さる
三一三 つちのと とり
三一四 かのえ いぬ
三一五 かのと ゐ
三一六 みづのえ れ
三一七 みづのと うし
三一八 きのえ とら
三一九 きのと う
三二〇 ひのえ たつ
三二一 ひのと み
三二二 つちのえ うま
三二三 つちのと ひつじ
三二四 かのえ さる
三二五 かのと とり
三二六 みづのえ いぬ
三二七 みづのと ゐ
三二八 きのえ れ
三二九 きのと うし
三三〇 ひのえ とら
三三一 ひのと う
三三二 つちのえ たつ
三三三 つちのと み
三三四 かのえ うま
三三五 かのと ひつじ
三三六 みづのえ さる
三三七 みづのと とり
三三八 きのえ いぬ
三三九 きのと ゐ
三四〇 ひのえ れ
三四一 ひのと うし
三四二 つちのえ とら
三四三 つちのと う
三四四 かのえ たつ
三四五 かのと み
三四六 みづのえ うま
三四七 みづのと ひつじ
三四八 きのえ さる
三四九 きのと とり
三五〇 ひのえ いぬ
三五一 ひのと ゐ
三五二 つちのえ れ
三五三 つちのと うし
三五四 かのえ とら
三五五 かのと う
三五六 みづのえ たつ
三五七 みづのと み
三五八 きのえ うま
三五九 きのと ひつじ
三六〇 ひのえ さる
三六一 ひのと とり
三六二 つちのえ いぬ
三六三 つちのと ゐ
三六四 かのえ れ
三六五 かのと うし
三六六 みづのえ とら
三六七 みづのと う
三六八 きのえ たつ
三六九 きのと み
三七〇 ひのえ うま
三七一 ひのと ひつじ
三七二 つちのえ さる
三七三 つちのと とり
三七四 かのえ いぬ
三七五 かのと ゐ
三七六 みづのえ れ
三七七 みづのと うし
三七八 きのえ とら
三七九 きのと う
三八〇 ひのえ たつ
三八一 ひのと み
三八二 つちのえ うま
三八三 つちのと ひつじ
三八四 かのえ さる
三八五 かのと とり
三八六 みづのえ いぬ
三八七 みづのと ゐ
三八八 きのえ れ
三八九 きのと うし
三九〇 ひのえ とら
三九一 ひのと う
三九二 つちのえ たつ
三九三 つちのと み
三九四 かのえ うま
三九五 かのと ひつじ
三九六 みづのえ さる
三九七 みづのと とり
三九八 きのえ いぬ
三九九 きのと ゐ
四〇〇 ひのえ れ
四〇一 ひのと うし
四〇二 つちのえ とら
四〇三 つちのと う
四〇四 かのえ たつ
四〇五 かのと み
四〇六 みづのえ うま
四〇七 みづのと ひつじ
四〇八 きのえ さる
四〇九 きのと とり
四一〇 ひのえ いぬ
四一一 ひのと ゐ
四一二 つちのえ れ
四一三 つちのと うし
四一四 かのえ とら
四一五 かのと う
四一六 みづのえ たつ
四一七 みづのと み
四一八 きのえ うま
四一九 きのと ひつじ
四二〇 ひのえ さる
四二一 ひのと とり
四二二 つちのえ いぬ
四二三 つちのと ゐ
四二四 かのえ れ
四二五 かのと うし
四二六 みづのえ とら
四二七 みづのと う
四二八 きのえ たつ
四二九 きのと み
四三〇 ひのえ うま
四三一 ひのと ひつじ
四三二 つちのえ さる
四三三 つちのと とり
四三四 かのえ いぬ
四三五 かのと ゐ
四三六 みづのえ れ
四三七 みづのと うし
四三八 きのえ とら
四三九 きのと う
四四〇 ひのえ たつ
四四一 ひのと み
四四二 つちのえ うま
四四三 つちのと ひつじ
四四四 かのえ さる
四四五 かのと とり
四四六 みづのえ いぬ
四四七 みづのと ゐ
四四八 きのえ れ
四四九 きのと うし
四五〇 ひのえ とら
四五一 ひのと う
四五二 つちのえ たつ
四五三 つちのと み
四五四 かのえ うま
四五五 かのと ひつじ
四五六 みづのえ さる
四五七 みづのと とり
四五八 きのえ いぬ
四五九 きのと ゐ
四六〇 ひのえ れ
四六一 ひのと うし
四六二 つちのえ とら
四六三 つちのと う
四六四 かのえ たつ
四六五 かのと み
四六六 みづのえ うま
四六七 みづのと ひつじ
四六八 きのえ さる
四六九 きのと とり
四七〇 ひのえ いぬ
四七一 ひのと ゐ
四七二 つちのえ れ
四七三 つちのと うし
四七四 かのえ とら
四七五 かのと う
四七六 みづのえ たつ
四七七 みづのと み
四七八 きのえ うま
四七九 きのと ひつじ
四八〇 ひのえ さる
四八一 ひのと とり
四八二 つちのえ いぬ
四八三 つちのと ゐ
四八四 かのえ れ
四八五 かのと うし
四八六 みづのえ とら
四八七 みづのと う
四八八 きのえ たつ
四八九 きのと み
四九〇 ひのえ うま
四九一 ひのと ひつじ
四九二 つちのえ さる
四九三 つちのと とり
四九四 かのえ いぬ
四九五 かのと ゐ
四九六 みづのえ れ
四九七 みづのと うし
四九八 きのえ とら
四九九 きのと う
五〇〇 ひのえ たつ
五〇一 ひのと み
五〇二 つちのえ うま
五〇三 つちのと ひつじ
五〇四 かのえ さる
五〇五 かのと とり
五〇六 みづのえ いぬ
五〇七 みづのと ゐ
五〇八 きのえ れ
五〇九 きのと うし
五一〇 ひのえ とら
五一一 ひのと う
五一二 つちのえ たつ
五一三 つちのと み
五一四 かのえ うま
五一五 かのと ひつじ
五一六 みづのえ さる
五一七 みづのと とり
五一八 きのえ いぬ
五一九 きのと ゐ
五二〇 ひのえ れ
五二一 ひのと うし
五二二 つちのえ とら
五二三 つちのと う
五二四 かのえ たつ
五二五 かのと み
五二六 みづのえ うま
五二七 みづのと ひつじ
五二八 きのえ さる
五二九 きのと とり
五三〇 ひのえ いぬ
五三一 ひのと ゐ
五三二 つちのえ れ
五三三 つちのと うし
五三四 かのえ とら
五三五 かのと う
五三六 みづのえ たつ
五三七 みづのと み
五三八 きのえ うま
五三九 きのと ひつじ
五四〇 ひのえ さる
五四一 ひのと とり
五四二 つちのえ いぬ
五四三 つちのと ゐ
五四四 かのえ れ
五四五 かのと うし
五四六 みづのえ とら
五四七 みづのと う
五四八 きのえ たつ
五四九 きのと み
五五〇 ひのえ うま
五五一 ひのと ひつじ
五五二 つちのえ さる
五五三 つちのと とり
五五四 かのえ いぬ
五五五 かのと ゐ
五五六 みづのえ れ
五五七 みづのと うし
五五八 きのえ とら
五五九 きのと う
五六〇 ひのえ たつ
五六一 ひのと み
五六二 つちのえ うま
五六三 つちのと ひつじ
五六四 かのえ さる
五六五 かのと とり
五六六 みづのえ いぬ
五六七 みづのと ゐ
五六八 きのえ れ
五六九 きのと うし
五七〇 ひのえ とら
五七一 ひのと う
五七二 つちのえ たつ
五七三 つちのと み
五七四 かのえ うま
五七五 かのと ひつじ
五七六 みづのえ さる
五七七 みづのと とり
五七八 きのえ いぬ
五七九 きのと ゐ
五八〇 ひのえ れ
五八一 ひのと うし
五八二 つちのえ とら
五八三 つちのと う
五八四 かのえ たつ
五八五 かのと み
五八六 みづのえ うま
五八七 みづのと ひつじ
五八八 きのえ さる
五八九 きのと とり
五九〇 ひのえ いぬ
五九一 ひのと ゐ
五九二 つちのえ れ
五九三 つちのと うし
五九四 かのえ とら
五九五 かのと う
五九六 みづのえ たつ
五九七 みづのと み
五九八 きのえ うま
五九九 きのと ひつじ
六〇〇 ひのえ さる
六〇一 ひのと とり
六〇二 つちのえ いぬ
六〇三 つちのと ゐ
六〇四 かのえ れ
六〇五 かのと うし
六〇六 みづのえ とら
六〇七 みづのと う
六〇八 きのえ たつ
六〇九 きのと み
六一〇 ひのえ うま
六一一 ひのと ひつじ
六一二 つちのえ さる
六一三 つちのと とり
六一四 かのえ いぬ
六一五 かのと ゐ
六一六 みづのえ れ
六一七 みづのと うし
六一八 きのえ とら
六一九 きのと う
六二〇 ひのえ たつ
六二一 ひのと み
六二二 つちのえ うま
六二三 つちのと ひつじ
六二四 かのえ さる
六二五 かのと とり
六二六 みづのえ いぬ
六二七 みづのと ゐ
六二八 きのえ れ
六二九 きのと うし
六三〇 ひのえ とら
六三一 ひのと う
六三二 つちのえ たつ
六三三 つちのと み
六三四 かのえ うま
六三五 かのと ひつじ
六三六 みづのえ さる
六三七 みづのと とり
六三八 きのえ いぬ
六三九 きのと ゐ
六四〇 ひのえ れ
六四一 ひのと うし
六四二 つちのえ とら
六四三 つちのと う
六四四 かのえ たつ
六四五 かのと み
六四六 みづのえ うま
六四七 みづのと ひつじ
六四八 きのえ さる
六四九 きのと とり
六五〇 ひのえ いぬ
六五一 ひのと ゐ
六五二 つちのえ れ
六五三 つちのと うし
六五四 かのえ とら
六五五 かのと う
六五六 みづのえ たつ
六五七 みづのと み
六五八 きのえ うま
六五九 きのと ひつじ
六六〇 ひのえ さる
六六一 ひのと とり
六六二 つちのえ いぬ
六六三 つちのと ゐ
六六四 かのえ れ
六六五 かのと うし
六六六 みづのえ とら
六六七 みづのと う
六六八 きのえ たつ
六六九 きのと み
六七〇 ひのえ うま
六七一 ひのと ひつじ
六七二 つちのえ さる
六七三 つちのと とり
六七四 かのえ いぬ
六七五 かのと ゐ
六七六 みづのえ れ
六七七 みづのと うし
六七八 きのえ とら
六七九 きのと う
六八〇 ひのえ たつ
六八一 ひのと み
六八二 つちのえ うま
六八三 つちのと ひつじ
六八四 かのえ さる
六八五 かのと とり
六八六 みづのえ いぬ
六八七 みづのと ゐ
六八八 きのえ れ
六八九 きのと うし
六九〇 ひのえ とら
六九一 ひのと う
六九二 つちのえ たつ
六九三 つちのと み
六九四 かのえ うま
六九五 かのと ひつじ
六九六 みづのえ さる
六九七 みづのと とり
六九八 きのえ いぬ
六九九 きのと ゐ
七〇〇 ひのえ れ
七〇一 ひのと うし
七〇二 つちのえ とら
七〇三 つちのと う
七〇四 かのえ たつ
七〇五 かのと み
七〇六 みづのえ うま
七〇七 みづのと ひつじ
七〇八 きのえ さる
七〇九 きのと とり
七一〇 ひのえ いぬ
七一一 ひのと ゐ
七一二 つちのえ れ
七一三 つちのと うし
七一四 かのえ とら
七一五 かのと う
七一六 みづのえ たつ
七一七 みづのと み
七一八 きのえ うま
七一九 きのと ひつじ
七二〇 ひのえ さる
七二一 ひのと とり
七二二 つちのえ いぬ
七二三 つちのと ゐ
七二四 かのえ れ
七二五 かのと うし
七二六 みづのえ とら
七二七 みづのと う
七二八 きのえ たつ
七二九 きのと み
七三〇 ひのえ うま
七三一 ひのと ひつじ
七三二 つちのえ さる
七三三 つちのと とり
七三四 かのえ いぬ
七三五 かのと ゐ
七三六 みづのえ れ
七三七 みづのと うし
七三八 きのえ とら
七三九 きのと う
七四〇 ひのえ たつ
七四一 ひのと み
七四二 つちのえ うま
七四三 つちのと ひつじ
七四四 かのえ さる
七四五 かのと とり
七四六 みづのえ いぬ
七四七 みづのと ゐ
七四八 きのえ れ
七四九 きのと うし
七五〇 ひのえ とら
七五一 ひのと う
七五二 つちのえ たつ
七五三 つちのと み
七五四 かのえ うま
七五五 かのと ひつじ
七五六 みづのえ さる
七五七 みづのと とり
七五八 きのえ いぬ
七五九 きのと ゐ
七六〇 ひのえ れ
七六一 ひのと うし
七六二 つちのえ とら
七六三 つちのと う
七六四 かのえ たつ
七六五 かのと み
七六六 みづのえ うま
七六七 みづのと ひつじ
七六八 きのえ さる
七六九 きのと とり
七七〇 ひのえ いぬ
七七一 ひのと ゐ
七七二 つちのえ れ
七七三 つちのと うし
七七四 かのえ とら
七七五 かのと う
七七六 みづのえ たつ
七七七 みづのと み
七七八 きのえ うま
七七九 きのと ひつじ
七八〇 ひのえ さる
七八一 ひのと とり
七八二 つちのえ いぬ
七八三 つちのと ゐ
七八四 かのえ れ
七八五 かのと うし
七八六 みづのえ とら
七八七 みづのと う
七八八 きのえ たつ
七八九 きのと み
七九〇 ひのえ うま
七九一 ひのと ひつじ
七九二 つちのえ さる
七九三 つちのと とり
七九四 かのえ いぬ
七九五 かのと ゐ
七九六 みづのえ れ
七九七 みづのと うし
七九八 きのえ とら
七九九 きのと う
八〇〇 ひのえ たつ
八〇一 ひのと み
八〇二 つちのえ うま
八〇三 つちのと ひつじ
八〇四 かのえ さる
八〇五 かのと とり
八〇六 みづのえ いぬ
八〇七 みづのと ゐ
八〇八 きのえ れ
八〇九 きのと うし
八一〇 ひのえ とら
八一一 ひのと う
八一二 つちのえ たつ
八一三 つちのと み
八一四 かのえ うま
八一五 かのと ひつじ
八一六 みづのえ さる
八一七 みづのと とり
八一八 きのえ いぬ
八一九 きのと ゐ
八二〇 ひのえ れ
八二一 ひのと うし
八二二 つちのえ とら
八二三 つちのと う
八二四 かのえ たつ
八二五 かのと み
八二六 みづのえ うま
八二七 みづのと ひつじ
八二八 きのえ さる
八二九 きのと とり
八三〇 ひのえ いぬ
八三一 ひのと ゐ
八三二 つちのえ れ
八三三 つちのと うし
八三四 かのえ とら
八三五 かのと う
八三六 みづのえ たつ
八三七 みづのと み
八三八 きのえ うま
八三九 きのと ひつじ
八四〇 ひのえ さる
八四一 ひのと とり
八四二 つちのえ いぬ
八四三 つちのと ゐ
八四四 かのえ れ
八四五 かのと うし
八四六 みづのえ とら
八四七 みづのと う
八四八 きのえ たつ
八四九 きのと み
八五〇 ひのえ うま
八五一 ひのと ひつじ
八五二 つちのえ さる
八五三 つちのと とり
八五四 かのえ いぬ
八五五 かのと ゐ
八五六 みづのえ れ
八五七 みづのと うし
八五八 きのえ とら
八五九 きのと う
八六〇 ひのえ たつ
八六一 ひのと み
八六二 つちのえ うま
八六三 つちのと ひつじ
八六四 かのえ さる
八六五 かのと とり
八六六 みづのえ いぬ
八六七 みづのと ゐ
八六八 きのえ れ
八六九 きのと うし
八七〇 ひのえ とら
八七一 ひのと う
八七二 つちのえ たつ
八七三 つちのと み
八七四 かのえ うま
八七五 かのと ひつじ
八七六 みづのえ さる
八七七 みづのと とり
八七八 きのえ いぬ
八七九 きのと ゐ
八八〇 ひのえ れ
八八一 ひのと うし
八八二 つちのえ とら
八八三 つちのと う
八八四 かのえ たつ
八八五 かのと み
八八六 みづのえ うま
八八七 みづのと ひつじ
八八八 きのえ さる
八八九 きのと とり
八九〇 ひのえ いぬ
八九一 ひのと ゐ
八九二 つちのえ れ
八九三 つちのと うし
八九四 かのえ とら
八九五 かのと う
八九六 みづのえ たつ
八九七 みづのと み
八九八 きのえ うま
八九九 きのと ひつじ
九〇〇 ひのえ さる
九〇一 ひのと とり
九〇二 つちのえ いぬ
九〇三 つちのと ゐ
九〇四 かのえ れ
九〇五 かのと うし
九〇六 みづのえ とら
九〇七 みづのと う
九〇八 きのえ たつ
九〇九 きのと み
九一〇 ひのえ うま
九一一 ひのと ひつじ
九一二 つちのえ さる
九一三 つちのと とり
九一四 かのえ いぬ
九一五 かのと ゐ
九一六 みづのえ れ
九一七 みづのと うし
九一八 きのえ とら
九一九 きのと う
九二〇 ひのえ たつ
九二一 ひのと み
九二二 つちのえ うま
九二三 つちのと ひつじ
九二四 かのえ さる
九二五 かのと とり
九二六 みづのえ いぬ
九二七 みづのと ゐ
九二八 きのえ れ
九二九 きのと うし
九三〇 ひのえ とら
九三一 ひのと う
九三二 つちのえ たつ
九三三 つちのと み
九三四 かのえ うま
九三五 かのと ひつじ
九三六 みづのえ さる
九三七 みづのと とり
九三八 きのえ いぬ
九三九 きのと ゐ
九四〇 ひのえ れ
九四一 ひのと うし
九四二 つちのえ とら
九四三 つちのと う
九四四 かのえ たつ
九四五 かのと み
九四六 みづのえ うま
九四七 みづのと ひつじ
九四八 きのえ さる
九四九 きのと とり
九五〇 ひのえ いぬ
九五一 ひのと ゐ
九五二 つちのえ れ
九五三 つちのと うし
九五四 かのえ とら
九五五 かのと う
九五六 みづのえ たつ
九五七 みづのと み
九五八 きのえ うま
九五九 きのと ひつじ
九六〇 ひのえ さる
九六一 ひのと とり
九六二 つちのえ いぬ
九六三 つちのと ゐ
九六四 かのえ れ
九六五 かのと うし
九六六 みづのえ とら
九六七 みづのと う
九六八 きのえ たつ
九六九 きのと み
九七〇 ひのえ うま
九七一 ひのと ひつじ
九七二 つちのえ さる
九七三 つちのと とり
九七四 かのえ いぬ
九七五 かのと ゐ
九七六 みづのえ れ
九七七 みづのと うし
九七八 きのえ とら
九七九 きのと う
九八〇 ひのえ たつ
九八一 ひのと み
九八二 つちのえ うま
九八三 つちのと ひつじ
九八四 かのえ さる
九八五 かのと とり
九八六 みづのえ いぬ
九八七 みづのと ゐ
九八八 きのえ れ
九八九 きのと うし
九九〇 ひのえ とら
九九一 ひのと う
九九二 つちのえ たつ
九九三 つちのと み
九九四 かのえ うま
九九五 かのと ひつじ
九九六 みづのえ さる
九九七 みづのと とり
九九八 きのえ いぬ
九九九 きのと ゐ
一〇〇〇 ひのえ れ
一〇〇一 ひのと うし
一〇〇二 つちのえ とら
一〇〇三 つちのと う
一〇〇四 かのえ たつ
一〇〇五 かのと み
一〇〇六 みづのえ うま
一〇〇七 みづのと ひつじ
一〇〇八 きのえ さる
一〇〇九 きのと とり
一〇一〇 ひのえ いぬ
一〇一一 ひのと ゐ
一〇一二 つちのえ れ
一〇一三 つちのと うし
一〇一四 かのえ とら
一〇一五 かのと う
一〇一六 みづのえ たつ
一〇一七 みづのと み
一〇一八 きのえ うま
一〇一九 きのと ひつじ
一〇二〇 ひのえ さる
一〇二一 ひのと とり
一〇二二 つちのえ いぬ
一〇二三 つちのと ゐ
一〇二四 かのえ れ
一〇二五 かのと うし
一〇二六 みづのえ とら
一〇二七 みづのと う
一〇二八 きのえ たつ
一〇二九 きのと み
一〇三〇 ひのえ うま
一〇三一 ひのと ひつじ
一〇三二 つちのえ さる
一〇三三 つちのと とり
一〇三四 かのえ いぬ
一〇三五 かのと ゐ
一〇三六 みづのえ れ
一〇三七 みづのと うし
一〇三八 きのえ とら
一〇三九 きのと う
一〇四〇 ひのえ たつ
一〇四一 ひのと み
一〇四二 つちのえ うま
一〇四三 つちのと ひつじ
一〇四四 かのえ さる
一〇四五 かのと とり
一〇四六 みづのえ いぬ
一〇四七 みづのと ゐ
一〇四八 きのえ れ
一〇四九 きのと うし
一〇五〇 ひのえ とら
一〇五一 ひのと う
一〇五二 つちのえ たつ
一〇五三 つちのと み
一〇五四 かのえ うま
一〇五五 かのと ひつじ
一〇五六 みづのえ さる
一〇五七 みづのと とり
一〇五八 きのえ いぬ
一〇五九 きのと ゐ
一〇六〇 ひのえ れ
一〇六一 ひのと うし
一〇六二 つちのえ とら
一〇六三 つちのと う
一〇六四 かのえ たつ
一〇六五 かのと み
一〇六六 みづのえ うま
一〇六七 みづのと ひつじ
一〇六八 きのえ さる
一〇六九 きのと とり
一〇七〇 ひのえ いぬ
一〇七一 ひのと ゐ
一〇七二 つちのえ れ
一〇七三 つちのと うし
一〇七四 かのえ とら
一〇七五 かのと う
一〇七六 みづのえ たつ
一〇七七 みづのと み
一〇七八 きのえ うま
一〇七九 きのと ひつじ
一〇八〇 ひのえ さる
一〇八一 ひのと とり
一〇八二 つちのえ いぬ
一〇八三 つちのと ゐ
一〇八四 かのえ れ
一〇八五 かのと うし
一〇八六 みづのえ とら
一〇八七 みづのと う
一〇八八 きのえ たつ
一〇八九 きのと み
一〇九〇 ひのえ うま
一〇九一 ひのと ひつじ
一〇九二 つちのえ さる
一〇九三 つちのと とり
一〇九四 かのえ いぬ
一〇九五 かのと ゐ
一〇九六 みづのえ れ
一〇九七 みづのと うし
一〇九八 きのえ とら
一〇九九 きのと う
一一〇〇 ひのえ たつ
一一〇一 ひのと み
一一〇二 つちのえ うま
一一〇三 つちのと ひつじ
一一〇四 かのえ さる
一一〇五 かのと とり
一一〇六 みづのえ いぬ
一一〇七 みづのと ゐ
一一〇八 きのえ れ
一一〇九 きのと うし
一一一〇 ひのえ とら
一一一一 ひのと う
一一一二 つちのえ たつ
一一一三 つちのと み
一一一四 かのえ うま
一一一五 かのと ひつじ
一一一六 みづのえ さる
一一一七 みづのと とり
一一一八 きのえ いぬ
一一一九 きのと ゐ
一一二〇 ひのえ れ
一一二一 ひのと うし
一一二二 つちのえ とら
一一二三 つちのと う
一一二四 かのえ たつ
一一二五 かのと み
一一二六 みづのえ うま
一一二七 みづのと ひつじ
一一二八 きのえ さる
一一二九 きのと とり
一一三〇 ひのえ いぬ
一一三一 ひのと ゐ
一一三二 つちのえ れ
一一三三 つちのと うし
一一三四 かのえ とら
一一三五 かのと う
一一三六 みづのえ たつ
一一三七 みづのと み
一一三八 きのえ うま
一一三九 きのと ひつじ
一一四〇 ひのえ さる
一一四一 ひのと とり
一一四二 つちのえ いぬ
一一四三 つちのと ゐ
一一四四 かのえ れ
一一四五 かのと うし
一一四六 みづのえ とら
一一四七 みづのと う
一一四八 きのえ たつ
一一四九 きのと み
一一五〇 ひのえ うま
一一五一 ひのと ひつじ
一一五二 つちのえ さる
一一五三 つちのと とり
一一五四 かのえ いぬ
一一五五 かのと ゐ
一一五六 みづのえ れ
一一五七 みづのと うし
一一五八 きのえ とら
一一五九 きのと う
一一六〇 ひのえ たつ
一一六一 ひのと み
一一六二 つちのえ うま
一一六三 つちのと ひつじ
一一六四 かのえ さる
一一六五 かのと とり
一一六六 みづのえ いぬ
一一六七 みづのと ゐ
一一六八 きのえ れ
一一六九 きのと うし
一一七〇 ひのえ とら
一一七一 ひのと う
一一七二 つちのえ たつ
一一七三 つちのと み
一一七四 かのえ うま
一一七五 かのと ひつじ
一一七六 みづのえ さる
一一七七 みづのと とり
一一七八 きのえ いぬ
一一七九 きのと ゐ
一一八〇 ひのえ れ
一一八一 ひのと うし
一一八二 つちのえ とら
一一八三 つちのと う
一一八四 かのえ たつ
一一八五 かのと み
一一八六 みづのえ うま
一一八七 みづのと ひつじ
一一八八 きのえ さる
一一八九 きのと とり
一一九〇 ひのえ いぬ
一一九一 ひのと ゐ
一一九二 つちのえ れ
一一九三 つちのと うし
一一九四 かのえ とら
一一九五 かのと う
一一九六 みづのえ たつ
一一九七 みづのと み
一一九八 きのえ うま
一一九九 きのと ひつじ
一二〇〇 ひのえ さる
一二〇一 ひのと とり
一二〇二 つちのえ いぬ
一二〇三 つちのと ゐ
一二〇四 かのえ れ
一二〇五 かのと うし
一二〇六 みづのえ とら
一二〇七 みづのと う
一二〇八 きのえ たつ
一二〇九 きのと み
一二一〇 ひのえ うま
一二一一 ひのと ひつじ
一二一二 つちのえ さる
一二一三 つちのと とり
一二一四 かのえ いぬ
一二一五 かのと ゐ
一二一六 みづのえ れ
一二一七 みづのと うし
一二一八 きのえ とら
一二一九 きのと う
一二二〇 ひのえ たつ
一二二一 ひのと み
一二二二 つちのえ うま
一二二三 つちのと ひつじ
一二二四 かのえ さる
一二二五 かのと とり
一二二六 みづのえ いぬ
一二二七 みづのと ゐ
一二二八 きのえ れ
一二二九 きのと うし
一二三〇 ひのえ とら
一二三一 ひのと う
一二三二 つちのえ たつ
一二三三 つちのと み
一二三四 かのえ うま
一二三五 かのと ひつじ
一二三六 みづのえ さる
一二三七 みづのと とり
一二三八 きのえ いぬ
一二三九 きのと ゐ
一二四〇 ひのえ れ
一二四一 ひのと うし
一二四二 つちのえ とら
一二四三 つちのと う
一二四四 かのえ たつ
一二四五 かのと み
一二四六 みづのえ うま
一二四七 みづのと ひつじ
一二四八 きのえ さる
一二四九 きのと とり
一二五〇 ひのえ いぬ
一二五一 ひのと ゐ
一二五二 つちのえ れ
一二五三 つちのと うし
一二五四 かのえ とら
一二五五 かのと う
一二五六 みづのえ たつ
一二五七 みづのと み
一二五八 きのえ うま
一二五九 きのと ひつじ
一二六〇 ひのえ さる
一二六一 ひのと とり
一二六二 つちのえ いぬ
一二六三 つちのと ゐ
一二六四 かのえ れ
一二六五 かのと うし
一二六六 みづのえ とら
一二六七 みづのと う
一二六八 きのえ たつ
一二六九 きのと み
一二七〇 ひのえ うま
一二七一 ひのと ひつじ
一二七二 つちのえ さる
一二七三 つちのと とり
一二七四 かのえ いぬ
一二七五 かのと ゐ
一二七六 みづのえ れ
一二七七 みづのと うし
一二七八 きのえ とら
一二七九 きのと う
一二八〇 ひのえ たつ
一二八一 ひのと み
一二八二 つちのえ うま
一二八三 つちのと ひつじ
一二八四 かのえ さる
一二八五 かのと とり
一二八六 みづのえ いぬ
一二八七 みづのと ゐ
一二八八 きのえ れ
一二八九 きのと うし
一二九〇 ひのえ とら
一二九一 ひのと う
一二九二 つちのえ たつ
一二九三 つちのと み

(ロ)寄留者本籍、又は住所に復歸したるとき

(ハ)寄留者が其の住所を居所に、又は居所を住所に變更したるときは各々十日以内に届出づる事を要する。寄留に關する届出は寄留者、世帶を同くする者に付ては世帶主之を爲し、寄留者届出を爲すこと能はざるときは同居者、世帶主届出を爲すこと能はざるときは之に代りて世帶を管理する者、其の届出を爲すことを要する。寄留に關する届出を怠りたる者は五圓以下の科料に處せられる。

寄留に關する届出は書面又は口頭を以て之を爲すことが出來る（寄留法第二十七條）寄留者がその住所を居所に、又は居所を住所に變更したる時は十日内に其旨を届出づる事を要する（同法第三十五條）

## 出生届

本籍……

寄留地……

戸主(又ハ續柄)

父 職業 何 某

母 職業 たれ

出生子 何男(又は女)某

出生ノ日時 何月日時分

出生ノ場所 ……

右出生及届出候也

昭和 年 月 日

右届出人 父 何 某㊞

生年月日

市(區、町、村)長 何某殿

## 婚姻届

本籍……

戸主(又ハ續柄)

職業

夫 何 某

生年月日

本籍……

右父 何 某

右母 たれ

職業(又は無業)

妻 何 たれ

生年月日

右父 何 某

右母 たれ

本籍……

戸主(又ハ續柄)

職業

何男 某

生年月日

右婚姻及届出候也

昭和 年 月 日

(寄留所 ……)

右届出人 夫 何 某㊞

右届出人 妻 何 たれ㊞

何府縣郡市區町村番地

證人 何 某㊞

生年月日

何府縣郡市區町村番地

證人 何 某㊞

生年月日

市(區、町、村)長何某殿

右婚姻ニ同意ス

夫ノ戸主 何 某㊞

生年月日

妻ノ戸主 何 某㊞

生年月日

## 死亡届

本籍……

戸主(又ハ續柄)

死亡者 何 某

生年月日

死亡ノ日時 年月日時分

死亡ノ場所

右死亡診斷書ヲ添付シ及届出候也



昭和 年 月 日

届出人 妻(又ハ何々)何 某㊞

市(區、町、村)長 何某 殿

## 家督相續届

本籍……戸主

某長男 何 某

生年月日

昭和 年 月 日前戸主某死亡(又ハ其他ノ事由)ニ由リ家督相續戸主トナル

右家督相續及届出候也

昭和 年 月 日

右届出人 何 某㊞

市(區、町、村)長 何 某殿

## 住所(居所)寄留届

寄留ノ時 昭和 年 月 日

(新)寄留所……

前寄留所(寄留先ヨリ寄留スル時コノ項必要)

本籍……戸主(又ハ續柄)

職業 何 某

生年月日

妻 職業 たれ

生年月日

長男 職業 某

生年月日

右住(居)所寄留及御届候也

昭和 年 月 日

右届出人 世帶主 何 某㊞

市(區、町、村)長 何 某殿

(届出人家主ニ非ザル時ハ左記奥書ヲ要ス)

右寄留ヲ承諾ス

何府縣郡市區町村番地

家主(又ハ管理人) 何 某㊞

## 復歸届

寄留地……

本籍地……戸主(又ハ續柄) 何 某

(復歸者數名アルトキハ並記) 某

右復歸及届出候也

昭和 年 月 日

市(區、町、村)長 何 某殿

## 印鑑届

本籍……

住所 ……

戸主(又ハ續柄) 何 某

印鑑 ㊞

(右ノ通記載シ、且附箋「幅一寸、長サ五寸」ニ調印シテ貼付)

右及届出候也

昭和 年 月 日

届出人 何 某㊞

(地主又ハ家主若ハ差配人ノ連署ヲ要ス、戸主ノ印鑑届済ノ上ハ家族ノ印鑑ニハ戸主ノ連署ノミニテ足ル)

市(區、町、村)長 何 某殿

## 轉籍届

何府縣郡市區町村番地

戸主族稱職業

何 某

生年月日

妻 た れ

生年月日

(他ニ家族アラバ列記スベシ)

轉籍地 何府縣郡市町村番地

右轉籍候間別紙戸籍謄本相添へ此段及御届候也

昭和 年 月 日

右 何 某㊞

市(區、町、村)長 何 某殿

# 年中行事

（昭和十五年）

◇一　月（睦月、初春月）

一日　四方拜、吉方詣、七福神詣（三日間）、祖師初詣
二日　讀書始、書初、初荷、諸新聞休刊
三日　元始祭
四日　政始、山開、御用始
五日　新年宴會、初水天宮詣
六日　消防出初、門松撤去、寒の入り
七日　薺打、御講書始
八日　陸軍始觀兵式、學校始業
十日　金毘羅神社初祭、初年兵入營
中旬　春場所大相撲
十一日　藏開、鏡開
十五日　小豆粥、海軍始
十六日　藪入、閻魔詣
十八日　土用
廿一日　川崎大師初詣、大寒
廿四日　御歌會始
廿八日　不動初詣

◇二　月閏（如月、梅見月）

一日　日向鵜戸祭
四日　節分
五日　立春
八日　舊正月元日、針供養、日露海戰記念日
九日　初午
十一日　紀元節、建國祭
十二日　四條畷祭
十四日　深川八幡祈年祭（十八日迄五日間參詣者へ白羽矢のお守を出す）
十五日　涅槃會・西行忌・火焚（嵯峨清涼寺）
十六日　滿洲國皇帝御誕生日
十七日　祈年祭
廿一日　西新井大師閉帳、鎌市
廿五日　天神祭
廿八日　利久忌（茶人是を行ふ）

◇三　月（彌生、花月）

一日　鎌を飾る、雉子山鳥捕獲禁止、大潮
三日　鎌祭（上巳の節句）、大歲祖社祭
六日　地久節、母の日
十日　陸軍記念日、金刀比羅大祭
十四日　國民融和日
十五日　梅若忌
十六日　大潮
十八日　彼岸入り、池上本門寺開帳（廿八日迄）
中、下旬　各學校卒業式
廿一日　春季皇靈祭、大師詣、履物祭、春分
廿二日　法隆寺會式
廿五日　北野天神御忌、蓮如忌
廿九日　志波彥神社祭

◇四　月（卯月、花殘月）

一日—七日　禁酒禁煙遵法週間
初旬　各學校學年始
上旬　汐干狩
三日　神武天皇祭、植樹祭
四日　諸新聞休刊
六日　泉岳寺義士祭
八日　灌佛會、染織祭
中旬より　徵兵檢査
十一日　昭憲皇太后御例祭、吉野花會式
十五日　聖德太子祭、狩獵禁止
十七日　少年保護デー、土用
十八日　東照宮大祭（上野、芝）
十九日　菓子祭
中、下旬　觀櫻御宴
下旬　五月人形市
二十日　遞信記念日
廿二日　孔子祭
廿七日より　結核豫防週間（五日三日迄）
廿九日　天長節、觀兵式
三十日　靖國神社祭

◇五　月（皐月、田草月）

一日　武者人形を飾る



二日　八十八夜
上旬　躑躅、愛國婦人會、日本赤十字社總會、武德會
五日　端午の節句、乳幼兒愛護週間
六日　立夏
八日　各所藥師開帳
十日　金毘羅神社開帳、交通安全デー
中旬　牡丹、夏場所大相撲
十四日　東寺大供養、出雲大社祭
十五日　神田明神祭、九品佛千部會
十八日　國際慈善デー、淺草觀音三社祭
五月中　米の祭
廿一日　見眞大師降誕會
廿七日　海軍記念日
廿八日　各地不動尊開帳
廿八日—六月三日　動物愛護週間
三十日　東鄕元帥命日

◇六　月（水無月、常夏月）

一日　更衣（軍人警官夏服着用）、多摩川鮎漁解禁、横濱開港記念日
四日　光琳忌、齲齒豫防デー
十日　時の記念日
十一日　入梅
十四日　住吉神社御田植祭
十五日　東京日枝祭、京都八阪祭
中旬　明治神宮花菖蒲公開（月末迄）
十七日　伊勢大神宮祭、臺灣始政記念日
廿一日　夏至、熱田神宮祭（尾張）
廿一日—廿七日　全國職業指導週間
廿四日　愛宕社四萬六千日　清正公忌日
廿五日　皇太后陛下御誕辰
廿八日　相州阿夫利神社祭
三十日　大祓、節折式、住吉神社祭

◇七　月（文月、棚機月）

一日　商家中元賣出し開始、富士山開、水泳場開始、施餓鬼（十五日迄）、元寇記念日
七日　支那事變勃發記念日、七夕祭、本門寺大施餓鬼、小暑
十日　觀世音四萬六千日、富士頂上大社開扉、鹽竈神社祭
十一日　國旗制定記念日、相馬の野馬追祭
十一日—十二日　草市、湊川神社祭
十三日　盂蘭盆、中元、大阪開港記念日、
十六日　藪入、閻魔詣
十七日　京都祇園會
下旬　兩國花火
廿日　土用
廿一日　土用丑の日
廿三日　大暑
廿五日　相州大山開
廿八日　阿蘇神社祭
三十日　明治天皇祭

◇八　月（葉月、月見月）

一日　武藏氷川神社祭
三日　北野天滿宮祭
七日　成田祇園會
八日　立秋
十二日　王子神社槍祭、八幡祭、戸隱祭
十六日　大文字火（京都如意岳）、三島祭
十八日　堀之內妙法寺千部會（二十八日迄）
十九日　鎌倉圓覺寺蟲干（縱覽許可）、山城愛宕山燈籠焚き
廿一日　住吉神社神輿渡御祭
廿三日　鎌倉建長寺開山忌（二十六日蟲干縱覽許可）樺太廳始政記念日
廿六日　富士吉田口鎭火大祭
卅日　日韓併合記念日

◇九　月（長月、寢覺月）

一日　大震火災記念日、酒なし日、鎌倉圓覺寺開山忌、關東廳始政記念日二百十日
初旬　各學校始業
八日　上州太田呑龍開山忌
上旬　二科、美術院等繪畫展覽會開かる
九日　重陽節句、生國魂祭
十一日　芝神明生姜市、日蓮上人法難會（相州片瀨龍口寺）空也忌

十三日　司法保護デー
十五日　石清水八幡祭、神田神明祭、横濱山王祭、放生會、乃木祭
中　旬　十三大學レカッタ（隅田川）
十六日　中秋明月
十七日　黃海々戰記念日
十八日　豐國祭（京都）、滿洲事變勃發記念日
十九日　鷄鳴宮祭
廿　日　彼岸入り、六阿彌陀詣
廿三日　秋季皇靈祭、芝愛宕神社祭、秋分
廿五日　龜戸神社大祭
廿八日　各地不動尊開帳

◇十　月（神無月、小春）

一　日　更衣（軍人、警官冬服着用）、各呉服店冬着賣出、朝鮮總督府始政記念日、東京市自治記念日、白鬚神社祭
五　日　達磨祭
十　日　觀力保存デー、湯島天神祭、金比羅祭（讃岐）
十二日　池上本門寺會式、太秦廣隆寺牛祭
十三日　戊申詔書御下賜記念日
十五日　銃猟解禁
十七日　神嘗祭、朝鮮神宮祭
十八日　諸新聞休刊
下　旬　帝展開催
十九日　べつたら市（日本橋區大傳馬町）
二十日　惠美須講、二宮尊德忌
廿一日　土用
廿二日　平安神宮時代祭、御取越鞍馬火祭
廿三日　靖國神社祭
廿七日―十一月三日、明治神宮競技大會
廿八日　臺灣神社祭
廿九日　香椎祭（筑前）
三十日　敎育勅語渙發記念日

下　旬　陸軍特別大演習

◇十一月（霜月、神鳴月）

一　日　結核衞生强調日
一日―七日　全國博物館週間、圖書館週間
二　日　酉の市（二の酉十四日、三の酉十六日）
三　日　明治節、明治神宮祭、神農祭（京都）體操祭、全國體育デー
六　日　京都極樂寺十夜講
七　日　立冬
八　日　鞴祭、火焚祭（伏見稻荷其他）
十　日　國民精神作興詔書記念日
十一日　出雲大社神社祭
十五日　七五三祝、中山法華經寺會式
十五日―廿二日　全國兒童榮養週間
廿一日　大師講（二十四日迄）
廿二日―廿八日　報恩講
廿三日　新嘗祭
中、下旬　觀菊御宴
廿七日　品川千體荒神祭
三十日　滿期兵除隊

此　月　交通安全デー、防火デー開かる

◇十二月（師走、春待月）

一　日　羽子板實出、北野神社大湯祭
五　日　納の水天宮
八　日　釋尊成道會、事納針供養
十　日　納の金毘羅、氷川神社大湯祭
十四日　歲の市（十四、十五日淺草觀音、二十、二十一日神田神明、二十三日芝大神宮、二十四日愛宕神社、二十五日平河天神、湯島天神、二十八日藥研堀不動尊三十、三十一日市内各所　義士祭
中　旬　賢所御神樂、詠進歌締切
二十日　年賀郵便扱（二十九日迄）
廿一日　納の大師講
廿三日　冬至
廿五日　大正天皇祭、帝國議會召集、各學校休業式、クリスマス、羅村忌
下　旬　帝國議會開院式
廿八日　御用納、納の不動講
廿一日　大祓、年越の行事、除夜の鐘





## 內閣

（昭和十四年九月十五日現在）

（宮城內）

總理大臣　阿部信行
衆外務大臣　兼
內務大臣　小原直
衆厚生大臣　兼
大藏大臣　青木一男
陸軍大臣　畑俊六
海軍大臣　吉田善吾
司法大臣　宮城長五郎
文部大臣　河原田稼吉
商工大臣　伍堂卓雄
衆農林大臣　兼
鐵道大臣　永井柳太郎
衆遞信大臣　兼
拓務大臣　金光庸夫

內閣書記官長　遠藤柳作
法制局長官　唐澤俊樹
內閣總理大臣祕書官　光行壽
同（兼）　岸道三
同（兼）　細田德壽
同（兼）　中川融
稻田周一

記錄課長（應召中）三橋則雄
課長代理　澁江操一
會計課長　佐藤朝生

○內閣恩給局（和田倉門內）

局長　平木弘
庶務課長　小泉潤
審査課長　平塚晉三
調査課長（兼）　小泉潤
臨時更生課長（兼）平塚晉三

○內閣統計局（麻布區富士見町）

局長　川島孝彥
人口課長　荒川又市
勞働課長　森數樹
庶務課長（兼）　荒川又市
第一製表課長　松田泰二郎
第二製表課長　松田泰二郎
審査課長　中川友良

○內閣印刷局（麴町區大手町）

局長　土屋耕二
總務部長　山本章一
庶務課長（兼）　山本章一
勞務課長（兼）　山本章一
業務部長　上條勇
經理課長　益子恒義
發行課長　渡邊盛

業務課長　白石亞細亞丸
工作課長　寺田浩作
圖書印刷部長（兼）矢野道也
圖書印刷課長中　村信夫
製版課長　小林榮一
證券印刷部長　山上謙一
凸版印刷課長長　野昌隆
凹版印刷課長石　川鏡一
彫刻課長　磯部忠一
材料課長（兼）山上謙一
檢査課長　石川廸
抄紙部長　松本純三
同　紙料課長　今井久男
同　抄造課長　中西篤
研究所長　矢野道也

○內閣東北局（麴町區大手町一丁目）

局長　宇都宮孝平

○法制局（和田倉門內）

長官　黑崎定三
第一部長　樋貝詮三
第二部長　森山銳一
第三部長　入江俊郎

○賞勳局（和田倉門內）

總裁　下條康麿
議定官　戴仁親王
同　博恭王
同　公近衞文麿
同　湯淺倉平
同　松平恒雄
同　伯爵金子堅太郎
同　河合操
同　畑俊六
同　永野修身
同　子爵石井菊次郎
同　伯爵寺內壽一
同　男大角岑生
同　男鈴木貫太郎
同　杉山元
同　村田八千穗
審査課長　竹田準二郎

○對滿事務局（麴町區大手町一丁目）

總裁（兼）　畑俊六
陸軍大臣　
次長　原邦道
總裁祕書官　加藤道雄
同　步中佐　竹內德治
庶務課長　日下部滋
殖產課長

行政課長 關 外余男

○企畫院
總裁 青木一男
次長 武部六藏
第一部長 沼田多稼藏
第二部長 黑田鴻五
第三部長 中村清二
第四部長 植村甲午郎
第五部長 原口武夫
第六部長 原 淸
庶務課長 厚東常照
文書課長 山越道三
資料課長 內田源兵衞

○興亞院
總裁(兼) 阿部信行
副總裁(兼) 阿部信行
總務長官 柳川平助
秘書官 江藤夏雄
同(兼) 岸 道三
同(兼) 細田德壽
政務部長 鈴木貞一
第一課長 白石萬隆
第二課長 鹽澤淸宣
第三課長(兼) 鹽澤淸宣
經濟部長 日高信六郎
第一課長 毛里英於菟
第二課長 菅波稱事
第三課長 中村純一
第四課長 久保文藏
文化部長 松村 米
第一課長 辻 誠
第二課長 多湖實夫
第三課長 林 安
技術部長 宮本武之輔
華北連絡部
長官 喜多誠一
次長 根本 博
華中連絡部
長官 津田靜枝
次長 楠本實隆
蒙疆連絡部
長官 酒井 隆
廈門連絡部
長官 水戸春造

○內閣情報部
部長 橫溝光暉

○高等試驗委員(法制局內)
委員長
法制局長官 唐澤俊樹
第一部長 唐澤俊樹
第二部長
外務次官 澤田廉三
第三部長
司法次官 岩村通世

○中央統計委員會
會長 男 阪谷芳郎

○恩給審查會
會長
法制局長官 唐澤俊樹

○文官高等分限委員會
會長
內閣總理大臣 阿部信行

○內閣紀元二千六百年祝典事務局
局長
局長 歌田千勝

○紀元二千六百年祝典評議委員會
會 委員長 男 阪谷芳郎

○議會制度審議會
總裁 水野錬太郎

○重要肥料業委員會
會長
內閣總理大臣 阿部信行

○米穀自治管理委員會
會長
內閣總理大臣 阿部信行

○科學審議會
會長
內閣總理大臣 阿部信行
副會長
企畫院總裁 青木一男

○北支中支開發株式會社政府出資財產評價委員會
會長 宮城長五郎

○企畫審議會
總裁
內閣總理大臣 阿部信行
副總裁
企畫院總裁 青木一男

○國家總動員審議會
總裁
內閣總理大臣 阿部信行
副總裁
企畫院總裁 青木一男

○敎育審議會
總裁 原 嘉道

○總動員補償委員會
會長
企畫院次長 武部六藏

○國民精神總動員委員會
委員長 河原田稼吉

○臨時資金調整委員會





會長
內閣總理大臣 阿部信行

○臨時資金審查委員會
會長 結城豐太郎

○交通事業調整委員會
會長
內閣總理大臣 阿部信行

○電氣通信委員會
會長
內閣總理大臣 阿部信行

○政府航空出資評價委員會
會長 〃

○內閣參議
男 町田忠治
男 安保淸種
末次信正
秋田 淸
松岡洋右
男 鄕 誠之助
松井石根
島田俊雄

## 樞密院 (宮城內)

議長 公 近衞文麿
副議長 原 嘉道
親王 雍仁親王
宣仁親王
崇仁親王
載仁親王
顧問官
伯 金子堅太郎
河合 操
男 鈴木貫太郎
子 石井菊次郎
有馬良橘
男 松井慶四郎
窪田靜太郎
松浦鎭次郎
鈴木莊六
石塚英藏
南 弘
田中隆三
菅原通敬
淸水 澄
藤澤幾之輔
男 奈良武次
荒木貞三郎
潮 惠之輔
林 頼三郎
深井英五
子 渡邊千冬
眞野文二
書記官長 二上兵治
堀江季雄

## 內大臣府 (宮城內)

內大臣 湯淺倉平
秘書官長 松平康昌

## 宮內省 (宮城內)

大臣 松平恒雄
次官 男 白根松介
秘書官 筧 素彦
同(兼) 黑田 實
宮中顧問官
田內三吉
井上通泰
子 小笠原長生
山口銳之助
川島令次郎
和田國次郎
子 日野西資博
男 小早川四郎
渡邊直達
松浦寅三郎
大木彝雄
石井國次
松本正巳
佐藤恒丸
渡邊勝三郎
北村耕造
三室戶敬光
子 藤井種太郎
杉 榮三郎

○大臣官房
秘書課長 土岐政夫
總務課長 大金益次郎
皇宮警察部長 高橋靜男

○侍從職
侍從長 百武三郎
侍從次長(兼) 甘露寺受長
內廷課長(兼) 入江相政
庶務課長(兼) 小倉庫次
經理課長(兼) 小倉庫次

○式部職
式部長官 子 松平慶民
式部次長 山縣武夫
外事部長(事務取扱)
儀式課長 山縣武夫
主獵課長 男 武井守成
△掌典部 伯 坊城俊良

掌典長　公三條公輝
掌典次長　醍醐忠直
△樂部
部長(兼)　伯坊城俊良
○宗秩寮
總裁　子武者小路公共
宗親課長　野口明
爵位課長(兼)　野口明
庶務課長(兼)　野口明
○諸陵寮
頭(兼)　金田才平
庶務課長　矢島正昭
考證課長(兼)　矢島正昭
○圖書寮
頭　金田才平
庶務課長　飛鳥井雅信
圖書課長(兼)　飛鳥井雅信
編修課長　芝葛盛
○侍醫寮
頭　八田善之進
庶務課長　小出英經
醫事課長　高橋信
藥劑課長　細井美水
○大膳寮
頭　子黑田長敬
庶務課長(兼)　入江相政
主膳課長(兼)　入江相政
○內藏寮
頭　三浦篤
主計課長　加藤進
財務課長(兼)　加藤進
用度課長　淺野長光
○內匠寮
頭　岩波武信
監理課長　池田秀吉
工務課長　鈴木鎭雄
○主馬寮
頭　杉村愛仁
庶務課長　岡松進次郎
自動車課長(兼)　岡松進次郎
厩務課長　城戶俊三
△下總牧場(千葉縣印旛郡遠山村)
場長　酒井克巳
○皇后宮職
大夫　侯廣幡忠隆
內廷課長　入江相政
經理課長　小倉庫次
庶務課長(兼)　小倉庫次
東宮傅育官　石川岩吉
同(兼)　小出英經
同　子東園基文
同　山田康彥
同　永積寅彥
皇子御養育掛長藤井種太郎
○皇太后宮職(赤坂區大宮御所)
大夫　大谷正男
庶務課長　西邑清
會計課長　伯清閑寺良貞
○皇族附
△秩父宮(赤坂區表町御殿)
別當　今村信次郎
△高松宮(芝區高輪西臺町)
別當　山內豐中
△三笠宮(赤坂區青山東御殿)
別當　厚東篤太郎
△閑院宮(麴町區永田町二丁目)
別當　稻垣三郎
△東伏見宮(澁谷區常磐松町)
別當　倉賀野明
△伏見宮(麴町區紀尾井町)
別當　鳥巢玉樹
△山階宮(麴町區富士見町二丁目)
別當　工藤壯平
△賀陽宮(麴町區三番町)
別當　松浦淳六郎
△久邇宮(澁谷區宮代町)
別當　宇川濟
△梨本宮(澁谷區美竹町)
別當　三雲敬一郎
△朝香宮(芝區白金臺町)
別當　森田宣
△東久邇宮(麻布區市兵衛町)
別當　松本幹之介
△北白川宮(芝區高輪南町)
別當　石川謹平
△竹田宮(芝區高輪南町)
別當　茨木清次郎
○帝室會計審査局
長官　木下道雄
○帝室林野局(麴町區丸ノ內一ノ二)
長官　三矢宮松
監理部長　岡本愛祐
土地課長　高尾亮一
庶務課長　小畑忠
會計課長　大丸實
業務部長　眞崎脩
工務課長　安藤秀夫
計畫課長　大鹽義男





造林課長　坂井三吾
利用課長　太宰哲一郎
△札幌支局
支局長　岡本隆次
△旭川支局
支局長　倉田吉雄
△東京支局
支局長　津村昌志
△名古屋支局
支局長　小林哲司
△木曾支局
支局長　辛木宣夫
△林業試驗場(東京府南多摩郡横山村)
場長　中村賢一郎
○御歌所
所長(兼)　公三條公輝
庶務課長(兼)　伯庭田重行
記錄課長(兼)　伯庭田重行
○學習院(豐島區目白町一丁目)
院長　野村吉三郎
庶務課長　藤井宇多治郎
會計課長(兼)　藤井宇多治郎
衞生課長　清水眞
教務課長　清水二郎
學生課長　久野朔郎
圖書課長　稻葉三郎
○女子學習院(赤坂區青山北町)
院長　長屋順耳
庶務課長　柿崎兵部
會計課長(兼)　柿崎兵部
教務課長　上田駿一郎
學生課長　山口德三郎
圖書課長　佐藤幹二
○帝室博物館
△東京帝室博物館(下谷區上野公園內)
總長　渡部信
經理課長　藤井宇多治郎
學藝課長(兼)　藤井宇多治郎
列品課長　溝口禎次郎
△奈良帝室博物館(奈良市奈良御料地)
館長　山口巍
○宮內省京都地方事務所
所長　白井演
庶務課長　法有孚
工務課長　武村忠
警察課長　大澤花三郎
○李王職(朝鮮京城府)
李王家東京邸(麴町區紀尾井町)
長官　篠田治策
次官　男李恒九
庶務課長　志賀信光
禮式課長　李謙翠
主殿課長(兼)　李謙翠
會計課長　佐藤明道
○帝室經濟顧問
男　一木喜德郎
伯　牧野伸顯
○學習院評議會
議長　公近衞文麿
○華族世襲財產審議會
議長　公三條公輝
○宮內官考査委員會
委員長　宮內次官
男　白根松介
○宮內省恩給審査會
會長　宮內次官
男　白根松介
○王公族審議會
總裁　樞密院議長
公近衞文麿
○公刊明治天皇御紀編修委員會
會長宮內大臣　松平恒雄
○臨時陵墓調査委員會
委員長　男白根松介

## 外務省(麴町區霞ヶ關)

大臣(兼)　阿部信行
政務次官　清水留三郎
次官　澤田廉三
參與官　箸本太吉
○大臣官房
祕書官　岸倉松
人事課長　松本俊一
儀典課長　鈴木九萬
文書課長　蘆野弘
會計課長　石井康
繙譯課長(兼)　蘆野弘
電信課長　中村豐一
○東亞局
局長　栗原正
第一課長　土田豐
第二課長　杉原荒太
第三課長　瀧川欽哉
○歐亞局
局長　西春彥
第一課長　安藤義良

第二課長　山田　芳太郎
第三課長　石澤　豐
○亞米利加局
局長　吉澤　清次郎
第一課長　藤村　信雄
第二課長　澁澤　信一
第三課長　隈部　種樹
○通商局
局長　松嶋　鹿夫
第一課長　新納　克巳
第二課長　高岡　穎一郎
第三課長　水野　伊太郎
第四課長　井上　豪
第五課長　伊東　隆治
第六課長　太田　知庸
○條約局
局長　三谷　隆信
第一課長　大久保　利隆
第二課長　松平　康東
第三課長　西村　熊雄
○情報部
部長　河相　達夫
第一課長　井口　貞夫
第二課長　高津　富雄
第三課長　岸　偉一

○文化事業部
部長(兼)　三谷　隆信
第一課長　後藤　鑑尾
第二課長　市河　彥太郎
○調査部
部長　松宮　順
第一課長　町田　襄治
第二課長　重松　宣雄
第三課長　三浦　和一
第四課長　豐田　薫
第五課長(兼)　豐田　薫
○對支文化事業調査會
會長外務大臣　阿部　信行
○支那事變被害調査委員會
會長外務大臣　阿部　信行
○大使館
英國大使　重光　葵
參事官　岡本　季正
佛國大使　谷　正之
參事官　宮崎　勝太郎
獨國大使　大島　浩
參事官　柳井　恒夫
伊國大使　白鳥　敏夫
白耳義國大使　來栖　三郎
參事官　田村　貞治郎

ソヴイエト聯邦大使　東鄕　茂德
參事官　七田　基玄
土耳其國大使　武富　敏彥
參事官　寺島　廣文
米國大使　堀內　謙介
參事官　須磨　彌吉郎
ポーランド國大使　酒勾　秀一
アラジル國大使　澤田　節藏
參事官　天城　篤治
滿洲國大使(兼)　梅津　美治郎
參事官　加藤　外松
中華民國大使　赤木　親之
參事官　堀內　干城
寺島　守人
○公使館
瑞西國公使　天羽　英二
西班牙國公使　矢野　眞
ポルトガル國公使　柳澤　健
蘭國公使　石射　猪太郎
瑞典國(兼諾威國丁抹國)公使　栗山　茂

ハンガリー公使　井上　庚二郎
ラトヴイア國(兼エストニア國リスアニア國)公使　大鷹　正次郎
フインランド國公使　杉下　裕次郎
ルーマニア國(兼ユーゴースラヴイア國)臨時代理公使　寺崎　太郎
イラン國公使　中山　詳一
アフガニスタン國公使　守屋　和郎
エジプト國公使　横山　正幸
タイ國公使　村井　倉松
カナダ公使　富井　周
キユバ國公使(兼)　堀內　謙介
メキシコ國(兼サルヴアドル國、グアテマラ國、ホンジユラス國、ニカラグア國、コスタ・リカ國)アルバニア公使　越田　佐一郎
南阿聯邦公使　岡田　兼一





パナマ國公使(兼)　越田　佐一郎
ペルー國(兼エクアドル國、ボリヴイア國)公使　北田　正元
チリー國公使　三宅　哲一郎
アルセンテイン國(兼パラグアイ國、ウルグアイ國)公使　內山　岩太郎
コロンビア國(兼ヴエネズエラ)公使　山形　清
イラーク國公使　隈部　種樹
○總領事館
倫敦總領事　內山　清
漢堡總領事　川村　博
プラーグ總領事　市毛　孝三
ジユネーヴ總領事(兼)　柳井　恒夫
浦潮斯德總領事　宮川　船夫
アレクサンドロフスク總領事　中田　吉太郎
ハバロフスク總領事　島田　正靖
哈爾濱總領事　七田　基玄
齊齊哈爾濱總領事　瀧山　靖次郎
新京總領事(代理)領事　柴崎　白尾
奉天總領事　吉村　男也
天津總領事　田代　重德
北京總領事　堀內　干城
張家口總領事　渡邊　信雄
青島總領事　加藤　傳次郎
濟南總領事　有野　學
上海總領事　三浦　義秋
南京總領事　花輪　義敬
漢口總領事　花輪　義敬
廣東總領事　岡崎　勝男
海口總領事　昌谷　忠
香港總領事　中村　豐一
河內總領事　鈴木　六郎
厦門總領事　內田　五郎
新嘉坡總領事　岡本　一策
磐谷總領事　高瀨　眞一
マニラ總領事　藤村　信雄
バタヴイア總領事　齋藤　晉次
カルカツタ總領事　吉田　丹一郎
シドニー總領事　若松　虎雄

ホノルル總領事　水澤　孝策
桑港總領事　佐藤　敏人
紐育總領事　若杉　要
サンパウロ總領事　坂根　準三
維納總領事　山路　章
ウエリントン總領事　郡司　喜一
○領事館
リヴアプール領事　別府　節稱
アンヴエルス領事　森山　隆介
馬耳塞領事　山下　芳郎
オデツサ領事事務代理　三谷　靜夫
アラゴウエスチンスク領事　小柳　雪生
ペトロパウロフスク領事　甲斐　文比古
綏芬河副領事　下村　末郎
滿洲里副領事　松田　正綱
海拉爾領事　米內山　庸夫
安東領事　瀧山　靖次郎
錦州領事　住野　銀次郎

赤峰副領事　小林　舜二
承德副領事　草野　松雄
芝罘領事　長岡　半六
石家莊領事　矢口　毅
密山領事　田中　作
吉林領事　中野　高一
延吉副領事　增尾　儀四郎
蕪湖副領事　岡部　計二
杭州副領事　道明　輝
九江領事　白井　康
西貢領事　高澤　貞義
ダヴアオ領事　岩永　啓
スラバヤ領事　桑折　鐵次郎
メダン領事　原田　米一郎
蘭貢領事　久我　成美
コロンボ領事　柴田　市太郎
孟買領事　福井　淳
アレキサンドリヤ領事　大野　道造
ポートサイド領事　多田　茂
ベイルート領事　小瀧　彬
モンバサ領事　茂垣　長作
ケープタウン領事　木下　武雄

羅府領事　吉田寛
ポートランド領事　松村基樹
シヤトル領事　佐藤由巳
シカゴ領事　桝谷秀夫
ニユーオルレアンス領事　伊藤憲三
晩香坡領事　根道廣吉
ハヴアナ領事　寺崎英成
サン・サルヴアドル領事　齋田從義
パナマ領事　大谷彌七
里馬領事　佐藤舜
アエノスアイレス領事　扇間豐吉
リオ・デ・ジヤネイロ副領事　小峰俊一
パウルー領事　早尾季鷹
ヘレーン領事　古閑富彌
サントス副領事　古川靖
カサブランカ領事　勝田直吉
サンダカン領事桑折　鐵次郎
○國際會議帝國事務局(瑞西國)
局長(兼)　天羽英二

## 內務省（麴町區外櫻田町）

大臣　柳井恒夫
政務次官　小原直
次官　漢那憲和
大達茂雄
參與官　中井一夫
○大臣官房
祕書官同(兼)　町村金五
人事課長　町村金五
庶務課長　川井章和
都市計畫課長　山內逸造
防空課長　龜山孝一
○土木局
局長　山崎巖
技監　谷口三郎
河川課長　澤重民
道路課長　福本柳一
港灣課長　高橋庸彌
第一技術課長　高橋嘉一郎
第二技術課長　金子源一郎
第三技術課長　赤木正雄
△東京土木出張所
所長　鈴木雅次
△橫濱土木出張所（橫濱市神奈川區表高島町）
所長　三輪周藏
△仙臺土木出張所（仙臺市北三番丁）
所長　金森誠之
△新潟土木出張所（新潟市白山浦一丁目）
所長　蒲孚
△名古屋土木出張所（名古屋市東區竪杉ノ町四丁目）
所長　田淵壽郎
△大阪土木出張所（大阪市西區土佐堀通二丁目）
所長　佐藤利恭
△神戶土木出張所（神戶市海岸通一丁目）
所長　原口忠次郎
△下關土木出張所（下關市阿彌陀寺町）
所長　伊藤百世
△土木試驗所（本鄉區駒込上富士前町）
所長　藤井眞透
○造神宮使廳(內務省構內)
監督課長　小林千秋
○警保局
局長　本間精
警務課長　水池亮
外事課長　大島弘夫
防犯課長　野村儀平
經濟保安課長(兼)　野村儀平
保安課長　中村敬之通
圖書課長　赤羽積
○計畫局
局長　松村光麿
庶務課長　川井章和
都市計畫課長　山內逸造
防空課長　龜山孝一
○土木局
局長　山崎巖
技監　谷口三郎
河川課長　澤重民
道路課長　福本柳一
港灣課長　高橋庸彌
第一技術課長　高橋嘉一郎
第二技術課長　金子源一郎
第三技術課長　赤木正雄
△東京土木出張所
所長　鈴木雅次





使　守正王
副使　中野與吉郎
第一課長　中村四郎
第二課長　角南隆
○警察講習所(麴町區三番町)
所長警保局長　本間精
○神社制度調査會　水野錬太郎
會長
○神宮關係施設調査會　水野錬太郎
會長內務大臣　小原直
○著作權審査會
會長內務大臣　小原直
○土木會議
議長內務大臣　小原直
○補償審査會(內務省構內)
會長　守正王
○都市計畫中央委員會
會長內務大臣　小原直
○神宮司廳(宇治山田市)
祭主　守正王
大宮司　伯三條西實義
小宮司　古川左京
官房主事　田中喜芳
庶務課長　坂口岩七
儀式課長　御巫清白
會計課長　青木仁藏
警衛部長　橋本和三郎
林務課長　篠田良二
○神宮皇學館(三重縣度會郡濱郷村)
館長　平田貫一
圖書部長　丹羽正義
庶務部長　西村爲之助
敎務部長　鈴木友吉
學生監部長　鎌田春雄
○神宮神部署(神宮司廳內)
署長　野上正篤
庶務課長　安在正義
獎務課長　河村敎太郎
○地方制度調査會
會長內務大臣　小原直
○臨時地方財政補給金委員會
會長內務大臣　小原直
○中央防空委員會
會長內務大臣　小原直

## 大藏省（麴町區大手町）

大臣　青木一男
政務次官　松村光三
次官　大野龍太
參與官　矢野庄太郎
祕書官(兼)　山際正道
同　正示啓次郎
同　酒井俊彥
○大臣官房
祕書課長(兼)　山際正道
文書課長　氏家武
會計課長　永井勻
財政經濟調査課長　宇川春景
△海外駐在官
英佛駐在　荒川昌二
米國駐在　西山勉
中華民國駐在湯本武雄
○主計局
局長　谷口恒二
決算課長　湯地謹爾郎
調査課長　前田克巳
豫算課長　植木庚子郎
○主稅局
局長　大矢半次郎
國稅課長　田中豐
關稅課長　尾關將玄
經理課長　池田勇人
企畫課長　山田義見
○理財局
局長　相田岩夫
國債課長　高橋時夫
國庫課長　梅北末初
地方債課長　阪田純雄
外事課長　櫛田光男
金融課長　迫水久常
○銀行局
局長　入間野武雄
普通銀行課長　岸喜二雄
特別銀行課長　山際正道
檢查課長　相田岩夫
庶民金融課長　坂口芳久
調查課長　舟山正吉
○爲替局
局長　中村孝次郎
總務課長　野田卯一
輸入第一課長　原田富一
輸入第二課長　新敏雄
輸入第三課長(兼)　原田富一
輸出課長　稻森實
送金課長　石井茂樹
外資課長　長谷川安次郎
檢查課長　伴野清

○國民貯蓄奬勵局
局長大藏次官　大野龍太
次長　木内四郎
總務課長　山住克巳
第一課長　多田喜一
第二課長　太田誠太郎
第三課長　塚越虎男
○預金部資金局（大藏省内）
局長　廣瀬豐作
運用部長　大塚喜一
資金課長　式村義雄
運用課長（兼）式村義雄
監理部長　富樫久吉
監理課長　子戸田忠肅
考査課長　原久一郎
△東京支局長　中村重喜
△大阪支局長　深田養一
△仙臺支局長　松山宗治
△名古屋支局長　玉井德和
△廣島支局長　武部弘成
△熊本支局長　栗原修
○營繕管財局（大藏省内）
長官大藏次官　大野龍太
總務部長　松隈秀雄
國有財産課長　橋本昂藏
總務課長　高瀬武寧
工務部長　池田讓次
第一技術課長　下元連
第二技術課長　小島榮吉
第三技術課長　伊部貞吉
△神戸出張所長　光山盛貞
△門司出張所長　谷岡勝美
○造幣局（大阪市北區新川崎町）
局長　山田龍雄
總務部長　杉村正
製造部長　柴田武
試金部長　小松原久治
△東京出張所長　岡村馨
○專賣局（麴町區大手町一丁目）
局長　荒井誠一郎
局長官房
總務課長　濱田幸雄
調査課長　杉山昌作
販賣部
部長　平澤法人
販賣課長　相馬敏夫
監査課長　森尾敏男
收納部
部長　河西金城
收納課長　國府種文
第一技術課長　澁谷正良
第二技術課長　久保田美壽雄
企畫課長　松尾俊次
煙草製造部
部長　田中重夫
管理課長　森尾敏男
作業課長　成田豐勝
機械課長　太田綠郎
經理部
部長　山田鐵之助
主計課長　沼野英不二
會計課長（兼）沼野英不二
酒精製造部
部長　黑野勘六
製造課長　勝目英
設備課長　後藤一雄
△板橋製作所（板橋區板橋町五丁目）
所長　中村精吾
△中央研究所（荏原區戸越町）
所長　兒玉章
△秦野試驗場（神奈川縣中郡東秦野村）
場長　長谷川浩
△水戸試驗場（茨城縣久慈郡山田村）
場長　黑田敦
△岡山試驗場（岡山縣淺口郡玉島町）
場長　守屋眞楯
△三田尻試驗場（山口縣佐波郡中關町）
場長　福永範一
△鹿兒島試驗場（鹿兒島縣鹿兒島郡谷山町）
場長　中村壽夫
△東京地方專賣局（本所區横川橋一丁目）
局長　南勝次
△水戸地方專賣局（水戸市）
局長　上林一枝
△宇都宮地方專賣局（宇都宮市）
局長　齋藤和三郎
△高崎地方專賣局（高崎市）
局長　清水賴母
△郡山地方專賣局（郡山市）
局長　高橋敬次
△仙臺地方專賣局（仙臺市）
局長　吉田秀穗





△函館地方專賣局（函館市）
局長　原辰次郎
△名古屋地方專賣局（名古屋市中區古澤町）
局長　高田太一
△金澤地方專賣局（金澤市）
局長　上野友則
△大阪地方專賣局（大阪市）
局長　大竹虎雄
△岡山地方專賣局（岡山市）
局長　常陰庫二
△廣島地方專賣局（廣島市）
局長　黑瀬勘一
△坂出地方專賣局（香川縣綾歌郡坂出町）
局長　神出憲太郎
△德島地方專賣局（德島市富田浦町）
局長　前田正明
△福岡地方專賣局（福岡市字妙見）
局長　吉田勘三
△熊本地方專賣局（熊本市）
局長　北井幾夫
△鹿兒島地方專賣局（鹿兒島市榮町）
局長　鈴木榮
○横濱稅關（横濱市中區海岸通一丁目）
稅關長　花田政春
監視部長　小山直彥
總務部長　篠田孝雄
會計課長　吉川盛
鑑査部長　中本清次
植物檢査課長　狩谷精之
港務部長　山田定男
○神戸稅關（神戸市神戸區加納町六丁目）
稅關長　米山盛貞
監視部長　小林末夫
總務部長　山中一朗
會計課長　小原諄
鑑査部長　三宅忠平
植物檢査課長　岩佐龍夫
港務部長　穗積龍雄
○大阪稅關（大阪市港區三條通四丁目）
稅關長　小宮陽
監視部長　太田幸作
總務部長　橋本實春
鑑査部長　平野良貞
植物檢査課長　白岩秀雄
港務部長　有馬守三郎
○長崎稅關（長崎市羽衣町二丁目）
稅關長　安藤明道
總務部長　越塚清志
監視部長　鵜飼進
港務部長（兼）鵜飼進
鑑査部長　松村政三郎
○門司稅關（門司市西海岸通地先埋立地）
稅關長　谷岡勝美
監視部長　三由政一
總務部長　伊東務
鑑査部長　木下勇男
植物檢査課長　金山巖
港務部長　伊藤陽
○函館稅關（函館市仲濱町）
稅關長　榎谷孝典
監視部長　福田信一
總務部長（兼）福田信一
鑑査部長　玉木政治
○名古屋稅關
稅關長　川又公平
監視部長　佐藤一郎
會計課長　江淵晉松
鑑査部長　鎌田利雄
總務部長　楠元丈夫
植物檢査課長　田中顯三
○東京稅務監督局（麴町區大手町一丁目）
局長　中村重喜
總務部長　谷口吉太郎
直稅部長　伊地知辰夫
間稅部長　鈴木憲三
經理部長　吉田信邦
鑑定部長　金井春吉
○大阪稅務監督局（大阪市北區中ノ島四丁目）
局長　深田養一
總務部長　金山國臣
直稅部長　前尾繁三郎
間稅部長　三崎庸
經理部長　川田三郎
鑑定部長　山田滋朗
○札幌稅務監督局（札幌市大通西七丁目）
局長　廣瀬經一
總務部長　吉村丈三

間稅部長(兼)　吉村丈三
直稅部長　深井孝隆
經理部長(兼)　深井孝隆
鑛定部長　川崎義德
○仙臺稅務監督局（仙臺市北一番丁）
局長　加藤嘉藏
總務部長　青木正映
經理部長(兼)　青木正映
間稅部長　中村石太郎
直稅部長　川村孝
鑛定部長　鈴木重一郎
○名古屋稅務監督局（名古屋市中區古澤町）
局長　松山宗治
總務部長　福井榮治郎
經理部長　笹田稔
直稅部長　吉田清
間稅部長　澤村明善
鑛定部長　小穴富司雄
○廣島稅務監督局（廣島市八丁堀）
局長　森本靖男
總務部長　立山雪
經理部長　高橋盛
直稅部長　中出芳雄
間稅部長　鈴木俊吉
鑛定部長　渡會六治
○熊本稅務監督局（熊本市練兵町）
局長　栗原修
總務部長　細倉重義
經理部長　掛田龜太郎
間稅部長　梅原俊雄
直稅部長　山內山彥
鑛定部長　山內山彥
○釀造試驗所（灘野川區灘野川町）
所長主稅局長　大矢半次郎
庶務課長　忠佐市
事業課長　黑野勘六
○關稅訴願審查委員會
會長大藏次官　大野龍太
○國有財產調查會
會長大藏大臣　青木一男
○預金部資金運用委員會
會長大藏大臣　青木一男
○中央諸官衙建築準備委員會
會長大藏大臣　青木一男
○關稅調查委員會
會長大藏大臣　青木一男
○特別融通審查會
會長日本銀行總裁　結城豐太郎
○特別融通損失審查會
會長大藏大臣　青木一男
○外國爲替管理委員會
會長大藏大臣　青木一男
○外貨評價委員會
會長大藏大臣　青木一男
○政府貨付金處理委員會
會長大藏大臣　青木一男
○稅制調查會
會長大藏大臣　青木一男
○各省海外拂節約協議會
會長大藏次官　大野龍太
○金融評議會
會長大藏大臣　青木一男
○社債擔保審查委員會
會長大藏次官　大野龍太
○國民貯蓄奬勵委員會
會長大藏大臣　青木一男
○金委員會
會長大藏大臣　青木一男
○利益配當審查委員會
會長

## 元帥府

元帥
陸軍大將　載仁親王
海軍大將　博恭王
陸軍大將　守正王

## 軍事參議院

軍事參議院は元帥、陸海軍大臣參謀總長、軍令部總長竝に特に軍事參議官に親補せられたる陸軍將官を以て組織せられるもので、元帥、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長は當然軍事參議官たるのである。左には特に親補せられたる軍事參議官のみを揭ぐ

參議官
陸軍大將　稔彥王
陸軍大將　鳩彥王
海軍大將　百武源吾
海軍大將　永野修身
海軍大將　男爵　大角岑生
海軍大將　高橋三吉
海軍大將　藤田尙德
陸軍大將　伯爵　寺內壽一
陸軍大將　杉山元
海軍大將　加藤隆義
海軍大將　米內光政
陸軍中將　宇佐美興屋
海軍中將　鹽澤幸一

## 侍從武官府（宮內省）

武官長陸軍中將　遲沼・審
武官　海軍中將　平田昇
陸軍少將　清水規矩
海軍大佐　醍醐忠重
陸軍砲兵中佐　澤本理吉郎
陸軍騎兵中佐　四手井綱正
海軍大佐　山澄貞次郎
陸軍工兵中佐　德永鹿之助

## 陸軍省（麴町區永田町）

大臣　大將　畑俊六
政務次官　西村茂生
次官　中將　山脇正隆
參與官　中井川浩
○大臣官房
秘書官　步中佐加藤道雄
同　步中佐小尾哲三
○別格官幣社
△靖國神社（麴町區九段三丁目）
宮司陸軍大將鈴木孝雄
△靖國神社附屬遊就館
長　少將　渡邊謙
○人事局
長　中將　飯沼守
補任課長步大佐額田坦
恩賞課長步大佐佐々眞之助
○軍務局
長　中將　町尻量基
軍事課長步中佐岩畔豪雄
軍務課長砲大佐影佐禎昭
○兵務局
長　少將　中村明人
兵務課長砲大佐田中隆吉
兵備課長步大佐小松光彥
防衞課長步大佐山田國太郎
馬政課長騎大佐栗林忠道
○整備局
長　少將　上月良夫
戰備課長砲大佐中西貞喜
交通課長工大佐鎌田銓一
工政課長砲中佐和氣忠文
資源課長步中佐石木五雄
○兵器局
長　少將　菅晴次
銃砲課長工大佐田中敬
機械課長步大佐伊藤鈴嗣
○經理局
長　主中將石川半三郎
主計課長　大佐大塚彪雄
監査課長主大佐吉野繁
衣糧課長主大佐高木六郎
建築課長主大佐森田親三
○醫務局
長　醫中將三木良英
衞生課長醫大佐渡邊甲一
醫事課長醫大佐鎌田訓
○法務局
局長(兼)　大山文雄
○情報部
長　砲大佐清水盛明

## 東部防衞司令部

（麴町區隼町）
司令官(兼)中將　川岸文三郎
參謀長(兼)少將　中井良太郎
麻布　步大佐　岸川健一
甲府　步大佐　萬城目武雄
本鄉　步大佐　雨角榮作
千葉　步大佐　上田勝
仙臺　步大佐　村井權次郎
福島　步大佐　橋本萬次郎
新發田　步大佐　平柳源吾
高田　步大佐　大島佐
名古屋　步大佐　阿部洞一郎
岐阜　步大佐　杉浦英吉
豐橋　步大佐　足立重郎
靜岡　步大佐　新井泰治
大阪　步大佐　西脇宗吉

## 中部防衞司令部

（大阪市）
司令官　中將　岡部和一郎
參謀長　少將　加藤怜三

## 西部防衞司令部

司令官　中將　松井侖
參謀長　少將　西村利溫

## 聯隊區司令部

（昭和十四年八月現在）

神戸 歩大佐 鈴木啓久
堺 歩大佐 土屋直三郎
和歌山 歩大佐 石津經吉
廣島 歩大佐 石田義顯
福山 歩大佐 大澤寅一
濱田 歩大佐 正木宜儀
山口 歩大佐 小野高吉
熊本 騎大佐 平井卯輔
大分 歩大佐 小原金祐
都城 歩大佐 有馬純彥
鹿兒島 歩大佐 平岡力
沖繩 歩大佐 松田元治
札幌 歩大佐 木村直樹
函館 歩大佐 見城五八郎
釧路 歩大佐 梅島勝成
旭川 歩大佐 宇野通雄
青森 歩大佐 平山清治
盛岡 騎大佐 村上亮
秋田 歩大佐 小川全勝
山形 歩大佐 相田俊二
金澤 歩大佐 蓮花豐吉
富山 歩大佐 毛利喬
敦賀 歩大佐 太田藤太郎
福井 歩大佐 山田三郎
姫路 歩大佐 北澤貞治郎
鳥取 歩大佐 塙三郎
岡山 歩大佐 永幡寮一
松江 歩大佐 加村義政
丸龜 歩大佐 葛目直幸
松山 歩大佐 植野文五
德島 歩大佐 森本非太郎
高知 歩大佐 增田大男
小倉 歩大佐 山田習三郎
福岡 歩大佐 長谷川清一郎
大村 歩大佐 松本標
久留米 歩大佐 野溝式彥
水戸 歩大佐 菱田元四郎
宇都宮 歩大佐 岡部通
高崎 歩大佐 川上明
松本 歩大佐 重松徹
京都 歩大佐 鳥居鎭
福知山 歩大佐 鈴木義三郎
津 歩大佐 上住良吉
奈良 歩大佐 遠山憲

## 要塞司令部

（昭和十四年八月現在）

東京灣 横須賀市中里町 少將 下村定
父島 東京府下小笠原父島 歩中佐 樋口清登
由良 兵庫縣由良町 少將 島本正一
豐豫 大分縣北海部郡佐賀關町 工大佐 小野行守
奄美大島 鹿兒島縣大島郡東方村 歩大佐 藤田與五郎
津輕 函館市 歩大佐 小佐治量平
下關 下關市 中將 田島榮次郎
對馬 長崎縣下縣郡鶏知村 少將 岩倉卯門
長崎 長崎市 歩大佐 横山貞槌
壹岐 長崎縣武生水町 歩大佐 榎本宮
舞鶴 京都府加佐郡餘內村 少將 北島驥一郎
鎭海灣 慶尙南道鎭海邑 少將 下山源平
永興灣 元山府 砲大佐 田中久
羅津 羅津府 歩大佐 遠山登
基隆 基隆市 少將 粟米原秀
澎湖島 澎湖廳馬公街 歩大佐 小杉二郎
旅順 旅順市 中將 井出宣時
高尾 高尾市 少將 小倉尙

## 海軍省

（麴町區霞ヶ關）

大臣 中將 吉田善吾
政務次官 松田竹千代
次官 中將 住山德太郎
參與官 中原謹司
○官房
副官 大佐 一宮義之
同 中佐 横山一郎
同祕書官（兼） 少佐 入江籌直
同 同 實松讓
同 榎本重治
電信課長大佐 星野應韶



海軍文庫主管 中佐 今和泉喜次郎
○軍務局
局長 少將 井上成美
一課長 大佐 岡敬純
二課長 同 山口次平
三課長機關大佐久保田芳雄
○人事局
局長 少將 伊藤整一
一課長 大佐 大西新藏
二課長 同 三戸壽
○教育局
局長 少將 新見政一
一課長 大佐 矢野志加三
二課長 同 有馬馨
三課長機關大佐渡邊瑞彥
○軍需局
局長 少將 御宿好
一課長 大佐 一瀨信一
二課長機關大佐福地英男
三課長主計大佐白神君太郎
○醫務局
局長軍醫中將高杉新一郎
○經理局
局長主計中將武井大助
一課長主計大佐山本丑之助
二課長同 西野定市
三課長同 森島種雄
○高等軍法會議
法務官 潮見茂樹
同 尾畑義純
同 由布喜久雄
同 金井重男
同 鈴木正一
○東京軍法會議
法務官 尾畑義純
同 由布喜久雄
同 金井重男
同 馬場東作
同 鈴木正一
○建築局
局長 技師 吉田直
○法務局
局長法務官 潮見茂樹
○報道部
部長 金澤正夫
第一課長 大佐大熊
第二課長 同 原田清一
○海軍將官會議
議員 大將 博恭王
同 中將 山本五十六
同 中將 上田宗重
同 少將 井上成美
○海軍艦政本部
長 中將 豐田貞次郎
總務部長少將 岩村清一
會計部長主少將高橋四郎
第一同造兵中將谷村豐太郎
第二同少將 山本弘毅
第三同 小澤仙吉
第四造船中將桑原重治
第五造機中將福間忠戩
第六造兵少將松浦永次郎
第七同 浮田秀彥
○造船造兵監督長
東京 少將 石井常次郎
大阪 同 奥信一
神戸 少將 山田清
名古屋 少將 杉山俊亮
英國 大佐 矢野英雄
米國（兼） 矢野英雄
獨國 少將 遠藤喜一
○海軍技術研究所
長 造兵中將 日高鐵一
理學研究部長 少將 鈴木久武
化學同 大佐 竹內牧人
電氣同 大佐 佐木清恭
造船同造船大佐德川武定
庶務課長大佐 鈴木豐次郎
會計同主大佐 渡邊佐助
醫務同醫大佐 鏑木喜平
○海軍火藥廠（爆藥部）
長 造兵少將 松岡俶躬
火藥部長同大佐長谷部龍三郎
爆藥同造兵大佐神足勝孝
研究同 技師 荒木久吉
會計同主大佐 石原德次郎
醫務同醫大佐 矢可部軍司
○海軍航空本部
長（兼）中將 豐田貞次郎
總務部長少將 稻垣生起
教育部長大佐 大西瀧治郎
技術部長少將 和田操
補給部長少將 鉾立金矢
○水路部
長 少將 小池四郎
總務課長大佐 清田孝彥
第一課長大佐 清田孝彥
第二同 同 堀男五郎

第三國　同　高木　伴治郎
第四國　同　秋吉　利雄
第五同　同　岸人　三郎
會計同主計中佐　澁井　益一
○海軍大學校
長　中將　高須　四郎
敎頭　少將　小松　輝久
副官　中佐　鎌田　正一
○海軍兵學校
長　中將　住山　德太郎
敎頭　大佐　阿部　弘毅
副官　中佐　羽田　次郎
○海軍機關學校
長　中將　平岡　龜
敎頭機關大佐　山中　明二郎
副官機關中佐　溝口　國雄
○海軍軍醫學校
長　軍醫中將　田中　朝三
敎頭軍醫少將　若生　良聰
副官軍醫中佐　川田　理
○海軍經理學校
長　主計少將　大東　健夫
敎頭主計大佐　紐野　逸彌
副官主計中佐　辻　英貽
○皇族附武官

宣仁親王附中佐　鹿目　寧輔
同　少佐　土師　喜太郎
博恭王附中佐　新島　信夫
博義王附中佐　古川　文次
朝融王附少佐　岡村　於菟彥

## 軍令部

總長　元帥大將　博恭王
次長　中將　古賀　峯一
第一部長　少將　宇垣　纒
少將　三川軍一　敏
部長　少將　降幡　勝雄
同　大佐　阿部　勝壽
副官　大佐　市岡　壽
同　田中　菊松
同　中佐　藤野　寬
同　少佐　杉　藍馬
○大使館附及公使館附武官
中國　中將　野村　直邦
滿洲　少將　田結　穰
米國　大佐　小川　貫圓
英國　同　矢野　英雄
タイ國　同　鳥越　新一
獨國　少將　遠藤　喜一
墨國　大佐　濱中　匡甫

佛國　同　澄川　道男
伊國　同　平出　英夫
加奈陀　中佐　山路　一行
土國　同　石川　信
亞國（緬伯、智、ベルー）　重廣　篤雄
ソ聯邦　同　川畑　正治
滿洲　同　太田　信之輔
米國　同　田口　太郎
英國　同　葦名　三郎
獨國　少佐　菊岡　德次郎
滿洲　同　村井　貞敏
米國　同　無笛　仙明
佛國　同　後藤　實二
英國　同　源田　實
ソ聯邦　同　臼井　淑郎
獨國　同　市川　義守

## 橫須賀鎭守所（橫須賀市）

司令長官　大將　長谷川　清
參謀長　少將　副島　大助
副官　中佐　前田　精
同　少佐　富永　讓吾
○橫須賀海軍人事部
長　少將　井上　保雄

○札幌地方海軍人事部
長　大佐　福田　貞三郎
○仙臺地方海軍人事部
長　大佐　竹內　平七
○新潟地方海軍人事部
長　大佐　中尾　八郎
○橫須賀海軍港務部
長　大佐　梶岡　定道
副官　中佐　山形　政二
○橫須賀海軍工廠
長　主計中將　荒木　彥弼
總務部長大佐　下村　脾美
造兵部長少將　向山　均
造船部長　一
造船少將　江崎　岩吉
造機部長少將　三戶山　彥
光學實驗部長　大佐　片岡　太司郎
機雷實驗部長　大佐　金子　豐吉
航海實驗部長　大佐　木村　逸
通信實驗部長　造兵大佐　稻田　虎彥
電池實驗部長





造兵大佐　名和　武
機關實驗部長
機大佐　時津　三郎
會計部長
主少將　本田　增藏
醫務部長醫大佐　平川　千秋
○海軍航空廠
長　中將　花島　孝一
總務部長大佐　石黑　廣助
科學部長
機關大佐　杉本　修
材料部長
機關大佐　長野　健輔
飛行機部長
少將　廣瀨　正經
發動機部長
機關大佐　多田　力三
兵器部長大佐　佐藤　源藏
飛行實驗部長
大佐　酒卷　宗孝
會計部長主大佐　荒川　信
醫務部長醫大佐　石黑　芳雄
○橫須賀海軍經理部
長　主少將　金谷　睦一
第一課長主大佐　爲本　博篤

第二課長同　相浦　次郎
○橫須賀海軍軍需部
長　主少將　鈴木　亨
總務課長大佐　石川　信吾
會計課長主大佐　早川　貞吉
第一課長大佐　久重　一郎
第二課長機大佐　近藤　一馬
第三課長機大佐　小川　得一
第四課長主大佐　岩崎　光
○橫須賀海軍艦船部
長　少將　土田　喜久次
副官　機少佐　迫田　季春
○橫須賀海軍建築部
長　技師　笹目　雅治
第一課長主中佐　鳥居　新一
第二課長技師　藤田　敬一
○橫須賀海軍病院
長　醫少將　長田　勝芳
第一部長醫少將　高城　喬
第二部長醫大佐　小林　賢語
藥劑部長藥大佐　都丸　俊男
副官　醫中佐　三宅　正一
○濱海軍病院
長　醫大佐　扇井　信立
第一部長同　黑木　武一

第二部長醫中佐　山下　清
副官　醫大尉　浦　節雄
○橫須賀鎭守府軍法會議
法務官　島田　清
○海軍砲術學校
長　少將　大川內　傳七
敎頭　大佐　高柳　儀八
副官　中佐　坂田　義人
○海軍水雷學校
長　少將　小澤　治三郎
敎頭　大佐　大森　仙太郎
副官　中佐　天野　重隆
○海軍通信學校
長　少將　牧田　覺三郎
敎頭　大佐　志摩　清英
副官　中佐　田村　保郎
○海軍航海學校
長　少將　茂泉　愼一
敎頭　大佐　濱田　淨
副官　中佐　後藤　茂
○海軍工機學校
長　少將　朝倉　彥吉
敎頭　機大佐　中村　悟郎
副官　機少佐　宮下　省吾

## 吳鎭守府

司令長官　中將　島田　繁太郎
參謀長　少將　中村　俊久
副官　中佐　玉木　留次郎
同　少佐　石渡　貞良
○吳海軍人事部
長　大佐　丸茂　邦則
○金澤地方海軍人事部
長　大佐　小住　德三郎
○大阪地方海軍人事部
長　大佐　安住　義一
○名古屋地方海軍人事部
長
○吳海軍港務部
長　大佐　山本　正夫
副官　中佐　瀨戶山　安秀
○吳海軍工廠
長　中將　吉成　宗雄
總務部長大佐　若林　清作
砲煩部長少將　若荷　秀雄
火工部長大佐　石橋　正三
水雷部長少將　岸本　鹿子治
電氣部長少將　足立　吉平
造船部長

造船少將　正木宣恒
造機部長少將　澁谷　隆太郎
製鋼部長同　二階堂　行健
潛水艦部長　機關大佐　遠山清春
砲熕實驗部長　大佐　上野治作
魚雷實驗部長　大佐　田村英
電氣同機大佐　森住松雄
造船實驗部長　造船大佐　正木宣恒
製鋼實驗部長　技師　宇留野四郎
會計部長　主少將　久武戒三
醫務部長　醫少將　小金井良一
○海軍技手養成所　長　少將　茗荷秀雄
○廣海軍工廠　長　少將　都築伊七
總務部長　機大佐　永松勝
航空機部長　大佐　山本順平
造機部長　機大佐　赤坂功
會計部長　主大佐　中村貞助
醫務部長　醫大佐　藤田秀三郎
○海軍燃料廠　長　少將　御宿好
總務部長　機大佐　種子田榮
製油部長　機大佐　別府良三
研究部長少將　限部富士雄
會計部長　主大佐　吉川逸夫
醫務部長　醫大佐　矢野義雄
採炭部長　主少將　片岡覺太郎
鑛業部長少將　宮田一
○吳海軍經理部　長　主少將　平井博
第一課長　主大佐　藤田傳次
第二課長　同　木寺寬爾
第三課長　同　大西禮三郎
○吳海軍軍需部　長　少將　脇鼎
總務部長大佐　大橋龍男
會計部長　主大佐　倉富朋五郎
第一課長大佐　大橋龍男
第二課長同　荒木保
第三課長　機大佐　近藤榮次郎
第四課長（兼）　主大佐　倉富朋五郎
穆山支部長（兼）　機大佐　種子田榮
○吳海軍艦船部　長　少將　日尾清
副官　機少佐　多田初二
○吳海軍建築部　長　技師　服部保
第一課長　同　高木義照
第二課長　同　藤井三郎
○吳海軍病院　長　醫少將　中野太郎
第一部長　醫大佐　田邊優
第二部長　醫大佐　菅田直樹
藥劑部長　藥中佐　一條正一
副官　醫中佐　高濱定
醫大尉　大關一郎
○別府海軍病院　長　醫少將　保利信明
第一部長　醫中佐　片岡克己
第二部長　醫中佐　橋本里吉
副官　醫大尉　及川壹
○吳鎮守府軍法會議　法務官　諸澤安治
○海軍潛水學校　長　少將　熊岡讓
教頭　大佐　石崎昇
副官　中佐　石川信雄

## 佐世保鎮守府

司令長官　中將　中村龜三郎
參謀長　少將　小林仁
副官　中佐　松尾義保
少佐　矢部幸
○佐世保海軍人事部　長　大佐　松永次郎
○高松地方海軍人事部　部長　大佐　辻榮作
○鹿兒島地方海軍人事部　長　大佐　長谷部喜藏
○佐世保海軍港務部　長　大佐　石川茂
副官　中佐　有馬純廣
○佐世保海軍工廠　長　少將　砂川景雄
總務部長大佐　松田平重朗
造兵同　少將　相馬六郎
航空機同大佐　加藤成禧
造船同　造船大佐　庭田正三
造機同　造機大佐　朔永研一郎
會計同主大佐　是川重之助
醫務同醫大佐　高橋豐
○佐世保海軍經理部　長　主少將　茂木知二
第一課長　主大佐　加藤信夫
第二課長　同　前田茂
○佐世保海軍需部　長　少將　御所靜
總務課長大佐　池內正方
會計課長　主大佐　鈴木常治
第一課長大佐　岩高賢治
第二課長　機大佐　山下茂治
第三課長　同　中野貞雄
第四課長　主大佐　森岡龍夫
○佐世保海軍艦船部　長　少將　木村仁
副官　機少佐　中島宣一
○佐世保海軍建築部　長　技師　住木直二
第一課長技師　長谷川鏡次郎
第二課長同　松永幸一
○佐世保海軍病院　長　醫少將　田中肥後太郎
第一部長　醫大佐　金澤信太郎
第二部長　同　杉本豐松
藥劑部長　藥中佐　村田秀
副官　醫中佐　吉田武尙
醫大尉　長門莫
○嬉野海軍病院　長　醫大佐　松本暢
第一部長（兼）　松本暢
第二部長　醫大佐　中村通孝
副官　醫大尉　藤井信雄
○佐世保鎮守府軍法會議　法務官　荻原竹治郎

## 艦隊司令長官

聯合艦隊司令長官
第一艦隊司令長官　中將　山本五十六
第二艦隊司令長官　中將　豐田副武
支那方面艦隊司令長官
第三艦隊司令長官　中將　及川古志郎
練習艦隊司令官　少將　澤本頼雄

## 舞鶴要港部

司令官　中將　片桐英吉
參謀長　大佐　宇垣完爾
副官　少佐　隈部傳
港務部長　大佐　大藤正直
軍需部長機大佐　竹岡健治
經理部長主大佐　原隼人
病院長　醫大佐　權藤博
建築部長　技師　小田垣常夫
軍法會議法務官
○舞鶴海軍工廠　長　少將　松木益吉
總務部長　機大佐　水野英一
造兵同　造兵大佐　齋尾慶勝
造機同機大佐　三好康方
會計同主大佐　是川重之助
醫務同醫大佐　後藤順三郎
造船同　造船大佐　綱田烈

## 大湊要港部

司令官　中將　風野守一
參謀長　大佐　森德治
副官　少佐　松林元哉
港務部長　大佐　難波貞三

工作部長機大佐　中垣重三
病院長　醫大佐　原田福象

## 馬公要港部

司令官　中將　原五郎
參謀長　大佐　田中賴三
副官　少佐　板垣金信
港務部長　中佐　佐藤敬三
工作同　機大佐　內田五郎
病院長　醫大佐　中川平五郎
軍法會議法務官　飯田正敏

## 鎭海要港部

司令官　中將　小林宗之助
參謀長　大佐　松永貞市
副官　少佐　岡巖
港務部長　中佐　藤井音四郎
工作同　機大佐　野宮三郎
病院長　醫大佐　山之內秀三
軍法會議法務官　岡村賛二

## 旅順要港部

司令官　中將　佐藤市郎
參謀長　大佐　橋本信太郎
副官　少佐　牧野垣

港務部長　中佐　東鄕二郎
工作部長機大佐　辻周正
病院長　醫大佐　金澤信太郎

## 司法省

（麴町區西日比谷町）

大臣　宮城長五郎
政務次官　倉元要一
次官　岩村通世
參與官　横野徹太郎
○大臣官房
秘書官（兼）　岡五朗
同　都筑馨峰
秘書課長　岡五朗
人事課長（兼）　佐藤藤佐
會計課長　石田壽
保護課長　森山武市郎
○民事局
局長　坂野千里
第一課長　根本松男
第二課長　辻朔郎
第三課長　岡咲恕一
第四課長　長野潔
○刑事局
局長　黑川涉

第一課長　大竹武七郎
第二課長　下村三郎
第三課長　中西要一
第四課長　荻野益三郎
第五課長　清原邦一
第六課長　太田耐造
○行刑局
局長　秋山要
第一課長　安達勝清
第二課長　河邊湛然
第三課長　日沖憲郎
第四課長　芥川信
○調査部
部長　中島弘道
第一課長　吉江知美
第二課長　植村敏樹
第三課長　八木田正雄
○大審院（麴町區西日比谷町）
院長　池田寅二郎
部長　豐水道雲
同　佐藤共之
同　宇野要三郎
同　矢部克已
同　霜山精一
同　遠藤誠

同　神谷健夫
同　久保田榮英
檢事總長　泉二新熊
次長檢事　三橋市太郎
○東京控訴院（麴町區西日比谷町）
院長　木村尙達
部長　佐藤龍馬
同　中島登喜治
同　大塚今比古
同　齋藤直一
同　下飯坂潤夫
同　神垣秀六
同　藤江忠三郎
同　黑川眞前
同　小中公毅
同　垂水克已
同　柳川昌勝
同　薄井大介
同　吉田肇
檢事長　松坂廣政
○大阪控訴院（大阪市北區）
院長　長島毅
部長　新田佐逸
同　田中秀雄



同　外島英二
同　十川寬之助
同　小原仲
同　竹野竹三郎
同　高野綱雄
同　澤野信藏
檢事長　金山季逸
○名古屋控訴院（名古屋市東區）
院長　大森洪太
部長　齋藤省一郎
同　梅山實明
檢事長　和田良平
○廣島控訴院（廣島市小町）
院長　鈴木秀人
部長　佐伯顯二
同　渡邊彥士
檢事長　神谷敏行
○長崎控訴院（長崎市萬歲町）
院長　三宅正太郎
部長
同　山崎勝喜
檢事長　岩松玄十
○宮城控訴院（仙臺市片平丁）
院長　鬼頭璽臣
部長　勅使河原直三郎

同　藤野三郎
檢事長　石塚揆一
○札幌控訴院（札幌市大通）
院長　日高要次郎
部長　島津二郎
部長　德永榮吉
檢事長
○東京民事地方裁判所（麴町區西日比谷町）
所長　佐々木良一
部長　關宏二郎
部長　山崎一郎
同　鈴木國久
同　丁野曉春
同　小町愈一
同　白方一
同　三野昌治
同　內田護文
同　赤木曉
同　金澤潔
同　梅原松次郎
同　奧野健一
同　西村一成
同　橫田正俊
同　河本喜與之
同　谷本仙一郎

○東京刑事地方裁判所（同上）
所長　島一保
部長　石坂修一
同　小泉英一
同　坂井改造
同　小林四郎
同　稻田馨
同　齋藤悠輔
同　藤井五一郎
檢事正　中野並助
○橫濱地方裁判所（橫濱市中區）
所長　杉浦忠雄
部長　中村光三
同　中西謹一
同　橋本匡也
同　角村克巳
檢事正　西村卯
○浦和地方裁判所（浦和市）
所長　三輪智
部長　山口富次郎
同　前野順一
檢事正　帶金悅之助
○千葉地方裁判所（千葉市）
所長　立石穗一
部長　柿本知己

同　濱田宗四郎
檢事正　德江治之助
○水戶地方裁判所（水戶市仲町）
所長　佐藤修一
部長　柴田元一
部長　淺野英明
檢事正　龜山愼一
○宇都宮地方裁判所（宇都宮市）
所長　秋山高彥
部長　柚木芳
部長　奧村益世
檢事正　樫田忠美
○前橋地方裁判所（前橋曲輪町）
所長　上條桂十郎
部長　井上洋之助
檢事正　緒方省一郎
○靜岡地方裁判所（靜岡市）
所長　森章三郎
部長　森魁梧
同　龜崎弘倘
檢事正　安倍輔
○甲府地方裁判所（甲府市錦町）
所長　兩角誠英
部長　中村弘明
同　正木晃

検事正　竹平治作
○長野地方裁判所（長野市花咲町）
所長　石井壽太郎
部長　鴛海隆
同　木下博明
検事正　南部金夫
○新潟地方裁判所（新潟市）
所長　白井茂
部長　増田喜一
同　菅野次郎
検事正　中村惣平
○京都地方裁判所（京都市中京區丸太町通）
所長　福地叡吉
部長　庄司直治
同　小山慶作
同　大野美稻
同　山本武雄
検事正　眞野歡三郎
○大阪地方裁判所（大阪市北區）
所長　赤羽熙
部長　今谷健一
同　稻田得三
同　谷口一長
同　小林明傳
同　佐藤政雄
同　新田佐逸
同　中島貫
同　石井寛三
同　高田喜雄
同　田淵史郎
同　三吉信隆
同　高野正保
同　遠藤常壽
検事正
○神戸地方裁判所（神戸市湊東）
所長　和田一次
部長　青木敬輔
同　鳥津叡三郎
同　窪田武丞
同　小林定雄
同　村松健三九
検事正　戸亥忠一
○奈良地方裁判所（奈良市）
所長　香川茂正
部長　古山茂夫
検事正　田口環
○大津地方裁判所（大津市）
所長　窪田幹太
部長　松本清次

検事正　渡邊俊雄
○和歌山地方裁判所（和歌山市二番丁）
所長　柴田貞輝
部長　山下雅芳
同　原田左近
検事正　衆松讓太郎
○德島地方裁判所（德島市德島町）
所長　芳野都三
部長　寺島祐一
同　石神武藏
検事正　永井太三郎
○高松地方裁判所（高松市内町）
所長　大野惠眼
部長　上床達夫
検事正　古賀才次郎
○高知地方裁判所（高知市帶屋町）
所長　堀耕作
部長　三好眞一
検事正　岩淵彰郎
○名古屋地方裁判所（名古屋市東區）
所長　松田孫治郎
部長　深井正男
同　岩野弘
同　中島樊
同　島宗一永
検事正　松野嘉七
○安濃津地方裁判所（津市丸之内殿町）
所長　田中太次郎
部長　山崎菊太郎
検事正　木村正
○岐阜地方裁判所（岐阜今澤町）
所長　田沼金造
部長　松嶋政一
検事正　磯悌三郎
○福井地方裁判所（福井市）
所長　伊佐早信
部長　鈴木喜市
検事正　小澤八十
○金澤地方裁判所（金澤市）
所長　並山興造
部長　六鹿貫
検事正　增田曠彦
○富山地方裁判所（富山市西田地方町）
所長　古松鐵太郎





部長　小室薰
検事正　高橋久衛
○廣島地方裁判所（廣島市三川町）
所長　友眞碩太郎
部長　竹内勇平
同　岡見清直
検事正　安岡靜四郎
○山口地方裁判所（山口市今道）
所長　吉田茂久郎
部長　田村圓平
検事正　江橋修
○岡山地方裁判所（岡山市弓之町）
所長　灘波良藏
部長　江本清平
同　蔓傳
検事正　國枝鎌三
○鳥取地方裁判所（鳥取市東町）
所長　平山愼英
部長　西卷芳二郎
検事正　阪元不二男
○松江地方裁判所（松江市母衣町）
所長　中西保則
部長　酒卷良一
検事正　原康治郎
○松山地方裁判所（松山市一番町）
所長　樋口良助
部長　杉本藤一
検事正　山口龍作
○長崎地方裁判所（長崎市萬歲町）
所長　白井清左ヱ門
部長　本鄉雅廣
同　長峰正次
検事正　宮重左馬吉
○佐賀地方裁判所（佐賀市松原町）
所長　宮川武兵衛
部長　小林秀一郎
検事正　稻塚庄三郎
○福岡地方裁判所（福岡市大和町）
所長　大原利文
部長　衞藤驅
同　星子廣記
検事正　水田正之
○大分地方裁判所（大分市）
所長　岩村流芳
部長　渡邊嘉兵衛
同　永井壽吉
検事正　谷田勝之助
○熊本地方裁判所（熊本市京町）
所長　石田伊太郎
部長　沖原定
同　山本康三
検事正　後藤省三
○鹿兒島地方裁判所（鹿兒島市山下町）
所長　淺沼猪助
部長　石橋鞆次郎
部長　山本卓一
検事正　佐藤伊惣治
○宮崎地方裁判所（宮崎市宮田町）
所長　阪口清
部長　山口衆雄
検事正　村上雄治
○那覇地方裁判所（那覇市松山町）
所長　近幹之助
部長　美坂金治
検事正　青山春齋
○仙臺地方裁判所（仙臺市片平丁）
所長　加藤健一
部長　遠藤周藏
同　荒井虎雄
検事正　山本市三
○福島地方裁判所（福島市）
所長　高野寬治
部長　金貞次郎
検事正　國分丸治
○山形地方裁判所（山形市旅籠町）
所長　菅波鶴雄
部長　廣野伸雄
検事正　松藤正憲
○盛岡地方裁判所（盛岡市内丸）
所長　西岡國吉
部長　江場盛次
検事正　谷津慶次
○秋田地方裁判所（秋田市西根小屋町）
所長　松野納齋
部長　武山敏二
検事正　本間寬二
○青森地方裁判所（青森市大字

大野）
所長　日下一郎
部長　阿部勇
檢事正　堀部淺
○札幌地方裁判所（札幌市大通）
所長　柳澤雅休
部長　吉本榮一
同　加納實
檢事正　熊谷誠
○函館地方裁判所（函館市汐見町）
所長　井上健一郎
部長　竹中半一郎
檢事正　前田前之助
○旭川地方裁判所（旭川市八條通）
所長　佐久間辰二
部長　中衆謙吉
檢事正　飯澤高
○釧路地方裁判所（釧路市浦見）
所長　小林右太郎
檢事正　兒玉庄藏
○樺太地方裁判所（樺太豐原町）
所長　白田潔
部長　喜多川元

檢事正　原康治郎
○辯護士審査會
會長司法次官　岩村通世
○法規整備委員會
會長　原嘉道
○保護觀察所々長
東京　市原分
橫濱　遊田多聞
水戶　向山義雅
前橋　川上逮吉
靜岡　古屋東
長野　住安國雄
新潟　伊藤英夫
大阪　櫻井忠男
京都　松山一忠
神戶　生島五三郎
高松　杉山清一
名古屋　河村泰三
金澤　木下由兵衛
廣島　吉岡幸三
岡山　林隆行
鳥取　廣重慶三郎
熊本　柴田昇
仙臺　關川寬平
秋田　梅村馨

青森　秘
札幌　相澤傳三郎
函館　南出一雄
○監獄
東京拘置所　谷內庄太郎
小菅刑務所　伊江朝睦
豐多摩　吉田律
府中　椎名通藏
橫濱　東郭彥
千葉　末光榮平
水戶　中尾文策
宇都宮　佐藤備六郎
前橋　毅
靜岡　永田正之助
甲府　島田鐵太郎
長野　雙木文四郎
新潟　始
京都　長山
岡部常
大阪　赤城一郎
神戶　松岡武四郎
奈良　小川太郎
滋賀　鍵山俊治
德島　神本直助
高松　武藏亘
高知

名古屋　柳原鎭平
名古屋拘置所（兼）柳原鎭平
三重　荒卷正修
岐阜　米倉忠治
金澤　西岡三郎
廣島　江藤惠六
山口　雨村信七
岡山　江村榮太郎
鳥取　鷲津愛十郎
松江　長谷川鐘太郎
松山　土橋惠太郎
長崎　安東福男
福岡　大場正雄
熊本　雨村信七
鹿兒島　高野瀨利衛
宮崎　高橋健
沖繩　小橋川昭慶
宮城　上田茂登治
秋田　中田主稅
青森　關川重雄
札幌　泉英斌
函館　鈴木英三郎
網走　根田彙治
小田原少年　寺光忠
川越少年　掛樋松治郎
姬路少年



岡崎少年　飯野豐治
岩國少年　三宅定男
久留米少年　馬場治作
盛岡少年　宇田彙三
北海少年　關川重雄
八王寺少年　青柳彌錄

## 文部省
（麴町區三年町）

大臣　河原田稼吉
政務次官　小柳牧衛
次官　大村清一
參與官　大野中徹也
○大臣官房
祕書官　熊埜御堂健兒
同（兼）　關口勳
祕書課長　關口勳
文書課長　宮崎讓太
會計課長　永井浩
建築課長　柴垣鼎太郎
體育課長　小笠原道生
○專門學務局
局長　關口鯉吉
學藝課長　本田弘人

學務課長　有光次郎
○普通學務局
局長　小山知一
學務課長
庶務課長　伊藤日出登
○實業學務局
局長　岩松五良
農業教育課長　谷原義一
商工教育課長　鈴木榮二
○社會教育局
局長　田中重之
成人教育課長　小田成就
庶務課長（兼）　小田成就
青年教育課長　柴沼直
○圖書局
局長　近藤壽治
發行課長　松下寬一
編修課長　大岡保三
○宗教局
局長　松尾長造
宗教課長　稻田清助
保存課長　青戶精一
○教育調査部
部長　安達謙藏
審議課長　中根秀雄

調査課長　小野島右左雄
○教學局
長官　小林光致
庶務課長
企劃部長　安井章一
企劃課長　石井昂
思想課長　前田弘
指導部長　藤本萬治
指導課長　水野敏雄
普及課長　志水義暲
○東京帝國大學（本鄉區本富士町）
總長　平賀讓
庶務課長　江口重國
會計課長　木村甲一
營繕課長　清水幸重
學生課長　竹內良三郎
附屬圖書館長　高柳賢三
△法學部長　田中耕太郎
△醫學部長　石原忍
附屬醫院長　坂口康藏
△工學部長　丹羽重光
△文學部長　桑田芳藏
史料編纂所長　龍肅
△理學部長　寺澤寬一

附屬臨海實驗所長　岡田要
附屬植物園長中井猛之進
△農學部長　佐藤寬次
附屬演習林長圍部一郎
附屬農場長　佐々木喬
附屬水產實驗所長　雨宮育作
△經濟學部長　舞出長五郎
○傳染病研究所（芝區白金臺町）
長　宮川米次
○航空研究所（目黑區駒場町）
長　和田小六
○東京天文臺（北多摩郡三鷹村）
長（兼）　關口鯉吉
○地震研究所（東京帝國大學構內）
長　寺澤寬一
○京都帝國大學（京都市左京區）
總長　羽田亨
庶務課長　吉田孫一
會計課長　入江巖
學生課長　長崎太郎
營繕課長　大倉三郎
管理課長（兼）　吉田孫一

附屬圖書館長羽田亨
△法學部長宮本英脩
△醫學部長松本信一
附屬醫院長盛新之助
△工學部長喜多源逸
△文學部長西田直二郎
△經濟學部長高田保馬
△農學部長並河功
附屬演習林長佐藤彌太郎
附屬農場長菊池秋雄
○化學研究所(京都帝國大學內)
長喜多源逸
○人文科學研究所
長小島祐馬
○東北帝國大學
總長本多光太郎
庶務部長世良琢磨
會計課長遠藤龍藏
學生課長廣濱嘉雄
營繕課長堀井啓治
附屬電氣通信研究所長
抜山平一
附屬圖書館長石原謙
△附屬土木專門部(札幌市)
主事藤原正
西田辰三郎
△理學部長涌田忠彥
附屬臨海實驗所長
朴澤三二
△醫學部長近藤正二
附屬醫院長熊谷岱藏
△工學部長宮城音五郎
△法文學部長高橋里美
○金屬材料研究所(仙臺市)
長村上武次郎
○九州帝國大學(福岡縣箱崎町)
總長荒川文六
庶務課長久保田藤麿
會計課長豐田茂久藏
學生課長岡部龍玄
建築課長島岡春三郎
附屬圖書館長佐野勝也
△醫學部長大平得三
附屬醫院長庄司義治
△工學部長安藤一雄
△農學部長滿田隆一
附屬農場長盛永俊太郎
附屬演習林長金平亮三
△法文學部長松濤泰巖
△理學部長荒川文六
○溫泉治療學研究所(別府市鶴見原)
長小野寺直助
○北海道帝國大學(札幌市)
總長今裕
庶務課長椿垣良一
學生課長尾崎卓郎
會計課長岡村信雄
營繕課長蕗藤吉
附屬圖書館長上原轍三郎
△農學部長半澤洵
附屬植物園長栃內吉彥
附屬農場長井口賢三
附屬演習林長中島廣吉
△醫學部長山崎泰雄
附屬醫院長中川謙
△工學部長小野諒兄
△理學部長小熊捍
附屬臨海實驗所長
內田亨
△北海道帝國大學豫科(札幌市)
主事藤原正
△附屬土木專門部(札幌市)
主事西田辰三郎
○大阪帝國大學
總長楠本長三郎
庶務課長渡邊己丑太
會計課長茂呂武三郎
營繕課長石崎卯藏
學生課長吉本一朗
附屬圖書館長高木悌三
△醫學部長古武彌四郎
附屬醫院長佐谷有吉
△理學部長眞島利行
△工學部長鉛市太郎
○微生物病研究所(大阪市北區堂島)
長古武彌四郎
(東京商科以下各大學、高等學校長の氏名は「教育」の項中にあり)
○名古屋帝國大學
總長澁澤元治
庶務課長須川義弘
會計課長(兼)須川義弘
學生課長松英一
營繕課長
附屬圖書館長三輪誠
△醫學部長田村春吉
附屬醫院長勝沼精藏
○東京商科大學
校長片山昇
○東京聾啞學校(小石川區指ヶ谷町)
校長橋本綱太郎
○帝國圖書館(上野公園內)
館長松本喜一
○中央氣象臺(麴町區大手町)
臺長岡田武松
三島支臺長高橋喜彥
盛岡支臺長中田良雄
大阪支臺長和達清夫
福岡支臺長荒川秀俊
沖繩支臺長寺田一彥
札幌支臺長八鍬利助
柿岡地磁氣觀測所長
今道周一
○海洋氣象臺(神戶市神戶區)
臺長(兼)岡田武松
○高層氣象臺(茨城縣小野川村)
臺長大石和三郎
○緯度觀測所(岩手縣水澤町)
所長本村榮
○東京科學博物館(上野公園)
館長坪井誠太郎
○體育研究所(澁谷區代々木西原町)
所長(兼)小笠原道正
○航海練習所(文部省內)
所長(兼)岩松五良
○國民精神文化研究所(品川區上大崎)
所長關屋龍吉
事業部長紀平正美
○測地學委員會
委員長平山信
○敎員檢定委員會
會長文部次官大村清一
○理學文書目錄委員會
會長長岡半太郎
○帝國學士院(上野公園)
院長長岡半太郎
○維新史料編纂會
總裁伯爵金子堅太郎
副總裁黑澤次久
○維新史料編纂事務局
局長文部次官大村清一
○帝國藝術院
院長清水澄
○美術研究所(上野公園)
所長矢代幸雄
○敎科書調查會
會長永田秀次郎
副會長子野村益三
○學術研究會議
會長長岡半太郎
副會長田中館愛橘
○國語審議會
會長南弘
副會長穗積重遠
○航空評議會
會長文部大臣河原田稼吉
○學生衞生調查會
會長文部次官大村清一
○震災豫防評議會
會長文部次官大村清一
○宗敎制度調查會
會長原嘉道
○國寶保存會
會長侯細川護立
○體育運動審議會
會長文部大臣河原田稼吉
○史蹟名勝天然記念物調查會
會長河原田稼吉
○實業敎育振興委員會
會長文部大臣河原田稼吉

## 農林省

(麴町區大手町)

大臣伍堂卓雄
政務次官松村謙三
次官荷見安
參與官林讓治
○大臣官房
祕書官(兼)補見義男
同多賀高秀
祕書課長補見義男
文書課長石井英之助
統計課長近藤康男
會計課長岡本直人
○農務局
局長土屋正三
農政課長梶原茂嘉
水利課長最上章吉
耕地課長川原信次
農業保險課長平田左武郎
農產課長森肆郎
特殊農產課長坂田英一
販賣課長小山田光一

△亙椋地整國營工事事務所
所長　高橋嘉吉
△三本木原開墾國營事務所
所長　秋山鏘太郎
△田澤疏水開墾國營事務所
所長(兼)　秋山鏘太郎
○山林局
局長　田中長茂
監理課長　男平山洋三郎
林政課長　蓮池公俠
業務課長　早尾丑麿
林務課長　田中八百八
森林保護課長　久保覺次郎
○水產局
局長　栗屋仙吉
漁政課長　原信次郎
監督課長　藤田巖
海洋課長　橋英三郎
漁船保險課長　佐藤公明
○畜產局
局長　岸良一
畜政課長　中尾桂一郎
家畜保險課長　中村直大
畜產課長　田口敬一
經營改善課長　柴野和喜夫
畜產課長　田口敬一
○蠶絲局
局長　吉田清二
絲政課長　山添利作
產繭課長　三堀參郎
蠶業課長　永井治良
△紐育海外生絲市場調查事務所長　植田武彥
△橫濱輸出生絲檢查所長　角替吉平
△神戶輸出生絲檢查所長　小林淳吉
○米穀局
局長　周東英雄
米政課長　難波理平
調查課長　水川潔
內地課長　安孫子藤吉
外地課長　大里忠二
經理課長　佐野憲次
△米穀事務所長
東京　新井臨治
大阪　砂田久壎
酒田　裏聰悟
門司　中野代二
新潟　下川正毅

名古屋　齋藤廣三
小樽　鈴木義勝
仙臺　近藤寬保
金澤　酒井正男
神戶　柴田勝三郎
岡山　平又市
熊本　五月女廣
青森　大鳥居尙典
松江　森種吉
京城　鈴木雅三郎
佐賀　中川研一
臺北　五百井亨
○經濟更生部
部長　井出正孝
總務課長　崎田義雄
產業組合課長　黑河內透
金融課長　長谷川清
副業課長　見坊彙光
農村工業指導所
所長(兼)　見坊彙光
△積雪地方農村經濟調查所
所長　山口弘道
○臨時農村對策部
部長　重政誠之
計畫課長　寺田省一
資材課長　片柳眞吉
肥料統制課長(兼)　寺田省一
○馬政局
長官　村上富士太郎
次長　少將　石本寅三
總務部長　井上俊太郎
總務部監督課長　倉上晃
馬產部長　佐々田伴久
馬事部長　三須武男
資源部長　窪田武二郎
騎中佐　佐々木登
總務部總務課長　須田立
同移植課長　尾方始郎
馬產部馬產課長　堀尾正朝
同種馬場所課長　岡村貞二
資源部資源課長　齋藤龍巖
同鍛鍊課長　井澗清助
馬事部馬事課長　大森浩
同衞生課長　佐藤繁雄
○農事試驗場(濱野川區西ヶ原町)
場長　安藤廣太郎
○茶業試驗場(靜岡縣金谷町)
場長(兼)　安藤廣太郎





○國營試驗場(靜岡縣興津町)
場長(兼)　安藤廣太郎
○青森營林局(青森市大字沖館)
局長　河田杰
庶務部長　古郡節夫
經營部長　平岡保
計畫部長　藤島信太郎
事業部長　佐藤正氣
○秋田營林局(秋田市)
局長　原三六
庶務部長　飯島浩
事業部長　羽岡愛之助
經營部長　金原普知
計畫部長　岩崎準次郎
○東京營林局(麴町區大手町)
局長　橫山敬敦
庶務部長　矢野彰
計畫部長　大泉勝吉
經營部長　田中波慈女
事業部長　吉田文一郎
○大阪營林局(大阪市東區)
局長　平岡梓
庶務部長　明石長助
計畫部長　吉江汪
經營部長　吉川昇二
事業部長　長美邦太郎
○高知營林局(高知市丸ノ內)
局長　石原清逸
庶務部長　岡峰文士
經營部長　西山久好
計畫部長　小寺農夫
事業部長　關重雄
○熊本營林局(熊本市京町本町)
局長　中金錦三
庶務部長　脇田巖
事業部長　矢部立志郎
經營部長　野間隆一
計畫部長　久野丘
○林業試驗場(目黑區下目黑)
場長　藤岡光長
○東京國有林產物販賣所
所長　小關東九郎
○大阪國有林產物販賣所
所長　土肥俊
○水產講習所(深川區越中島町)
所長　杉浦保吉
○水產試驗場(京橋區月島)
場長　春日信市
○畜產試驗場(千葉市矢作)
場長　釘本昌二
○種羊場(北海道札幌郡豐平町)
場長　岡本正行
○獸疫調查所(瀧野川區)
場長　山脇圭吉
○蠶絲試驗場(杉並區高圓寺)
場長　平塚英吉
○橫濱生絲檢查所(橫濱市中區)
所長　肥後俊彥
○神戶生絲檢查所(神戶市)
所長　北尾富烈
○米穀利用研究所(深川區須園町)
所長　井水正名
○日高種馬牧場(北海道)
場長　橫尾洞
○奧羽種馬牧場(青森縣上北郡七戶町)
場長　清水清氏
○種馬育成所(岩手縣岩手郡瀉澤村)
所長　影山常太郎
○種馬所長
十勝　菅村巖美
釧路　岸川鐵太郎
根室　林正浩
北見　伊藤安雄
膽振　東胤顯
青森　小松一清
岩手　影山常太郎
宮城　高橋清
福島　湊川重威
秋田　加藤俊郎
栃木　岡井重雄
長野　林田寅次郎
鳥取　幸村淳一郎
四國　石埼三郎
熊本　永安周亮
宮崎　加々見恒夫
鹿兒島　村山豐
○家畜再保險審查會
會長　農林次官　荷見安
○生絲需要增進調查會
會長　農林大臣　伍堂卓雄
○米穀統制委員會
會長　農林大臣　伍堂卓雄
○米穀處理委員會
會長　農林大臣　伍堂卓雄
○馬政調查會
會長　農林大臣　伍堂卓雄
○買收生絲審查會

會長農林大臣　伍堂卓雄
○產業組合中央金庫特別融通損失審查會
會長農林大臣　伍堂卓雄
○蠶品種審查會
會長農林大臣　伍堂卓雄
○米穀配給新機構調查委員會
會長農林大臣　伍堂卓雄
○繭價安定委員會
會長農林大臣　伍堂卓雄
○農業災害保險及共濟制度調查會
會長農林大臣　伍堂卓雄
○米穀配給調整中央委員會
會長農林大臣　伍堂卓雄
○自作農創設維持委員會
會長農林大臣　伍堂卓雄
○森林火災國營保險審查會
會長農林次官　荷見　安
○漁船再保險審查會
會長農林次官　荷見　安
○農林計畫委員會
會長農林大臣　伍堂卓雄
臺灣米穀移出管理委員會
委員

農・米穀局長　周東英雄
拓務・殖產局長　植場鐵三
總督府・內務局長
山縣三郎
財務局長　嶺田兵造
殖產局長　田端幸三郎
事務官　山本眞平
交通局總長　泊武治
○米穀取引事業審議委員會
會長　津島壽一

## 商工省
（京橋區木挽町）

大臣（兼）　伍堂卓雄
政務次官　今井健彥
次官　村瀨直養
參與官　澤田利吉
○大臣官房
祕書官（兼）　奧田新三
同　中村元晉
祕書課長　奧田新三
文書課長　豐田雅孝
調查課長　津田廣
會計課長　山本茂

報道課長　久保喜六
○審議室
物資調整官　長谷川美代次
同　山田湍
○總務局
局長　東榮二
總務課長　椎名悅三郎
生產擴充課長　岡松成太郎
物資調整課長　吉田悌二郎
○鑛產局
局長　小金義照
鑛政課長　細川政之助
產金課長　加賀山一
產銅課長（兼）　加賀山一
非鐵金鑛課長　松田太郎
地質調查所長　山根新次
○鐵鑛局
局長　鹽谷狩野吉
製鐵課長　阿部豐
調整課長　足立泰雄
特殊鑛課長（兼）鹽谷　狩野吉
○化學局
局長　永田彥太郎
無機課長　白井義三
有機課長　赤間文三

合成課長　吉田信一
○機械局
局長　鈴木英雄
一般機械課長　橋井眞
輸送機械課長　南好雄
精密機械課長　佐藤榮太郎
中央度量衡檢定所長　渡邊襄
○纖維局
局長　辻謹吾
總務課長　美濃部洋次
綿業課長（兼）　美濃部洋次
羊毛製品課長　霜島港
人造纖維課長　石田磊
○監理局
局長　牧楢雄
總務課長　山口喬
生命保險課長（兼）　山口喬
損害保險課長　三木秋義
取引課長　末永術
商事課長（兼）　末永術
○振興部
部長　妹川武人
總務課長　北野重雄



金融課長（兼）　北野重雄
商業組合課長　安田元七
工業組合課長　和田太郎
施設課長　楢原勉
○物價局
長官商工次官　伍堂卓雄
次長　竹內可吉
第一部長　新倉利廣
總務課長　猪熊信二
企畫課長　岩崎松義
第二部長　本鄉壽治
價格第一課長玉置敬造
價格第二課長西村彰一
○貿易局
長官　寺尾進
總務課長　新井茂
第一部長　堀義臣
市場第一課長齋藤吉臣
市場第二課長谷川輝彥
施設課長　水谷良一
第二部長　菱沼勇
機械金屬課長事務取扱　菱沼勇
纖維雜貨課長　衣川毅夫
化學農水產課長

檢查課長　石田裕次郎
第三部長　根岸保吉
資金第一課長　菅村道太郎
資金第二課長　新敏雄
○燃料局
長官　小島新一
總務部長　立花俊一
第一部長　西川浩
油政課長
事務取扱　西川浩
人造石油課長　榎本隆一郎
第二部長　柳原博光
資源課長　畠中大輔
利用課長　高橋哲
石炭部長　瀨尾健二
炭業課長　鈴木重郎
調整課長　榎本勝造
監督課長　多田四郎
○特許局
長官　大貝晴彥
總務課長　乘杉研壽
登錄課長　高橋通夫
出願課長　越智實
庶務課長（兼）　高井孝藏

調查課長　幕優美
審判部長　波江野茂
書記課長　大森通孝
機械部長　三根繁太
第一課長　小川潤次郎
第二課長　家永文彥
第三課長　日下繁
第四課長　吉見義明
第五課長　八木靜一郎
化學部長　中林朝吉
有機課長　廣田徹
無機課長　堀川冬弘
電氣部長　大西冬蔵
強電課長　水口泰二
弱電課長　交川有
意匠商標部長（兼）　乘杉研壽
商標課長　松岡猛雄
意匠課長　奧田誠一
陳列館長　關本賢治
○東京工業試驗所（澁谷區幡ヶ谷本町）
所長　小寺房治郎
第一部長　西村常吉
第二部長　平野茂

第三部長　伊藤亮
第四部長　芳野守三
第五部長　井上春成
第六部長　北脇市太郎
○大阪工業試驗所（大阪市）
所長　篠崎英之助
第一部長　松本源
第二部長　杉本俊二
第三部長　高松亨
第四部長　角谷清明
第五部長　市瀨元吉
○纖維工業試驗所（橫濱市）
所長　吉岡直富
第一部長　角替利策
第二部長　岡田元
第三部長　丸山善樹
第四部長　三平文
○陶磁器試驗所（京都市伏見區）
所長　秋月透
○工藝指導所（仙臺市）
所長　國井喜太郎
△關西支所長　齋藤信治
○機械試驗所
所長事務取扱　鈴木英雄
○機械工業養成所長

東京　清家正
大阪　夏目壽一
愛知　糸永續

○東京鑛山監督局(麴町區)
局長　大島永明
總務部長　海老根駿
總務課長(兼)×海老根駿
出願登錄課長　毛利圭介
勞務課長　矢口順道
監理部長　竹井清
施設課長　伊藤俊夫
鑛業警察課長(兼)　伊藤俊夫
測圖課長　賀來重雄
分析課長　村瀨竹治郎

○仙臺鑛山監督局(仙臺市)
局長　楠瀨常猪
總務部長　齋藤大助
總務課長(兼)×齋藤大助
勞務課長(兼)
出願登錄課長　中島重喜
監理部長　小西貫一
施設課長　橫堀義二
鑛業警察課長(兼)　橫堀義二
測圖課長　前山守彥

○大阪鑛山監督局(大阪市)
局長　宮田忠雄
總務部長　桑田俊夫
總務課長(兼)×桑田俊夫
出願登錄課長　梶原茂
勞務課長　戸引達
監理部長　平塚卓之助
鑛業警察課長　平塚卓之助
施設課長　澤井隆義
分析課長(兼)　澤井隆義
測圖課長　花田英夫

○福岡鑛山監督局(福岡市)
局長　中村幸八
總務部長　榎本謹吾
總務課長(兼)×榎本謹吾
出願登錄課長　野田萬穀
勞務課長　佐久洋
監理部長　岩崎潔
鑛業警察課長　荒島義賢
測圖課長　種村堅
施設課長(兼)　岩崎潔

○札幌鑛山監督局(札幌市南一條)
局長　安達群三
總務部長　武內征平
總務課長(兼)×武內征平
勞務課長(兼)×武內征平
出願登錄課長　水田悅夫
監理部長　下河邊良
施設課長(兼)×下河邊良
鑛業警察課長　永岡高司
測圖課長　高關俊哉

○燃料研究所(川口市)
所長　伴義定
第一部長　黑川眞武
第二部長　新村唯治
第三部長　諏訪哲郎

○花莚檢査所(神戸市灘區泉通)
所長　蜂谷德三郎

○輸出絹織物檢査所
京都—(京都市左京區)
所長　荻原博
大阪—(大阪市港區)
所長　丸山清
橫濱—(橫濱市中區山下町)
所長　牧厚
神戸—(神戸市林田區)
所長　松井隆
桐生—(桐生市永樂町)
所長　高木顯三
足利—(足利市巴町)
所長　武田利作
名古屋—(名古屋市西區)
所長　新野重憲
岐阜—(岐阜市大字本莊)
所長　小林直一
福島—(福島縣伊達郡川俣町)
所長　過足國治
福井—(福井縣足羽郡木田村)
所長　大類德一郎
金澤—(金澤市長町河岸)
所長　仁林惇一

○工藝審査委員會
委員長商工次官村瀨直養

○工業品規格統一調査會
會長商工大臣　伍堂卓雄
副會長商工次官村瀨直養

○瓦斯事業委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○國產振興委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○製鐵事業評價審査委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○不當廉賣審査委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○統制委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○發明獎勵委員會





會長商工大臣　伍堂卓雄

○石油業委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○度量衡制度調査會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○自動車製造事業委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○工作機械製造事業委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○製鐵事業委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○保險業法改正調査委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○帝國燃料株式會社
總裁　牧田環
副總裁　大淵三樹

○鑛業法改正調査委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○特許補償審査會
會長特許局長官大貝晴彥

○石炭生產能力調査委員會
會長商工次官　村瀨直養

○重要鑛物委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○液體燃料委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○中小商工業融資再補償審査會
會長商工次官　村瀨直養

○度量衡法規改正調査委員會
會長商工次官　村瀨直養

○應召商業者營業擁護委員會
會長商工次官　村瀨直養

○中央物價委員會
會長商工大臣　伍堂卓雄

△雜品物價專門委員會
委員長　中野金次郎

△化學工業品物價專門委員會
委員長

△機維物價專門委員會
委員長、鈴木島吉

△食料品物價專門委員會
委員長　下村宏

△家賃、交通費等專門委員會
委員長　池田宏

△燃料物價專門委員會
委員長　井坂孝

△運輸專門委員會
委員長　三邊長治

△金屬品物價專門委員會
委員長　藤田國之助

○百貨店委員會
會長　伍堂卓雄

○貿易審議會
會長商工大臣　伍堂卓雄

○自動車技術委員會
會長商工次官　村瀨直養

## 遞信省

(麴町區大手町)

大臣　永井柳太郎
政務次官
次官　大和田悌二
參與官　上田孝吉

○大臣官房
祕書官(兼)　鈴木恭一
同　東舜英
祕書課長　鈴木恭一
文書課長　有田喜一
監察課長　田倉八郎
企畫課長　奥村喜和男
遞信博物館長　遠藤毅

○郵務局
局長　森島美之助
業務課長　遠藤毅
規畫課長　小笠原光壽
外國郵便課長　中山次郎

○電務局
局長　田村謙治郎
業務課長　立花章
調査課長　靱勉
規畫課長　津田鐵外喜
無線課長　宮本吉夫
外信課長　松永忠男

○管理局
局長　山田良秀
業務課長　森義信
規畫課長　深水六郎
保健課長　礒野直孝
現業調査課長　東博仁
東京遞信病院長　遠山郁三
遞信官吏練習所長　山田良秀

○工務局
局長　荒川大太郎
庶務課長　肥爪龜三
線路課長　堤正岡
機械課長　白井武
無線課長　小野孝
調査課長　松前重義
試驗課長　幸前治一
日滿電話建設課長　石井淺八

市内建設課長　篠原清忠
市外建設課長　渡邊孝正
○電氣廳
長官　平井出貞三
總務課長　荒木萬壽夫
第一部長　藤井崇治
監督課長　古池信三
業務課長　大野勝三
監査課長　上小澤猷敏
技術課長　加藤鎌三
第二部長　森秀
企畫課長　山口傳
電力課長　深尾榮四郎
水力課長　高橋三郎
水力調査課長（兼）　高橋三郎
火力課長　後藤清太郎
○管船局
局長　伊勢谷次郎
總務課長　新谷寅三郎
監督課長　長井實行
船舶課長　生野熊一
造船課長　岩井祐文
海員課長　米田富士雄
航路課長　渡邊浩
規畫課長　三村令二郎
工務課長　日下部鉦次郎
保險課長　奥田芳夫
經理課長　加藤雄一
○東京地方遞信局（赤坂區葵町）
局長　高木正道
庶務課長　村上景介
監督課長　田邊正
規畫課長　五十嵐秀二
工務課長　上原秋三
保險課長　田中敏郎
電氣課長　藤川洋
經理課長　井關博行
海事部長（兼）
○名古屋遞信局（名古屋市東區）
局長　平田耕藏
庶務課長　竹永信男
監督課長　伊藤順二郎
規畫課長　小池行政
工務課長　堀孝治
保險課長　水谷彌一
電氣課長　豐田熊雄
經理課長　田宮淳
海事部長　半間巖保
○大阪遞信局

船舶試驗所長　生島莊三
○經理局
局長　手島榮
主計課長　小林武治
需品課長　長得一
管繕課長　大島三郎
監査課長　濱田清治
大阪出張所長　葛西和三郎
○東京電信電話建設事務所
所長　中村源太郎
○大阪電信電話建設事務所
所長　安積纖
○福岡電信電話建設事務所
所長　安武章三
○貯金局
局長　荻原丈夫
庶務課長　勝野正恭
業務課長　岸上俊吉
國際業務課長　山戸利生
經理課長　伊藤敏行
集計課長　五十嵐忠三
第一貯金課長　三浦義二郎
第二貯金課長　西山保正
振替貯金課長　山本和介
證券課長　道野德三郎
○航空局
長官　藤原保明
監理部長　福原敬次
總務課長（兼）中尾國次郎
庶務課長　深川俊夫
企畫課長　岩男省三
監督課長　中尾國次郎
國際課長　大久保武雄
技術部長　櫻井忠武
建設課長　末森猛雄
航務課長　藤崎茂
乘員課長　千田貞敏
器材課長　松浦四郎
○中央航空研究所
所長　藤澤保明
總務課長　赤木鐵夫
研究部長　西井潔
建設部長　櫻井忠義
航空試驗所
所長（兼）　櫻井忠武
東京飛行場長　福士剛
大阪飛行場長　松尾靜磨
福岡第一飛行場長　中島傳
福岡第二飛行場長（兼）　中島傳
那覇飛行場長　久保忠躬
仙臺飛行場長　佐藤一郎
青森飛行場長　岩崎五郎
札幌飛行場長　大庭哲夫
米子飛行場長　齋藤國三郎
○東京都市遞信局（赤坂區葵町）
局長　飯野毅夫
庶務課長　園田一男
現業調查課長　羽藤榮市
監督課長　赤木鉞夫





規畫課長　三村令二郎
工務課長　日下部鉦次郎
保險課長　奥田芳夫
經理課長　加藤雄一
○東京地方遞信局（赤坂區葵町）
局長　高木正道
庶務課長　村上景介
監督課長　田邊正
規畫課長　五十嵐秀二
工務課長　上原秋三
保險課長　田中敏郎
電氣課長　藤川洋
經理課長　井關博行
海事部長（兼）
○名古屋遞信局（名古屋市東區）
局長　平田耕藏
庶務課長　竹永信男
監督課長　伊藤順二郎
規畫課長　小池行政
工務課長　堀孝治
保險課長　水谷彌一
電氣課長　豐田熊雄
經理課長　田宮淳
海事部長　半間巖保
○大阪遞信局

局長　小松茂
庶務課長　加藤慶一
監督課長　山中道夫
規畫課長　浦島喜久衛
工務課長　津田龍三
保險課長　上野省三
電氣課長　大岡馬烱雄
經理課長　肥爪龜三
購買課長　荒船清一
海事部長　猪間信一郎
○廣島遞信局（廣島市基町）
局長　岡崎誠一
庶務課長　梶谷清一郎
監督課長　岡井彌三郎
規畫課長　石田英
工務課長　山縣房一
保險課長　福島東治
電氣課長　龜井善夫
經理課長　小野吉郎
海事部長　岡本誠
○熊本遞信局（熊本市花畑町）
局長　安田丈助
庶務課長　横田千
監督課長　木村庸治
規畫課長　公文陽

工務課長　神尾健夫
保險課長　濱田彖市
電氣課長　青木誠之
經理課長（兼）　濱田彖市
海事部長　熊谷直行
○仙臺遞信局（仙臺市多門通）
局長　前田穫
庶務課長　鈴木慶三
監督課長　中澤勝次郎
規畫課長　杉崎清人
工務課長　竹林嘉一郎
保險課長（兼）　杉崎清人
電氣課長　野尻茂治
經理課長　片桐勳
海事部長　坂部長
○札幌遞信局（札幌大通）
局長　遠藤俊一
庶務課長　小林信次
監督課長　後藤隆吉
規畫課長　成松馨
工務課長　齋藤正一
保險課長　堀内武治
電氣課長　加藤四郎
經理課長　石丸豐
海事部長　津勝造
○鐙臺局（橫濱市中區北仲通）
局長　景山準吉
監理課長　渡邊聰
工務課長　森田富士助
○高等海員審判所
所長（兼）　伊勢谷次郎
○東京地方海員審判所
所長　高木正道
○大阪地方海員審判所
所長（兼）　小松茂
○門司地方海員審判所
所長（兼）　熊谷直行
○函館地方海員審判所
所長（兼）　津勝義
○電氣委員會
會長選信大臣　永井柳太郎
○船舶職業紹介委員會
會長選信次官　大和田悌二
○航路統制委員會
會長選信大臣　永井柳太郎
○船舶管理委員會
會長選信大臣　永井柳太郎
○海事審議會
會長選信大臣　永井柳太郎
○航空事業調查委員會

会長逓信大臣　永井　柳太郎
○電力審議会
会長逓信大臣　永井　柳太郎
○航空機製造事業委員会
会　長　永井　柳太郎
○航空機技術委員会
会　長　永井　柳太郎

## 鐵道省（麹町區）

大　臣　永井　柳太郎
政務次官　工藤十三雄
次　官　喜安　健次郎
参與官　林　平馬
監察官　坂口　忠次
同　三輪　眞吉
同　湯本　昇
同　堀尾　豐熊
同　木村　英太郎
同　大島　末彦
同　穴澤　貞利
○大臣官房
祕書官　鮫島　宗良
人事課長　田中　健之助
文書課長（兼）　高須　俊一
法規課長　三輪　眞吉
保健課長　藤本　哲
養成課長　近藤　顯二
幹線調査課長　倉田　玄二
現業調査課長　河崎　精一
研究所長　橋口　行彦
○監督局
局　長　鈴木　清秀
總務課長　鈴岡　正矣
調整課長　山脇　秀輔
陸運第一課長　川井　健太郎
陸運第二課長　小野　哲
監理課長　大山　秀雄
技術課長　佐土原　勳
○運輸局
局　長　長崎　惣之助
總務課長　高田　寬
旅客課長　西尾　壽男
貨物課長　齋藤　義八
配車課長　柏原　兵太郎
運轉第一課長　濱野　信一郎
運轉第二課長　大谷　泰德
自動車課長　馬場　惟保
○建設局
局　長　堀越　清六
計畫課長　山中　良樹
線路課長　佐藤　忠三郎
停車場課長　山口　繁
○工務局
局　長　阿曾沼　均
保線課長　沖鹽　政次
計畫課長　三浦　義男
線路課長　渡邊　榮五郎
建築課長　坂本　飾雄
土木課長　岡田　寬
○經理局
局　長　伊藤　壽次
會計課長　向笠　金吾
倉庫課長　德永　晉作
購買第一課長　田中　巖
購買第二課長　野中　春三
審査課長　原　清武
○東京鐵道病院（澁谷區）
院　長　阿部　賽夫
○工事事務所長
北海道　宮本　保
熊本　高井　信一
東京第一　井上　隆根
東京第二　大木　利彦
米子　岩田　實
岡山　島　嘉吉
岡山　足立　貞嘉
熱海　星野　茂樹
盛岡　宮本　保
長岡　岡崎　信雄
岐阜　小林　榮一郎
札幌　河合　毅
旭川　河西　定雄
大阪　鹽沖　政次
下關　釘宮　磐
○國際觀光局（麹町區丸ノ内）
局　長　瀧澤　實烈
庶務課長　井上　萬壽藏
事業課長　横田　巖
○鐵道調査部
部　長　森本　義夫
第一課長　大塚　武邦



第二課長　金丸　富夫
第三課長　東　義胤
第四課長　中村　基一
○鐵道會議
議長鐵道大臣　永井　柳太郎
○國際觀光委員會
會長鐵道大臣　永井　柳太郎
○鐵道運賃審議會
會　長　結城　豐太郎
○小運送業審査委員會
會長鐵道大臣　永井　柳太郎
○東京鐵道局（麹町區丸ノ内一）
局　長　平山　孝
總務部長　瀧　清彦
監督部長　古谷　善亮
運輸部長　森　肇
運轉部長　高桑　譲二
工務部長　青山　秀雄
工作部長　神津　康人
電氣部長　落合　嘉五郎
經理部長　波多　敏夫
○名古屋鐵道局（名古屋市西區）
局　長　堀木　鎌三
總務部長　村松　幸圓
監督部長　遠藤　芳樹
運輸部長　喜多　勞一
運轉部長　上野　耕作
工務部長　中原　壽一郎
工作部長　小日向　榮次郎
電氣部長　花岡　龜藏
經理部長　河合　好人
○大阪鐵道局（大阪市北區）
局　長　木村　陸規
總務部長　山本　顯雄
監督部長　田坂　晉三郎
運輸部長　伊藤　信之
運轉部長　關田　友吉
工務部長　瀧澗　實烈
工作部長　山本　清一郎
電氣部長　鈴木　愉之助
經理部長　高橋　源之助
○廣島鐵道局（廣島市宇品町）
局　長　福井　國男
總務部長　富山　清憲
監督部長　三原　種雄
運輸部長　藤澤　和夫
運轉部長　宮田　三郎
工務部長　岡田　信次
工作部長　芝白　桑次郎
電氣部長　藤井　永三郎
經理部長　田中　不破三
船舶部長　中村　善次郎
○門司鐵道局（門司市太字門司）
局　長　江口　嵐顯
總務部長　小島　信彦
監督部長　山川　寬
運輸部長　繁野　三野
運轉部長　小平　長兒
工務部長　小早川　貞三
工作部長　中村　重調
電氣部長　依田　敬一
經理部長　北　敏
○新潟鐵道局（新潟市流作場）
局　長　玉置　善雄
總務部長　三好　忠一
監督部長　中西　清郎
運輸部長　井内　清雄
運轉部長　奈良　武男
工務部長　白石　鐵藏
工作部長　橋本　新助
電氣部長　長瀨　元治郎
經理部長　太田　義彦
○仙臺鐵道局（仙臺市清水小路）
局　長　青盛　忠雄
總務部長　橋本　左治郎
監督部長　探田　正美
運輸部長　小倉　一郎
運轉部長　水谷　泰永
工務部長　上山　經亮
工作部長　古川　完治
電氣部長　鯰田　正路
經理部長　波脇　辰三
○札幌鐵道局（札幌市北五條）
局　長　喬　松
總務部長　島村　義信
監督部長　安田　裕
運輸部長　平野　重雄
運轉部長　河崎　篤三郎
工務部長　小出　襲次郎
工作部長　坂　駒雄
電氣部長　坪井　環
經理部長　桐村　四郎
船舶部長　矢野　鐵夫

## 拓務省

（麹町區西日比谷町）

大　臣　金光　庸夫
政務次官　寺田　市正
次　官　田中　武雄
参與官　江藤　源九郎

○大臣官房
秘書官(兼) 大野季夫
同 大野季夫
秘書課長 大野季夫
文書課長 江口親憲
會計課長 森重干夫
調査課長 本多保太郎
○朝鮮部
部長 次官 田中武雄
○拓殖調査部
部長 田中武雄
第一課長(兼) 江口親憲
第二課長(兼) 本多保太郎
○管理局
局長 副島勝
行政課長 橋爪恭一
司計課長(兼) 本多保太郎
營務課長 中野勝次
○殖産局
局長 植場鐵三
農林課長 福島四雄三
商工課長 中尾莊兵衞
理財課長 堺本甲吉
物資調整課長 渡部肆郎
鑛務課長(兼) 渡部肆郎

○拓務局
局長 安中誠一郎
總務課長 梁井淳二
東亞第一課長 高濱淳
東亞第二課長 山口乾治
南米課長 宮木廣大
南洋課長 川本邦雄
○移住數養所
所長 長嶺昇
△長崎(長崎市梅香崎町)
所長 德永俊雄
○海外拓殖委員會
會長拓務大臣 佘光庸夫

## 厚生省

(麹町區大手町一ノ七)

大臣(兼) 小原直
政務次官 津崎尙武
次官 岡田文秀
參與官 綾部健太郎
秘書官(兼) 入江誠一郎
同 八田裕夫
○大臣官房
秘書課長 秋葉保廣
監督課長 鈴木宗正
資金課長 小林琴次
○職業部
部長 內藤寬一
職業課長 佐伯敏男
監理課長 青木重臣
紹介課長 引田重夫
登錄課長 吉武惠市
○軍事援護部
部長(兼) 新居善太郎
軍事扶助課長 越野菊雄
遺族援護課長(兼) 伊藤清
○失業對策部
部長(兼) 熊谷憲一
總務課長 遠藤直人
轉職課長(兼) 引田重夫
事業課長 中田政美
○保險院
長官 逸藤誠一
總務局長 佐藤基
庶務課長 深川太郎
企畫課長 石井錦樹
數理課長 齊藤齊



文書課長 櫻井安右衞門
會計課長 川村秀文
○體力局
局長 佐々木芳遠
企畫課長 曾我梶松
體育課長 友末洋治
施設課長 市來鐵郎
○衞生局
局長 林信夫
保健課長 物部薰郎
資材課長 宮田爲益
醫務課長 野間正秋
○豫防局
局長 高野六郎
優生課長 床次德二
結核課長 勝俣稔
防疫課長 加藤源三
○社會局
局長 新居善太郎
保護課長 堀田健男
生活課長 武島一義
兒童課長 伊藤清
○勞働局
局長 藤原孝夫
勞政局長 北村陸



施設課長 佐藤正
社會保險局長 清水玄
庶務課長 磯部巖
監理課長 阿賀正美
醫務課長 綱島覺左衞門
國民健康保險課長 石原武二
職員船員保險準備課長 築誠
健康保險相談所長 中川義次
簡易保險局長 藤川靖
業務課長 生田武夫
監理課長 高橋等
經理課長 渡邊達也
積立金運用課長 景山準吉
積立金監査課長 秋山龍
契約課長 中西錄次
業務課長 柴官六
地方課長 小島富穗
第一支拂課長 石井新藏
第二支拂課長 小高恭平
第三支拂課長 上山太左久
年金課長 長田建治
貸付課長 松原政之

辨濟課長 田中且丸
第一徵收課長 勝部虎之助
第二徵收課長 富田開作
第三徵收課長 西田啓三郎
第四徵收課長 鈴木三郎
第五徵收課長 片岡幹
統計課長 中村喜代嗣
○福岡簡易保險支局(福岡市)
支局長 堀雄一
○仙臺簡易保險支局(仙臺市)
支局長 桑川薰
○名古屋簡易保險支局(名古屋)
支局長 金成喜八
○大阪簡易保險支局(大阪市)
支局長 和田耕一
○廣島簡易保險支局(廣島市)
支局長 小竹直政
○札幌簡易保險支局(札幌市)
支局長 宮武
○軍事保護院
總裁 男本庄繁
副總裁 兒玉政介
援護局長 數藤鐵臣
業務局長 櫻井安右衞門
總裁祕書官 平井章

同官房總務課長 平井章
扶助課長 越野菊雄
援護課長 青柳一郎
指導課長 高橋敏雄
業務課長 吉富滋
補導課長 青木秀夫
醫療課長 濱野規矩雄
工營課長 事村寬
○傷痍軍人療養所長
千葉 堂野前維摩卿
愛知 岩崎秀之
岡山 日下連
福岡 小田定文
新潟 若林俊一
東京 松原正香
三重 草野與平
兵庫 小川吾七郎
宮崎 野村俊一郎
佐賀 橫田素一郎
愛媛 岩鶴龍三
大阪 畠山辰夫
宮城 林直敬
長野 日置陳奧夫
石川 寺內雪男
京都 藤井實
神奈川 里川清之
白濱 西岡時雄
湯田 北村大藏
○小濱溫泉療養所長 德重信
○鹽原溫泉療養所長 小川健
○傷痍軍人職業輔導所長
大阪 下松桂馬
福岡 賀來才二郎
○國際勞働機關帝國事務所(ジュネーブ)
所長 北岡壽逸
○公衆衞生院(芝區白金臺町)
院長 林春雄
○傷兵院(神奈川縣足柄下郡大窪村)
院長 原田武
○武藏野學院(埼玉縣大門村)
院長 菊地俊諦
○東京衞生試驗所(神田和泉町)
所長 衣笠豐
○大阪衞生試驗所(大阪市)
所長 町口英三

○榮養研究所(小石川區駕籠町)
所長　佐伯矩
○國立癩療養所
△長島愛生園(岡山縣邑久郡長濱村)
所長　光田健輔
△栗生樂泉園(群馬縣草津町)
所長　古見嘉一
△星塚敬愛園(鹿兒島縣肝屬郡大姶良村)
所長　林文雄
○國立結核療養所
△村松青嵐莊
所長　木村猛
○醫師試驗委員
委員長厚生次官岡田文秀
○齒科醫師試驗委員
委員長厚生次官岡田文秀
○藥劑師試驗委員
委員長厚生次官岡田文秀
○中央衞生會
會長厚生大臣小原直
○日本藥局方調查會
會長　慶松勝左衞門
○保健衞生調查會
會長厚生大臣　小原直
○阿片委員會
會長厚生大臣　小原直
○國立公園委員會
會長厚生大臣　小原直
○體育運動審議會
會長厚生大臣　小原直
○醫藥制度調查會
會長厚生大臣　小原直
○社會保險調查會
會長厚生大臣　小原直
○第二次健康保險審查會
會長　保險院社會保險局長　清水玄
○第三次健康保險審查會
會長保險院長官逓藤誠一
○勞働者災害扶助責任保險審查會
會長保險院長官逓藤誠一
○簡易生命保險積立金運用委員會
會長厚生大臣　小原直
○簡易生命保險審查會
會長保險院長官逓藤誠一
○傷痍軍人保護對策審議會
會長厚生大臣　小原直
○人口問題研究所
所長　岡田文秀
調查部長事務取扱　岡田文秀
企畫部長　北岡壽逸

## 會計檢查院（麴町區）

院長　岡今朝男
○院長官房
總務科長　小林義男
調查科長　菊池武紀
○第一部
部長　木村精一
第一課長　大山常藏
第二課長　清水至
第三課長　近藤榮一
第四課長　市川要四郎
○第二部
部長　河本文一
第一課長　廣淵正一
第二課長　井上一夫
第三課長　東谷傳次郎
第四課長　川鍋正雄
○第三部
部長　岡正路
第一課長　宮地龜一
第二課長　水島房吉
第三課長　津屋幸右衞門
○第四部
部長　清原德次郎
第一課長　大久保忠文
第二課長　國島貞一
第三課長　高島彌三

## 行政裁判所（麴町區）

長官　三宅德榮

## 貴族院事務局

書記官長　淵古保永
議事課長　石橋德作
庶務課長　近藤英明
委員課長　丸龜秀雄
速記課長　清水玄
調查課長　佐藤秀雄
警務課長　白木万里
守衞長　松本道定
武部知雄

## 衆議院事務局

書記官長　大木操
調查部長(兼)　大木操
議事課長　鈴木菊男
書務課長　渡邊捨雄
調查第一課長(兼)中御門經民
記錄課長　鈴木陸夫
委員課長　大池眞
調查第二課長(兼)渡邊捨雄
庶務課長　西澤哲四郎
會計課長(兼)　西澤哲四郎
調查第三課長(兼)大池眞
速記課長　多田仁巳
調查第四課長(兼)西澤哲四郎
守衞長　田中肇
同　江川芳光

## 文官高等懲戒委員會（樞密院內）

委員長
樞密顧問官　窪田靜太郎

## 會計檢查官懲戒裁判所

長官樞密顧問官　窪田靜太郎

## 行政裁判所長官評定官懲戒裁判所

裁判長
樞密顧問官　窪田靜太郎

## 朝鮮總督府（京城府）

總督　南次郎
政務總監　大野綠一郎
○總督官房
祕書官　近藤儀一
同　天谷健二
審議室首席事務官　西岡芳次郎
人事課長　碓井忠平
外務部長　松澤龍雄
文書課長　信原聖
會計課長　高尾甚造
資源課長　丹下郁太郎
國勢調查課長(兼)　信原聖
○內務局
局長　大竹十郎
地方課長　柳生繁雄
社會課長　林勝壽
土木課長　榛葉孚平
地方官吏養成所長(兼)　大竹十郎
△土木出張所長
京城　川澤章明
釜山　橫井增治
平壤　待山義雄
清津　野方寅吉
○財務局
局長　水田直昌
稅務課長　村山道雄
司計課長　奧村重正
理財課長　山地靖之
○殖產局
局長　穗積眞六郎
商工課長　井坂圭一良
鑛山課長　鹽田正洪
產金課長　木野義雄
水產課長　梶川祐
物資調整課長(兼)　井坂圭一良
燃料課長　安田宗次
商工獎勵館長(兼)　西本計三
燃料選鑛研究所長(事務取扱)　穗積眞六郎
地質調查所長(兼)　立岩巍
度量衡所長　岡信俠助
肇岩工業養成所長(兼)　木野藤雄
○農林局
局長　湯村辰二郎
農務課長　美根五郎
農村振興課長　岸勇一
米穀課長　下飯坂元
土地改良課長　細見正義
水利課長　橋本左太郎
林政課長　山下眞一
林業課長　井芹正
畜產課長　油井岱治
○法務局
局長　宮本元
法務課長(兼)　森浦藤郎
行刑課長　御園生忠男
○學務局
局長　塩原時三郎
學務課長　八木信雄
社會教育課長　李源甫
編輯課長　岩下雄三
觀測所長　川野昌美

○警務局
局長　三橋孝一郎
警務課長　伊藤泰吉
保安課長　下村進
圖書課長　古川兼秀
衛生課長　西龜三圭
防護課長　北村輝雄

○中樞院
議長政務總監　大野緑一郎
副議長　侯　朴泳孝
書記官長
內務局長　大竹十郎

○遞信局
局長　山田忠次
庶務課長　淺原貞紀
監理課長　岩男省三
保險管理課長　小川要次
保險運用課長　麻生憲治
保險業務課長　龜田周一
保險監理課長(兼)　龜田周一
經理課長　福田敬之
工務課長　佐々木仁
電氣課長　白石光治郎
海事課長　黑田吉夫
航空課長(兼)　吉田日出男
遞信吏員養成所長　中村敬太
海員養成所長　加藤寮平

○鐵道局
局長　山田新十郎
庶務課長　大島寅治
監督課長　西崎鶴司
營業課長　大和田福德
調査課長　田邊多聞
運轉課長　前原肇
建設課長　江崎義人
改良課長　清水幸次
保線課長　鈴木敏
工作課長　崎山參一郎
電氣課長　永井研三
經理課長　小林利一
釜山鐵道事務所長　松山源
大田鐵道事務所長　丹下正一
京城鐵道事務所長　安宅守道
平壤鐵道事務所長　鶴野收
順天鐵道事務所長　湯山茂
元山鐵道事務所長　浦田鶴雄
城津鐵道事務所長　松野正志
京城建設事務所長　赤司彥一
平壤建設事務所長　樟本秀樹
安東建設事務所長　木庭了
江陵建設事務所長　島崎亮吉
釜山改良事務所長　轟謙次郎
京城改良事務所長　平井邦次
平壤改良事務所長　佐藤勘次
鐵道從事員養成所長(兼)　大島寅治

○專賣局
局長　鈴川壽男
庶務課長　木下麟太郎
經理課長　田中桂太郎
事業課長　宇野友八
製造課長　楢原弘
鹽蔘課長　厚地法人
專賣局研究所長事務取扱　鈴川壽男
京城地方專賣局長　門脇默一
全州地方專賣局長　景山宜景
大邱地方專賣局長　岩城彌太郎
平壤地方專賣局長　小田島嘉吉

○仁川稅關
稅關長　武田鐐太郎

○釜山稅關
稅關長　兵頭佛

○新義州稅關
稅關長　池清

○羅津稅關
稅關長　乾明

○京城稅務監督局
局長　藤本修三

○光州稅務監督局





局長　小池泉

○大邱稅務監督局
局長　土屋傳作

○平壤稅務監督局
局長　芳賀文三

○咸興稅務監督局
局長　吉岡三浦

○高等法院
院長　原正鼎
檢事長　增永正一

○京城覆審法院
院長　喜頭兵一
檢事長　岡本至德

○京城地方法院
院長　吉田平治郎
檢事正　玉名友彥

○大田地方法院
院長　松本茂
檢事正　宮井親造

○咸興地方法院
院長　長谷川宏
檢事正　酒井赳夫

○清津地方法院
院長　堀部廣
檢事正　岩城義三郎

○平壤覆審法院
院長　野村調太郎
檢事長　水野重功

○平壤地方法院
院長　原田等
檢事正　齋藤榮治

○新義州地方法院
院長　伊藤重三郎
檢事正　下村三四郎

○海州地方法院
院長　山根吉三
檢事正　小山正生

○大邱覆審法院
院長　森田秀次郎
檢事長　河村靜水

○大邱地方法院
院長　金子秀顯
檢事正　福田甚二郎

○釜山地方法院
院長　鐘一以
檢事正　早田福藏

○光州地方法院
院長　本多公男
檢事正　元橋曉太郎

○全州地方法院
院長　萩昌德
檢事正　千綿榮六

○刑務所
京城　小丸源左衛門
西大門　宮崎速任
公州　森岡清治
咸興　小泉知朔
清津　古川三郎
平壤　渡邊豐
新義州　水町忠三
海州　本山庄一
大邱　森德次郎
釜山　長澤英雄
光州　松平和夫
木浦　佐藤榮次郎
全州　戶次有德
大田　栗本眞一郎
金泉少年刑務所　芥川安壽
開城少年刑務所　北島寅之助
仁川少年刑務所　內山隆治

○京城保護觀察所　堤良明

○咸興保護觀察所
所長(兼)檢事　池田忠康

○清津保護觀察所
所長(兼)檢事　相良春雄

○平壤保護觀察所
所長　依田克巳

○新義州保護觀察所
所長(兼)檢事　長崎祐三

○大邱保護觀察所
所長　佐々木義久

○光州保護觀察所
所長(兼)檢事　松本孝義

○京城營林署
署長　高良齊

○新義州營林署
署長　木谷重榮

○江界營林署
署長　村岡博登

○厚昌營林署
署長　渡部巖

○惠山鎭營林署
署長　早瀨利康

○城津營林署
署長　工藤亮

○小鹿島更生園(全羅南道高興郡)
園長　周防正季

○濟生院(京城府)
院長內務局長　大竹十郎

○穀物檢查所(京城府)
所長　山本壽巳
○水產製品檢查所(京城府)
所長　江口鉾太
○種馬牧場(咸興北道慶源郡)
場長(兼)總督府技師　油井啓治
○明川種羊場(咸興北道明川郡)
場長　大津隆紹
○順川種羊場(平安南道順川郡)
場長　佐藤辰雄
○農事試驗場(京畿道水原郡)
場長　湯川又夫
○中央試驗所(京城府)
所長　山村銳吉
○獸疫血清製造所(釜山府)
所長事務取扱　油井啓治
○警察官講習所(京城府)
所長警務局長　三橋孝一郎
○刑務官練習所(京城府)
所長法務局長　宮本元
○陸軍兵志願者訓練所(京城府)
所長學務局長　鹽原時三郎
○水產試驗場(釜山府)
場長　西田敬三

○林業試驗場(京城府)
場長(兼)　鏑木德二
○京城帝國大學
總長　速水滉
法文學部長　宮本和吉
醫學部長　今村豐
豫科部長　中村寅松
○京城法學專門學校
學校長　鷹松龍種
○京城醫學專門學校
學校長　佐藤剛藏
○京城高等工業學校
學校長中央試驗所長　山村銳吉
○水原高等農林學校
學校長農事試驗場長　湯川又夫
○京城高等商業學校
學校長　山本智道
○京城師範學校
學校長　渡邊信治
○全州師範學校
學校長　小林致哲
○平壤師範學校
學校長　高田邦彥

○大邱師範學校
學校長　市村秀忠
○咸興師範學校
學校長　福島耀三
○光州師範學校
學校長　藤澤秀三郎
○京城女子師範學校
學校長　高橋濱吉
○光州女子師範學校
學校長　中家壽太郎
○京城工業學校
學校長　京城高等工業學校長　山村銳吉
○永興學院(慶化院)
學院長　阿部虎之助
○圖書館(京城府)
館長　荻山秀雄
○林野調查委員會(京城府)
委員長政務總監大野綠一郎
○朝鮮史編修會(京城府)
會長政務總監　大野綠一郎
○經學院(京城府)
大提學　尹德榮
○明倫學院
總裁經學院大提學　尹德榮
○朝鮮神宮
宮司　阿知和安彥
○京畿道(京城府)
知事　甘蔗義邦
參與官　尹泰彬
內務部長　神谷小一
產業部長　李昌根
警察部長　高安彥
△京城府尹　高橋敏
△仁川府尹　永井照雄
△開城府尹　宋文華
○忠淸北道(淸州邑)
知事　兪萬兼
參與官　金化俊
內務部長　山本坂太郎
產業部長(兼)　金化俊
警察部長　本田武夫
○忠淸南道(大田府)
知事　李聖根
參與官　趙鎭夏
內務部長　田中保太郎
產業部長(兼)　趙鎭夏
警察部長(兼)　竹內俊平
△大田府尹　野口三郎





○全羅北道(全州府)
知事　孫永穆
參與官　鄭然基
內務部長　山本義一郎
產業部長(兼)　鄭然基
警察部長　千田專平
△群山府尹　池田淸藏
△全州府尹　高堂健二
○全羅南道(光州府)
知事　新貝肇
參與官　金大羽
內務部長(兼)　金大羽
產業部長　佐々木高治
警察部長　鳥山進
△木浦府尹　山本實
△光州府尹　難波照治
○慶尙北道(大邱府)
知事　上瀧基
參與官　貝滋環
內務部長　瀨戶道一
產業部長(兼)　貝滋環
警察部長　山村正輔
△大邱府尹　服部伊勢松
○慶尙南道(釜山府)
知事　山澤和三郎
參與官　金泰錫
內務部長　增田道義
產業部長(兼)　金泰錫
警察部長　吉良喜重
△釜山府尹　矢野桃郎
△馬山府尹　藤江啼一
○黃海道(海州邑)
知事　姜弼成
參與官　李基枋
內務部長　古市造
產業部長(兼)　李基枋
警察部長　一杉嘉平
○平安南道(平壤府)
知事　石田千太郎
參與官　金秉泰
內務部長　野世溪閑了
產業部長(兼)　金秉泰
警察部長　瀨戶道一
△平壤府尹　佐藤德重
△鎭南浦府尹　上野彥八
○平安北道(新義州府)
知事　西本計三
參與官　崔益夏
內務部長　關口聰
產業部長(兼)　崔益夏
警察部長　服部伊勢松
△新義州府尹　竹本利作
○江原道(春川邑)
知事　金時權
參與官　宋文憲
內務部長　小田正義
產業部長(兼)　宋文憲
警察部長　岡久雄
○咸鏡南道(咸興府)
知事　笹川恭三郎
參與官　嚴昌燮
內務部長(兼)　嚴昌燮
產業部長　陣內利夫
警察部長　磯崎廣行
△咸興府尹　關藤唯平
△元山府尹　玉田之繁
○咸鏡北道(羅南邑)
知事　兒嶋高信
參與官　李基枋
內務部長(兼)　李基枋
產業部長　富山修
警察部長　筒井竹雄
△淸津府尹　杉山茂一
△羅津府尹　田口勉憙

## 臺灣總督府(臺北市)

總督　小林躋造
總務長官　森岡二朗
○總督官房
祕書官　中村寬
同(兼)　須田一二三
人事課長(兼)　山本眞平
文書課長　須田一二三
審議室　山本眞平
外務部長　千葉蓁一
法務課長　中村八十一
會計課長　佐々波外七
調查課長　木原圓次
營繕課長　井手薰
企畫部長　木原圓次
△臨時國勢調查部
部長總務長官　森岡二朗
副部長警務局長　二見直三
同　內務局長　山縣三郎
△臨時情報部
部長總務長官　森岡二朗
副部長調查課長　木原圓次
○內務局
局長　山縣三郎

地方課長　鈴木秀夫
地理課長　倉內孝
土木課長　石川定俊
防空課長　瀨宮俊美
△臺北觀測所(臺北市)
所長　西村傳三
△高雄海洋觀測所(高雄市)
所長　白鳥勝義
△阿里山高山觀測所(臺南州嘉義郡)
所長(兼)　西村傳三
○文敎局
局長　島田昌勢
學務課長　廣谷玫員
社會課長　慶谷隆夫
編修課長　加藤春城
△博物館長(兼)慶谷隆夫
△臺灣神社臨時造營事務局
局長　島田昌勢
○財務局
局長　中嶋一郎
主計課長　高橋衛
金融課長　山岸金三郎
稅務課長　中平昌
○米穀局
局長事務取扱　田端幸三郎
總務課長　矢野讓三
米政課長　佐藤勝也
業務課長　松野孝一
○殖產局
局長　田端幸三郎
特產課長　奧田達郎
農務課長　佐々木金太郎
商工課長　井田憲次
水產課長　高橋尙秀
山林課長　劉明朝
鑛務課長　三浦信雄
米穀課長　松野孝一
水產講習所長　與儀喜宜
天然瓦斯研究所長(兼)　田端幸三郎
○警務局
局長　二見直三
衛生課長(兼)　宮尾五郎
理蕃課長　宮尾五郎
保安課長　下村鐵男
警務課長　細井英夫
○臺灣總督府評議會
會長　總督　小林躋造
○臺灣總督府訴願審查委員會
會長總務長官　森岡二朗
○臺灣重要產業調整委員會
會長　總督　小林躋造
○高等法院
院長　伴野喜四郎
檢察官長　古山泰司郎
○臺北地方法院
院長　池內善雄
檢察官長　伊藤金吉
○新竹地方法院
院長　高嶺方美
檢察官長　眞田俊雄
○臺中地方法院
院長　緒方清繼
檢察官長　石橋省吾
○臺南地方法院
院長　鮎澤榮三郎
檢察官長　上瀧汎
○交通局
總長　泊武治
總務課長(兼)　市來吉至
道路港灣課長　松本虎太
鐵道部長　渡邊慶之進
經理課長兼庶務課長　市來吉至
運輸課長　丸岡道夫
自動車課長　鶴爲彥
監督課長　二宮力
工作課長兼運轉課長　遠水和彥
建設改良課長兼工務課長　和田廣
通信部長　三輪幸助
庶務課長　伊藤完二
監理課長兼海事課長　稻田讓
保險課長兼爲替貯金課長　福田看
航空課長　月高正巳
工務課長　大崎雄次
電氣課長　佐々木英一
○專賣局
局長　今川潤
庶務課長　玉手亮一
鹽腦課長　清水七郎
煙草課長　大田周夫



酒課長　江口操
○基隆稅關(基隆市)
稅關長　小林長彥
監視部長　鈴木弘家
庶務課長　大山綱隆
檢查課長　西村信一
○高雄稅關(高雄市)
稅關長　富田嘉明
監視部長　劉茂雲
○臺北帝國大學
總長　三田定則
文政學部長　矢野禾積
理農學部長　素木得一
醫學部長　森於菟
附屬農林專門部主事　野田幸猪
附屬醫學專門部主事務取扱　永井潛
○臺北高等商業學校
學校長　遠藤壽三
○臺南高等工業學校
學校長　若槻道隆
○臺北高等學校
學校長　谷本清心
○警察官及司獄官練習所
所長警務局長　二見直三
○松山療養所(臺北州七星郡)
所長　新免勝
○樂生院(臺北州新莊郡)
院長　上川豐
○養神院
院長事務取扱　加藤重喜
○中央研究所(臺北市幸町)
所長　總務長官森岡二朗
衛生部長　永井潛
庶務課長　安達左京
○農業試驗所
所長　澁谷紀三郎
○林業試驗所
所長　關文彥
○工業研究所
所長　池田鐵作
○糖業試驗所(臺南市竹篙厝)
所長　岡出幸生
○臺北州(臺北市)
知事　藤田儁治郎
內務部長　森田俊介
警務部長　佐々木金太郎
港務部長(兼)　佐々木金太郎
△臺北市尹　石井龍猪
△基隆市尹　橫山竹男
○新竹州(新竹市)
知事　一ヶ瀨佳雄
內務部長　藤田淳敬
警務部長　樂滿金次
△新竹市尹　吉田駿馬
○臺中州(臺中市)
知事　松岡一衛
內務部長　佐治孝德
警務部長　伊藤英三
△臺中市尹　安詮院貞熊
△彰化市尹　小島猛
○臺南州(臺南市)
知事　河村直岡
內務部長　鶴友彥
警務部長　西村德一
△臺南市尹　藤垣敬治
△嘉義市尹　大越隆三
○高雄州(高雄市)
知事　內海忠司
內務部長　江藤昌之
警務部長　加藤重喜
港務部長　高橋尙秀
△高雄市尹　宗藤大陸
△屏東市尹　高木秀雄
○臺東廳(臺東街)
廳長　大磐誠三
○花蓮港廳(花蓮港街)
廳長　高原逸人
○澎湖廳(馬公街)
廳長　林田正治

## 關東局(滿洲國新京)

總長　大津敏男
○官房
總務課長　菊池瑋三
庶務課長　御厨信市
秘書官　山中德二
○司政部
部長　今吉敏雄
財務課長　沼田龍太郎
行政課長　潮海辰亥
學務課長　成田政次
警務課長　大和田滿一
經濟課長　龜谷末吉
○監理部
部長　御厨信市
交通課長事務取扱　(兼)御厨信市
遞信課長事務取扱

御厨信市　警務課長　長川續
○關東州廳（大連市）　高等警察課長事務取扱　山口倭太郎
長官　三浦直彥　保安課長　山口倭太郎
△長官官房　衛生課長　長川續
秘書課長　石橋美之介　防空課長　紫藤貞一郎
文書課長　石橋美之介　刑事課長（兼）加藤爲一
△內務部　○旅順民政署
部長　白石喜太郎　署長　蟻川久太郎
商工水產課長　山口倭太郎　○金州民政署
農林課長　井上里吉　署長　江口景次
地方課長　細川清　○普蘭店民政署
學務課長　森岡謹一郎　署長　篠田廣海
△土木部　○雄子窩民政署
部長　清水本之助　署長　上島龍藏
計畫課長（兼）河合務　○警察官練習所
庶務課長　河合務　文長（兼）　山口倭太郎
工務課長　塚本精太郎　○高等法院（旅順市）
營繕課長　小園貞助　院長　堀部市郎
△財務部　檢察官長　下田勝久
部長　浦長贏　○地方法院（大連市）
經理課長　前田止夫　院長　中里潔
財務課長（兼）堀川源太郎　檢察官長（兼）　下田勝久
理財課長　堀川源太郎　○海務局
△警察部　局長　西澤久雄
部長　山口倭太郎

海事課長　松岡太郎　○水產試驗場
港務課長　木村正身　場長　姉帶定助
檢疫課長　眞榮平房雄　○鹽業試驗場
庶務課長　吉村順之　場長　菅野是夫
○觀測所（大連市）　○植物檢查所
所長　草間茂登　所長　近藤鐵馬
○刑務所（旅順市）　○種馬所
所長　典獄　十河竹次郎　所長（兼）　岩朝庄作
○遞信局　○體育研究所
局長　三宅保　所長（兼）　古野利秋
總務課長　津田寬　○旅順工科大學
監督課長　矢部嘉彌　大學長　野田清一郎
業務課長　金子勝榮　豫科主事　伊東法俊
庶務課長　植田春雄
大連貯金管理所　樺太廳（豐原市）
所長　鹽谷潔　長官　棟居俊一
大連飛行場長　石橋健　○長官官房
保險課長　井上永男　秘書課長　野口俊一
航空課長　矢部嘉彌　文書課長（兼）　野口俊一
○專賣局　調查課長　矢尾板羊三郎
局長　和田正一郎　○內務部
業務課長　加藤運平　部長　武藤公平
庶務課長　塚本茂　○殖產部
○農事試驗場　部長　中村鷹祐
場長　中富貞夫　○交通部





部長　中山春男
○鐵道事務所　地方課長　麻原三子雄
所長　草野虎一　財務課長　堤武雄
○警察部　警務課長　森直太郎
部長　白井八州雄　土木課長　田吹行雄
○支廳長　拓殖部長　高橋逵太郎
豐泉　農林課長　丸川信
大泊　交通課長　渡邊謙次郎
本斗　商工課長　中村涉
眞岡　水產課長　山本繁藏
泊居　遞信課長　飯田秀雄
元泊　○パラオ支廳　高坂喜一
敷香　支廳長　○サイパン支廳
○觀測所　支廳長　藤本重一
所長　○ボナペ支廳　羽山吉藏
○中央試驗所　支廳長　○ヤップ支廳
所長（兼）　支廳長　小林喜代一
三宅康次　○トラック支廳
支廳長　依光重親
**南洋廳**　○ヤルート支廳
（パラオ諸島コロール島）　支廳長　山口勇三郎
長官　北島謙次郎　○觀測所
秘書課長　古川貳二郎　所長　川崎英男
文書課長（兼）　古川貳二郎
調查課長（兼）　堂本貞一
內務部長　堂本貞一

院長　石川晉次
○高等法院檢事局　情報課長（警部）藤井要三
檢事　江崎政行　會計課長（警部）岩井彥太郎
○パラオ地方法院　○監察官
院長（兼）　石川晉次　第一方面擔當　山下
檢事（兼）　江崎政行　第二方面擔當　增原惠吉
○サイパン地方法院　第三方面擔當　秋山博
院長　柳田太郎　○警務部
檢事　吉永廣衛　部長　高野源逸
○ボナペ地方法院　警務課長　增原惠吉
院長　奧野彥六郎　警衛課長　久井忠雄
檢事（兼）　江崎政行　防空課長　保岡武久
○南洋廳熱帶產業研究所　特別警備隊長　館野覺治
所長　○特別高等警察部
同　サイパン支所　部長　菊池盛登
支所長　田中一郎　庶務課長（兼）　菊池盛登
同　ボナペ支所　外事課長　小川喜一
支所長　星野守太郎　特高第一課長
同　サイパン支所　特高第二課長　青木貞雄
支所長　○官房　勞働課長　田代保雄
同　ヤップ支所　主事　坂信彌　內鮮課長　榎本三郎
支所長　小林喜代一　文書課長（警部）岸本太郎　檢閱課長　羽根盛一
同　トラック支所　調停課長（兼）　田代保雄
支所長　依光重親　○刑事部
**警視廳**　部長　永野若松
（麴町區外櫻田町）　庶務課長（警部）中村勇
警視總監　池田清

家出人收容所長(警部) 中村勇
捜査第一課長 田多羅捃志
捜査第二課長 岡崎英城
鑑識課長 高木保三
防犯課長(警部)(兼) 大坪保雄

○保安部
部長 岡本茂
庶務課長(兼) 岡本茂
保安課長 石橋豐德
交通課長 豐原道也
工場課長 ——
建築課長 石井桂
健康保險課長 小林伊三郎

○衛生部
部長 宮田笑內
衛生課長 岸本太郎
醫務課長 加藤寛二郎
防疫課長 井口乘海
獸醫課長 池上幸健
衛生檢査所長 柿沼三郎
細菌檢査所長 大坪五也

○消防部
部長 櫻井三郎
消防課長 池田保吉
監察課長(兼) 櫻井三郎
機械課長 金田廉平

○警察練習所所長(兼) 荒木義夫

○消防練習所所長(兼) 櫻井三郎

## 東京府下警察署長

(昭和十四年九月一日現在)

麴町 鈴木要
麴町丸ノ內 千速竹一
神田錦町 竹岡輯
神田西神田 清水萬治
神田萬世橋 池田龍市
日本橋久松 松浦眞三郎
日本橋堀留 石井清重
日本橋新場橋 金澤美作
京橋築地 田村秀行
京橋京橋 南祐二
京橋月島 西谷嘉藏
芝愛宕 三瓶杢三郎
芝三田 森元瀧美
芝高輪 中川成夫
麻布鳥居坂 上田庄市
麻布六本木 丸山繁一
赤坂表町 日下巖
赤坂青山 木原優
四谷 小野田潔
牛込神樂坂 須田勇
牛込早稻田 大坂壽郎
小石川富坂 田部龜一
小石川大塚 松尾英敏
本鄉本富士 渡邊啓三郎
本鄉駒込 傍島周吉
下谷上野 友安清次
下谷坂本 鈴木義貞
下谷谷中 井上德治
淺草象潟 前田善敎
淺草日本堤 豐田半二
淺草藏前 小松勇藏
淺草菊屋橋 大屋敷典一
本所兩國 津崎常吉
本所太平 三原才一
本所厩橋 井上政一
本所言問 神山和市
深川平野 島田兵平
深川扇橋 鈴木匡
深川洲崎 藤井要三
品川 川崎宗武
大井 伊藤又吉
大崎 面高英
荏原 高木節
大森 日暮谷次郎
東調布 小岩俊吉
蒲田 伊藤忠一
世田谷 植松茂雄
玉川 原田千代太郎
目黑 瀨尾彌太郎
碑文谷 原田實
澁谷 市川孝一
原宿 清水丈之助
代々木 伊藤武太郎
淀橋 清水長雄
戸塚 本鄉茂
中野 庵谷治家
巢鴨 木內嶺
杉並 葛西奧羽之亮
野方 名執安平
荻窪 小田良英
板橋 山縣爲三
池袋 尾形壽
王子 白井敬夫
目白 青山孜
南千住 寺田有
練馬 北村定則



瀧野川 矢代廣治
赤羽 吉田幸一
尾久 保坂朗
三河島 岡田正人
日暮里 松井清吉
千住 中村勇
西新井 稻村喜平二
砂町 加地宗三郎
寺島 小津留之助
吾嬬 及川常平
龜戸 宮城常三郎
葛飾 前原泰治郎
小松川 淺見哲作
東京水上 染谷庸
八王子 大穗益夫
町田 岩佐弘
府中 岡明良
田無 高橋豐吉
青梅 坪井誠
五日市 今吉與一
大島 尾薗三右衛門
新島 熊瀨鐵丸
八丈島 早瀨義孝
小笠原島 中熊一

## 地方廳(一四・九・一〇)

北海道廳(札幌市)

長官 戸塚九一郎
總務部長 岩上芙美夫
學務部長 平本義隆
經濟部長 松崎陽一
土木部長 近藤壤太郎
拓殖部長 青柳秀夫
警察部長 齋藤亮
△支廳長
石狩 大川義男
渡島 森本正雄
檜山 御村長太郎
後志 若木作藏
空知 永山政能
上川 熊木善七
留萌 田中耕輔
宗谷 中野嘉平
網走 高尾善次
膽振 齋藤昂一
日高 野々瀨惠一郎
十勝 松川清
釧路國 北原寅吉
根室 廣田忠雄

東京府(麴町區丸ノ內)

知事 岡田周造
總務部長 宮村才一郎
學務部長 酒井榮吉
經濟部長 永安百治
土木部長 吉岡計之助
△大島支廳長 大山雅二
△八丈島支廳長 田中榮一
△小笠原支廳長 平野緣

京都府(京都市上京區)

知事 赤松小寅
總務部長 中里喜一
學務部長 鈴木脩藏
經濟部長 外山福男
土木部長 岩崎雄治
警察部長 小管芳次

大阪府(大阪市東區)

知事 半井清
總務部長 服部直彰
學務部長 眞崎長年
經濟部長 上田誠一
土木部長 西義一
警察部長 畠田昌福

神奈川縣(横濱市中區)

知事 飯沼一省
總務部長 安岡正光
學務部長 清水虎雄
經濟部長 渡邊廣
土木部長 横山喬
警察部長 辻山治平

兵庫縣(神戸市神戸區)

知事 坂千秋
總務部長 江邊清夫
學務部長 森本雅雄
經濟部長 長谷川公一
土木部長 山口十一郎
警察部長 廣瀨永造

長崎縣(長崎市)

知事 川西實三
總務部長 白戸半次郎
學務部長 坂田啓造
經濟部長 松澤美雄
警察部長 久安博忠
△南松浦支廳長 藤原兼助
△壹岐支廳長 古川柳五郎
△對馬支廳長 大塚初治

新潟縣(新潟市)

知事 君島清吉
總務部長 柳井義男
學務部長 岡利和

経済部長　山崎隆義
土木部長　淺見洋
警察部長　篠山千之
△佐渡支廳長　本間要

**埼玉縣**（浦和市）

知事　土岐銀治郎
總務部長　沖野悟
學務部長　坂田喜一郎
經濟部長　笹山茂太郎
警察部長　北村英明

**群馬縣**（前橋市）

知事　熊野英
總務部長　山田武雄
學務部長　安中忠雄
經濟部長　中川剛毅
警察部長　佐藤彰三

**千葉縣**（千葉市）

知事　立田清辰
總務部長　渡正鑒
學務部長　高瀨五郎
經濟部長　高辻邦武
警察部長　伊能芳雄

**茨城縣**（水戸市）

知事　吉永時次
總務部長　久保田駿
學務部長　渡邊次郎
經濟部長　高橋一郎
警察部長　拓植文雄

**栃木縣**（宇都宮市）

知事　足立敬
總務部長　鈴木省吾
學務部長　横山一俊
經濟部長　奥田久七郎
警察部長　加藤祐三郎

**奈良縣**（奈良市）

知事　三島誠也
總務部長　伊藤久松
學務部長　中川金正
經濟部長　中島賢藏
警察部長　橋爪清人

**三重縣**（津市）

知事　小河正儀
總務部長　後藤耕造
學務部長　佐藤一郎
經濟部長　上原參良
警察部長　菅澤肇
土木部長　上井榮吉
△南牟婁支廳長　佐藤友次郎

**愛知縣**（名古屋市）

知事　田中廣太郎
總務部長　山内濕吉
學務部長　工藤鐵太郎
經濟部長　安積得也
土木部長　城戸鎭吉
警察部長　田中省吾

**靜岡縣**（靜岡市）

知事　小濱八彌
總務部長　山內義文
學務部長　高野長泰
經濟部長　沖森源一
土木部長　大石巖
警察部長　西廣忠雄

**山梨縣**（甲府市）

知事　土居章平
總務部長　柴山博
學務部長　伊藤正良
經濟部長　石川貞四郎
警察部長　久山秀雄

**滋賀縣**（大津市）

知事　平敏彥
總務部長　松木茂一
學務部長　渡邊信男
經濟部長　伊藤佰
警察部長　齋藤昇

**岐阜縣**（岐阜市）

知事　宮野省三
總務部長　鄕山義夫
學務部長　有松昇
經濟部長　藤澤喜久郎
土木部長　平川保一
警察部長　宮脇參三
△飛驒支廳長　伊藤修一

**長野縣**（長野市）

知事　富田健治
總務部長　出石於兎彥
學務部長　西岡廣吉
經濟部長　重田忠保
土木部長　杉山宗次郎
警察部長　沼越正已

**宮城縣**（仙臺市）

知事　清水良策
總務部長　土肥米之
學務部長　松浦榮
經濟部長　泉守紀
土木部長　飯島馨之助
警察部長　龍野喜一郎

**福島縣**（福島市）

知事　橋本清吉
總務部長　內藤三郎
學務部長　和田貞臣





経済部長　坂井貞一
土木部長　後藤季總
警察部長　高橋三郎
△南會津支廳長　根本益利

**岩手縣**（盛岡市）

知事　雪澤千代治
總務部長　小西光伴
學務部長　後藤眞三男
經濟部長　岩城悌
警察部長　高島貴吉
△下閉伊支廳長　伊藤正

**青森縣**（青森市）

知事　鈴木登
總務部長　岩重隆治
學務部長　中野四郎
經濟部長　野村萬作
警察部長　齋藤武雄

**山形縣**（山形市）

知事　石黑武重
總務部長　熊野周二
學務部長　福永與一郎
經濟部長　小坂登
土木部長　井上文介
警察部長　秋田縣（秋田市）　留岡幸男

總務部長　阿部邦一
學務部長　稻內清二
經濟部長　白石喜太郎
警察部長　吉田政雄

**福井縣**（福井市）

知事　木村清司
總務部長　刀禰有秋
學務部長　岡本正一
經濟部長　藤原俱治
警察部長　中村元治

**石川縣**（金澤市）

知事　成田一郎
總務部長　鷲野重光
學務部長　達林正吉
經濟部長　鈴木直人
警察部長　山田俊介

**富山縣**（富山市）

知事　矢野俊三
總務部長　並川義隆
學務部長　久尾啓一
經濟部長　福吉勳二
土木部長　大島六七男
警察部長　早坂冬男

**鳥取縣**（鳥取市）

知事　副見喬雄
總務部長　清水谷徹
學務部長　小林誠一
經濟部長　大濱芳雄
警察部長　猪俣二郎

**島根縣**（松江市）

知事　森部隆
總務部長　迫靜吾
學務部長　新見俊介
經濟部長　川上和吉
警察部長　八木芳信
△隱岐支廳長　坂根繁雄

**岡山縣**（岡山市）

知事　熊谷憲一
總務部長　八田三郎
學務部長　原保雄
經濟部長　武政隆一
土木部長　鈴木健二
警察部長　中村良三

**廣島縣**（廣島市）

知事　相川勝六
總務部長　久慈學
學務部長　福光正義
經濟部長　橋本政實
土木部長　宮崎正夫
警察部長　井田完二

**山口縣**（山口市）

知事　武井群嗣
總務部長　加藤初夫
學務部長　廣岡謙二
經濟部長　森下重格
警察部長　竹谷源太郎

**和歌山縣**（和歌山市）

知事　清水重夫
總務部長　岡田包義
學務部長　上山顯
經濟部長　藤野英陽
警察部長　桃井直美
△東牟婁支廳長　貴志武夫

**德島縣**（德島市）

知事　荒木義夫
總務部長　辻利吉
學務部長　鹽谷勇
經濟部長　右田鐵四郎
警察部長　池田長吉

**香川縣**（高松市）

知事　藤岡長敏
總務部長　田中遞
學務部長　檜垣一美
經濟部長　奧野定八
警察部長　和田貞寬